

(案)

宮 行 評 委 第 号
平 成 2 6 年 7 月 3 0 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長 星 宮 望

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 堀切川 一男

平成26年度政策評価・施策評価について（答申）

平成26年5月20日付け復政第8号で諮問されたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第1号及び同条第7項の規定に基づき、政策評価部会において調査審議を行った結果を別紙のとおり取りまとめたので、答申します。

平成26年度

政策評価・施策評価について

宮城県行政評価委員会

目次

| | | |
|-----|--|----|
| I | 答申に当たって | 1 |
| II | 調査審議の方法 | 2 |
| III | 調査審議の結果 | 5 |
| | 宮城県行政評価委員会政策評価部会 審議結果一覧表 | 9 |
| IV | 宮城県行政評価委員会政策評価部会の判定及び意見 | 15 |
| | 宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興実施計画の体系 | |
| | 政策推進の基本方向1 富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～ | |
| | 政策番号 1 育成・誘致による県内製造業の集積促進 | 16 |
| | 政策番号 2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 | 26 |
| | 政策番号 3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化 | 32 |
| | 政策番号 4 アジアに開かれた広域経済圏の形成 | 42 |
| | 政策番号 5 産業競争力の強化に向けた条件整備 | 48 |
| | 政策推進の基本方向2 安心と活力に満ちた地域社会づくり | |
| | 政策番号 6 子どもを生き育てやすい環境づくり | 56 |
| | 政策番号 7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり | 62 |
| | 政策番号 8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 | 74 |
| | 政策番号 9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 | 92 |
| | 政策番号 10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり | 96 |

政策推進の基本方向3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり

| | | | |
|---------|--------------------------------|-------|-----|
| 政策番号 11 | 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立 | | 102 |
| 政策番号 12 | 豊かな自然環境, 生活環境の保全 | | 108 |
| 政策番号 13 | 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 | | 114 |
| 政策番号 14 | 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり | | 118 |

宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系

| | | | |
|--------|-----------------------|-------|-----|
| 政策番号 1 | 被災者の生活再建と生活環境の確保 | | 126 |
| 政策番号 2 | 保健・医療・福祉提供体制の回復 | | 134 |
| 政策番号 3 | 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 | | 144 |
| 政策番号 4 | 農林水産業の早期復興 | | 154 |
| 政策番号 5 | 公共土木施設の早期復旧 | | 164 |
| 政策番号 6 | 安心して学べる教育環境の確保 | | 174 |
| 政策番号 7 | 防災機能・治安体制の回復 | | 184 |

I 答申に当たって

宮城県では、県民の視点に立って成果を重視する県政を推進することを目的として、平成14年4月1日から、「行政活動の評価に関する条例」に基づき行政評価を実施している。

このうち政策評価・施策評価については、県が自ら、施策に設定された目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、社会経済情勢、事業の実績及び成果等を踏まえて政策・施策の成果を評価するとともに、政策・施策を推進する上での課題と対応方針を示すことになっている。

この県が自ら行う評価の透明性や客観性を確保するため、学識者や有識者で構成される宮城県行政評価委員会に、知事の諮問に応じて、政策評価・施策評価に関する調査審議を行う組織として政策評価部会が置かれている。

当委員会では、今年5月20日に、宮城の将来ビジョン、宮城県震災復興計画及び宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画の体系に基づく21政策57施策を対象とした県の評価原案「政策評価・施策評価基本票」について、知事から諮問を受けた。

政策評価部会では、6月上旬から中旬にかけて「第1分科会」「第2分科会」「第3分科会」の3つの分科会に分かれ、延べ10回にわたり、県の評価原案の妥当性について、専門的な立場や県民の視点から調査審議を行った。調査審議の結果の詳細については、後記のとおりである。

当委員会の答申を通じて、県の行政運営の向上が図られ、東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるとともに、「宮城の将来ビジョン」で描く将来の宮城の姿、目標が着実に実現されることを願っている。

平成26年7月30日

宮城県行政評価委員会

委員長 星 宮 望

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 堀切川 一男

II 調査審議の方法

宮城県行政評価委員会政策評価部会は、県から諮問を受けた平成26年度政策評価・施策評価に関し、県の評価原案である「政策評価・施策評価基本票」に基づき、調査審議を行った。

1 調査審議の対象

平成26年度に諮問を受けた政策評価・施策評価は、宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興実施計画の体系に基づく14政策33施策に、宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系に基づく7政策24施策を加えた21政策57施策となったが、その全てについて、調査審議を行った。

2 調査審議の進め方

当部会では、宮城の将来ビジョンに定められた3つの政策推進の基本方向ごとに、第1分科会、第2分科会、第3分科会の3分科会を置き、県の担当部局職員の説明のもと、宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興実施計画に係る各基本票の記載内容について、施策評価、政策評価の順に調査審議を行った。また、宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画に係る各基本票の記載内容については、政策推進の基本方向を踏まえ、関連する分科会において調査審議を行った。

【政策評価部会の開催状況】

| | 開催日 | 議事 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 平成26年5月26日 | ・平成26年度政策評価・施策評価について ・政策評価部会・分科会の進め方等について |
| 第2回 | 平成26年7月14日 | ・平成26年度政策評価・施策評価に係る県民意見の聴取について ・平成26年度政策評価・施策評価に係る各分科会の審議結果について ・平成26年度政策評価・施策評価に係る答申案について |

【分科会の開催状況】

第1分科会

〔担当委員〕

- (7政策19施策) **堀切川一男委員** (分科会長／東北大学大学院工学研究科教授)
足立千佳子委員 (特定非営利活動法人まちづくり政策フォーラム理事)
成田由加里委員 (成田由加里公認会計士事務所代表)

| | 開催日 | 審議政策 (審議施策数) | |
|-----|------------|---------------------|---|
| 第1回 | 平成26年6月4日 | 政策1 政策2 政策5 | <ul style="list-style-type: none"> 育成・誘致による県内製造業の集積促進 (3施策) 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 (2施策) 産業競争力の強化に向けた条件整備 (3施策) |
| 第2回 | 平成26年6月9日 | 政策3 (※震災) 政策4 | <ul style="list-style-type: none"> 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (3施策) アジアに開かれた広域経済圏の形成 (2施策) |
| 第3回 | 平成26年6月19日 | 政策4 (※震災) 政策3 | <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業の早期復興 (4施策) 地域経済を支える農林水産業の競争力強化 (2施策) |

注) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系の政策については(※震災)を付記

第2分科会

〔担当委員〕

- (7政策20施策) **小坂健委員** (分科会長／東北大学大学院歯学研究科教授)
折腹実己子委員 (特別養護老人ホームパルシア施設長)
本図愛実委員 (宮城教育大学教職大学院教授)
※安藤朝夫委員 (東北大学大学院情報科学研究科教授)

※宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・
 震災復興実施計画の体系の政策9のみ

| | 開催日 | 審議政策 (審議施策数) | |
|-----|-----------|--------------|--|
| 第1回 | 平成26年6月2日 | 政策7 政策9 | <ul style="list-style-type: none"> 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり (3施策) コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 (1施策) |

| | | | |
|-----|------------|-----------------------------|---|
| 第2回 | 平成26年6月13日 | 政策6 (※震災) 政策10 政策8 | ・安心して学べる教育環境の確保 (3施策) ・だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(2施策) ・生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(6施策) |
| 第3回 | 平成26年6月16日 | 政策2 (※震災) 政策6 | ・保健・医療・福祉提供体制の回復(3施策) ・子どもを生き育てやすい環境づくり(2施策) |

注) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系の政策については(※震災)を付記

第3分科会

〔担当委員〕

(7政策18施策) **安藤 朝夫委員** (分科会長/東北大学大学院情報科学研究科教授)

井上 千弘委員 (東北大学大学院環境科学研究科教授)

山本 玲子委員 (尚綱学院大学名誉教授, 白梅学園大学教育・福祉研究センター客員研究員)

| | 開催日 | 審議政策 (審議施策数) | |
|-----|------------|----------------------|--|
| 第1回 | 平成26年6月2日 | 政策5 (※震災) 政策13 | ・公共土木施設の早期復旧(4施策) ・住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(1施策) |
| 第2回 | 平成26年6月6日 | 政策1 (※震災) 政策11 | ・被災者の生活再建と生活環境の確保(3施策) ・経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(2施策) |
| 第3回 | 平成26年6月11日 | 政策7 (※震災) | ・防災機能・治安体制の回復(4施策) |
| 第4回 | 平成26年6月16日 | 政策14 政策12 | ・宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(3施策) ・豊かな自然環境, 生活環境の保全(1施策) |

注) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系の政策については(※震災)を付記

Ⅲ 調査審議の結果

政策評価・施策評価に関する各分科会及び部会での審議を経て、県の評価項目「政策・施策の成果」の妥当性について判定（3区分）を行うとともに、「政策・施策の成果」及び「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」の各々に意見を付した。

1 政策・施策の調査審議結果

(1) 宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興実施計画の体系の政策・施策の調査審議結果

【県の政策評価に対する判定及び意見（14政策）】

| 評価項目 | 判定及び意見 | | |
|-----------------------|----------------|---------------|--------------|
| | 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
| 政策の成果 | 9政策 (2政策) | 5政策 (12政策) | 0政策 (0政策) |
| 政策を推進する上での 課題と対応方針 | 意見を付した政策数 | | |
| | 10政策 (12政策) | | |

※（ ）は昨年度実績

【県の施策評価に対する判定及び意見（33施策）】

| 評価項目 | 判定及び意見 | | |
|-----------------------|----------------|----------------|--------------|
| | 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
| 施策の成果 | 20施策 (15施策) | 12施策 (16施策) | 1施策 (2施策) |
| 施策を推進する上での 課題と対応方針 | 意見を付した施策数 | | |
| | 19施策 (21施策) | | |

※（ ）は昨年度実績

「政策・施策の成果」に対する判定区分

適切：県の評価原案について、評価の理由が十分であり、「政策・施策の成果」の評価は妥当であると判断されるもの
 概ね適切：県の評価原案について、評価の理由に一部不十分な点が見られるものの、「政策・施策の成果」の評価は妥当であると判断されるもの
 要検討：県の評価原案について、評価の理由が不十分で、「政策・施策の成果」の評価の妥当性を認めることができず、県が最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断されるもの

(2) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系の政策・施策の調査審議結果

【県の政策評価に対する判定及び意見（7政策）】

| 評価項目 | 判定及び意見 | | |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|
| | 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
| 政策の成果 | 3政策 (4政策) | 3政策 (2政策) | 1政策 (1政策) |
| 政策を推進する上での課題と対応方針 | 意見を付した政策数 | | |
| | 5政策 (7政策) | | |

※（ ）は昨年度実績

【県の施策評価に対する判定及び意見（24施策）】

| 評価項目 | 判定及び意見 | | |
|-------------------|----------------|--------------|--------------|
| | 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
| 施策の成果 | 14施策 (14施策) | 7施策 (8施策) | 3施策 (2施策) |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | 意見を付した施策数 | | |
| | 16施策 (19施策) | | |

※（ ）は昨年度実績

「政策・施策の成果」に対する判定区分

判定区分については宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興実施計画の体系と同じ。

各政策評価・施策評価の調査審議結果は、「宮城県行政評価委員会政策評価部会 審議結果一覧表」のとおりである。

2 政策評価・施策評価に付した主な意見

(1) 政策・施策の成果について

① 目標指標の明確化及び評価理由の充実

政策評価・施策評価の目標指標の中には、平成25年度の目標値が設定されていないものや、調査に時間を要し現況値の把握ができていないものなどが見受けられる。また、東日本大震災の発生から3年以上を経過し、

復旧・復興に向けた各種事業が進捗する中で、計画の策定時に設定した目標指標が施策の進捗状況を適切に表現できていない事例が生じている。

そのため、目標指標による成果の把握に当たっては、年度ごとの適切な目標値の設定及び迅速な現況値の把握に努めることが必要である。また、設定されている目標指標では成果の十分な把握が難しい場合には、それを補完するデータや事業の実績、目標指標を取り巻く社会経済情勢を評価の理由に記載するなど、政策・施策の成果を分かりやすく示す工夫が必要である。

②施策と施策を構成する事業の関連性を踏まえた評価等

施策を構成する事業の中には、目標指標の達成状況との関連が明確でないものがある一方、異なる施策の目的の実現に資するものも見受けられる。

そのため、政策・施策の評価に当たっては、事業の実績及び成果について、施策の方向との関連性や貢献度合いを踏まえて記載するなど、評価の理由を分かりやすく示す工夫が必要である。また、施策ごとの事業構成については、宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画に定める計画期間の区分や社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、検討を行うことが必要である。

③事業の実施状況における各種要因や成果の明確化

東日本大震災からの復旧・復興や昨今の国際情勢など、県を取り巻く社会経済情勢は大きく変動しており、個々の事業の進捗もそれに大きく左右されることが考えられる。

そのため、事業の評価に当たっては、所期の目標に対する達成状況に加え、上記要因をはじめとする影響の分析を行うなど、事業の実施状況を分かりやすく示す工夫が必要である。

(2) 政策・施策を推進する上での課題と対応方針について

①的確な課題の設定及び対応方針の明示

政策・施策の中には、課題と対応方針の記載内容に不十分なものが見受けられる。

課題と対応方針の記載に当たっては、目標指標の達成状況、県民意識との整合、社会経済情勢及び事業の成果等のほか、政策評価・施策評価の結果も踏まえ、現状分析に基づく課題を的確に設定するとともに、施策の方向や進捗状況、取組の対象者に応じた具体的な対応方針を掲げるなど、分かりやすく示す工夫が必要である。

②東日本大震災による影響を踏まえた対応

東日本大震災は、沿岸部を中心に産業構造や人口動態等にも大きな影響を与えているだけでなく、福島第一原子力発電所の事故により、一次産業を中心とした風評や震災廃棄物の処理など、県民の関心も高い様々な問題を生んでいる。

そのため、東日本大震災からの復旧・復興を図るに当たっては、部局横断的な取組や関係市町との連携に留意するなど、きめ細やかな対応を進め

ることが必要である。

各政策評価・施策評価に付した意見は、「Ⅳ 宮城県行政評価委員会政策評価部会の判定及び意見」のとおりである。

宮城県行政評価委員会政策評価部会 審議結果一覧表

(1) 宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興実施計画の体系

| 政策番号 | 政策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判断 | 施策番号 | 施策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判断 |
|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------|-------------------------|------|-------------------------------|-------------------|-------------------------|
| 政策推進の基本方向1 富県宮城の実現 ～県内総生産10兆円への挑戦～ | | | | | | | |
| 1 | 育成・誘致による県内製造業の集積促進 (P. 16～) | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (概ね適切) | 1 | 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興 | やや遅れている (やや遅れている) | 適切 (要検討) |
| | | | | 2 | 産学官の連携による高度技術産業の集積促進 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (概ね適切) |
| | | | | 3 | 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) |
| 2 | 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 (P. 26～) | やや遅れている (やや遅れている) | 適切 (概ね適切) | 4 | 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興 | やや遅れている (やや遅れている) | 適切 (適切) |
| | | | | 5 | 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現 | やや遅れている (やや遅れている) | 要検討 (概ね適切) |
| 3 | 地域経済を支える農林水産業の競争力強化 (P. 32～) | やや遅れている (概ね順調) | 適切 (概ね適切) | 6 | 競争力ある農林水産業への転換 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (概ね適切) |
| | | | | 7 | 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保 | やや遅れている (概ね順調) | 適切 (適切) |
| 4 | アジアに開かれた広域経済圏の形成 (P. 42～) | 概ね順調 (やや遅れている) | 適切 (適切) | 8 | 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進 | やや遅れている (やや遅れている) | 概ね適切 (適切) |
| | | | | 9 | 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成 | 概ね順調 (やや遅れている) | 適切 (適切) |
| 5 | 産業競争力の強化に向けた条件整備 (P. 48～) | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (概ね適切) | 10 | 産業活動の基礎となる人材の育成・確保 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) |
| | | | | 11 | 経営力の向上と経営基盤の強化 | 概ね順調 (順調) | 適切 (概ね適切) |
| | | | | 12 | 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) |

| 政策番号 | 政策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判断 | 施策番号 | 施策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判断 |
|------------------------------------|---------------------------------------|----------------------|-------------------------|------|-------------------------------|----------------------|-------------------------|
| 政策推進の基本方向2 安心と活力に満ちた地域社会づくり | | | | | | | |
| 6 | 子どもを生き育てやすい環境づくり (P. 56～) | やや遅れている (やや遅れている) | 適切 (適切) | 13 | 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり | やや遅れている (やや遅れている) | 適切 (適切) |
| | | | | 14 | 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成 | やや遅れている (やや遅れている) | 適切 (概ね適切) |
| 7 | 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり (P. 62～) | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (概ね適切) | 15 | 着実な学力向上と希望する進路の実現 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (概ね適切) |
| | | | | 16 | 豊かな心と健やかな体の育成 | やや遅れている (やや遅れている) | 概ね適切 (概ね適切) |
| | | | | 17 | 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) |
| 8 | 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 (P. 74～) | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (概ね適切) | 18 | 多様な就業機会や就業環境の創出 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) |
| | | | | 19 | 安心できる地域医療の充実 | 概ね順調 (概ね順調) | 概ね適切 (概ね適切) |
| | | | | 20 | 生涯を豊かに暮らすための健康づくり | 概ね順調 (概ね順調) | 概ね適切 (適切) |
| | | | | 21 | 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり | 順調 (概ね順調) | 概ね適切 (適切) |
| | | | | 22 | 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) |
| | | | | 23 | 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興 | 概ね順調 (やや遅れている) | 適切 (適切) |
| 9 | コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 (P. 92～) | やや遅れている (やや遅れている) | 概ね適切 (概ね適切) | 24 | コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 | やや遅れている (やや遅れている) | 概ね適切 (概ね適切) |
| 10 | だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり (P. 96～) | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (概ね適切) | 25 | 安全で安心なまちづくり | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (概ね適切) |
| | | | | 26 | 外国人も活躍できる地域づくり | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) |

| 政策番号 | 政策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定 | 施策番号 | 施策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定 |
|--|---|----------------------|-------------------------|------|--------------------------------|----------------------|-------------------------|
| 政策推進の基本方向3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり | | | | | | | |
| 11 | 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立 (P. 102～) | 概ね順調 (概ね順調) | 概ね適切 (概ね適切) | 27 | 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献 | 概ね順調 (概ね順調) | 概ね適切 (要検討) |
| | | | | 28 | 廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進 | 概ね順調 (概ね順調) | 概ね適切 (概ね適切) |
| 12 | 豊かな自然環境, 生活環境の保全 (P. 108～) | やや遅れている (やや遅れている) | 概ね適切 (概ね適切) | 29 | 豊かな自然環境, 生活環境の保全 | やや遅れている (やや遅れている) | 概ね適切 (概ね適切) |
| 13 | 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 (P. 114～) | 概ね順調 (概ね順調) | 概ね適切 (概ね適切) | 30 | 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 | 概ね順調 (概ね順調) | 概ね適切 (概ね適切) |
| 14 | 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり (P. 118～) | 概ね順調 (概ね順調) | 概ね適切 (概ね適切) | 31 | 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実 | 概ね順調 (概ね順調) | 概ね適切 (概ね適切) |
| | | | | 32 | 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (概ね適切) |
| | | | | 33 | 地域ぐるみの防災体制の充実 | 概ね順調 (概ね順調) | 概ね適切 (概ね適切) |

※ 宮城県行政評価委員会の判定は, 県の評価原案の妥当性について「適切」「概ね適切」「要検討」の3区分により判定したものである。

※ 「県の評価原案」及び「県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定」の()内は, 昨年度の判定結果を記載している。

(2) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系

| 政策番号 | 政策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県政評価委員会の判定 | 施策番号 | 施策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県政評価委員会の判定 |
|------|------------------------------------|----------------------|------------------------|------|-----------------|----------------------|------------------------|
| 1 | 被災者の生活再建と生活環境の確保 (P. 126～) | やや遅れている (やや遅れている) | 概ね適切 (適切) | 1 | 被災者の生活環境の確保 | やや遅れている (やや遅れている) | 概ね適切 (適切) |
| | | | | 2 | 廃棄物の適正処理 | 順調 (概ね順調) | 適切 (概ね適切) |
| | | | | 3 | 持続可能な社会と環境保全の実現 | 概ね順調 (やや遅れている) | 要検討 (概ね適切) |
| 2 | 保健・医療・福祉提供体制の回復 (P. 134～) | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) | 1 | 安心できる地域医療の確保 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (要検討) |
| | | | | 2 | 未来を担う子どもたちへの支援 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) |
| | | | | 3 | だれもが住みよい地域社会の構築 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) |
| 3 | 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (P. 144～) | やや遅れている (やや遅れている) | 適切 (概ね適切) | 1 | ものづくり産業の復興 | やや遅れている (やや遅れている) | 適切 (適切) |
| | | | | 2 | 商業・観光の再生 | やや遅れている (やや遅れている) | 概ね適切 (概ね適切) |
| | | | | 3 | 雇用の維持・確保 | やや遅れている (やや遅れている) | 適切 (適切) |
| 4 | 農林水産業の早期復興 (P. 154～) | やや遅れている (やや遅れている) | 要検討 (適切) | 1 | 魅力ある農業・農村の再興 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) |
| | | | | 2 | 活力ある林業の再生 | 概ね順調 (概ね順調) | 概ね適切 (適切) |
| | | | | 3 | 新たな水産業の創造 | やや遅れている (やや遅れている) | 要検討 (適切) |
| | | | | 4 | 一次産業を牽引する食産業の振興 | やや遅れている (やや遅れている) | 適切 (適切) |

| 政策番号 | 政策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定 | 施策番号 | 施策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定 |
|------|-----------------------------|----------------------|-------------------------|------|-------------------------|----------------------|-------------------------|
| 5 | 公共土木施設の早期復旧 (P. 164～) | やや遅れている (やや遅れている) | 概ね適切 (適切) | 1 | 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進 | 概ね順調 (概ね順調) | 概ね適切 (適切) |
| | | | | 2 | 海岸、河川などの県土保全 | やや遅れている (やや遅れている) | 概ね適切 (概ね適切) |
| | | | | 3 | 上下水道などのライフラインの復旧 | 順調 (順調) | 適切 (適切) |
| | | | | 4 | 沿岸市町をはじめとするまちの再構築 | やや遅れている (やや遅れている) | 概ね適切 (概ね適切) |
| 6 | 安心して学べる教育環境の確保 (P. 174～) | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (概ね適切) | 1 | 安全・安心な学校教育の確保 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (概ね適切) |
| | | | | 2 | 家庭・地域の教育力の再構築 | 概ね順調 (やや遅れている) | 適切 (適切) |
| | | | | 3 | 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) |
| 7 | 防災機能・治安体制の回復 (P. 184～) | 概ね順調 (概ね順調) | 概ね適切 (要検討) | 1 | 防災機能の再構築 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (要検討) |
| | | | | 2 | 大津波等への備え | 概ね順調 (やや遅れている) | 要検討 (概ね適切) |
| | | | | 3 | 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化 | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (概ね適切) |
| | | | | 4 | 安全・安心な地域社会の構築 | 概ね順調 (概ね順調) | 概ね適切 (適切) |

※ 宮城県行政評価委員会の判定は、県の評価原案の妥当性について「適切」「概ね適切」「要検討」の3区分により判定したものである。

※ 「県の評価原案」及び「県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定」の()内は、昨年度の判定結果を記載している。

IV 宮城県行政評価委員会 政策評価部会の判定及び意見

宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興実施計画の体系

政策推進の基本方向1 富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～

| 政策番号1 | 育成・誘致による県内製造業の集積促進 |
|---|--------------------|
| <p>今後の宮城県経済の成長のためには、県外の需要を獲得することが重要であり、製造業を中心として強い競争力のある産業を創出する必要がある。このため、県内企業と関係機関の連携を強化し、技術・経営革新を一層促進する。</p> <p>特に、県内製造業の中核である電気機械製造業を中心に、基盤技術力の向上や関連企業の誘致、産学官の密接な連携のもとで、県内の学術研究機関の持つ技術力や研究開発力を活用した高度技術産業の育成を推進し、国際的にも競争力のある産業集積を図る。</p> <p>また、自動車関連産業においては、岩手・山形両県などの東北各県と連携しながら、これまで培ってきた我が県の強みを生かして集積を促進する。</p> <p>食品製造業は、個々の事業者の競争力の向上が課題となっており、今後豊富な第一次産品や、水産加工業を中心としたこれまでの関連産業の集積などの強みを生かした高付加価値な製品の開発を促進し、食品製造業を成長軌道に乗せる。</p> <p>こうした取組により、平成28年度までに、電機・電子、自動車関連、食品製造業の製造品出荷額の2割以上の増加を目指す。</p> <p>さらに、次代を担う新たな産業については、我が県の特性や製造業の成長過程を踏まえて、可能性の高い分野を見極め、将来の集積形成に向けた取組を行っていく。</p> | |

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | | 達成度 | 施策評価 |
|------|------------------------------|---------------------------|--|------------------------------|-----|---------|
| | | | 実績値 (指標測定年度) | | | |
| 1 | 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興 | 153,581,828 | 製造品出荷額等(食料品製造業を除く)(億円) | 29,812億円 (平成24年) | B | やや遅れている |
| | | | 製造品出荷額等(高度電子機械産業分)(億円) | 8,373億円 (平成24年) | C | |
| | | | 製造品出荷額等(自動車産業分)(億円) | 2,600億円 (平成24年) | C | |
| | | | 企業立地(食品関連産業等を除く)件数(うち高度電子機械産業、自動車関連産業及びクリーンエネルギー産業)(件) | 46件 (28件) (平成22～24年累計) | C | |
| | | | 企業集積等による雇用機会の創出数(人分)[累計] | 約7,700人分 (平成25年度) | C | |
| | | | 産業技術総合センターによる技術改善支援件数(件) | 2,672件 (平成22～25年度累計) | A | |
| 2 | 産学官の連携による高度技術産業の集積促進 | 557,097 | 産学官連携数(件)[累計] | 2,601件 (平成25年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 知的財産の支援(特許流通成約)件数(件)[累計] | 213件 (平成25年度) | C | |
| 3 | 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興 | 149,343,813 | 製造品出荷額等(食料品製造業)(億円) | 4,430億円 (平成24年) | A | 概ね順調 |
| | | | 1事業所当たり粗付加価値額(食料品製造業)(万円) | 25,635万円 (平成24年) | A | |
| | | | 企業立地件数(食品関連産業等)(件) | 41件 (平成22～24年累計) | A | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| | |
|-----------------|------|
| 政策評価（原案） | 概ね順調 |
|-----------------|------|

| 評価の理由・各施策の成果の状況 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・育成・誘致による県内製造業の集積促進に向けて3つの施策により取り組んだ。 ・施策1の地域経済を力強くけん引するものづくり産業（製造業）の振興について、各指標に関連する事業について、概ね計画どおり執行され、一定の成果があったところである。しかし、沿岸部において事業再開に至らない事業者がまだ多いこと、製造品出荷額等も震災前までに回復していない業種もあり、更に直近の鉄工業生産指数でも水準に回復していない状況となっている。 ・施策2の産学官の連携による高度技術産業の集積促進については、2つの指標のうち1指標で目標値には達しなかったものの、産学官連携数については医療・健康機器分野での企業育成が図られた。 ・施策3の豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興については、地域実情に応じた支援や、販路回復・拡大支援、農林水産物・県産加工品の高付加価値化の推進に取り組み、3つの指標とも目標値を達成した。 ・以上から、沿岸部では事業再開等が遅れているものの、各指標に対する事業については計画どおり執行されていることから、概ね順調と判断する。 |

| 政策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|---|---|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・施策1について、内陸部と沿岸部の復旧・復興の状況格差を踏まえ、地域の状況に応じたきめ細やかな対策を講じる必要がある。 ・施策2について、一貫した支援体制の構築や企業ニーズの把握、対応の強化が必要である。 ・施策3について、本県の農林水産資源や食品製造業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、販路や供給力の回復・拡大につながる支援を継続するなど、地域の実情に応じたきめ細やかな対応が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策1について、県内各市町村と連携し、事業用地の確保をはじめとした重点分野企業の誘致、集積に対応する事業を推進していく。また、内陸部では復旧の次の段階として取引拡大・販路開拓等の支援事業、沿岸部では引き続き施設設備の復旧・復興を支援するなど、地域の状況に応じたきめ細やかな支援を行う。 ・施策2について、「産」のニーズを重視した産学連携を指向し、有効で効率的な事業展開を目指すとともに、県民に向けて事業内容や成果の広報・周知に努める。 ・施策3について、企業訪問等を通じた事業者や地域のニーズ把握に努めるとともに、「宮城ふるさとプラザ」や物産展などを活用した県産品のイメージアップ、商談機会の創出・提供による新たな販路確保や人材育成支援に取り組む。 |

| 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | | | | |
|---------------------------|-------|--|----|--|----|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">判定</td> <td>評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">適切</td> <td></td> </tr> </table> | 判定 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | 適切 | |
| | 判定 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | | | | |
| 適切 | | | | | | |
| 政策を推進する上での課題と対応方針 | | 施策3の課題と対応方針については、風評に対する取組や対応策についても具体的に記載する必要があると考える。 | | | | |

施策番号1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興

施策の方向
 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針)

◇ みやぎ高度電子機械産業振興協議会活動を通じ、半導体・エネルギー、医療・健康機器、航空機などの市場における県内企業の取引の創出及び拡大に取り組む。
 ◇ とうほく自動車産業集積連携会議を通じ、東北各県と連携した関東・東海圏域での商談会の開催等による受注機会の拡大に取り組む。
 ◇ 自動車関連産業への進出に向けた、県内製造業の技術力の向上や設備投資への支援、隣接県の試験研究機関との連携による技術開発に取り組む。
 ◇ 「高度電子機械産業」、「自動車関連産業」に加え、低炭素社会に向け太陽光発電や環境対応車など市場拡大が期待される「クリーンエネルギー産業」についても重点産業として積極的な誘致を図るとともに、技術開発や製品開発への取組を支援する。
 ◇ 経済波及効果や雇用拡大への貢献が大きい重点産業などを中心とした、地域経済の中核となる企業及びその関連企業の戦略的な誘致を推進する。
 ◇ 産業技術総合センター、県内学術研究機関、みやぎ産業振興機構などの産業支援機関と連携した県内製造業の技術力の向上、経営の高度化、営業力やマーケティング機能の強化など生産性向上に向け、総合的に支援する。

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | 初期値 | 目標値 | 実績値 | 達成度 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
|-------|---|--|---------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------|------------------------------------|
| | | | (指標測定年度) | (指標測定年度) | (指標測定年度) | 達成率 | |
| 1 | 製造品出荷額等(食料品製造業を除く)(億円) | | 29,502億円 (平成19年) | 33,537億円 (平成24年) | 29,812億円 (平成24年) | B 88.9% | 34,344億円 (平成25年) |
| 2 | 製造品出荷額等(高度電子機械産業分)(億円) | | 11,868億円 (平成19年) | 12,013億円 (平成24年) | 8,373億円 (平成24年) | C 69.7% | 12,301億円 (平成25年) |
| 3 | 製造品出荷額等(自動車産業分)(億円) | | 1,672億円 (平成19年) | 3,818億円 (平成24年) | 2,600億円 (平成24年) | C 68.1% | 4,063億円 (平成25年) |
| 4 | 企業立地(食品関連産業等を除く)件数 (うち高度電子機械産業、自動車関連産業及び クリーンエネルギー産業)(件) | | 0件 (0件) - | 90件 (78件) (平成22～ 24年累計) | 46件 (28件) (平成22～ 24年累計) | C 51.1% | 120件 (104件) (平成22～ 25年累計) |
| 5 | 企業集積等による雇用機会の創出数(人分) [累計] | | 0人分 (平成20年度) | 10,000人分 (平成25年度) | 約7,700人分 (平成25年度) | C 約77.0% | 10,000人分 (平成25年度) |
| 6 | 産業技術総合センターによる技術改善支援件数(件) | | 0件 - | 2,000件 (平成22～ 25年度累計) | 2,672件 (平成22～ 25年度累計) | A 133.6% | 2,000件 (平成22～ 25年度累計) |

■ 施策評価 (原案) やや遅れている

評価の理由

目標指標等

- ・一つ目の指標「製造品出荷額等(食料品製造業を除く)」は、目標値を下回り、達成率88.9%で、達成度「B」に区分されるが、復興需要による石油製品・石炭製品製造業、鉄鋼業などの出荷額等の増加等により、昨年度の達成率72.0%、達成度「C」よりは上昇している。
- ・二つ目の指標「製造品出荷額等(高度電子機械産業分)」は、震災後の影響により、電子部品・デバイス・電子回路製造業で事業所数・出荷額等ともに大幅に減少したため、目標値を下回り、達成度は「C」となった。しかし、電気機械器具製造業では、震災前から事業所数・出荷額等ともに増加傾向にあるとともに、情報通信機械器具製造業は、前年度比で大幅に増加し、震災以前の金額まで回復した。
- ・三つ目の指標「製造品出荷額等(自動車産業分)」は、目標値には達していないものの、平成23年から完成車工場の稼働が始まったことや関連企業の進出、さらにコンパクト車の生産が好調であったことから、出荷額等の推計値は増加傾向にある。
- ・四つ目の指標「企業立地(食品関連産業等を除く)件数」は、震災に加え、海外への生産拠点の流出による企業の設備投資計画の減少もあり、目標を下回り、達成度は「C」となった。
- ・五つ目の指標「企業集積等による雇用機会の創出数」は、目標を下回り、達成率「C」となったが、国の「津波原子力災害被災地域雇用創出助成金」等の効果により、平成26年以降は雇用者の増加が期待できる。
- ・六つ目の指標「産業技術総合センターによる技術改善支援件数」は、震災からの復旧過程においてセンターに支援を求めるケースが増加するなど、目標値を上回り、達成率133.6%、達成度「A」となった。

県民意識

- ・平成25年県民意識調査では、類似する取組の震災復興計画政策3施策1「ものづくり産業の復興」の高重視群は、69.8%となっており、前年の高重視群の割合の76.1%から6.3ポイント減少したが、依然としてこの施策に対する県民の期待は高いと思われる。
- ・一方、満足群は前年から1.0%減少し33.8%、不満群は前年から0.9%減少し27.2%であり、満足群と不満群の割合は昨年と同程度である。

| 評価の理由 | |
|----------------|--|
| 社会 経済 情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・アベノミクスの効果等により、景気は緩やかな回復を続けており、設備投資等の持ち直しなどの需要を反映して、鉱工業生産の伸びは幾分高まっているが、引き続き、海外景気の下振れが、景気を下押しするリスクとなっている。 ・本県における平成25年の鉱工業生産指数(季節調整済)は、88.2～104.6の間を推移しており、年平均は94.7で、震災前の平成22年(指数100)までは及ばない状況にある。 ・平成23年10月の東京エレクトロン宮城の新工場竣工、平成24年7月のトヨタ自動車東日本の発足、同年12月のエンジン工場稼働開始など各分野でのすそ野が拡大し、今後の県内企業の取引拡大や新規参入などに向けた施策の必要性がさらに増している。 ・県の企業誘致重点戦略では、8つの重点分野のうち、「自動車関連」「医療・健康関連」「クリーンエネルギー関連」「航空宇宙関連」「食品関連」を企業訪問の重点分野と定め、復興特区や津波・原子力災害被災地雇用創出企業立地補助金などを活用して更なる企業誘致を目指すこととしている。 ・東日本大震災からの復旧は、内陸部の企業を中心に事業再開が進んでいるものの、津波被害が甚大だった沿岸部においては、嵩上げ等の遅れにより未だ事業再開に至っていない企業もあり、地域の状況に応じたきめ細かい支援をしていく必要がある。 |
| 事業 の成 果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・高度電子機械産業集積促進事業では、技術セミナー等の開催(計7回、延べ509人参加)や展示会への出展支援(計9回、延べ42社参加)等を通じて、県内企業の取引創出や拡大に一定の成果が見られるなど、概ね順調に推移している。 ・自動車関連産業特別支援事業では、展示商談会の開催(合同展示商談会・県単独展示会計8回、延べ72社参加)、セミナーの開催(計4回、延べ412人参加)等により、県内企業の受注機会の拡大を図るとともに、「みやぎ自動車産業振興協議会」の製造業会員が302から317会員に増加するなどの成果が出ており、概ね順調に推移している。 ・「みやぎ優れMONO発信事業」では、4製品を新たに「優れMONO」として認定し、過去の認定製品も含め、県内外の展示会への出展や認定制度の特典を使った各種施策の活用などを通じて、認定製品の販路拡大や売上拡大の支援を行った。 ・一方、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業では、沿岸部で嵩上げ等のインフラ整備が進んでいないことなどにより、平成25年度末における進捗率は67%(事業者ベース)に止まっている。 ・この他、本施策を構成する他の各事業についても、事業担当課室において、概ね計画どおりに執行され、一定の成果があったと評価しており、事業自体の推移はおおむね順調であると判断される。しかし、沿岸部において事業再開に至らない事業者がまだ多いことや、製造品出荷額等も震災前までの回復していない業種もあること、更に直近の鉱工業生産指数でも震災前の水準に回復していないことなどを総合的に判断した結果、当該施策は「やや遅れている」と評価した。 |

※ 評価の視点：目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|---|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・グループ補助金等の支援により相当数の事業者が事業再開を果たしたものの、沿岸地域では地盤の嵩上げなどインフラ整備に時間を要し、再開に至っていない事業者が多く、まちづくりの進捗を見据えたきめ細かな支援が求められている。 ・生産機能を回復した事業者の中には販路喪失や売上減少等に直面しているケースもあり、販路回復や新製品開発に向けた技術力や経営力の向上への支援も求められている。 ・ものづくり産業の復興に関しては、引き続き、自動車関連産業や高度電子機械産業の振興を推進するとともに、医療・健康機器分野やクリーンエネルギー分野などの新たな産業分野での振興も必要である。 ・今後の地域経済の再生や発展にけん引する新たな事業者の育成や起業支援の強化なども求められている。 ・自動車関連等で順調に企業立地が進む一方、沿岸地域においては、嵩上げ等の遅れや仮設住宅用地としての活用などにより、事業用地が不足している。 ・本施策に対する県民意識は、類似する取組を参考にすると、施策として重要視されているものの、満足度については「分からない」の割合が比較的高いと思われる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・グループ補助金等の制度の継続や要件緩和などについて国に要望を行うとともに、他の支援制度とあわせて、引き続き、沿岸部を中心に、まちづくりの進捗に応じて、施設や設備の復旧・復興に係るきめ細かな支援を継続する。 ・販路回復や新製品開発に向け、企業ニーズの把握等を的確に把握し、助言指導や販路開拓・取引拡大の支援を強化する。 ・自動車関連産業や高度電子機械産業等については、地元企業のレベルアップ支援を加速し、進出企業との取引拡大を後押しするとともに、新たな産業分野の振興に向けて企業誘致と連動し、課題解決や技術力向上に向けた支援を行う。 ・起業・創業からそれぞれの企業の成長段階に応じた支援を行うなど地域経済の再生に向けた取組を強化する。 ・企業誘致については、引き続き重点産業分野での誘致を積極的に進めるとともに、沿岸地域においては、市町と連携し、事業用地取得に向けた取組と既存工業団地の情報収集や他の部局との連携などにより、津波浸水跡地の産業用地としての活用などを支援し、企業立地を推進する。 ・様々な媒体を通じて、事業の内容や成果について広報・周知を強化し、事業内容の理解と満足度の向上を目指す。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|--------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分にあり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | |

| | |
|---|--|
| 施策番号2 | 産学官の連携による高度技術産業の集積促進 |
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | ◇ 高度電子機械産業の集積促進を目指し、企業と学術研究機関との人材や技術の相互交流、共同研究、ネットワーク形成等を推進する。 ◇ 産学官による技術高度化支援や経営革新支援を通じて、重点分野として、半導体・エネルギー、医療・健康機器、航空機分野における取引の創出・拡大を促進する。 ◇ 県内学術研究機関や県内企業等によるプロジェクトに対し、国などの大規模資金導入に向け支援する。 ◇ 県内企業及び県内学術研究機関が持つ特許等の技術シーズと市場ニーズのマッチング等による活用促進と、その技術を利用した新製品等の開発を支援する。 |

| | | | | | | |
|--------------|---|------------------|------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 産学官連携数(件)[累計] | 674件 (平成20年度) | 1,800件 (平成25年度) | 2,601件 (平成25年度) | A 171.1% |
| 2 | 知的財産の支援(特許流通成約)件数(件)[累計] | 160件 (平成20年度) | 230件 (平成25年度) | 213件 (平成25年度) | C 75.7% | 230件 (平成25年度) |

| | |
|--------------------|--|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・一つ目の指標「産学官連携数」については、達成率は171.1%、達成度は「A」に区分される。 ・二つ目の指標「知的財産の支援(特許流通成約)件数」については、達成率は75.7%、達成度は「C」に区分される。 ・産学官連携数については、東日本大震災発生後も地域企業の基盤技術高度化等のニーズが高く、増加傾向にある一方、知的財産の支援(特許流通成約)件数については目標値に達していない。 |
| 県民意識 | ・平成25年県民意識調査の類似する取組である震災復興の政策3施策1「ものづくり産業の復興」の調査結果を参照すると、高重視群69.8%と一定程度重視されているが、満足群が33.8%と低くなっている一方、満足度の「わからない」は39.1%と満足群より高い数値となっている。また平成23年県民意識調査において、それぞれ57.2%,38.1%,40.5%となっており、満足度の「わからない」の回答割合に同様な傾向が見られる。 ・施策「産学官の連携による高度技術産業の集積促進」については、施策を構成する事業が主に学術研究機関や企業を対象としているため、県民の認識が高いとはいえないことから、事業とその成果について県民に幅広く周知していく必要があると考えられる。 |
| 社会経済情勢 | ・東京エレクトロン宮城新工場やジャムコ名取新工場の操業開始等により、県内企業は取引の創出や拡大に対する機運が高まっており、QCD(Quality:品質, Cost:コスト, Delivery:納期)への対応や技術レベルの向上がこれまで以上に重要となっている。 ・そのため、県内企業は、産業技術の高度化への対応や変化に迅速に対応できる企業経営が求められており、独創的な技術開発や企業が変化に対応できる組織・体制づくりなど、技術支援にとどまらない多様な観点からの産学官連携が必要となっている。 ・東日本大震災からの復旧期最終年度となり、甚大な被害を受けた沿岸部の企業においても復旧から復興へ向かい始めている状況であることから、沿岸部の企業に対する段階に応じた適切な支援が必要となっている。 |
| 事業の成果等 | ・地域イノベーション戦略支援プログラム事業をきっかけに設立された医療機器製造販売会社が、起業家等育成支援事業を活用しインキュベーション施設において製品の開発、製造、販売を開始しており、産学官の連携支援による医療・健康機器分野での企業の育成が図られるなど、一定の成果があった。 ・「産」からの試作段階でのニーズを把握したことにより、26年度に具体的支援策の事業化につながった。 ・最終の商品化(売れる商品の実用化)や新技術の開発までにはある程度の時間を要する面もあるが、事業の継続的な実施により、県内企業の競争力強化や経営の持続的発展に寄与していると認められる。 ・以上により、「知的財産の支援(特許流通成約)件数」については、目標値に達しなかったものの、「産」のニーズから出発して「学」のシーズと結びつけることにより、本県が掲げる重点分野において企業育成に一定の成果が上がりつつあることから、産学官の連携による高度技術産業の集積促進という施策の目的に向けて概ね順調に推移していると判断する。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・施策の進捗状況は概ね順調であるが、県民意識調査結果では、本施策が一定程度重視されているものの満足度では「わからない」の回答割合が多くなっている。施策の取組そのものや取組の成果に対する県民の認知度を向上させるため、当該施策を構成する各事業の状況や成果等について一層の周知を図ることが課題となっている。</p> <p>・構成する7事業においては、創業から販売までの一貫した支援体制の構築、企業ニーズの把握・対応、新たなニーズ及びシーズの探索、情報の収集と共有化、コーディネート機能の強化などが課題となっている。更に、東日本大震災の発生後、各企業においては生産機能の回復・復旧が最優先の課題となっているが、震災からの再生期を迎えるに当たり、甚大な被害を受けた主に沿岸部の企業に対する支援のあり方が課題となっている。あわせて、新製品・新技術の開発を積極的に進め競争力を高めて新たな市場の開拓や商品展開等を図っていこうという意欲の高い企業に対する産学官連携支援のあり方が課題となっている。</p> | <p>・従来取り組んできた「学」のシーズを活用する手法を見直して「産」のニーズを重視した産学連携を指向し、有効で効率的な事業を展開するとともに、県民に向けて成果等の周知に努める。</p> <p>・市場ニーズにマッチした製品が実用化されるなど具体的な成果が現れるよう産業技術総合センターとの連携を深め、取組や実績について可視化を図るなど、効果的に取組を進めていく。</p> <p>・新たな産学官連携支援のあり方や沿岸部の企業に対する支援のあり方を模索し、効果的な手法を検討する。</p> <p>・「KCみやぎ（基盤技術高度化支援センター）推進事業」においては、他の支援施策や産業支援機関とも連携し、地域企業の技術相談から共同研究、共同プロジェクト、商品化に至るまでの一貫した支援を行う。とりわけ、被災企業からの相談案件に対しの確に対応する。</p> <p>・「地域イノベーション創出型研究開発支援事業」においては、新事業創出の可能性と経済的インパクトの高い企業への支援を可能とするため、関係機関との情報共有化や企業訪問等による情報収集の強化を図る。</p> <p>・「知的財産活用推進事業」においては、関係者間の連携をこれまで以上に密にし、情報の共有化を図ることで知的財産活用を推進する。</p> <p>・「起業家等育成支援事業」においては、国の補助事業を入居者に周知し、活用できるよう支援していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
|-------------------|----|--|
| | 適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

施策番号3

豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興

| | |
|---|--|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 高齢社会や健康志向等、消費者ニーズを反映した「売れる商品づくり」を促進する。 ◇ 農林水産業、食品製造業者等による食料産業クラスターの形成支援、大規模商談会の開催や国際規模の商談会における県産食品の取引拡大等を支援する。 ◇ 県内での取引を活発にする企業間マッチングや農商工連携の支援並びに産学官の連携や食文化を生かした新たな商品開発を促進する。 ◇ 食品製造業の商品開発力や販売力の強化を中心とした経営革新を促進する。 ◇ 販売競争を優位に展開する県産食品の高付加価値化、ブランド化を推進する。 ◇ 首都圏等での市場調査やビジネスマッチングを支援する。 ◇ 食品関連産業の企業立地を促進するとともに、既存企業の生産性向上につながる事業の高度化を推進する。 |
|---|--|

| | | | | | | |
|--------------|---------------------------|---------------------|-------------------------|--|-------------|-------------------------|
| 目標指標等 | | ■達成度 | | A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | |
| | | ■達成率(%) | | フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 製造品出荷額等(食料品製造業)(億円) | 6,014億円 (平成19年) | 3,912億円 (平成24年) | 4,430億円 (平成24年) | A 113.2% | 4,499億円 (平成25年) |
| 2 | 1事業所当たり粗付加価値額(食料品製造業)(万円) | 22,535万円 (平成19年) | 19,727万円 (平成24年) | 25,635万円 (平成24年) | A 129.9% | 22,383万円 (平成25年) |
| 3 | 企業立地件数(食品関連産業等)(件) | 0件 - | 30件 (平成22~ 24年累計) | 41件 (平成22~ 24年累計) | A 136.7% | 40件 (平成22~ 25年累計) |

| | |
|--------------------|------|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
|--------------------|------|

評価の理由

| | |
|---------------|--|
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「製造品出荷額等」については、平成24年宮城県の工業によると、前回よりも11.3ポイント減少したが、達成率は113.2%、達成度は「A」に区分される。 ・「1事業所あたりの粗付加価値額」については、平成24年宮城県の工業によると、前回よりも9.3ポイント減少したが、達成率は129.9%、達成度は「A」に区分される。 ・「企業立地件数(食品関連作業等)」については、前回よりも6.7ポイント増加し、達成率は136.7%、達成度は「A」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年県民意識調査では、農林水産業の分野の取組のうち「一次産業を牽引する食産業の振興」については、重要又はやや重要が全体の66.0%と高重視群が高いものの、満足群は37.2%にとどまっている。 ・また、特に優先すべきと思う施策として、食品製造関連施設の早期復旧及び事業再開支援が県全体の8.3%であり、本分野の中でも全体で4位となっていることから、沿岸部、内陸部を問わず県民意識の中において本施策への期待は大きい。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年宮城県の工業(速報)において、本県食品製造事業所数は、平成22年より214事業所減っており、製造出荷額も平成22年より約1,301億円減少している。 ・また、これまで食品製造業の製造品出荷額は県内で最も多かったが、震災後、多くの食品製造業事業者が被災したことから、製造品出荷額においては、他業種にその座を明け渡すなど、食品製造業を取り巻く情勢は大変厳しい状況となっている。 ・更に、震災により沿岸地域を中心として、生産者、加工及び流通事業者が甚大な被害を受け、多くの事業者において既存の販路が失われていることから、販路の回復・開拓が急務となっている。 ・販路開拓においては、福島第一原子力発電所事故の影響は、徐々に縮小しているものの未だに解消されておらず、県産品の販売は厳しい状況が続いており、引き続き広報PR等により県産品のイメージアップを図る必要がある。 ・輸出については、円高や平成23年3月の原発事故の影響などにより、落ち込みが生じていたが、平成25年は、5,506億円と過去最高となった(H24年:4,597億円)。国においては、平成32年までに農林水産物、食品の輸出額を1兆円規模に拡大する目標を立てており、今後はオールジャパンでの取組が促進されていくこととなる。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・県経済の復旧に向け、3,721事業者の復興事業計画を認定し、1,440億円の補助金を交付した。 ・企業の課題把握やニーズ対応等に向け、1千件を超える企業訪問を実施した。 ・大手スーパーとのタイアップにより水産加工品販売会を開催し、被災事業者の取引拡大を支援するとともに、地元企業連携体と共同で産学官連携事業や成長が期待される産業への参入に向けた勉強会等を実施し、地域のものづくり産業の振興を図った。 ・首都圏の百貨店を中心に5か所(横浜・広島・名古屋・千葉・高槻)で物産展を開催したり、東京アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」での販売を通じ、県産品の認知度向上等に努めるとともに、展示商談会の開催補助や県外への展示商談会への出展補助を実施した。 ・仙台での県単独や山形県との合同による商談会を開催するとともに、首都圏及び大阪で開催された商談会等へ出展した。また、台湾のスーパーにおけるフェアや海外バイヤーを招へいして商談会を開催するなど、販路開拓支援を行った。 ・更に、農林漁業者と商工業者とのマッチング機会の提供や実需者を専門家とするマッチング強化員を派遣するなどにより、新商品開発等の支援を行った。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・製造環境の被災に加え販路喪失など、本県農林水産資源や食品製造業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、企業や地域の実情に応じた、よりきめ細やかな施策を展開する必要がある。 ・食料品製造業の製造品出荷額については、未だ震災前の状況までには回復していないことから、再開後の経営安定に向けた販路回復・拡大につながる総合的な支援を継続することが必要である。 ・本県の豊かな農林水産資源や食品製造業の振興のために、更なる「食材王国みやぎ」としての全国的な定着に努める必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者や地域の実情を把握するため、企業訪問等を通じたニーズ把握や情報提供等に取り組む。 ・商品開発に向けた専門家の派遣や、商品提案力向上等を目指す人材育成のほか、新商品づくりや販売活動に対する支援、商談機会の創出・提供など、商品づくりから販売まで一貫した総合的な支援に取り組む。 ・「宮城ふるさとプラザ」や首都圏等での物産展などを通じた、本県復興状況の周知や県産品のイメージアップに努めるとともに、県農林水産物の国内外での需要拡大に向けたマッチングや農商工連携による新たな商品づくりにも取り組む。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 判定 | |
|-------------------|----|--|
| | 適切 | |
| 施策の成果 | | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 課題と対応方針については、風評に対する取組や対応策についても具体的に記載する必要があると考える。 |

政策番号2 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化

商業・サービス産業は、宮城県経済において最も規模の大きな産業であり、その需要の創出・拡大と生産性の向上は重要な課題となっている。その中でも、観光関連産業は、経済波及効果の大きい分野であり、今後の宮城県経済の成長のカギとなる。このため新たな集客交流資源の創造や既存の資源の磨き上げ、顧客ニーズを意識した情報発信を行うなど、「観光王国」としての体制整備を東北各県などと連携しながら戦略的に進める。

また、情報関連産業、環境関連産業、広告・物流等の「対事業所サービス業」や、高齢社会の到来に伴い市場の拡大が見込まれる健康福祉サービス業に代表される「対個人サービス業」においても、数多くの事業者が参入し、新たな高付加価値サービスが創出されるよう、新事業創出支援の基盤を強化する。

さらに、地域商業についても、安定して事業が継続できるよう時代に対応した経営力の強化を支援するとともに、まちづくりと連携した地域活性化につながる商店街づくりを推進する。

こうした取組により、平成28年度までに、商業・サービス産業全体の付加価値額の2割増を目指す。特に、観光客入込数は2割増、情報関連産業は売上げの3割増、さらには健康福祉サービス業の大幅な成長を目指す。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|----------------------------|---------------------------|--------------------------------|----------------------|----|---------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 4 | 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興 | 152,708,802 | サービス業の付加価値額(億円) | 22,675億円 (平成23年度) | B | やや遅れている |
| | | | 情報関連産業売上高(億円) | — (平成24年度) | N | |
| | | | 企業立地件数(開発系IT企業(ソフトウェア開発企業))(社) | 1社 (平成25年度) | C | |
| 5 | 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現 | 391,209 | 観光客入込数(万人) | 5,208万人 (平成24年) | B | やや遅れている |
| | | | 観光消費額(億円) | 4,058億円 (平成24年) | B | |
| | | | 主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口(万人) | 1,071万人 (平成24年度) | A | |

■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

■ 政策評価 (原案) やや遅れている

評価の理由・各施策の成果の状況

・観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化に向けて、2つの施策で取り組んだ。
 ・施策4の高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興について、情報関連産業の新規立地において、目標指標には反映されていないものの、民間投資促進特区等の制度活用により、震災後にコールセンターが16か所新規立地するなど一定の成果が出ている。一方で、サービス業については休業によるサービス業衰退の防止を優先させたため、振興策の展開は、多くを延期または休止とするなど後回しにせざるを得なかった。
 ・施策5の地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現については、観光自粛ムードや観光客の落ち込みへの対策として、平成25年のdestinationキャンペーンの実施をはじめとする誘客事業により、交流人口の回復につとめ、平成25年の日本人の国内観光旅行者数は、ほぼ震災前の水準まで回復した。しかし、東北地方の観光客中心の宿泊施設の宿泊者数は回復が遅れているとともに、外国人観光客数についても回復が遅れている。
 ・以上から、本政策の進捗状況は、やや遅れていると評価する。

政策を推進する上での課題と対応方針 (原案)

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・施策4について、実施する県民意識調査内の類似施策となっている震災復興計画の分野3取組2の調査結果中の「早期の事業再開に向けた商店・商店街の復旧・整備支援」について優先すべき施策として関心が高く、更に、地域別にみると特に沿岸部は内陸部の割合が下がる中で平成24年度と同様の高い割合となっている。このことから遅れている沿岸部の商業・サービス業復興を急ぐ必要がある。</p> <p>・施策5について、原発事故の風評の影響長期化と、震災に対する記憶の風化、特に沿岸部では復興事業が長期に及ぶことも懸念される。これに対し、現状、進捗に応じた息の長い支援が必要であるとともに、外国人観光客の回復の遅れ、宿泊施設の宿泊者数回復の遅れに向けた取組を行っていく必要がある。</p> | <p>・施策4について、地域に密着したサービス産業の創出・育成、経済状況を踏まえた情報産業の売上高増加への支援を行うとともに、復興まちづくりの進展に合わせた商店街の再形成や、地域生活と密着したサービス業の持続的な進捗を図る。</p> <p>・施策5について、観光施設の再建支援を引き続き推進していく。またdestinationキャンペーンを起爆剤とした継続的な観光宣伝を実施していくとともに東北各県や関係団体と連携し、東北が一体となった広域観光の充実を図っていく。更に外国人については、親日国を対象とした積極的な誘客活動を実施する。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | |
|-----------------------------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | - |

| 施策番号4 | 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興 |
|---|--|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | ◇ サービス産業の新たな事業展開及び高付加価値化に向けたアドバイスやコーディネート機能の強化に取り組む。 ◇ コミュニティビジネス等の地域や生活に密着したサービス業等の起業や、今後成長が期待されるサービス分野の高付加価値化に向けた活動を支援する。 ◇ 地域の実情に応じ、まちづくりと連携した地域商業の活性化を支援する。 ◇ 開発系IT企業(ソフトウェア開発企業)の誘致を支援する。 ◇ 情報関連技術者の養成と、情報関連産業の市場拡大につながる情報通信技術の活用促進に取り組む。 ◇ 組込みシステム分野やデジタルコンテンツ分野など、成長が期待される分野における市場の獲得を目指した技術習得、人材交流、商品開発を支援する。 |

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|---|----------------------|----------------------|-----------------|----------------------|------------|---------------------|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------|----------------------|-----------------|---------------------|---------------------|---------------|--------|---------------------|----------------------------------|----------------|----------------|----------------|------------|----------------|
| | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>初期値 (指標測定年度)</th> <th>目標値 (指標測定年度)</th> <th>実績値 (指標測定年度)</th> <th>達成度 達成率</th> <th>計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 サービス業の付加価値額(億円)</td> <td>22,129億円 (平成18年度)</td> <td>23,258億円 (平成23年度)</td> <td>22,675億円 (平成23年度)</td> <td>B 97.5%</td> <td>23,725億円 (平成25年度)</td> </tr> <tr> <td>2 情報関連産業売上高(億円)</td> <td>2,262億円 (平成19年度)</td> <td>2,554億円 (平成23年度)</td> <td>— (平成24年度)</td> <td>N —</td> <td>2,700億円 (平成25年度)</td> </tr> <tr> <td>3 企業立地件数(開発系IT企業(ソフトウェア開発企業))(社)</td> <td>0社 (平成20年度)</td> <td>4社 (平成25年度)</td> <td>1社 (平成25年度)</td> <td>C 25.0%</td> <td>4社 (平成25年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | 1 サービス業の付加価値額(億円) | 22,129億円 (平成18年度) | 23,258億円 (平成23年度) | 22,675億円 (平成23年度) | B 97.5% | 23,725億円 (平成25年度) | 2 情報関連産業売上高(億円) | 2,262億円 (平成19年度) | 2,554億円 (平成23年度) | — (平成24年度) | N — | 2,700億円 (平成25年度) | 3 企業立地件数(開発系IT企業(ソフトウェア開発企業))(社) | 0社 (平成20年度) | 4社 (平成25年度) | 1社 (平成25年度) | C 25.0% | 4社 (平成25年度) |
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 サービス業の付加価値額(億円) | 22,129億円 (平成18年度) | 23,258億円 (平成23年度) | 22,675億円 (平成23年度) | B 97.5% | 23,725億円 (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 情報関連産業売上高(億円) | 2,262億円 (平成19年度) | 2,554億円 (平成23年度) | — (平成24年度) | N — | 2,700億円 (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 企業立地件数(開発系IT企業(ソフトウェア開発企業))(社) | 0社 (平成20年度) | 4社 (平成25年度) | 1社 (平成25年度) | C 25.0% | 4社 (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------------|---|
| ■ 施策評価 (原案) | やや遅れている |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・「サービス業の付加価値額」については、目標値には届かないものの目標に近づいてきている。 ・「情報関連産業売上高」については、目標値を上回っている。 ・「企業立地件数(開発系IT企業)」は1社のみだが、民間投資促進特区等の制度活用により、震災後コールセンターの新規立地が16か所あり、IT関連企業の立地が進んでいる。 |
| 県民意識 | ・平成25年県民意識調査における震災復興計画の分野3・取組2の調査結果では、施策に対する重視度について「高重視群」の割合が約7割となっている。平成23年の調査結果では、「高重視群」の割合が約5割であったことから、震災によってサービス業や商業の重要性が再認識されていると考えられる。 ・また、満足度においても「満足群」の割合が41.2%と「不満足群」の割合23.4%を上回っており、県が実施したサービス業・商業復興の取組が一定の評価を受けているものの、内陸部に比べ沿岸部の方が「満足群」の割合が低くなっており、津波被害が大きい沿岸部における取組の加速化が求められていると考えられる。 |
| 社会経済情勢 | ・県内のサービス産業等は、リーマンショックや東日本大震災により、受注額減少等の影響を大きく受けていたが、震災復旧需要による受注等の増加が見られたことにより、売上高が増加している。ただし、地域の中小企業に増加の実感は薄く、売上増加は局所的なものとなっている。 ・東日本大震災による中小サービス事業者への影響については、内陸部は比較的早期に復旧を果たしているが、沿岸部においては市街地再開発等に数年の期間を要するなど、思うように復旧が進んでいない。 |
| 事業の成果等 | ・震災により大きな被害を受けたサービス業の復興を急ぐことが第一と考え、中小企業者が事業の再開に必要な施設・設備の復旧費用を助成して負担を軽減することにより、休業によるサービス業衰退の防止に努めた。 ・情報関連産業に対する施策については精力的な取組により一定の成果を生むことができたが、震災によりサービス産業振興策の展開が後回しとなったことは否めず、震災復興事業を優先するために多くの事業が延期又は休止となっていることから、やや遅れていると考える。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針 (原案) | |
|--|--|
| 課題 | 対応方針 |
| ・沿岸部の震災復興が遅れていることから、当面はこれらの地域の商業・サービス業の復興を急ぐ必要がある。 ・情報関連産業については、企業誘致や市場獲得支援を促進することにより、地域経済の活性化を図る必要がある。 | ・サービス業の復興に関しては、「中小企業等復旧・復興支援事業費補助金」、「地域商業等事業再開支援事業」などにより早期の事業再開を図るとともに、復興まちづくりの進展に合わせて商店街を再形成し、地域の生活と密着したサービス業の持続的な復興を図る。 ・情報関連産業に関しては、民間投資促進特区や事業復興型雇用創出事業などによる誘致や事業拡張を図り、コールセンター集積に伴い事務系人材育成の強化を図るとともに、県内IT企業の振興・発展を支援する。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | |
|-----------------------------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分にあり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

施策番号5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向 〔宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画〕の行動方針)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 大型観光キャンペーンなど、官民一体となった積極的な誘客活動を推進する。 ◇ インターネット等広報媒体を活用した効果的な情報発信により知名度の向上を図るとともに、団塊の世代、首都圏からの観光客など対象を絞った戦略的な集客活動を推進する。 ◇ 県民の観光に対する意識の向上を図るとともに、地域一体となった「もてなしの心」向上のための取組を強化する。 ◇ 温泉や食材、地域の産業など宮城独自の資源を生かした体験・滞在型観光を発掘し、観光ルートとして整備する。 ◇ 観光施設及び案内板・標識を整備するとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及を推進する。 ◇ 地域が主体的に観光振興に取り組む組織・体制づくりを強化するとともに、主体的に自らの地域の魅力を売り出していける人材づくりを推進する。 ◇ 都市と農山漁村が理解し合い、相互に支え合うグリーン・ツーリズムを目指し、推進環境の整備、人材育成、情報発信、地域活動の活性化を支援する。 ◇ 県内市町村や関係機関と連携し、観光推進組織を強化する。 ◇ 宮城の知名度を高めるためのプロモーションの実施や県内の受入体制の整備などにより、外国人観光客の誘致を促進する。 |
|--|---|

| 目標指標等 | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|---|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|------------|---------------------|---|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------|--------------------|---|-----------------------|---------------------|--------------------|--------------------|------------|--------------------|---|--------------------------------------|-------------------|-------------------|---------------------|-------------|-------------------|
| | <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">初期値 (指標測定年度)</th> <th style="width: 15%;">目標値 (指標測定年度)</th> <th style="width: 15%;">実績値 (指標測定年度)</th> <th style="width: 10%;">達成度 達成率</th> <th style="width: 15%;">計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>観光客入込数(万人) (平成20年)</td> <td>5,679万人 (平成20年)</td> <td>5,227万人 (平成24年)</td> <td>5,208万人 (平成24年)</td> <td>B 99.6%</td> <td>6,129万人 (平成25年)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>観光消費額(億円) (平成20年度)</td> <td>5,751億円 (平成20年度)</td> <td>4,594億円 (平成24年)</td> <td>4,058億円 (平成24年)</td> <td>B 88.3%</td> <td>5,387億円 (平成25年)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口(万人) (平成20年度)</td> <td>868万人 (平成20年度)</td> <td>944万人 (平成24年度)</td> <td>1,071万人 (平成24年度)</td> <td>A 113.5%</td> <td>960万人 (平成25年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | 1 | 観光客入込数(万人) (平成20年) | 5,679万人 (平成20年) | 5,227万人 (平成24年) | 5,208万人 (平成24年) | B 99.6% | 6,129万人 (平成25年) | 2 | 観光消費額(億円) (平成20年度) | 5,751億円 (平成20年度) | 4,594億円 (平成24年) | 4,058億円 (平成24年) | B 88.3% | 5,387億円 (平成25年) | 3 | 主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口(万人) (平成20年度) | 868万人 (平成20年度) | 944万人 (平成24年度) | 1,071万人 (平成24年度) | A 113.5% | 960万人 (平成25年度) |
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 観光客入込数(万人) (平成20年) | 5,679万人 (平成20年) | 5,227万人 (平成24年) | 5,208万人 (平成24年) | B 99.6% | 6,129万人 (平成25年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 観光消費額(億円) (平成20年度) | 5,751億円 (平成20年度) | 4,594億円 (平成24年) | 4,058億円 (平成24年) | B 88.3% | 5,387億円 (平成25年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口(万人) (平成20年度) | 868万人 (平成20年度) | 944万人 (平成24年度) | 1,071万人 (平成24年度) | A 113.5% | 960万人 (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------------|---------|
| ■ 施策評価 (原案) | やや遅れている |
|--------------------|---------|

評価の理由

| | |
|---------------|---|
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「観光客入込数」については、誘客キャンペーン等の各種観光施策に強力に取り組んだ結果、震災後に70%まで落ち込んだ前回から85%まで回復した。沿岸部では、インフラ復旧がなかなか進まないことなどから、依然として滞在型の観光客を受け入れることが出来ない厳しい環境にあり、観光客入込数は震災前の半分に止まった。一方で、内陸部では震災前の9割以上まで回復した圏域もあり、内陸部の着実な回復が全体の回復をリードした。 ・二つ目の指標「観光消費額」については、宿泊者数及び日帰り観光客数は震災復興需要により増加しており、費目別に見ると、「交通費」と「入場・観覧費」は前回調査から増加した。 ・三つ目の指標「主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口」については、主に農産物直売所の利用増により、目標を超えた実績となった。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年調査における震災復興計画の分野3・取組2・施策11・12・13の調査結果について、「高重視群」の割合は平成24年調査に引き続き優先すべき施策としてのポイントは低下傾向であったが、平成25年の県民意識調査の「満足度」割合を見ると『満足群』の割合は41.2%と、平成24年調査の40.2%と比較すると高くなっており、他取組と比較しても高いことから、震災以降の取組について一定の評価を受けているものと考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災による甚大な被害により集客施設が消失し、インフラの復旧が遅れている沿岸部は依然として厳しい環境であるが、復興事業関係者の入込による活況も見られる。一方、内陸部は比較的早期にほぼ全ての施設が営業を再開したが、震災前の水準までには回復していない状況にある。 ・平成25年度に開催したデスティネーションキャンペーン(以下DC)での県民が一体となったおもてなしにより、期間中のサンプル調査では観光客入込数はほぼ震災前の水準まで回復している。また、宿泊者数は沿岸被災地への復興需要等による特殊要因は徐々に落ち着きを見せてきているものの、仙台市内のホテル・旅館を中心に高い稼働率となっている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部の宿泊施設等をはじめとした観光施設の復旧・再建については、県単独の事業や国のメニューを活用して事業者の復旧費用に対する支援を積極的かつ継続的に行った。 ・観光自粛ムードや風評の影響による観光客の落ち込み対策として、平成25年のDCの実施や首都圏でのキャラバン事業、教育旅行誘致など様々なアプローチで複合的な誘客事業を行い交流人口の回復に努めた。 ・震災後大きく落ち込んだ外国人観光客の誘致に向けて、海外旅行博への出店及びプロモーション、マスコミや旅行会社の招請を通じた情報発信に努めた。 ・施策を構成する各事業は、一定程度の成果が出ているものの、沿岸部ではインフラ復旧がなかなか進まないことなどから、依然として滞在型の観光客を受け入れることが出来ない厳しい環境にある。また、事業再開が思うように進まないなどの状況も見られることから、施策全体の評価としては「やや遅れている」と判断した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・沿岸部については、嵩上げ等のインフラ整備の遅れが見られ、復興事業が長期に及ぶ懸念があるため、進捗に応じた息の長い支援が必要である。</p> <p>・原発事故の風評の影響の長期化と震災に対する記憶の風化が懸念される。また、原発事故の風評の影響だけではなく、放射線線量への反応が顕著である外国人観光客については回復が遅れており、正しい情報発信と安全・安心のPRが重要である。</p> <p>・日本人の国内観光旅行者数はほぼ震災前の水準まで回復する一方で、東北地方の観光客中心の宿泊施設の宿泊者数は回復が遅れている。東北地方が一体となって、回復傾向にある国内旅行者を東北地方に呼び込む必要がある。</p> | <p>・継続的な支援に向けた支援メニューの着実な実施と事業者に寄り添ったきめ細やかな対応を行うとともに、本県でしか体験できない防災・減災を目的とした旅行などの「復興ツーリズム」の推進や風評払拭に向けた正確な観光情報及び復興情報を提供していく。</p> <p>・DCを起爆剤とした継続的な観光宣伝を実施していく。また外国人については、重点4市場(中国、台湾、香港、韓国)に加え、観光客の増加が期待できる東南アジア諸国(タイ、シンガポール、マレーシア等)の親日国を対象とした積極的な誘客活動を展開し、回復を図っていく。</p> <p>・仙台空港民営化等を契機として、中部以西からの誘客を推進するとともに、東北各県や関係諸団体と連携し、東北が一体となった広域観光の充実を図っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | |
|---------------|-------------------|--|
| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。 |
| | 要検討 | 目標指標等の達成状況は概ね良好であり、施策を構成する事業についても一定の成果が出ている中で、「やや遅れている」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難であり、その根拠等を具体的に記載する必要があると考える。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | - |

政策番号3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化

農林水産業は、取り巻く環境は厳しいものの、地域経済を支える基幹的な産業として、時代の変化に即した構造転換が求められている。このため、市場ニーズを重視した生産・流通構造への転換や経営力の向上等を進め、農林水産物のブランド化の推進や、食品製造業・観光関連産業等の他産業との連携を図るとともに、意欲的に事業展開に取り組む個々の経営体を支援し、東北各県や北海道とともに、食の基地としての将来展望に立ち、競争力ある農林水産業への転換を図る。さらに、成長著しい東アジア市場なども視野に入れた、グローバルな視点に立った農林水産業の育成にも取り組んでいく。

また、宮城の食材・食品の安全性に対する消費者の信頼にこたえられる生産体制の確立等に取り組むとともに、県内での消費拡大・県内供給力の向上を図るため、身近な販売拠点などによる供給体制とそれにこたえる生産・流通体制を整備する。

こうした取組により、地域を支える農林水産業が次代に引き継がれていけるよう競争力の強化を図る。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 (指標測定年度) | | 達成 度 | 施策評価 |
|------|----------------------------|---------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|---|---------|------|
| | | | | | | | |
| 6 | 競争力ある農林水産業への転換 | 57,101,310 | 農業産出額(億円) | 1,810億円 (平成24年) | B | 概ね順調 | |
| | | | 水田の不作付地面積(ha) | 5,050ha (平成25年度) | C | | |
| | | | 新規需要米(米粉用米, 飼料用米)の作付面積(ha) | 1,525ha (平成25年度) | C | | |
| | | | 園芸作物産出額(億円) | 268億円 (平成24年) | N | | |
| | | | アグリビジネス経営体数(経営体) | 94経営体 (平成25年度) | B | | |
| | | | 林業産出額(億円) | 61億円 (平成24年) | C | | |
| | | | 優良品やぎ材の出荷量(m ³) | 23,602m ³ (平成24年度) | B | | |
| | | | 漁業生産額(億円) | 499億円 (平成24年) | A | | |
| | | | 主要5漁港(気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜)における水揚げ金額(億円) | 481億円 (平成25年) | A | | |
| | | | 水産加工品出荷額(億円) | 1,227億円 (平成23年) | A | | |
| 7 | 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保 | 669,111 | 学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割合(%) | 24.1% (平成25年度) | C | やや遅れている | |
| | | | 県内木材需要に占める県産材シェア(%) | 40.4% (平成25年度) | B | | |
| | | | 環境保全型農業栽培面積(ha) | 28,332ha (平成24年度) | N | | |
| | | | みやぎ食の安全安心取組宣言者数(事業者) | 3,018事業者 (平成25年度) | B | | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」

C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)

目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| | |
|--|----------------|
| <p>■ 政策評価（原案）</p> | <p>やや遅れている</p> |
| <p>評価の理由・各施策の成果の状況</p> | |
| <p>・地域経済を支える農林水産業の競争力強化を図るため、2つの施策に取り組んだ。</p> <p>・施策6では、県産農林水産物のブランド化に関して、首都圏のホテル等を中心にみやぎフェアを開催(11件、延べ394日)するなど県産食材の認知度向上とブランド化に努めた。</p> <p>・水田の有効利用については、新規需要米の作付面積は減少しているものの、米粉の消費拡大を図るための取組を実施した。</p> <p>・園芸生産の拡大に関しては、みやぎの園芸復興セミナー、野菜セミナー、花きセミナーなどの栽培研修会を実施し、県内各圏域で推進会議、研修会をそれぞれ開催した。また、亙理・山元地区の園芸施設の多くが平成25年度に復旧したことに伴い、今後の生産の増加が期待される。</p> <p>・アグリビジネス経営体については、減少した販売金額が回復したことなどにより、94経営体(平成24年度から14経営体の増)となった。</p> <p>・優良みやぎ材については、県産材利用住宅を支援するため501件の住宅支援を行い、そのうち329件(66%)が震災の被災者であり、被災者の住宅再建に貢献することができた。あわせて、県産材及び優良みやぎ材の利用促進、認知度向上を図ることができた。</p> <p>・水産業については、壊滅的な被害を受けたため生産量や生産額が大幅に減少しているが、目標値は達成している。販売力強化に資する様々な取組を実施することで、需要の回復に努めている。</p> <p>・農商工の連携については、農林水産業者と商工業者とのマッチング機会の提供や実需者を専門家とするマッチング強化員を派遣(7件)することなどにより、新商品開発支援(8件)を行うことに加え、連携推進を強化するため、セミナー等を開催した。あわせて国が進める6次産業化についても事業体の認定支援など各種支援を行っている。輸出促進に関しては海外スーパー等でのフェア開催(延べ36日間、台湾5店舗)や海外バイヤー訪問(香港1回、台湾3回)、バイヤー招へい(香港2回、台湾1回)などの取組を実施した。</p> <p>・以上のことから、施策としては「概ね順調」と評価した。</p> <p>・施策7では、生産基盤の被災に伴う地場産品の減少や、放射能汚染の懸念等から、学校給食における県産品の使用実績が低下した。また食の安全安心宣言者数が減少し、かつ達成度が「B」であったことなどから、施策としては「やや遅れている」と評価した。</p> <p>・施策6については「概ね順調に推移している」と評価しているものの、施策7については「やや遅れている」と評価している。また県民意識調査での「地産地消」についての調査結果では、宮城県産の食品・食材の購入について「(意識して)購入している」「どちらかといえど(意識して)購入している」の合計が66.3%であり、平成23年度調査から20.9ポイント減となっている。これらの結果を踏まえ、本政策「地域経済を支える農林水産業の競争力強化」に対しての評価は「やや遅れている」と判断した。</p> | |

| <p>政策を推進する上での課題と対応方針（原案）</p> | |
|--|---|
| <p>課題</p> | <p>対応方針</p> |
| <p>・施策6のうち、県産品のブランド化に関しては、震災により商品を一定期間供給できなかったことにより、県内外での販路が減少している。また原発事故の風評による「食材王国みやぎ」のブランド等に対する影響が懸念される。</p> <p>・園芸生産の拡大を図るため、引き続き、地域農業の牽引役として園芸振興を図っていく必要がある。</p> <p>・「優良みやぎ材の出荷量」については、今後災害公営住宅等の建設が本格化することが予測されるため、供給体制の強化を図る必要がある。</p> <p>・水産業においては、水産加工施設に対する復旧整備等の支援と、震災の影響で失った販路の回復・拡大支援が必要となっている。</p> <p>・施策7の食の安全安心の確保に関しては、定期的に放射性物質の検査を実施しているが、県民の安全安心に対する不安が払拭しきれしていない。</p> | <p>・主要都市での物産展の継続開催やアンテナショップ・百貨店等での営業強化、民間企業等と連携した販売促進活動等、県産品の販路拡大を図る。また、県産品の信頼回復のため、各種広告媒体を利用し、県産農林水産物の安全性をPRする。また、引き続き農林漁業者と商工業者の連携を促進することで、販路の開拓や魅力的な商品の開発等、販売力の強化を図る。</p> <p>・今後も大規模園芸団地の形成を推進するとともに、技術支援を行い、地域の担い手の実状に沿った施設園芸の産地化を図る。</p> <p>・優良みやぎ材を生産するための木材乾燥施設導入支援等、木材加工施設のさらなる整備を推進する。</p> <p>・加工流通施設に対して引き続き再建支援を行うとともに、生産者と原料を仕入れる実需者とのマッチングを図るなど流通を促進し、販路確保・拡大に向けた取組を行う。</p> <p>・放射性物質の検査結果を定期的に公表していくとともに、食の安全安心県民総参加運動などにより消費者の食の安全性に対する理解を深める取組を進める。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|--------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | |

施策番号6 競争力ある農林水産業への転換

施策の方向
 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針)

- ◇ 消費者ニーズに対応するマーケットイン型の農林水産業への転換支援や「食材王国みやぎ」を支える県産農林水産物のブランド化を推進する。
- ◇ 企業参入等による大規模生産法人や集落営農組織等による園芸生産の拡大を図り、バランスの取れた農業生産構造への転換を促進する。
- ◇ 農地の団地化など効率的利用を進めるとともに、米粉用米・飼料用米等の生産を拡大し、水田の有効活用を図る。
- ◇ 本県農業をリードするアグリビジネス経営体の育成など、企業的経営を促進する。
- ◇ 間伐等の森林整備の推進や低コストで安定的な木材の供給を促進するとともに、優良品みやぎ材等の良質な製材品等の加工・流通を支援する。
- ◇ 水産資源の適切な管理を図る。あわせて、水産物の水揚げ強化や水産加工品等の商品開発による付加価値向上を支援する。
- ◇ 県内農林水産物の需要拡大等を図るため、農林水産業と流通加工業者等のビジネスマッチングを支援し、農商工連携を促進する。
- ◇ 食材王国みやぎ農林水産物等輸出促進基本方針に基づき、香港・台湾・韓国・中国・ロシア等の重点地域に向けた県産食品の輸出を促進する。
- ◇ 農林水産業における経営コストの低減や効率的な生産に資するため、生産基盤の整備を促進する。

| 目標指標等 | 達成度 | A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) | | B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 | | C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 | | N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | |
|-------|-------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------|---------------------------|----------------------------------|----------------------------|--|
| | | 達成率(%) | 達成率(%) | 達成率(%) | 達成率(%) | 達成率(%) | 達成率(%) | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | | 目標値 (指標測定年度) | | 実績値 (指標測定年度) | | 計画期間目標値 (指標測定年度) | |
| 1 | 農業産出額(億円) | 1,875億円 (平成20年) | 1,911億円 (平成24年) | 1,810億円 (平成24年) | B | 94.7% | 1,940億円 (平成25年) | | |
| 2 | 水田の不作付地面積(ha) | 7,969ha (平成20年度) | 4,240ha (平成25年度) | 5,050ha (平成25年度) | C | 78.3% | 4,240ha (平成25年度) | | |
| 3 | 新規需要米(米粉用米, 飼料用米)の作付面積(ha) | 155ha (平成20年度) | 2,200ha (平成25年度) | 1,525ha (平成25年度) | C | 69.3% | 2,200ha (平成25年度) | | |
| 4 | 園芸作物産出額(億円) | 345億円 (平成19年) | - 億円 (平成24年) | 268億円 (平成24年) | N | - | 413億円 (平成25年) | | |
| 5 | アグリビジネス経営体数(経営体) | 58経営体 (平成20年度) | 100経営体 (平成25年度) | 94経営体 (平成25年度) | B | 94.0% | 100経営体 (平成25年度) | | |
| 6 | 林業産出額(億円) | 90億円 (平成19年) | 115億円 (平成24年) | 61億円 (平成24年) | C | 53.0% | 116億円 (平成25年) | | |
| 7 | 優良みやぎ材の出荷量(m ³) | 22,900m ³ (平成20年度) | 24,000m ³ (平成24年度) | 23,602m ³ (平成24年度) | B | 98.3% | 25,000m ³ (平成25年度) | | |
| 8 | 漁業生産額(億円) | 808億円 (平成19年) | 405億円 (平成24年) | 499億円 (平成24年) | A | 123.2% | 486億円 (平成25年) | | |
| 9 | 主要5漁港(気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜)における水揚金額(億円) | 716億円 (平成20年) | 361億円 (平成25年) | 481億円 (平成25年) | A | 133.2% | 361億円 (平成25年) | | |
| 10 | 水産加工品出荷額(億円) | 2,817億円 (平成19年) | 420億円 (平成23年) | 1,227億円 (平成23年) | A | 292.1% | 1,402億円 (平成25年) | | |

| | |
|-------------------|-------------|
| ■ 施策評価（原案） | 概ね順調 |
|-------------------|-------------|

| | |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
|--------------|--|

| | |
|---------------|--|
| 目標指標等 | <p>①農業産出額については、目標値を下回ったものの、米の生産量と価格の上昇、肉用牛と生乳の生産量が増加したことにより昨年より増加した。達成率は80%以上だったので「B」と評価した。</p> <p>②水田の不作付地面積は目標値を下回り、かつ達成率が80%未満であったため「C」とした。</p> <p>③新規需要米の作付面積は、飼料用米から備蓄用米、加工用米への転換が進んだため作付面積が減少し、達成率80%未満であったため「C」とした。</p> <p>④園芸作物産出額は、震災により被害を受けた亘理・山元地区の園芸産地が復旧していないことにより、産出額が減少した。達成度については、単年度の目標値をたてるのが困難なため「N」とした。</p> <p>⑤アグリビジネス経営体数については、目標値は下回ったものの、加工や直売などの新たな事業展開を行うことで経営体の販売金額が増え、アグリビジネス経営体数が昨年度と比較して増加することとなった。達成率は80%以上だったので「B」とした。</p> <p>⑥林業産出額については、沿岸部の木材加工施設の復旧に伴い木材産出額は回復傾向にあるが、放射能汚染の影響から特用林産物の産出額が大きく減少したことにより、目標達成率は「C」となった。</p> <p>⑦優良みやぎ材の出荷量については、復興住宅等の新築住宅着工数が増加し達成率が80%以上であったことから「B」とした。</p> <p>⑧漁業生産額については、震災後、順調に回復しており目標値を達成したため「A」とした。</p> <p>⑨主要5漁港における水揚げ金額については、震災後、順調に回復しており目標値を達成したため「A」とした。</p> <p>⑩水産加工品出荷額については、震災により前年度から大幅に減少したが、想定した減少額よりは小さく、目標値を達成したため「A」とした。</p> |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・本施策と類似する取組である震災復興計画の分野4「農業・林業・水産業」の調査結果を参照すると、取組に対する重視度は、高重視群（「重要」と「やや重要」の合計）が取組1で68.0%、取組2で61.3%、取組3で73.7%、取組4で66.0%であった。 ・取組に対する満足度は、満足群（「満足」と「やや満足」の合計）が取組1で31.6%、取組2で33.7%、取組3で40.1%、取組4で37.2%であった。また不満群（「不満」と「やや不満」の合計）が取組1で25.8%、取組2で20.3%、取組3で23.5%、取組4で20.8%であった。 ・テーマ別項目として、地産地消について調査した結果、宮城県産の食品・食材の購入については、「（意識して）購入している（23.2%）」又は「どちらかといえば（意識して）購入している（43.1%）」と回答している割合の合計が66.3%であり、平成23年度調査で87.2%から、20.9ポイント減となっており、更なる普及・啓発を図る必要がある。一方、宮城県産品を購入する理由については、「生産者の応援をしたい（28.3%）」と回答している割合が最も高いなど、地産地消の機運は高まっていると考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・本県の農林水産業は、東日本大震災によって沿岸部を中心に甚大な被害を受け、農地や漁港等の生産基盤はもとより、住宅等の生活基盤や多くの担い手が失われた。現在、生産者や関係団体、行政等が一丸となって復旧・復興に取り組んでいるが、震災前の状態へ復旧するには相当の時間を要すると考えられる。更に東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、農林水産物の出荷停止や風評被害など生産者にとって深刻な状態になっている。また、円安による燃料費の高騰、TPPへの参加交渉等、農林水産業を取り巻く状況は厳しさを増している。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・県産農林水産物のブランド化に関しては、人材育成セミナーの開催、首都圏からの実需者等の招へい（6組）、首都圏のホテル等を中心にみやぎフェアを開催（11件、延べ394日）、知事のトップセールスによるPR活動、県産食材の認知度向上のための食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」での県産食材のPRを実施しており、概ね順調に推移している。 ・農業産出額については、米の生産量と価格の上昇、肉用牛と生乳の生産量が増加したことにより昨年より増加した。 ・水田の有効利用については、新規需要米の作付面積は減少しているものの、米粉の消費拡大を図るための取組として、11月に「宮城こめ粉PR強化月間」として、スタンプラリーや料理講習会などを実施した。 ・園芸生産の拡大に関しては、みやぎの園芸復興セミナー、野菜セミナー、花きセミナーなどの栽培研修会を実施し、県内各圏域で推進会議、研修会をそれぞれ開催した。また、加工業務用野菜の産地化へ向け実証圃を設置するなど、園芸振興を進めている。また、亘理・山元地区の園芸施設の多くが平成25年度に復旧したことに伴い、今後の生産の増加が期待される。 ・アグリビジネス経営体については、震災からの早期事業正常化の推進、経営者の養成、ビジネス展開支援、施設整備支援等、ソフトとハードの両面で支援した。減少した販売金額が回復したことなどにより、年間販売金額1億円以上のアグリビジネス経営体数は、94経営体（平成24年度から14経営体の増）となった。 ・優良みやぎ材については、県産材利用住宅に対して501件の補助を行い、そのうち329件（66%）が震災の被災者であり、被災者の住宅再建に貢献することができた。あわせて、県産材及び優良みやぎ材の利用促進、認知度向上を図ることができた。 ・水産業については、壊滅的な被害を受けたため生産量や生産額が大幅に減少しているが、当初想定していた減少幅よりは小さく収まっている。また船上での衛生管理支援や漁船誘致活動の支援、水産加工品のデータベース作成やマーケティング調査、直売所マップ作成などによる販売力強化などを実施することで、需要の回復に努めている。 ・農商工の連携については、農林水産業者と商工業者とのマッチング機会の提供や実需者を専門家とするマッチング強化員を派遣（7件）することなどにより、新商品開発支援（8件）を行うことに加え、連携推進を強化するため、セミナー等を開催した。あわせて国が進める6次産業化についても事業体の認定支援など各種支援を行っている。 ・輸出促進に関しては海外スーパー等でのフェア開催（延べ36日間、台湾5店舗）や海外バイヤー訪問（香港1回、台湾3回）、バイヤー招へい（香港2回、台湾1回）、台北国際食品見本市への参加（4日間、6社出展）、香港FOOD EXPO出展（3日間、3社出展）などの取組を実施した。 ・以上により、施策の目的である「競争力ある農林水産業への転換」は概ね順調に推移していると判断した。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・県産品のブランド化に関しては、震災により商品を一定期間供給できなかったことにより、県内外での販路が減少している。また原発事故の風評による「食材王国みやぎ」のブランド等に対する影響が懸念される。 ・施設園芸については、これまでも本県農業の競争力を高め、「農業生産額」等の向上を図るため推進してきたが、引き続き、園芸産地の復活と地域農業の牽引役として園芸振興を図っていく必要がある。 ・被災した農家のうち、地域の中核となる担い手として活躍してきた認定農業者等については営農再開の意欲も高く、経営規模の拡大への希望もあることから、収益性を高めた大規模な土地利用型農業ができるよう農地の集約化を推進することが求められている。 ・「優良みやぎ材の出荷量」については、今後災害公営住宅等の建設が本格化するため、供給体制の強化を図る必要がある。 ・水産業においては、水産加工施設に対する復旧整備等の支援と、震災の影響で失った販路の回復・拡大支援が必要となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・主要都市での物産展の継続開催やアンテナショップ・百貨店等での営業強化、民間企業等と連携した販売促進活動等、県産品の販路拡大を図る。また、県産品の信頼回復のため、各種広告媒体を利用し、県産農林水産物の安全性をPRする。 ・今後も大規模園芸団地の形成を推進するとともに、技術支援を行い、地域の担い手の実状に沿った施設園芸の産地化を図る。 ・比較的被害の少ない農地では既存の補助事業等により、新たな農地の購入・賃貸を支援し集約化を図るとともに、津波被災地においては、農地整備事業等によるほ場の大区画化を推進する。 ・優良みやぎ材を生産するための木材乾燥施設導入支援等、木材加工施設のさらなる整備を推進する。 ・加工流通施設に対して引き続き再建支援を行うとともに、生産者と原料を仕入れる実需者とのマッチングを図るなど流通を促進し、販路確保・拡大に向けた取組を行う。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|-------------------------|-------------------|----------|---|
| 委員会 の 意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 課題と対応方針については、放射能の影響や風評に対する取組や対応策についても具体的に記載する必要があると考える。 |

施策番号7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保

| | |
|---|---|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針) | ◇ 関係機関・団体・行政等幅広い協働のもと県民運動を推進し、地産地消運動の展開により県内農林水産物への理解向上と消費・活用の促進を図る。 ◇ 地産地消につながる県産食材の学校給食への利用を促進する。 ◇ 宮城の豊かな「食」を生かした食育を推進する。 ◇ 「木づかい運動」の推進や県産木材の利用を促進する。 ◇ 安全安心な農林水産物の安定供給を推進する。 ◇ 「食の安全安心県民総参加運動」や食材・食品に関する情報共有と相互理解により、食の安全安心に係る信頼関係を構築するとともに、消費者、生産者・事業者及び行政の連携による食の安全安心の確保のための体制を整備する。 |
|---|---|

| | | | | | | |
|--------------|---|----------------------|----------------------|----------------------|------------|----------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割合(%) | 27.3% (平成20年度) | 33.0% (平成25年度) | 24.1% (平成25年度) | C 73.0% | 33.0% (平成25年度) |
| 2 | 県内木材需要に占める県産材シェア(%) | 46.8% (平成20年度) | 48.2% (平成25年度) | 40.4% (平成25年度) | B 83.8% | 48.2% (平成25年度) |
| 3 | 環境保全型農業栽培面積(ha) | 21,857ha (平成20年度) | - (平成24年度) | 28,332ha (平成24年度) | N - | 40,000ha (平成25年度) |
| 4 | みやぎ食の安全安心取組宣言者数(事業者) | 2,731事業者 (平成20年度) | 3,500事業者 (平成25年度) | 3,018事業者 (平成25年度) | B 86.2% | 3,500事業者 (平成26年度) |

| | |
|--------------------|---------|
| ■ 施策評価 (原案) | やや遅れている |
|--------------------|---------|

| | |
|---------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・学校給食については、生産基盤が被災し地場産品が減少するとともに放射能汚染の懸念から使用を控えるなど、県産品の使用実績が平成22年度29.9%から平成23年度には25.6%に低下している。その後も、減少傾向が続いており、平成25年度も24.1%で、達成率は73.0%、達成度は「C」に区分される。 ・県産木材の供給量は、東日本大震災で被災した県内の合板工場や製材工場の復旧が概ね完了したことや、復興需要により木材需要が増加傾向にあることから、県産材シェアは前年に比べ1.2ポイント上昇し、達成率は83.8%、達成度は「B」に区分される。 ・環境保全型農業の栽培面積は、震災による津波や原発事故の影響により、前年に比べ平成23年度はやや減少したものの、農地復旧による営業再開に伴い、平成24年度はやや増加した。 ・食の安全安心宣言者数は、震災以後、事業者の所在不明による登録取消が多数あり、達成率86.2%、達成度は「B」に区分される。 |
| 県民意識 | ・類似する取組である震災復興の分野4の取組3及び4では、高重視群が7割程度と高い水準となっているものの、満足群が4割程度にとどまっているため、さらに事業の推進を図る必要があると考えられる。 ・平成25年県民意識調査において、テーマ別項目として、地産地消について調査した結果、宮城県産の食品・食材の購入については、「(意識して)購入している(23.2%)」又は「どちらかといえば(意識して)購入している(43.1%)」と回答している割合の合計が66.3%であり、平成23年度調査で87.2%から、20.9ポイント減となっており、更なる普及・啓発を図る必要がある。 一方、宮城県産品を購入する理由については、「生産者の応援をしたい(28.3%)」と回答している割合が最も高いなど、地産地消の機運は高まっていると考えられる。 |
| 社会経済情勢 | ・震災からの復興の進展により、農林水産物の生産量は増加してきたものの、喪失した販路の開拓や原発事故に伴う風評対策が必要な状況が続いている。 ・食の安全安心の確保については、放射性物質に対する関心が依然高いほか、事業者の食の安全安心に対する取組にも関心が高まっている。 |

| 評価の理由 | |
|-------------------|---|
| 事業 の 成 果 | <ul style="list-style-type: none"> ・県産食材の学校給食利用を拡大するため、11月を「すくすくみやぎっ子みやぎのふるさと食材月間」として、生産者と学校給食調理場とのマッチングを支援し、普及・啓発を図った。 ・「優良みやぎ材」の認証機関である「みやぎ材利用センター」と連携し、「優良みやぎ材」の生産及び出荷管理等を強化し、県産材の安定供給体制づくりを推進した。 ・環境保全型農業の取組拡大を目指し、環境にやさしい農業推進セミナーの開催や環境保全型農業・有機農業等のPR資料の作成・配付等により取組を推進した。また、エコファーマー（認定期間5年間）の再認定者が減少しているため、認定が消滅している人を対象にアンケート調査を実施したところ、約8割が認定消滅後も、環境負荷低減の技術を継続実施していることが確認できた。 ・みやぎの食の安全安心確保に向け、「みやぎ食の安全安心 消費者モニター制度」事業で、「食と放射性物質」をテーマに研修会を開催するとともに、「みやぎ食の安全安心取組宣言」を推進し、生産者・事業者及び消費者の協働による県民総参加運動を展開した。 ・以上のとおり、施策目的達成のため、各種事業を実施しているところであるが、目標指標等の達成度がB、C及びNであることから、施策評価としては「やや遅れている」とした。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|--|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <p>○食の安全安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の検査により、食品の安全性は確保されているが、県民の不安が払拭しきれておらず、放射性物質への対応が大きな課題となっている。 <p>○地産地消や食育を通じた需要の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により被災した、県内の生産者や食品製造事業者が事業再開を進めているが、休業中に喪失した販路の回復や新規販路開拓が急務となっており、県内の消費拡大を図るためにも、更なる地産地消の推進が求められている。 ・優良みやぎ材の供給力の強化を図るとともに、県産材の利用の大切さについて広く普及を図る必要がある。 | <p>○食の安全安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の検査を継続するとともに、食の安全安心県民総参加運動などにより消費者の食の安全性に対する理解を深める取組を進める。 <p>○地産地消や食育を通じた需要の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の量販店や飲食店と連携し、地産地消フェアの実施など様々なPR活動を通じて、引き続き地産地消の推進に取り組んでいく。 ・木材加工施設等の整備について支援するとともに、県産材による公共施設等の木造・木質化を推進する。また、みやぎ材利用センター等と連携して、県産材のPRや利用意義の普及・啓発に取り組む。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | |
|-----------------------------|---|----------|
| 委員 会 の 意 見 | 施策の成果 | 判定 適切 |
| | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | - |

政策番号4 アジアに開かれた広域経済圏の形成

中国をはじめ成長を続ける東アジアや極東ロシアを中心に海外市場開拓の機会が拡大しており、県内企業の海外販路開拓を積極的に支援する。

さらに、県内産業の競争力の強化に向け、工場や研究所などの外資系企業誘致も積極的に進める。

また、経済のグローバル化が進む中で、東北地方以外の他の地方との競争に打ち勝ち、自立できる強い経済基盤を持つ地域を作り上げていく必要がある。県を単位とした範囲のみでは限界があることから、東北各県との連携及び機能分担により広域経済圏を形成し、圏域として自律的に発展できる産業構造を構築する。

特に、山形県との連携については、仙台、山形の両都市圏を中核とする一体的圏域が高次の学術機能、産業創出機能や広域交流のネットワーク基盤を有することから、グローバルな戦略を進めていく上で、東北の成長・発展をけん引する役割を担うものとして重要である。両県において将来像を共有しながら、岩手県や福島県とも効果的な連携を進め、アジアに開かれた広域経済圏の形成を図る。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|-------------------------------|---------------------------|-------------------------------|---------------------|----|---------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 8 | 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進 | 79,156 | 宮城県の貿易額(県内港湾・空港の輸出入額)(億円) | 10,672億円 (平成25年) | A | やや遅れている |
| | | | 県の事業をきっかけとした海外企業等との年間成約件数(件) | 10件 (平成25年度) | C | |
| | | | 企業誘致件数(進出外資系企業数)(社) | 9社 (平成25年度) | C | |
| 9 | 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成 | 20,634,861 | 全国平均と比較した東北地方の一人当たり県民所得の割合(%) | - (平成25年度) | N | 概ね順調 |
| | | | 東北地方の転入超過数(他ブロックとの比較順位)(位) | 7位 (平成25年) | A | |
| | | | 東北地方の宿泊者数(延べ宿泊者数)(万人) | 5,092万人 (平成24年) | A | |
| | | | 東北地方の完成自動車の港湾取扱貨物量(輸移出分)(万トン) | 569万トン (平成24年) | A | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| | |
|-------------|------|
| ■ 政策評価 (原案) | 概ね順調 |
|-------------|------|

評価の理由・各施策の成果の状況

・政策4「アジアに開かれた広域経済圏の形成」に向けて、2つの施策に取り組んだ。
 ・施策8については、海外でのフェアや商談会開催、見本市参加などを通して、県内企業の輸出促進に取り組んだが、中国や韓国等の輸入規制の継続や国際情勢等により、商談会への参加企業数が減少するなど、海外販路開拓は厳しい状況が続いている。
 ・施策8では、3つの目標指標のうち2つが未達成となり、特に「県の事業をきっかけとした海外企業等との年間成約件数」の達成率は、25%と低調なことから、「やや遅れている」と評価した。
 ・施策9について、山形県と連携した官民共同のフォーラムを開催するとともに、とうほく自動車産業集積連携会議を中心とした自動車関連産業の商談会やセミナーを実施して、東北各県が一体となった活動を展開し、広域経済圏の形成に向けて着実に推進している。本施策では、4つの目標値のうち、3つを達成している。
 ・しかしながら、依然として東北地方からの人口流出に歯止めがかかっていないことや東北への外国人観光客宿泊数の回復が遅れていることなどから「概ね順調」と評価した。
 ・以上のことから、施策8を「やや遅れている」と評価したが、施策9は「概ね順調」と評価しており、政策全体としては「概ね順調」と評価する。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・施策8については、中国では県産品の輸入規制や関係悪化によるリスクがあることから、中国以外の東アジア、東南アジア、ロシア、欧州等でのビジネス展開を促進する必要がある。 ・県内事業者に対して、海外取引の潜在的なニーズを掘り起こすとともに、相談事業や商談会等、県の施策を周知していく必要がある。 ・外資系企業の立地促進では、インセンティブなどの投資環境を積極的にPRする必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・施策9については、東日本大震災からの復興に伴う一時的な経済活動の活性化にとどまらず、数年後をにらんだ需要創出策を講じる必要がある。 ・東京圏に人口が集中する傾向が強まっており、東北地方が一体となって地域活性化に取り組む必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・台湾でのビジネスマッチング支援やロシアを対象とした専門家等によるビジネス支援、更に将来を見据え、東南アジア諸国との関係構築に取り組む。 ・県内事業者のニーズを掘り起こすため、企業訪問やセミナーを実施する。また、海外ビジネス支援情報を集約し、窓口を一本化してわかりやすく情報を提供していく。 ・外資系企業誘致ではインターネット等を活用し英語での情報発信を強化するとともに、国内においても企業訪問やセミナーを開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ・東北各県共同による自動車関連商談会や共同での海外共同事務所を活用した商談会の実施など、スケールメリットのある事業を推進し、足腰の強い経済構造の構築を図る。 ・北海道・東北未来戦略会議などで、広域経済活性化策を検討・実施することで東北全体の経済の底上げを図ることで、人口の流出を防ぐ。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|-------------------------|-------------------|----------|--|
| 委員会 の 意見 | 政策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | 施策8においては、課題と対応方針に中国との間のビジネス支援を継続する旨が示されており、政策における課題と対応方針についても、県としてのスタンスを分かりやすく記載することが必要であると考えます。 |

施策番号8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進

| | |
|---|---|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県の海外事務所、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)等関係機関及び海外取引実績のある企業等との連携により、海外展開を目指す県内企業に対する総合的なグローバルビジネスの支援体制を整備する。 ◇ 県内企業のグローバルビジネスに関するニーズ調査を行うとともに、海外取引事務や知的財産保護対策等のノウハウを提供する。また、アドバイスやマッチング機能などの支援体制を強化する。 ◇ 県産品の販路開拓や原材料調達等のための商談会を開催するなど、県内企業が海外との取引機会を拡大するための支援を行う。 ◇ 海外政府等とのネットワークを活用して、独自技術を有する地元企業等及び最先端の研究シーズを有する東北大学等と産学官で有機的に連携し、外資系研究開発型企業等の進出を促進する。 ◇ 県内企業の進出及び本県産品等の輸出拡大が見込める諸外国との経済交流を促進する。 ◇ 国際交流、国際協力及び多文化共生社会の形成を通じて海外との交流基盤を強化し、経済交流を下支えする。 |
|---|---|

| | | | | | | |
|--------------|---|---------------------|--------------------|---------------------|-------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 宮城県の貿易額(県内港湾・空港の輸出入額)(億円) | 11,050億円 (平成20年) | 9,500億円 (平成25年) | 10,672億円 (平成25年) | A 112.3% | 9,500億円 (平成25年) |
| 2 | 県の事業をきっかけとした海外企業等との年間成約件数(件) | 27件 (平成20年度) | 40件 (平成25年度) | 10件 (平成25年度) | C 25.0% | 40件 (平成25年度) |
| 3 | 企業誘致件数(進出外資系企業数)(社)[累計] | 4社 (平成20年度) | 14社 (平成25年度) | 9社 (平成25年度) | C 50.0% | 14社 (平成25年度) |

| | |
|--------------------|---------|
| ■ 施策評価 (原案) | やや遅れている |
|--------------------|---------|

| 評価の理由 | |
|---------------|--|
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・3つの目標指標のうち、「宮城県の貿易額」で目標値を上回ったが、原油や石油製品等の輸入が大きく伸びていることが要因である。 ・残り2つの指標では達成度は「C」評価であり、特に「県の事業をきっかけとした海外企業等との年間成約件数」の達成度が低かった。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年県民意識調査結果からこの施策を含む「商工業の復興について」の調査結果では、復興の進捗状況について「進んでいる」「やや進んでいる」と回答した「高実感群」の割合は31.9%、「やや遅れている」「遅れている」を合わせた「低実感群」は46.7%となっている。 ・この施策の事業を含む震災復興計画の分野3取組1の調査結果では、認知度について「高認知群」は46.9%と比較的低いものに対し、関心度及び重視度について「高関心群」が66.5%、「高重視群」が69.8%と高い割合となっている。一方、満足度について「満足群」は33.8%となった。 ・特に優先すべきと思う施策の調査で「4.販路開拓・取引拡大等に向けた支援」と回答した割合は3.6%(305/8,424)と、17項目中13番目に低い結果となった。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業の復旧は着実に進んでいるが、これまで輸出促進に積極的に取り組んでいた沿岸部の水産加工会社等で復旧の遅れがある。 ・日中関係の悪化に端を発し、県主催商談会等への参加に消極的になった企業や、東南アジア等への事業シフトを検討する企業があった。 ・震災後は諸外国、特に中国での本県産食品に対する輸入規制は緩和される見通しが立たない。また、平成25年9月に韓国が本県水産品の輸入を停止したことにより、韓国とのビジネスが震災以降停滞していた本県水産加工企業にとってさらに大きなダメージとなった。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・参加企業数や商談機会の減少など、社会経済状況等から間接的な影響を受けた事業があり、結果として、成果も目標値を下回る場合があった。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・中国については、県産品の輸入規制や関係悪化があるものの、県内企業が多数進出する巨大な市場であることに変わらないことから、県内事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を行う必要がある。 ・中国及び韓国でのビジネス展開に一定のリスクが伴うことから、中韓以外の東アジア、東南アジア、ロシア、欧州等でのビジネス展開を促進する必要がある。 ・輸出など海外取引を志向する潜在的なニーズを掘り起こすとともに、相談事業や商談会等県の支援策の認知度を更に高める必要がある。 ・商談会については、事前に個別企業ニーズや課題を把握し、事後には海外企業との取引拡大に向けたフォローアップを行うなど、一貫した対応により、より多くの成果を生み出していく必要がある。 ・外資系企業の立地促進については、協業契約、代理店契約、共同研究等を経て、企業本体の日本進出・法人設立等、段階的に展開するケースが多いため、各段階のニーズに即したマッチングを実施する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・中国でのビジネスにはじめて取り組もうとする事業者から既に取り組んでいて新たな販路開拓を検討している事業者まで、ニーズに応じた海外ビジネスの情報提供を、相談事業やセミナー開催等によって行う。 ・中華民国工商協進会(台湾)等関係機関との連携強化による台湾でのビジネス支援やマッチング機会の創出、ロシアを対象とした専門家等によるロシアビジネス支援、また、新たに将来を見据えた東南アジア諸国との関係構築に取り組む。 ・海外ビジネス支援情報の“プラットフォーム”として窓口を一本化し、県や国等関係機関のさまざまな海外ビジネス支援サービスの情報を集約して一元的にわかりやすく提供する。また、県内企業のニーズ掘り起こしと県事業の周知を図るため、県内企業への積極的な訪問やセミナー等の関連事業において事業のPRを行う。 ・商談会参加企業に対しては、事前の訪問やヒアリングを十分行い、継続商談の案件については、現地協力機関、ジェトロ仙台等の専門機関、みやぎグローバルビジネスアドバイザー、県海外事務所、七十七銀行等と連携し、より多くの取引実現を図る。 ・外資系企業の誘致に当たっては、外国語での情報発信を積極的に行うとともに、これまでの国際交流を通じて培われた人的ネットワークや現地企業情報に精通したキーパーソンを積極的に活用して立地可能な外国企業の発掘を行い、県内企業等とのニーズに即したビジネス・マッチングを産学官の有機的な連携により実施する。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 判定 | |
|-------------------|------|--|
| | 概ね適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

施策番号9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成

| | |
|---|--|
| 施策の方向 （「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針） | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 東北各県と連携しながら競争力を有する広域経済圏の形成を目指すとともに、深刻化する東北地方からの加速度的な人口流出に歯止めを掛ける。 ◇ 東北の中核圏域として、山形県との連携に関する構想の具体化を着実に進めるとともに、岩手県や福島県とも連携施策の実施に向けた検討を行う。 ◇ 県境を越えた企業、研究機関の間での役割分担や協力体制の構築等による東北地方への産業集積を支援する。 ◇ 東北が自動車関連産業の集積拠点化していくことを見据え、取引拡大、人材育成など必要な環境整備について東北各県との連携を強化していく。 ◇ 観光や文化的な活動においては、東北地方の観光推進組織と連携しながら誘客を図り、国内外からの交流人口を増加させる。 ◇ 隣接県と連携した国内外拠点事務所の共同運営や、企業の海外進出支援体制を整備する。 ◇ 港湾や高規格幹線道路などの広域的な経済活動を支えるインフラ整備を促進する。 |
|---|--|

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | |
|--------------|--|--------------------|--------------------|-------------|---------------------|
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 全国平均と比較した東北地方の一人当たり県民所得の割合(%) (平成18年度) 82.6% | 86.2% (平成23年度) | - (平成23年度) | N - | 87.6% (平成25年度) |
| 2 | 東北地方の転入超過数(他ブロックとの比較順位)(位) (平成20年) 8位 | 7位 (平成25年) | 7位 (平成25年) | A 100.0% | 7位 (平成25年) |
| 3 | 東北地方の宿泊者数(延べ宿泊者数)(万人) (平成20年) 3,474万人 | 4,600万人 (平成24年) | 5,092万人 (平成24年) | A 110.7% | 4,650万人 (平成25年) |
| 4 | 東北地方の完成自動車の港湾取扱貨物量(輸移出分)(万トン) (平成20年) 409万トン | 505万トン (平成24年) | 569万トン (平成24年) | A 112.7% | 527万トン (平成25年) |

| | |
|--------------------|------|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
|--------------------|------|

| 評価の理由 | |
|---------------|--|
| 目標指標等 | ・目標指標については、復興需要に伴う東北地方の経済活動の活性化や、平成24年7月にトヨタ自動車東日本(株)が発足し地域内での完成車生産台数が前年度を大幅に上回ったこと等により、中間目標を概ね達成できたものと判断される。 |
| 県民意識 | ・平成25年県民意識調査結果から類似する取組である震災復興計画の政策3施策3「雇用の維持・確保」の調査結果を参照すると、高重視群は75.2%と高いが、満足群は34.7%と低く、不満群が31.6%と高い傾向が見られる。 |
| 社会経済情勢 | ・東北地方の経済動向は「東日本大震災からの回復が続いている(平成26年3月東北経済産業局)」とされ、有効求人倍率については1.10(平成26年2月:全国平均1.05)で全国平均を上回り、人口の社会増減は平成24年が21,776人の減少であったのに比べ、平成25年は17,707人の減少にとどまり、平成24年に引き続き持ち直しているなど、東日本大震災からの復興需要が本格化し、東北地方の経済に浮揚効果を与えている。 |

| 評価の理由 | |
|--------|---|
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> 山形県との連携については、両県の官民共同でのフォーラム開催(約200名参加)など、官民ともに県境を越えた交流が活発に行われている。 食品製造業の食品開発等支援や販路拡大を目指し、食料産業クラスターの形成支援及び商談会の開催を行い、数多くの商談の機会を創出している(商談件数:9,190件)。 自動車関連産業については、とうほく自動車産業集積連携会議を中心に、展示商談会や部品研修の開催のほかセミナーの相互参加を実施するなど東北各県が一体となった活動を展開し、県内では、みやぎ自動車産業振興協議会製造業会員数の増加(15会員増)や、自動車産業分野の製造品出荷額等の増加など集積効果が見えている。 官民共同で中国でのビジネス商談会を開催(成約件数:9件)したり、山形県と連携して運営する韓国ソウル事務所を通じて企業の海外進出支援(496件)、商談会を実施しており、民間や隣県との連携により広域経済圏としての認知度向上に貢献している。 観光においては、平成25年4月から6月にかけて、官民が一体となって仙台・宮城デスティネーションキャンペーンを開催し、期間中のサンプル調査では観光客入込数等が震災前の水準まで回復したほか、東北一体となった海外旅行博への出展等により、スケールメリットを活かして情報発信することができた。 文化事業については、優れた芸術文化に触れる機会を広く県民に提供するとともに、被災市町等の学校や公共施設、福祉施設等に重点的にアーティストを派遣し、子どもたちを中心に地域住民が身近に芸術文化に触れ合うことのできる少人数・体験型の事業を実施し、一定の成果が得られた。 仙台塩釜港において、高松ふ頭の整備に着手するとともに、高砂コンテナターミナルの拡張整備、雷神ふ頭用地の造成を推進し、東北地方の工業発展や復興需要などによる貨物量の増加に対応するようになっている。 仙台北部道路が全線供用開始し、仙台都市圏の東西交通軸が強化され、内陸と沿岸を結ぶ物流の効率化が図られた。 「復興支援道路」として整備を進めている「みやぎ県北高速幹線道路」は、Ⅱ期区間(中田工区)について調査・設計を進めるとともに、用地買収に着手した。Ⅲ期及びⅣ期区間については、平成25年度から事業に着手し、調査・設計を実施した。 各事業は、施策の目的である「自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成」に向かって着実に進行しており、東日本大震災の復興需要等により中間目標を達成していることから、評価については「概ね順調」と判断した。 |

※ 評価の視点：目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|--|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> 当面東日本大震災からの復興需要に伴い、東北地方の経済活動は活性化しているが、あくまで一時的なものであり、数年後をにらんだ需要創出・競争力強化策を講じ、東北の自立的かつ足腰の強い経済構造の構築に向けた取組を推進する必要がある。 東北地方の人口の社会増減は、平成24年に引き続き持ち直しているが、全国的には景気回復が進み、東京圏に人口が集中する傾向が再び強まっており、東北地方が一体となって地域活性化に取り組む必要がある。 東日本大震災による風評の影響が根強く残っており、外国人観光客の回復が遅れている。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き東北各県共同による自動車関連展示商談会の実施や海外共同事務所を利用した商談会の実施など、ビジネスチャンスの獲得を支援するスケールメリットのある事業を推進する。 東北各県や経済界と連携し、北上山地へのILC(国際リニアコライダー)の誘致を推進し、東北地域で新たな産業の創出を促進する。 広域経済圏を支える交通ネットワークの整備については、社会・経済情勢に配慮しつつ、効率的な整備を進める。 山形県との連携基本構想を着実に進めるとともに、北海道・東北未来戦略会議などで、広域経済活性化策等について検討・実施し、東北全体として経済の底上げを図ることで人口の流出を防ぐ。 広域的課題解決のため、道州制導入を推進する。 観光については、東北各県や関係諸団体と連携しながら、正確な観光情報の発信等を行い、国内外からの交流人口の増加を図る。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | |
|-----------------------------|-------------------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | <p>判定</p> <p>適切</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> |

政策番号5 産業競争力の強化に向けた条件整備

各産業の今後の成長のためには、技術力や生産技術の向上等を支える人材の育成・確保が最も重要であり、学校教育等と連動した人材育成体系の構築を進める。加えて、女性、高齢者、外国人などの力がこれまで以上に発揮されるとともに、若者などの能力を生かし、起業しやすい魅力ある環境づくりを進め、県内産業を担う人材の育成等を図る。

また、事業者の経営力や生産・販売力強化のための支援を充実していくとともに、資金調達環境等の整備を推進する。

さらに、県内産業の新たな飛躍のためには、その基盤となる交通・物流基盤の整備が不可欠であり、国内はもとより、アジアとの競争優位に立つため、東北の中核空港である仙台空港、東北唯一の特定重要港湾である仙台塩釜港及び重要港湾の石巻港のより一層の機能強化を図り、県内外にその活用促進を働きかける。併せて地域間の連携・交流促進のため、高規格幹線道路をはじめ、広域道路ネットワークの整備を推進する。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | | | 施策評価 |
|------|--------------------|---------------------------|-----------------------------------|--------------------------|---------|------|
| | | | | 実績値 (指標測定年度) | 達成 度 | |
| 10 | 産業活動の基礎となる人材の育成・確保 | 1,334,766 | ライフステージに応じた基幹プログラムの推進数(件)[累計] | 14件 (平成25年度) | C | 概ね順調 |
| | | | 県が関与する高度人材養成事業の受講者数(人)[累計] | 868人 (平成25年度) | A | |
| | | | 基幹産業関連公共職業訓練の修了者数(人)[累計] | 483人 (平成25年度) | A | |
| | | | 県立高等学校生徒のインターンシップ参加人数(人) | 19,661人 (平成22～25年度累計) | B | |
| | | | 第一次産業における新規就業者数(人)(取組18に再掲) | — (平成25年度) | N | |
| 11 | 経営力の向上と経営基盤の強化 | 140,511,960 | 創業や経営革新の支援件数(件)[累計] | 864件 (平成25年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 農業経営改善計画の認定数(認定農業者数)(経営体) | 5,809経営体 (平成24年度) | B | |
| | | | 集落営農数(集落営農) | 876集落営農 (平成25年) | A | |
| 12 | 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備 | 238,903,330 | 仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量(TEU) | 145,991TEU (平成25年) | B | 概ね順調 |
| | | | 仙台塩釜港(仙台港区)の取扱貨物量(コンテナ貨物除き)(万トン) | 3,511万トン (平成25年) | A | |
| | | | 仙台空港乗降客数(千人) | 3,200千人 (平成25年度) | A | |
| | | | 仙台空港国際線乗降客数(千人) | 176千人 (平成25年度) | C | |
| | | | 高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合(%) | 95.4% (平成25年度) | A | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
- 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価 (原案) 概ね順調

評価の理由・各施策の成果の状況

- ・産業競争力の強化に向けた条件整備について、3つの施策で取り組んだ。
- ・施策10の産業活動の基礎となる人材の育成・確保について、2指標で達成度Aと判定され、1指標で達成度Bと判定され、達成度Cと判定された1指標についても、達成率70%を超え、平成24年度と比較して施策は前向きに進捗している。なお、指標5「第一次産業における新規就業者数」については、農業及び水産業の新規就業者数が確定されておらず判定できない。
- ・施策11の経営力の向上と経営基盤の強化については、概ね目標を上回っており、順調に推移しているが、県民意識調査では、販路開拓・取引拡大等に向けた支援、収益性の高い農業経営の実現などについては「特に優先すべきと思う施策」の割合が増しており、県民の重視する施策に変化が生じている。
- ・施策12の宮城の飛躍を支える産業基盤の整備について、仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量、取扱貨物量は、東日本大震災の影響から順調な回復を見せている。一方で、仙台空港について、国内線利用者数はほぼ震災前の状況に回復したが、国際線利用者数は、外交等の影響もあって前年度を下回った。
- ・以上から、一部目標を達成できない指標もあるものの概ね順調であると評価する。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・施策10について、農林水産業、製造業を中心とするものづくり産業を担う人材、後継者の育成を通じて、東日本大震災からの復旧・復興をけん引すること、また少子高齢化等による将来の労働力不足に備えるとともに、的確かつ将来を見据えた人材育成施策を展開していく必要がある。</p> <p>・施策11について、県内事業者からは、経営基盤の回復・強化への支援、被災農業者等の早期営農再開支援とあわせ、総合的な経営支援が求められている。またそれらの取組について広く県民の理解を得ることが必要である。</p> <p>・施策12について、災害時にも地域の経済活動に停滞をもたらさないような防災機能を強化した基幹的社会基盤を整備していくことが必要である。</p> | <p>・施策10について、中長期的な視点を持って「みやぎ産業人材プラットフォーム」を中心とした産学官連携を図り、地域の様々な人材ニーズに対応できる人材育成体制づくり、雇用拡大の推進に引き続き努めるとともに多様かつ先進的な人材育成施策の展開を図る。</p> <p>・施策11については、復旧・復興の過程の中で、企業のステージにあった必要な支援な支援に応じられるように、事業者と密接に関わるとともに、事業のPR強化に努めていく。</p> <p>・施策12について、防災道路ネットワークの整備を促進していくとともに物流機能、産業集積の強化等の拠点性を高めた基盤整備の推進に取り組み、宮城の復興を広く発信していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|---------------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

施策番号10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保

| | |
|---|--|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 宮城県の基幹産業である製造業の発展を担う、ものづくり人材の育成体制を、産学官連携のもとに構築する。 ◇ みやぎ産業人材育成プラットフォームなどを活用して、キャリア教育等、学校と地域企業が一体となった産業人材の育成を推進する。 ◇ まちづくりと連携した地域の活性化につながる商店街づくりやものづくり産業の競争力強化と県内企業の経営安定を図るため、次代を担う経営幹部の人材育成を支援する。 ◇ 社会情勢の変化に対応し、農林水産業を担う人材・後継者の育成確保に取り組む。 ◇ 県内大学等への留学生をはじめとする高度な専門知識や技術力を持つ外国人の卒業後における県内企業や研究機関への就業を促進する。 ◇ 女性の積極的活用に取り組んでいる企業が社会的に評価されるよう、普及・啓発を推進する。 |
|---|--|

| | | | | | | |
|--------------|--|------------------|--------------------------|--------------------------|-------------|--------------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | ライフステージに応じた基幹プログラムの推進数(件)[累計] | 8件 (平成21年度) | 16件 (平成25年度) | 14件 (平成25年度) | C 75.0% | 16件 (平成25年度) |
| 2 | 県が関与する高度人材養成事業の受講者数(人)[累計] | 399人 (平成21年度) | 800人 (平成25年度) | 868人 (平成25年度) | A 117.0% | 800人 (平成25年度) |
| 3 | 基幹産業関連公共職業訓練の修了者数(人)[累計] | 0人 (平成21年度) | 420人 (平成25年度) | 483 (平成25年度) | A 115.0% | 420人 (平成25年度) |
| 4 | 県立高等学校生徒のインターンシップ参加人数(人) | 0人 - | 24,000人 (平成22～25年度累計) | 19,661人 (平成22～25年度累計) | B 81.9% | 24,000人 (平成22～25年度累計) |
| 5 | 第一次産業における新規就業者数(人)(取組18に再掲) | 151人 (平成20年度) | 251人 (平成25年度) | - (平成25年度) | N - | 251人 (平成25年度) |

■ 施策評価 (原案) 概ね順調

| | |
|---------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・指標1「ライフステージに応じた基幹プログラムの推進数」については、年間獲得目標である2件を獲得したが、平成24年度に獲得件数が0であったことが影響し、累計獲得件数は目標値にいたらず、達成率が75.0%であり、達成度「C」に区分される。 ・指標2「県が関与する高度人材養成事業の受講者数」及び指標3「基幹産業関連公共職業訓練の修了者数」については、県が推進する自動車関連産業の集積や地元企業との取引拡大の進展等を背景として好調を維持し、達成率はそれぞれ117.0%及び124.5%、達成度「A」に区分される。 ・指標4「県立高等学校生徒のインターンシップ参加人数」については、震災前の水準に戻りつつあり、実施率(実施校数÷学校数)も上昇しているが、達成率としては81.9%であり、達成度「B」に区分される。 ・指標5「第一次産業における新規就業者数」については、農業及び水産業の新規就業者数が確定されておらず判定できない。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・特に優先すべきと思う施策の平成25年県民意識調査結果を見ると、震災復興の政策3施策3「雇用の維持・確保」のうち「復興に向けた産業人材育成」は6.2%であり、前年の5.9%と比べて若干上昇している。 ・地域別をみると、前年は沿岸部6.0%、内陸部5.7%であったが、平成25年では沿岸部6.9%、内陸部5.7%であり、沿岸部での意識が高まっている。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な情勢としては人口減少、少子高齢化、経済成長率の低迷、事業所の減少等、県内産業にとっては厳しい状況が続いているが、トヨタ自動車東日本の設立に象徴されるように、自動車関連産業や高度電子機械産業の集積等、ものづくり産業の集積が進んでおり、これらの産業を担う人材の育成確保が継続的な課題となっている。 ・短期的には、被災企業の事業再開や復興需要の継続により、県内の経済成長率がプラスに転換するとともに、新卒者の就職内定率もリーマンショックや東日本大震災以前の水準に回復するなど、明るい兆しも見られるが、雇用のミスマッチも指摘されており、産業構造の変化への対応も必要となっている。 ・農業をはじめとする第一次産業においては、従事者の減少や高齢化の進展に加え、震災による生産基盤の喪失や風評被害、出荷制限等、深刻な状況となっており、迅速な復旧とともに、先進的で競争力のある農林水産業の再構築のため、新規就業者の確保や効率的かつ安定的な経営体の育成が必要となっている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・指標1～4の達成度は昨年度と同じである。 ・また、本施策を構成する各事業について、過半数の事業で「成果があった」と判断するとともに、すべての事業で「ある程度成果があった」以上の判断となっており、本施策の目的である「産業活動の基礎となる人材の育成・確保」は概ね順調に推移していると考えられる。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や厳しい経済状況から、今後、産業活動を支える人材の育成・確保はさらに重要性を増すことが予想される。 ・児童生徒、学生に対しては職業観や勤労観の醸成に加え、県内の産業に対する理解を深めていく必要がある。 ・また、企業在籍者等についても技術・技能の向上等、多様な人材育成施策を展開する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ産業人材育成プラットフォームを通じて人材育成機関の連携を深め、参画機関が取り組む、ライフステージに応じた人材育成を継続して支援するとともに、国等の外部競争資金の獲得に向けた取組を支援し、多様かつ先進的な人材育成施策の展開を図る。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり産業を中心とした産業集積の進展により、立地企業や地元企業の取引拡大等による雇用機会の拡大が見込まれるが、企業の人材ニーズを的確に捉え、安定的かつ継続的に人材を供給できる体制を構築する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業との連携を深めて産業界の人材ニーズを的確に把握するよう努めるとともに、教育機関との連携により、学生が県内の企業や産業に触れる機会の創出に努め、県内学生の県内就職に結びつける。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業においても、従事者の減少や高齢化等の構造的な問題への対応に加え、復旧・復興に向けた将来の第一次産業を担う新規就業者や経営体の育成・確保に向けた取組を継続して推進する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等を対象とした体験型プログラムや新規就業希望者を対象とした人材育成プログラムを推進するとともに、就業資金の援助等きめ細かな就業支援策を展開し、新規就業者の育成・確保を支援していく。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部においては、復興の進展に伴う産業構造の変化から雇用のミスマッチも見られることから、的確かつ将来を見据えた人材育成施策を展開していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・圏域版プラットフォームにより地域の実情に応じた人材育成体制の構築に努めるとともに、ニーズに応じた職業訓練の実施により復興を担う人材を育成していく。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | | |
|-------------------------|---|--|--|----|
| 委員会 の 意見 | <table border="1"> <tr> <td align="center">判定</td> <td rowspan="2">評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</td> </tr> <tr> <td align="center">適切</td> </tr> </table> | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | 適切 |
| | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | | |
| 適切 | | | | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | | | |

施策番号11 経営力の向上と経営基盤の強化

施策の方向
 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針)

- ◇ 社会情勢等に的確に対応できる経営体の育成に向け、商工会、商工会議所、農業協同組合などの各種産業関連団体と連携した情報提供や相談機能の強化を促進する。
- ◇ 起業家の育成やビジネスプランの作成支援など、産業支援機関等と連携した多様な経営支援体制の充実を図るとともに、新たな支援ニーズに対応した支援策を拡充する。
- ◇ 自動車関連産業や食品関連産業など、今後の成長が見込まれ経済の中核をなす業種を重点的に支援するとともに、景気変動に対し安定的な資金調達環境となるよう、制度融資の充実を図る。
- ◇ ファンドなどを活用した資金供給、企業の成長性を評価する融資制度の構築など、中小企業にあっても利用しやすい多様な資金調達手段の整備を促進する。
- ◇ 認定農業者などの経営安定化や集落営農の組織化、漁船漁業の構造改革に向けた取組等を支援し、農林水産業における経営体質の強化を図る。

| 目標指標等 | ■達成度 | | ■達成率(%) | | 達成度 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
|-------|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------|-----|----------------------|
| | A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) | B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 | C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 | N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | |
| | A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) | | B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 | | | |
| | C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 | | N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | |
| | ■達成率(%) | | フロー型の指標:実績値/目標値 | | | |
| | | | ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | | |
| 1 | 創業や経営革新の支援件数(件)[累計] | 119件 (平成20年度) | 782件 (平成25年度) | 864件 (平成25年度) | A | 782件 (平成25年度) |
| 2 | 農業経営改善計画の認定数(認定農業者数) (経営体) | 6,266経営体 (平成20年度) | 6,440経営体 (平成24年度) | 5,809経営体 (平成24年度) | B | 6,500経営体 (平成25年度) |
| 3 | 集落営農数(集落営農) | 711集落営農 (平成22年) | 780集落営農 (平成25年) | 876集落営農 (平成25年) | A | 780集落営農 (平成25年) |

| ■ 施策評価 (原案) | | 概ね順調 |
|--------------|--|------|
| 評価の理由 | | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「創業や経営革新の支援件数」については、復興の過程の中で新たなビジネスニーズが生まれ、「創業育成資金」の利用が伸びている(前年比 36件増)。 ・「認定農業者数」については、集落営農組織の法人化及び個人の高齢化の進展に伴い再認定申請が減少し、伸び悩んでいる。 ・「集落営農数」については、戸別所得補償モデル事業が実施されたことなどにより、集落営農化する組合等が増加し、目標値を達成している。 | |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似する取組である震災復興計画の政策3施策1、政策4施策1の調査結果を参照すると全体として高重視群、満足群ともに低く、昨年度より減少している。しかし販路開拓・取引拡大等に向けた支援、収益性の高い農業経営の実現などについては「特に優先すべきと思う施策」の割合が増しており、震災復旧・復興の進展により、県民の重視する施策に変化が生じている。 | |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災により多くの事業者が甚大な被害を受けたことから、各事業者の経営基盤の復旧に力点を置いているところであるが、販路開拓や収益性の向上などへの支援ニーズが増えている。また復興の過程の中で新たなビジネスチャンスも生まれており、創業に対する支援が求められる。 ・津波被害を受けた地域においては、農地の出し手となる被災農業者及び農地の受け手としての新たな集落営農組織等が今後の地域農業のあり方について話し合いを進めており、新組織に対する営農計画作成や新技術導入等について継続的な支援が求められる。 | |
| 事業成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・県中小企業支援センターが支援した企業社(者)数が目標を上回ったことや、県が新たに創設した融資制度により経営改善が促進されるなど、商工業者の経営力強化について成果が出ている。 ・農業における経営体質の強化については、集落営農ステップアップ支援事業など全ての事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・以上の状況から、経営力の向上と経営基盤の強化を図る取組については概ね順調に実施されたと判断する。 | |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により、沿岸部を中心に県内事業者は大きな被害を受けており、経営基盤の回復又は強化のための支援が急務となっている。 ・復旧のための資金的な支援とともに、震災で落ちた売上の回復には、販路拡大等の支援が必要となっている。 ・経営基盤の強化とあわせ、総合的な経営支援が求められている。 ・農業については、生産者の経営安定化及び被災農業者等の早期営農再開に対応する必要がある。 ・集落営農が促進されているが、更なる生産性の向上とともに、経営の強化が課題である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興の過程の中で、企業に対し、ステージにあった必要な支援を的確に行う。 ・震災により落ちた売上の回復のために、新たな事業に取り組む事業者に対し、総合的な助言・指導を行うとともに、事業化のための資金の援助を実施する。 ・事業者が支援を必要とするときに的確に支援に応じられるよう、事業者に対し密接に関わるとともに、事業のPRを強化する。 ・地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保及び早期営農再開に向けた各種補助事業を導入し、経営の安定と向上に向けた支援を行う。 ・地域の実情に応じた特色ある集落営農を育成し、経営の多角化と安定化を図る。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|--------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

施策番号12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備

| | |
|---|--|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 貨物量の増加や船舶の大型化に対応した岸壁や埠頭用地の造成など、港湾機能拡充のための施設を整備する。 ◇ 港湾貨物の需要開拓及び新規航路開設に向けた誘致活動(ポートセールス)を強化する。 ◇ 港周辺地域の貿易関連機能や流通・工業機能の強化に向け、仙台港背後地の保留地販売を促進する。 ◇ 各種PR活動により空港の利用を促進しながら、空港の新規路線開設及び運休路線の再開に向けた誘致活動(エアポートセールス)を強化する。 ◇ 仙台空港周辺の産業経済拠点形成に向けて、流通・商業機能を有する仙台空港アクセス鉄道沿線の臨空都市の整備を促進する。 ◇ 三陸縦貫自動車道など高速道路網及び広域ネットワークの形成に向けた道路網の整備を促進する。 |
|---|--|

| | | | | | | |
|--------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------|-----------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量(TEU) | 134,856TEU (平成20年) | 156,000TEU (平成25年) | 145,991TEU (平成25年) | B 93.6% | 156,000TEU (平成25年) |
| 2 | 仙台塩釜港(仙台港区)の取扱貨物量(コンテナ貨物除き)(万トン) | 3,309万トン (平成20年) | 3,000万トン (平成25年) | 3,511万トン (平成25年) | A 117.0% | 3,000万トン (平成25年) |
| 3 | 仙台空港乗降客数(千人) | 2,947千人 (平成20年度) | 3,000千人 (平成25年度) | 3,200千人 (平成25年度) | A 106.7% | 3,000千人 (平成25年度) |
| 4 | 仙台空港国際線乗降客数(千人) | 260千人 (平成20年度) | 300千人 (平成25年度) | 176千人 (平成25年度) | C 58.7% | 300千人 (平成25年度) |
| 5 | 高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合(%) | 95.1% (平成20年度) | 95.4% (平成25年度) | 95.4% (平成25年度) | A 100.0% | 95.4% (平成25年度) |

| | |
|--------------------|---|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量」及び二つ目の指標「仙台塩釜港(仙台港区)の取扱貨物量(コンテナ貨物除き)」は、東日本大震災の影響による大幅な落ち込みから順調に回復しており、達成率は、前者が93.6%、達成度「B」に区分され、後者は117.0%、達成度「A」に区分される。 ・三つ目の指標「仙台空港乗降客数」は、復興需要やLCC就航に伴う新規需要が創出されたことなどから、達成率は106.7%、達成度「A」に区分される。 ・四つ目の指標「仙台空港国際線乗降客数」は、外交等の影響もあって前年度を下回り、達成率は58.7%、達成度「C」に区分される。 ・五つ目の指標「高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合」は、新たに富谷ICの供用が開始されたものの、実績値に変化はなかった。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査の分野5「公共土木施設」の取組1「道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進」を参照すると、高重視群が77.7%、満足群が41.1%となっている。平成24年県民意識調査と比較すると、高重視群が7.3%、満足群が8.0%低くなっており、産業基盤の整備をより一層推進する必要がある。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年の仙台塩釜港コンテナ貨物取扱量(空コンテナを含む)は、復興需要の高まりなどもあり、速報値で約20万4千TEUを記録し、平成24年と比較して約118.1%、震災前の平成22年と比較して約94.4%まで回復する見込みとなり、平成22年に次いで過去2番目の取扱量となっている。 ・仙台空港国際線は、ホノルル便やバンコク便が新たに就航したものの、外交等の影響による主力となるソウル便の減便や中国便の運休などにより、乗降客数の回復が遅れている。 ・復興道路に位置付けられている三陸縦貫自動車道は、東日本大震災からの早期復興に向けたリーディングプロジェクトとして、加速的に整備が進められている。 ・県内に立地する企業や今後進出が見込まれる企業の物流ニーズに対応するため、高速道路や広域道路ネットワーク、港湾・空港等の物流基盤の一体的な整備が求められている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・高規格幹線道路整備事業が順調に進むなど、全ての事業で一定の成果が出ている。また、仙台塩釜港(仙台港区)の取扱貨物量(コンテナ貨物除き)や仙台空港乗降客数が目標値を上回ったことから、施策の目的である「宮城の飛躍を支える産業基盤の整備」は、概ね順調に推移していると考えられる。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量を東日本大震災前の水準に回復させる。 ・東日本大震災前に比べ、仙台空港国際線の乗降客数の回復が遅れている。 ・東日本大震災では、道路や港湾など、沿岸部の広域物流網の被災により、応急復旧されるまでの間、直接津波被害を受けなかった内陸部を含め、地域の産業経済活動に停滞をもたらしたことから、沿岸域の防災機能を向上させるとともに、内陸部や他地域との相互補完機能を充実する必要がある。 ・引き続き、施設等の復旧を急ぐとともに、復興の進捗状況を一層発信する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組(荷主企業、船会社への個別訪問、各種セミナーの開催、海外ポートセールスの実施)を継続・強化するとともに、輸出貨物増加に向けて、輸出企業への個別訪問等を強化する。 ・新規就航路線の周知とともに、利用促進を図り、航空会社に対し、増便や機材の大型化、新規路線の開設等の働きかけを強化する。 ・高速道路や港湾、空港などの基幹的社会基盤は、被災しても壊滅的な機能不全に陥ることのないように施設構造での対応や津波減災対策により防災機能を強化するほか、沿岸防災軸となる三陸縦貫自動車道などと内陸部を結ぶ防災ラダー道路など、防災道路ネットワークの整備を促進していく。 ・物流機能や産業集積の強化など、拠点性を向上させるための基盤整備を進め、利用促進を図るとともに、復興の進捗状況を様々な媒体、場面を通して発信する。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|---------------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

政策推進の基本方向2 安心と活力に満ちた地域社会づくり

政策番号6 子どもを生み育てやすい環境づくり

子どもを取り巻く環境が大きく変化し、家庭や地域で子どもを育てる機能が低下していることから、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる地域づくりが必要である。また、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進し、出生率低下に歯止めをかけていくことも大切である。このためには、まず何よりも家庭の中で子どもを生み育てることに対する希望や喜びを社会全体として共有できるよう意識の醸成を図ることが重要である。

また、男女の共同による子育て意識の定着を図り、夫婦が共に協力し合いながら、仕事と子育てが両立できるような社会環境の整備を促進する。同時に、男女が共にその個性と能力を発揮し、様々な分野で協力し合い支え合う男女共同参画社会の実現に向け、女性の雇用機会の拡大や就労支援を促進し、女性の就業率の向上などに取り組んでいく。

さらに、周産期・小児医療体制の充実を図るとともに、市町村なども連携し、保育所の増設や一時保育など多様な保育サービスの充実を図る。また、行政と地域が連携し、児童虐待等の防止体制を強化する。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|-------------------------------|---------------------------|--|-------------------|----|---------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 13 | 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 3,458,103 | 合計特殊出生率 | 1.30 (平成24年) | B | やや遅れている |
| | | | 育児休業取得率(男性)(%) | 3.6% (平成25年度) | C | |
| | | | 育児休業取得率(女性)(%) | 61.0% (平成25年度) | C | |
| | | | 保育所入所待機児童数(仙台市を除く)(人) | 433人 (平成25年度) | C | |
| 14 | 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成 | 200,498 | 朝食を欠食する児童の割合(小学6年生)(%) | 3.3% (平成25年度) | C | やや遅れている |
| | | | 学校と地域が協働した教育活動(学社融合事業)に取り組む小・中学校の割合(%) | 94.0% (平成25年度) | A | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価 (原案) やや遅れている

評価の理由・各施策の成果の状況

・子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて、2つの施策に取り組んだ。

・施策13では、次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくりに向けて取り組んでおり、各事業とも一定の成果があり、概ね順調に推移している。しかし、目標指標の「合計特殊出生率」や「保育所入所待機児童数」が目標値と大きく乖離し、「育児休業取得率」が目標値と逆方向に推移している状況となっている。また、県民の関心の高さに相応した満足度は得られていないと判断し、全体として「やや遅れている」との評価に至った。

・施策14では、家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成に向けて取り組んでおり、地域で子どもを育てる体制や志教育を推進するなど、事業の成果等では一定の成果が出ており、概ね順調に推移している。しかし、目標指標の1つ「朝食を欠食する児童の割合」は、初期値からの改善が図られているものの、目標値を下回っている。また、県民の関心はある程度高いものの満足度が低い傾向であることから、全体として「やや遅れている」との評価に至った。

・以上のことを総合的に考慮し、本政策の進捗状況は「やや遅れている」と判断した。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・施策13では、仕事と子育ての両立支援のための環境づくりを図るため、県の施策だけでなく、国、市町村と連携を図りながら、地域のニーズを把握した効果的な取組を実施することが必要である。また、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されることから、移行に向け適切な実施が求められる。</p> <p>・施策14では、子どもの基本的な生活習慣の定着促進を図るため、社会全体の問題として地域と一丸となった取り組みが必要であるほか、家庭における自発的な取組を促すため、親自身の意識の醸成が必要である。また、協働教育のより一層の推進も必要とされる。</p> | <p>・国、市町村、企業、関係団体等との連携を図りながら、①仕事と子育ての両立支援、②子育て等に対する意識啓発・醸成、③地域の子育て力の強化、④子育て家庭への経済的支援など少子化対策に向けた総合的な施策を推進していく。また、「子ども・子育て支援新制度」については、国の詳細な制度設計等、今後の動向を注視するとともに、実施主体となる市町村と連携しながら新制度への移行を着実に進めていく。</p> <p>・「早寝・早起き・朝ご飯」といった子どもたちの望ましい基本的な生活習慣の定着に向け、企業との連携、マスメディアの活用等により、一層の普及啓発を図っていく。また、協働教育の効果を全県に広めるため、未実施市町の教育委員会に対し協働教育プラットフォーム事業の取組について働きかける。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | |
|--------|-------------------|----|--|
| | | 適切 | |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>施策13については、少子化対策の推進にあたっては、その要因について十分な精査・分析を行い、そこから導かれる具体的な課題に即した対応方針を示す必要があると考える。</p> |

施策番号13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり

| | |
|--|---|
| 施策の方向 〔宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画〕の行動方針) | ◇ 少子化の流れに歯止めをかけるため、市町村・企業・NPOなどとの連携・協働により、少子化対策を総合的に推進する。 ◇ 県民一人一人が子育てに関心を持ち、宮城の将来を担う子どもたちを地域全体で育てる機運を醸成するため、「子育て支援を進める県民運動」を展開する。 ◇ 働きながら子育てを行う従業員等が、育児休業の取得や職場復帰しやすい環境を整備するため、企業等における仕事と子育ての両立に向けた取組を支援する。 ◇ 子育てを行う親の多様なニーズにこたえるため、保育所入所待機児童の解消に向けた保育所整備等の促進、家庭の保育、延長保育など各種保育サービスや放課後児童クラブの充実に向けた取組を支援する。 ◇ 不登校や引きこもりなど悩みを抱える子どもや、子育てに不安・問題を抱える親や家族に対し、相談・指導の充実を図る。 ◇ 関係機関の連携により、児童虐待を未然に防止するための調査や相談などの専門的な支援を行うとともに、早期発見や保護児童等に対する援助を行うなど、迅速かつ的確な対応を推進する。 ◇ 周産期・小児救急医療体制の充実に取り組みむとともに、不妊治療を行う夫婦に対する支援を行う。 |
|--|---|

| | | | | | | |
|--------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | |
| | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 合計特殊出生率 | 1.29 (平成20年) | 1.38 (平成24年) | 1.30 (平成24年) | B 94.2% | 1.40 (平成25年) |
| 2-1 | 育児休業取得率(男性)(%) | 4.1% (平成21年度) | 6.0% (平成25年度) | 3.6% (平成25年度) | C 60.0% | 6.0% (平成25年度) |
| 2-2 | 育児休業取得率(女性)(%) | 75.8% (平成21年度) | 85.0% (平成25年度) | 61.0% (平成25年度) | C 71.8% | 85.0% (平成25年度) |
| 3 | 保育所入所待機児童数(仙台市を除く)(人) | 511人 (平成21年度) | 0人 (平成25年度) | 433人 (平成25年度) | C 15.3% | 0人 (平成25年度) |

| | |
|--------------------|---------|
| ■ 施策評価 (原案) | やや遅れている |
|--------------------|---------|

| | |
|---------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・「合計特殊出生率」は、前年実績より0.05ポイント上昇したものの、一般的に合計特殊出生率は、大都市圏において低い傾向にあり、本県においても仙台市の合計特殊出生率は、例年、県平均を下回り、県全体の率を下げる要因になっているなど少子化傾向は厳しい状況となっている。なお、達成率は目標値の94.2%であることから「B」と評価した。 ・「育児休業取得率」は、男性では前年実績より0.4ポイント低下し達成率60.0%であり「C」と評価した。また、女性においても前年実績より25.7ポイント低下し達成率71.8%であり「C」と評価した。男性、女性とも目標値と逆方向に推移しており、ワーク・ライフ・バランスの推進や取得率の向上に向けた環境づくりを進めていく必要がある。 ・「保育所入所待機児童数」は、前回実績より待機児童数が減少したものの、潜在的待機児童も多いことから解消まで至らない状況である。なお、達成率は15.3%であることから「C」と評価した。 |
| 県民意識 | ・平成25年県民意識調査について、類似する取組である震災復興の政策2施策2「未来を担う子どもたちへの支援」の調査結果を参照すると、高重視群83.7%、満足群が48.7%、満足度の「分からない」が30.4%となっている。平成24年県民意識調査においても、それぞれ87.7%、51.5%、25.5%となっており、県民の関心は高いものの、十分に満足が得られているとはいえない傾向が見られる。 |
| 社会経済情勢 | ・平成25年(測定年:平成24年)の合計特殊出生率は全国の1.41に対して、本県は1.30(全国42位)であり、人口の維持水準とされる約2.1と比較しても下回っている状況である。出生率が向上しない主な原因として、晩婚化の進行、夫婦の出生力の低下、子育てに対する経済的負担の増大、結婚・出産に対する価値観の変化等が考えられる。 ・平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行を予定しており、新たな幼保連携型認定こども園の創設、許可・指導権限の一本化、新たな子ども・子育て支援給付の創設などの制度改正が行われる見通しである。 ・全国的に虐待相談件数は増加傾向が見られ、本県でも震災の影響による家庭環境の問題などから、児童虐待事案の増加が危惧されており、関係機関との連携をより一層強化した対応が求められている。 |

| 評価の理由 | |
|--------|---|
| 事業の成果等 | <p>・施策を構成する事業に関しては、様々な子育て支援事業の推進を図ったことや、周産期・小児医療体制の充実に取り組んだことにより、安心して子育てできる社会環境の整備などで一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。</p> <p>・以上のとおり、事業評価で一定の成果があるものの、目標指標では全ての指標が目標値に達しておらず、「育児休業取得率」については男性・女性とも目標値と逆方向に推移している。加えて、県民意識調査においても県民の関心以上に満足度が得られているとはいえない状況であることから、施策の目的である「次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」は、やや遅れていると判断する。</p> |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|---|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <p>・震災からの復旧・復興に取り組む一方で、少子化対策を着実に推進し、安心して子育てができる社会の実現に向け、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>・職場における仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）にあたっては、企業側に生産性の低下などといったマイナスのイメージが依然としてあることから、一層の意識啓発を図るとともに、企業側の取り組みを推進するための支援が必要である。</p> <p>・住民サービス向上のための財源確保については各自治体でも苦慮しているところである。更に、財源やサービス等の一元的な制度を構築する「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」の本格施行が予定されており、今後、制度改正に伴う市町村における住民のニーズ把握とそれに対応したサービス量と質の確保など、適切な実施が求められる。</p> | <p>・次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備するため、地域全体で子育てを支援する機運を醸成していくための「県民運動」を継続して展開していくとともに、今後とも、国、市町村、企業、関係団体等と連携を図りながら、少子化対策のための各種取組を着実に推進していく。</p> <p>・国の労働関係機関と連絡調整を緊密に行うとともに市町村とも連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発と働く親を支援するサービスの普及に努め、また、企業等の育児休業制度に対する理解と積極的な活用や、職場復帰しやすい環境の整備など、労働者の仕事と子育ての両立に向けた取組・支援を更に推進していく。</p> <p>・厳しい財政状況に置かれている現状を踏まえながらも、基金等を活用し、待機児童解消推進事業の実施等によって保育所等の整備促進を図るなど、引き続き子育て環境の改善に努める。また、「子ども・子育て支援新制度」については、国の詳細な制度設計等、今後の動向を注視するとともに、実施主体となる市町村と連携しながら新制度への移行を着実に進めていく。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | |
|-----------------------------|-------------------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | <p>判定 適切</p> <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | <p>少子化対策の推進にあたっては、その要因について十分な精査・分析を行い、そこから導かれる具体的な課題に即した対応方針を示す必要があると考える。</p> |

| 施策番号14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成 | |
|--|---|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | ◇ 家庭、地域と学校との協働により、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた運動を展開する。 ◇ 子どもの活動拠点づくりや地域で子どもを教え育てるシステムなど、教育に対する地域全体での支え合いを推進する組織体制の確立を進める。 ◇ 家庭、地域と学校との協働により、多くの住民が主体的に参画した子どもの多様な学習・体験機会の創出を図る。 ◇ 学校・企業・NPOなど、地域における関係機関と主体的に連携した多様な教育活動等の促進を進める。 |

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|--|-------------------|-----------------|---------------------|-----------------|------------|---------------------|---|------------------|------------------|------------------|------------|------------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>初期値 (指標測定年度)</th> <th>目標値 (指標測定年度)</th> <th>実績値 (指標測定年度)</th> <th>達成度 達成率</th> <th>計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3.7% (平成20年度)</td> <td>2.0% (平成25年度)</td> <td>3.3% (平成25年度)</td> <td>C 23.5%</td> <td>2.0% (平成25年度)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>61.3% (平成20年度)</td> <td>93.6% (平成25年度)</td> <td>94.0% (平成25年度)</td> <td>A 100.4%</td> <td>93.6% (平成25年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | 1 | 3.7% (平成20年度) | 2.0% (平成25年度) | 3.3% (平成25年度) | C 23.5% | 2.0% (平成25年度) | 2 | 61.3% (平成20年度) | 93.6% (平成25年度) | 94.0% (平成25年度) | A 100.4% |
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 3.7% (平成20年度) | 2.0% (平成25年度) | 3.3% (平成25年度) | C 23.5% | 2.0% (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 61.3% (平成20年度) | 93.6% (平成25年度) | 94.0% (平成25年度) | A 100.4% | 93.6% (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-------------|---|---------|
| ■ 施策評価 (原案) | | やや遅れている |
| 評価の理由 | | |
| 目標指標等 | ・「朝食を欠食する児童の割合」については、ライフスタイルの多様化や生活環境の夜型化などにより子どもを取り巻く環境が大きく変化していることなどもあり、達成率が23.5%となったため、達成度を「C」と評価した。ただし、平成25年度において本県の欠食率は全国平均より低く、初期値からの改善も図られている。 ・「学校と地域が協働した教育活動(学社融合事業)に取り組む小・中学校の割合」については、中学校での取組が増加したことから、達成率が100.4%となったため、達成度を「A」と評価した。 | |
| 県民意識 | ・平成25年県民意識調査について、類似する取組である震災復興の政策6施策2「家庭・地域の教育力の再構築」の調査結果を参照すると、高重視群77.3%、満足群が42.4%、満足度の「分からない」は37.4%となっている。平成24年度の県民意識調査においても、それぞれ77.2%、40.7%、38.5%と同様な傾向が見られる。ある程度県民の関心が高いものの、満足度は低い。 | |
| 社会経済情勢 | ・生活様式の多様化や夜型化の進展は、子どもたちの生活習慣の乱れにつながり、学習意欲や気力、体力の減退など、子どもの健全な育成を阻害する要因にもなっている。また、核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化等は、家族や地域の教育力の低下につながっている。 ・本県は震災により、家庭・地域・学校が大きな被害を受け、未だに子どもを育てる環境が十分に整っていない地域がある。特に震災で多大な被害を受けた地域では、家庭教育や地域での見守りなどがより一層求められている。 | |
| 事業成果等 | ・企業・団体と連携し、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた運動などを展開し、一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・地域全体で子どもを育てる体制や志教育の推進体制を図る事業についても、一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・しかし、指標の「朝食を欠食する児童の割合」については、初期値からの改善が図られているものの、目標値を下回っている。 ・以上により、施策の目的である「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」は、「やや遅れている」と判断する。 | |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針 (原案) | |
|--|--|
| 課題 | 対応方針 |
| ・震災以降、子どもたちの生活リズムが一層不規則になることが懸念されるなか、子どもの基本的な生活習慣の定着促進を図るためには、個々の家庭の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域一丸となった取組が必要であるほか、家庭における自発的な取組を促すため、親自身の意識の醸成が必要である。 ・協働教育の効果を全県下に広げていくために、協働教育プラットフォーム事業の未実施市町への働きかけが必要となる。 | ・子どもたちの望ましい生活リズム確立に賛同する組織、団体、企業等を会員とする「みやぎっ子ルルブル推進会議」を通じて、「早寝・早起き・朝ご飯」といった子どもたちの基本的な生活習慣の定着促進に向け、企業との連携、マスメディアの活用等により、一層の普及啓発に取り組む。また、生活習慣の改善と関連して、学校における子どもの肥満対策に取り組む。 ・協働教育プラットフォーム事業の未実施市町(岩沼市, 利府町, 南三陸町)の教育委員会を訪問し、当該事業の取組について働きかける。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | |
|-----------------------------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

政策番号7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり

宮城の確かな未来を構築していくためには、将来を担う子どもの能力や創造性を最大限に引き出す教育環境の整備が必要である。児童生徒が自らの進路実現に向けて、希望を達成できるような「確かな学力」の定着が求められる中で、我が県の児童生徒の学力は、他県と比較して低迷しているという調査結果もあることから、学力を向上させることが急務となっている。このため、学力の向上に重点を置き、教員の一層の指導力向上や、学校と家庭との連携などにより、確かな学力の定着に向けた実効ある方策を進めるとともに、社会の変化に対応した教育を推進する。

また、地域社会との連携のもとで、公共心、健全な勤労観など、将来にわたり社会の中で生きていく力をはぐくみ、児童生徒の道徳心などの豊かな心とたくましく健やかな体の育成を図る。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | | 達成 度 | 施策評価 |
|--------------------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------------------|---------------------------|---------|---------|
| | | | | 実績値 (指標測定年度) | | |
| 15 | 着実な学力向上と希望する進路の実現 | 7,500,908 | 児童生徒の家庭等での学習時間(小学6年生:30分以上の児童の割合)(%) | 90.1% (平成25年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 児童生徒の家庭等での学習時間(中学3年生:1時間以上の生徒の割合)(%) | 66.4% (平成25年度) | B | |
| | | | 児童生徒の家庭等での学習時間(高校2年生:2時間以上の生徒の割合)(%) | 12.4% (平成25年度) | C | |
| | | | 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(小学6年生)(%) | 78.5% (平成25年度) | B | |
| | | | 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(中学3年生)(%) | 72.4% (平成25年度) | A | |
| | | | 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(高校2年生)(%) | 46.6% (平成25年度) | B | |
| | | | 全国平均正答率とのかい離(小学6年生)(ポイント) | -6.5% (平成25年度) | C | |
| | | | 全国平均正答率とのかい離(中学3年生)(ポイント) | -0.9ポイント (平成25年度) | C | |
| | | | 大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離(ポイント) | 0.0ポイント (平成24年度) | A | |
| | | | 新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離(ポイント) | 2.7ポイント (平成24年度) | A | |
| | | | 体験活動やインターンシップ等の参加人数(小学生の農林漁業体験)(人) | 107,860人 (平成22～24年度累計) | A | |
| | | | 体験活動やインターンシップ等の参加人数(中学生の職場体験)(人) | 59,415人 (平成22～24年度累計) | B | |
| 体験活動やインターンシップ等の参加人数(高校生のインターンシップ)(人) | 19,661人 (平成22～25年度累計) | B | | | | |
| 16 | 豊かな心と健やかな体の育成 | 3,085,618 | 不登校児童生徒の在籍者比率(小学校)(%) | 0.37% (平成24年度) | C | やや遅れている |
| | | | 不登校児童生徒の在籍者比率(中学校)(%) | 3.14% (平成24年度) | C | |
| | | | 不登校児童生徒の在籍者比率(高等学校)(%) | 2.33% (平成24年度) | C | |
| | | | 不登校児童生徒の再登校率(小・中)(%) | 32.1% (平成24年度) | B | |
| | | | 児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の最高値を超えた項目数の割合(%) | 48.5% (平成25年度) | C | |

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算額 (千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|----------------------------|-----------------------|--|-------------------|----|------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 17 | 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり | 8,191,671 | 外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(小学校)(%) | 95.3% (平成24年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(中学校)(%) | 90.8% (平成24年度) | A | |
| | | | 外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(高等学校)(%) | 100% (平成25年度) | A | |
| | | | 学校外の教育資源を活用している高校の割合(%) | 63.4% (平成25年度) | C | |
| | | | 特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合(%) | 30.9% (平成25年度) | B | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| | |
|-------------|------|
| ■ 政策評価 (原案) | 概ね順調 |
|-------------|------|

評価の理由・各施策の成果の状況

- ・「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」に向けて、3つの施策に取り組んだ。
- ・施策15については、小・中学生の学習習慣や学力に関する目標指標が目指すべき方向に着実に推移しているほか、新規高卒者の就職決定率の目標指標においても震災復興の後押しもあり、前回よりも大幅な改善が見られた。また、社会との関わりの中で、自らの果たすべき役割を児童生徒に主体的に考えさせる「志教育」の着実な推進が図られたなど、各事業においてそれぞれ一定の成果が出ていることなどから、「概ね順調」と評価した。
- ・施策16については、スクールカウンセラー等の配置や教育相談事業など、各事業においては一定の成果が出ているものの、目標指標に掲げる不登校児童生徒の在籍者率が小・中・高等学校ともに目標値に達していないほか、児童生徒の体力・運動能力においても、目標値の達成には至っていない状況であり、より一層の推進が必要であることから、「やや遅れている」と評価した。
- ・施策17については、震災で被災した教育施設の復旧などの必要な学習環境の整備が進んだほか、少人数学級による指導や特別支援教育など、児童生徒の実情に応じた指導が行われ、各事業とも一定の成果が見られた。また、目標指標においても、外部評価の実施率が小・中・高ともに良好な数値を示しているほか、その他の目標指標も前回からの改善が見られたことなどから、「概ね順調」と評価した。
- ・以上のとおり、施策16を「やや遅れている」と評価したが、施策15、17を「概ね順調」と評価しており、政策全体としては「概ね順調」と評価する。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・施策15では、東日本大震災による影響により児童生徒を取り巻く環境に大きな変化がみられる中で、児童生徒の学力の低下が懸念されていることから、主体的な学習習慣と確かな学力の定着を図るとともに、震災の経験を生かしながら、社会において自らが果たすべき役割を主体的に考え、行動する人材を育成する取組が求められている。</p> <p>・施策16では、被災した児童生徒の心の問題や不登校、いじめをはじめとする児童生徒の問題行動等が社会問題となっていることから、心のケアについてはスクールカウンセラー等によるきめ細やかな対応を長期的・持続的に実施していくほか、不登校等に対する相談・指導体制の確立と問題を早期に発見し、対応するための取組が必要である。また、震災により校庭に仮設住宅が建設されるなど、児童生徒の外遊びや運動する場所が減少していることから、児童生徒の体力・運動能力の低下が懸念されている。</p> <p>・施策17では、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展、東日本大震災の影響など、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、時代や地域、児童生徒の多様なニーズに対応した授業展開や県立高等学校改革を推進するほか、本県における学校教育は「志教育」の理念に基づき実施するものであることを各学校に理解させるとともに、理念を踏まえた取組としてインターンシップなどの学校外の教育資源を活用した取組等の推進が求められている。</p> | <p>・施策15については、これまで高等学校で実施してきた県独自の「学力・学習状況調査」を小・中学校でも実施し、徹底した結果分析に基づき、より一層の学習習慣の定着と学力の向上を目指すとともに、教員の教科指導力の向上も図っていく。また、生涯にわたる人間形成の基礎となる幼児教育における「学ぶ土台づくり」の一層の普及・啓発に取り組むとともに、小学校から高校までの発達段階に応じて、自らの生き方への主体的な探求を促す「志教育」も引き続き推進していく。</p> <p>・施策16については、スクールカウンセラー等の配置を拡充して継続するほか、特に喫緊の課題である不登校対策については、家庭や地域、外部専門家等の関係機関のほか庁内関係部局との連携を深めながら、退職教員や警察官OB、訪問指導員の配置を増員するなど不登校等に対する相談・指導体制の一層の強化に取り組む。また、児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、効果的な運動プログラムの周知や教職員の指導力の強化、外部指導員派遣の拡充等に取り組むほか、児童生徒や保護者に対して運動意欲の向上に向けた意識の醸成を図っていく。</p> <p>・施策17については、本県教育行政の柱となる「志教育」について様々な機会を捉えて各学校に周知し、その理解浸透を図るとともに、志教育の理念の共有・実践を促す。また、教育を取り巻く環境の変化や時代のニーズに対応した魅力ある学校づくりを推進するため、登米総合産業高校の開校や多賀城高校の災害科学科の設置に向けた準備を着実に進めるとともに、学校を支える教職員の指導力や資質の向上を図る。また、開かれた学校づくりを推進するため、学校評価の積極的な活用と情報発信に努めるとともに、特別支援学校における狭隘化の解消に向けて着実に施設整備を進め、障害のある児童生徒に対する校内支援体制の充実を図っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
|--------|-------------------|----|--|
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | 適切 | |

施策番号15 着実な学力向上と希望する進路の実現

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 様々な社会活動や仕事、職業等を児童生徒に体験させ、学校で学ぶ知識と社会、職業との関係を実感させることにより、主体的に学ぶ姿勢や将来の目標に向かって努力する態度を涵養する。 ◇ 学校教育を受ける時期までに、豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度など「学ぶ土台」が形成されるよう、幼児教育・保育の充実に取り組む。 ◇ 家庭学習に関する啓発や自習環境等の整備など、児童生徒の学習習慣定着に向けた取組を推進する。 ◇ 児童生徒の授業理解に向けて、教員の教科指導力向上や小学校・中学校・高校間の連携を強化する。 ◇ 学習状況調査などによる児童生徒の学力定着状況の把握・分析を進め、確かな学力の定着に向けた実効ある対策を実施する。 ◇ 児童生徒の進路選択能力の育成に向けた指導体制の充実や、教員の進路指導に関する能力・技能の向上を図る。 ◇ 地域の進学指導等の拠点となる高校における取組を充実させるとともに、その成果の普及を図る。 ◇ 社会の変化に対応した教育(ICT教育・国際化に対応した教育など)を推進する。 |
|--|---|

| 目標 指標 等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | 初期値 | 目標値 | 実績値 | 達成度 | 計画期間目標値 |
|---------------|---|--|----------------------|---------------------------|---------------------------|-------------|---------------------------|
| | | | (指標測定年度) | (指標測定年度) | (指標測定年度) | 達成率 | (指標測定年度) |
| 1-1 | 児童生徒の家庭等での学習時間(小学6年生:30分以上の児童の割合)(%) | | 83.5% (平成20年度) | 88.0% (平成25年度) | 90.1% (平成25年度) | A 102.4% | 88.0% (平成25年度) |
| 1-2 | 児童生徒の家庭等での学習時間(中学3年生:1時間以上の生徒の割合)(%) | | 63.1% (平成20年度) | 68.0% (平成25年度) | 66.4% (平成25年度) | B 97.6% | 68.0% (平成25年度) |
| 1-3 | 児童生徒の家庭等での学習時間(高校2年生:2時間以上の生徒の割合)(%) | | 13.4% (平成20年度) | 28.0% (平成25年度) | 12.4% (平成25年度) | C 44.3% | 28.0% (平成25年度) |
| 2-1 | 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(小学6年生)(%) | | 78.4% (平成20年度) | 83.0% (平成25年度) | 78.5% (平成25年度) | B 94.6% | 83.0% (平成25年度) |
| 2-2 | 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(中学3年生)(%) | | 67.1% (平成20年度) | 72.0% (平成25年度) | 72.4% (平成25年度) | A 100.6% | 72.0% (平成25年度) |
| 2-3 | 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(高校2年生)(%) | | 43.8% (平成20年度) | 48.0% (平成25年度) | 46.6% (平成25年度) | B 97.1% | 48.0% (平成25年度) |
| 3-1 | 全国平均正答率とのかい離(小学6年生)(ポイント) | | -4.6ポイント (平成20年度) | 0.5ポイント (平成25年度) | -6.5% (平成25年度) | C -37.3% | 0.5ポイント (平成25年度) |
| 3-2 | 全国平均正答率とのかい離(中学3年生)(ポイント) | | -0.6ポイント (平成20年度) | 0.5ポイント (平成25年度) | -0.9ポイント (平成25年度) | C -27.3% | 0.5ポイント (平成25年度) |
| 4 | 大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離(ポイント) | | -1.0ポイント (平成20年度) | -0.4ポイント (平成24年度) | 0.0ポイント (平成24年度) | A 100.5% | -0.2ポイント (平成25年度) |
| 5 | 新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離(ポイント) | | -0.7ポイント (平成20年度) | 0.0ポイント (平成24年度) | 2.7ポイント (平成24年度) | A 102.8% | 0.2ポイント (平成25年度) |
| 6-1 | 体験活動やインターンシップ等の参加人数(小学生の農林漁業体験)(人) | | 0人 - | 103,900人 (平成22~24年度累計) | 107,860人 (平成22~24年度累計) | A 103.8% | 140,000人 (平成22~25年度累計) |
| 6-2 | 体験活動やインターンシップ等の参加人数(中学生の職場体験)(人) | | 0人 - | 63,000人 (平成22~24年度累計) | 59,415人 (平成22~24年度累計) | B 94.3% | 84,000人 (平成22~25年度累計) |
| 6-3 | 体験活動やインターンシップ等の参加人数(高校生のインターンシップ)(人) | | 0人 - | 24,000人 (平成22~25年度累計) | 19,661人 (平成22~25年度累計) | B 81.9% | 24,000人 (平成22~25年度累計) |

| | |
|-------------------|------|
| ■ 施策評価（原案） | 概ね順調 |
|-------------------|------|

| 評価の理由 | |
|--------|---|
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「児童生徒の家庭等での学習時間」は、小学校では達成度「A」となっているものの、中学校では達成度「B」、高等学校では達成度「C」となっている。 ・二つ目の指標「授業が分かる」と答える児童生徒の割合」は、中学校では達成度「A」となっているものの、小学校と高等学校では達成度「B」となっている。 ・三つ目の指標「全国平均正答率とのかい離」については小・中学校ともに達成度「C」となっている。 ・四つ目の指標「大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離」と五つ目の指標「新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離」はともに達成度「A」となっている。 ・六つ目の指標「体験活動やインターンシップ等の参加人数」は、小学校が達成度「A」、中学校・高等学校は達成度「B」となっている。 ・以上のとおり、本施策の目標指標の状況は、達成度「A」が5つ、達成度「B」が5つ、達成度「C」が3つとなっている。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年県民意識調査においては、類似する取組である震災復興計画の政策6施策1「安全・安心な学校教育の確保」の調査結果を参照すると、県民の高重視群の割合は82.0%、満足群の割合は45.3%である。 ・震災復興からの再生へ向けて、次代を担う人材の育成が急務であり、児童生徒の着実な学力の向上と希望する進路の実現に対する期待はこれまで以上に高まっている。一方で本施策に対する県民の満足度は決して高いとはいえない状態である。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災の体験を踏まえながら自らが社会で果たすべき役割を自覚し、学ぶことの意義を再認識させる取組が求められている。 ・震災からの復興を実現するためには未来を担う人材の育成が必要であり、特に沿岸部の地域産業再生のためには、専門人材の育成が急務である。 ・新学習指導要領の実施により、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、それらを活用して思考力・判断力・表現力等の育成を図り、学習意欲の向上や学習習慣の確立を目指しながら「確かな学力」を育成することが一層重要となっている。 ・「いじめ」への対応や「体罰」など、教員の指導力や教育委員会制度への疑問が呈される中で、「確かな学力向上」を図るためには、教員の指導力の向上と指導体制の充実が求められる。 |
| 事業の成果 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が、自らが社会で果たすべき役割を小・中・高等学校の各発達段階に応じて主体的に考えさせ、より良い生き方を目指し、その実現に向かって意欲的に物事に取組む姿勢を育む「志教育」については推進指定地区における普及・啓発のほか、児童生徒が先人の生き方や考え方について学ぶ「みやぎの先人集・未来への架け橋」の活用事例を掲載した「授業や活動のヒント集2」を作成し、県内各学校及び教育機関への配布などにより、「志教育」を着実に推進することができた。 ・学力向上については、「市町村教育委員会パワーアップ事業」により市町村独自の学力向上の取り組みを支援することができたほか、県内外の大学生等が被災地の児童生徒の学習支援を行う「学び支援コーディネーター等配置事業」により児童生徒の学習習慣の形成に努めたものの、十分な結果は得られていない。 ・進路達成については、高等学校における進学重点校学力向上事業の指定校増加やキャリアアドバイザーの配置などにより、進路指導体制の充実が図られ、現役進学達成率及び就職内定率を向上させることができた。 ・その他の事業についても、それぞれ「概ね効率的」または「効率的」に実施され、「成果があった」「ある程度成果があった」との分析がなされている。 ・以上のことから、目標指標の状況や事業の成果などを勘案し、本施策の評価は「概ね順調」と判断する。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・震災復旧から再生へ向けて、将来の宮城を担う人材を育成するためには、小・中・高等学校の全時期において、社会における自己の果たすべき役割を主体的に考えながら、より良い生き方を主体的に探求するよう促す「志教育」の一層の推進が必要である。</p> <p>・小学校へ入学する時期までに、子どもたちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることが求められている。</p> <p>・学力の定着を図るためには、小・中学校段階では主体的な学習習慣と確かな学力の定着を図り、高校での学習にスムーズに繋がっていく必要があるほか、高校段階では家庭等における学習時間が十分ではなく、生徒の実態を踏まえながら、授業の改善による学力向上を図っていく必要がある。また、学校種に応じた教員の指導力の向上が求められている。</p> <p>・新学習指導要領の実施に対応し、基礎的・基本的知識の定着と思考力・判断力・表現力といった活用・応用力を高める取組が求められている。</p> <p>・震災等の影響により社会経済情勢が大きく変化する中であつても、大学等への進学や就職等、生徒が希望する進路を達成することができるよう支援していく必要がある。</p> | <p>・「志教育」の更なる推進を図るため、推進地区の指定や啓発教材の活用等を通じて、小・中学校、高等学校等における「志教育」の一層の普及啓発に取り組む。また、学校だけでなく、家庭や地域への「志教育」の在り方や意義の啓発をはじめ、ボランティア活動や地域と連携して地域の課題に取り組む貢献活動等の取組の充実を図る。</p> <p>・「学ぶ土台づくり」推進計画に掲げる「親子間の愛着形成」、「基本的生活習慣の確立」、「豊かな体験活動」の目標に即した事業を実施し、幼児教育の充実に向けた一層の普及啓発に取り組む。</p> <p>・小・中学校における「全国学力・学習状況調査」のほか、これまで高等学校で宮城県独自の取組として実施してきた「学力・学習状況調査」を小・中学校でも実施することとし、その結果を分析し、指導に役立てる工夫・改善を行い、小・中・高等学校の各段階において、より一層の学習習慣の定着と学力向上を目指す。特に、高等学校においては、適度な課題や小テストの実施など、家庭学習習慣の定着・確立のための取組を行い、生徒の学習意欲の向上を図る。また、指導主事訪問等を通じて教員の指導力向上や授業改善を図るほか、教員研修の充実を図っていく。</p> <p>・新学習指導要領の重点事項である、英語教育・理数教育の充実を図るとともに、医師や教師のほか、地域のものづくり産業の担い手を志す生徒等の支援事業の充実を図る。</p> <p>・進学達成率の向上を図るため、拠点校における生徒の学習意欲や教員の指導力の向上を支援するなど、生徒の学習習慣の形成や進路指導体制の確立に向けた事業を充実させる。また、就職決定率の向上を図るためNPOや企業と連携した進路探求ワークショップやインターンシップの開催、県立高校へのキャリアアドバイザーの配置など、望ましい勤労観や職業観を育むための事業を充実させる。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|-------------------------|-------------------|----------|--|
| 委員会 の 意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 目標指標の調査結果について、その分布など多角的な分析を行い、課題と対応方針に分かりやすく反映する必要があると考える。 |

施策番号16 豊かな心と健やかな体の育成

| | |
|---|--|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | ◇ 多様な社会体験や自然体験などの体験活動を充実させ、学校教育活動全般を通じて心の教育に関する取組を推進する。 ◇ 家庭・地域との連携により基本的な生活習慣の重要性に関する普及啓発に取り組む。 ◇ みやぎアドベンチャープログラムの活用などにより、児童生徒の豊かな人間関係の構築に向けた取組を推進する。 ◇ 児童生徒の問題行動の解消に向けた調査研究や教員研修の推進を図るとともに、スクールカウンセラー・相談員などの学校等への配置や専門家・関係機関との連携により教育相談体制を充実させ、学校・家庭・市町村教育委員会・関係機関など地域が一体となった取組を推進する。 ◇ 小学校・中学校・高校を通じて体力・運動能力調査を継続的に実施するなど、子どもの体力・運動能力向上に向けた取組を推進する。 |
|---|--|

| | | | | | | |
|--------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|--------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1-1 | 不登校児童生徒の在籍者比率(小学校)(%) | 0.34% (平成20年度) | 0.30% (平成24年度) | 0.37% (平成24年度) | C -75.0% | 0.29% (平成25年度) |
| 1-2 | 不登校児童生徒の在籍者比率(中学校)(%) | 3.17% (平成20年度) | 2.80% (平成24年度) | 3.14% (平成24年度) | C 8.1% | 2.75% (平成25年度) |
| 1-3 | 不登校児童生徒の在籍者比率(高等学校)(%) | 1.59% (平成20年度) | 1.37% (平成24年度) | 2.33% (平成24年度) | C -336.4% | 1.30% (平成25年度) |
| 2 | 不登校児童生徒の再登校率(小・中)(%) | 37.0% (平成20年度) | 40.0% (平成24年度) | 32.1% (平成24年度) | B 80.3% | 41.5% (平成25年度) |
| 3 | 児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の最高値を超えた項目数の割合(%) | 42.2% (平成20年度) | 80.0% (平成25年度) | 48.5% (平成25年度) | C 60.6% | 80.0% (平成25年度) |

| | |
|--------------------|---------|
| ■ 施策評価 (原案) | やや遅れている |
|--------------------|---------|

評価の理由

| | |
|---------------|---|
| 目標指標等 | ・一つ目の指標「不登校児童生徒の在籍者比率」については、小・中学校及び高等学校ともに前回より増加し、達成度は「C」に区分される。特に、中学校においては、数年間減少傾向にあったものの、平成25年度は増加に転じてしまっている。 ・二つ目の指標「不登校児童生徒の再登校率」については、前回より2.7ポイント減少し、達成率は80.3%で、達成度は「B」に区分される。 ・三つ目の指標「児童生徒の体力・運動能力」は、前回と同数値であるものの、達成率は60.6%で、達成度は「C」に区分される。 |
| 県民意識 | ・平成25年県民意識調査においては、本施策と類似した心のケアなどの取組を含む震災復興の政策6施策1の調査結果を参照すると、それぞれの指標ともに、高重視群の割合(82.0%)と、満足群の割合(45.3%)に大きな開きがある。県民の関心は高いものの、満足度は低い状況にあることから、今後、事業の一層の推進が必要である。 |
| 社会経済情勢 | ・東日本大震災の影響により、特に、被害の大きかった沿岸部においては、児童生徒を取り巻く生活環境の改善にも遅れが目立つ。仮設住宅や見なし仮設住宅から復興公営住宅への移転等は徐々に進みつつあるものの、保護者の経済的な安定が図られていない状況等から、ストレス症状などを示す児童生徒も見受けられる。 ・いじめや不登校、暴力行為等による児童生徒の問題行動の増加や、いじめ等が原因による児童生徒の自死が、社会的問題となっている。 ・東日本大震災による影響で、未だに校地内に仮設住宅があるなど、児童生徒の外遊びや運動部活動等が制限されていることから、児童生徒に運動不足の傾向が見られるほか、基本的な生活習慣の乱れにもつながっている。 |
| 事業の成果等 | ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、登校支援ネットワーク事業における訪問指導員を活用することにより、震災等により心に傷を受けた児童生徒への心のケアや不登校児童生徒等の環境改善に向けた支援を行い、成果をあげている。 ・児童生徒の体力・運動能力の向上のため、教職員を対象にした講習会や研修会を実施し、効果的な運動事例の紹介や意識啓発を図るなど、一定の成果が見られた。 ・以上のとおり、各事業においては昨年同様に一定の成果は見られたものの、本施策における目標指標の未達成や県民満足度の向上につながっていない状況が続いていることから、本施策の全体の成果としては、「やや遅れている」と判断する。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災においては、教育的配慮を必要とする児童生徒が震災後3年を経過した年に最大となったことが示されているため、被災した児童生徒等への長期的・継続的な心のケアが必要である。 ・いじめ問題や不登校等の生徒指導上の諸問題に対応するため家庭や地域・外部専門家等の関係機関と連携を図りながら、きめ細かな相談体制の確立と問題の早期発見・早期対応に向けた取組が必要である。 ・学校や市町村教育委員会からの配置日数や勤務時間等の拡充希望を満たすために、スクールカウンセラーの人材確保やスクールソーシャルワーカーの養成が必要である。 ・児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、効果的な運動プログラムの普及や教職員の指導力の向上が必要であるほか、運動だけではなく規則正しい生活習慣や食生活の定着についても指導していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒へのきめ細かな心のケアに取り組むため、各学校へのスクールカウンセラーの配置を拡充するほか、児童生徒の心の変化をいち早く把握し、迅速に組織的な対応ができるよう、家庭やスクールカウンセラー及び関係機関等との緊密な連携を図る。 ・問題行動等の諸問題を抱える学校への教員の加配や退職教員・警察官OBなどの配置を増員し、校内生徒指導体制の充実を図るほか、学校だけではなく児童生徒の家庭等に働きかけ、関係機関と連携しながら環境の改善を行うスクールソーシャルワーカー（※）の更なる活用を図るため、委託市町村数の拡充を進め、専門的な相談体制を構築する。 ・県外臨床心理士会からのカウンセラーの派遣について、継続して依頼するほか、退職校長等をスクールカウンセラーに準ずる者として任用し、マンパワーの確保に努める。また、スクールソーシャルワーカーの養成については、引き続き県内の大学等に依頼する。 ・制限された運動環境の中でも効果的に運動できる事例集の作成や、教職員を対象として、運動習慣の確立や食育の重要性を含めた講習会等の充実を図る。さらに体力の低下が依然として継続している小学生に対して、ウェブ上で長縄八の字跳び大会を開催するなど、体力・運動能力の向上に向けて施策を講じていく。また、基本的な生活習慣を確立するため、ルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸ビル）運動を推進する。 |

※ スクールソーシャルワーカーの配置については、県と市町村の委託契約によって実施している。

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 判定 | 概ね適切 | 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
|-------------------|-------|------|--|
| | 施策の成果 | | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | | <p>目標指標の状況や事業の成果等について具体的に記載し、「やや遅れている」と評価した理由をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動内容やその成果について、より具体的に分かりやすく記載する必要があると考えます。</p> |

施策番号17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり

| | |
|---|---|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 少人数学級や少人数指導など、児童生徒の実情に応じたきめ細かな教育活動の充実を図る。 ◇ 県立高校の再・改編や入学選抜制度改善などにより、時代のニーズや教育環境の変化、生徒の多様化・個性化などに応じた魅力ある学校づくりを推進する。 ◇ 学校の自主性・主体性を生かした学校運営の支援や学校評価の充実などにより、地域から信頼される学校づくりを推進する。 ◇ 障害の有無にかかわらず地域の小・中学校で共に学ぶことのできる学習システムづくりを推進するとともに、知的障害特別支援学校における狭隘化への対応や軽度知的障害生徒の進路拡大を図るなど、特別支援教育の充実を図る。 ◇ 優秀な教員を確保するとともに、教員の資質向上や学校活性化を図るため、適切な教員評価や教員研修等の充実を図る。 ◇ 県立高校の再・改編や特別支援学校の狭隘化、軽度知的障害生徒の後期中等教育に係る受け皿不足に対応するなど、必要な施設整備を推進する。 |
|---|---|

| | | | | | | |
|--------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1-1 | 77.1% (平成20年度) | 88.0% (平成24年度) | 95.3% (平成24年度) | A 108.3% | 90.0% (平成25年度) |
| 1-2 | 74.7% (平成20年度) | 88.0% (平成24年度) | 90.8% (平成24年度) | A 103.2% | 90.0% (平成25年度) | |
| 1-3 | 100% (平成20年度) | 100% (平成25年度) | 100% (平成25年度) | A 100.0% | 100% (平成25年度) | |
| 2 | 58.1% (平成20年度) | 90.0% (平成25年度) | 63.4% (平成25年度) | C 70.4% | 90.0% (平成25年度) | |
| 3 | 28.2% (平成20年度) | 33.0% (平成25年度) | 30.9% (平成25年度) | B 93.6% | 33.0% (平成25年度) | |

■ 施策評価 (原案) 概ね順調

| | |
|---------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「外部評価を実施する学校の割合」は、小学校・中学校・高等学校ともに達成率は100%を超えており、達成度は「A」に区分される。 ・二つ目の指標「学校外の教育資源を活用している高校の割合」は、達成率が70.4%、達成度は「C」に区分されるものの、前年度に比べ改善がみられる。 ・三つ目の指標「特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合」は、目標値を若干下回っているものの、達成率は93.6%、達成度は「B」に区分される。 ・以上のとおり、本施策の目標指標等の状況は、達成度「A」が3つ、達成度「B」が1つ、達成度「C」が1つとなっている。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年県民意識調査における本施策に対する県民の高重視群の割合は73.2%、満足群の割合は43.2%であった。 ・平成24年県民意識調査における類似する取組である震災復興計画の政策6政策1の調査結果を参照すると、高重視群の割合は84.3%、満足群の割合は44.2%であった。 ・平成25年県民意識調査における類似する取組である震災復興計画の政策6政策1の調査結果を参照すると、高重視群の割合は82.0%、満足群の割合は45.3%であった。 ・これらの調査結果から、震災からの復興の実現のためには次代を担う人材の育成が急務であることから、児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある学校づくりに対する期待があることがわかる一方で、本施策に対する満足度は高いとはいえない状態であることがわかる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、産業構造の変化、児童生徒の多様化、新学習指導要領の実施など、教育を取り巻く環境は大きく変化している。また、高等学校については、全県一学区制、新入試制度への移行、新県立高校将来構想第2次実施計画の公表等の改革が進んでいる。 ・東日本大震災は教育分野にも大きな被害をもたらしたが、今回の震災を踏まえ、学校の防災機能・防火拠点機能の強化、単なる復旧にとどまらない長期的な視野に立った魅力ある学校づくりが求められている。 ・平成19年4月1日付け文部科学省通知「特別支援教育の推進について(通知)」により、校種を問わず特別支援教育を推進することとなり、そのことを踏まえた対応が求められている。 ・学校評価については、自己評価の実施と公表、評価結果の設置者への報告が義務づけられるとともに、学校関係者評価の実施と公表が努力義務化されており、学校改善に資する学校評価の活用が一層求められている。 |

評価の理由

| | |
|---------------|--|
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校においては、小学校2年生65校65学級、中学校1年生68校68学級、計133校133学級で35人超学級を解消を行うことで、学力向上や基本的な生活習慣の定着等、学習面・生活面での効果もみられている。 ・高等学校では、「復興を担う人材育成」や「志教育」を柱とした魅力ある学校づくりを支援する事業等を展開するとともに、平成25年度入学者選抜の実施状況を検証し、より円滑な実施に向けて、提言をまとめた。また、「新県立高校将来構想」の実実施計画に基づき、登米総合産業高校の開設準備担当を配置し、教育目標の決定など開設準備を行った。 ・特別支援教育では、仙台地区支援学校の新築工事完了、光明支援学校の増築工事完了等の事業を実施し、狭隘化の解消を図るとともに、コーディネーター養成研修等を実施し、障害のある幼児児童生徒に対する校内支援体制の充実を図った。 ・教員の資質向上については、「志教育」「仙台自分づくり教育」への取組を推進できる人材、宮城県・仙台市における教育諸課題に対応できる人材を数多く採用するとともに、防災教育など喫緊の課題に対応した研修の充実も図った。 ・震災からの復旧については、津波で甚大な被害を受けた県立学校(農業高校、水産高校、気仙沼向洋高校)の仮設校舎等において使用する備品等の整備が全て完了するなど、市町村立学校、私立学校も併せて、各事業ともそれぞれ「効率的」あるいは「概ね効率的」に実施され、所期の成果を上げている。 ・以上のことから、目標指標の状況や各事業の成果等を総合的に勘案し、本施策の評価は「概ね順調」と判断した。 |
|---------------|--|

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・教育を取り巻く環境の変化や時代のニーズに対応した県立高等学校改革を更に進めていく必要がある。 ・志教育の考え方にに基づき、生徒の望ましい職業観や勤労観を育み、進路選択の積極性を醸成させるため、インターンシップなどの学校外の教育資源を活用した取組を更に進めていく必要がある。 ・特別支援教育については、狭隘化の解消を図るとともに、児童生徒一人ひとりの特性に応じた指導の充実を目指し、特別支援教育に対する理解の促進を図る必要がある。 ・志教育の考え方にに基づき、地域から信頼される学校づくりを進めるため、より実効的な学校改善を図るために学校評価を生かしていく必要がある。 ・教員の資質向上については、教育課題への対応に積極的に貢献できる人材の確保に努めるために、教員採用選考方法の改善や資質・能力向上の取組をしていく必要性がある。 ・教職員の多忙化の解消と教育の質の保証を図るため、ICTを活用したシステムの導入を更に進めていく必要がある。 ・震災により被害を受けた県立学校施設について、再建に向けた取組を着実に進め、安全・安心な教育環境づくりを進めていく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・時代や地域の要請に応える魅力ある学校づくりを推進するため、各学校への支援事業を継続的に実施するとともに、新入試制度の検証・改善、登米総合産業高校の開校準備、多賀城高校・災害科学科の設置準備を進める。 ・各学校に対して「志教育」の理解促進に向けた周知を図るとともに、適切な進路指導を進めるため、インターンシップ等実施の際の企業や関係行政機関との連携を積極的に進め、受入企業等の確保を図っていく。 ・特別支援教育については、東部地区高等学園の新設等を確実に実施し、狭隘化の解消を図るとともに、居住地校学習への理解啓発を更に図る。 ・各学校に対して「志教育」の理解促進に向けた周知を図るほか、地域から信頼される学校づくりを進めるため、学校評価研修会の内容を充実させ、学校評価の結果を学校経営の改善や魅力ある学校づくりの実現に結びつけるとともに、評価結果の積極的な情報発信に努め、学校経営の透明性の確保を図る。 ・教員の資質向上を図るため、教員採用試験の保健体育実技でのダンス・武道の必須化や特別支援学校への採用希望を把握するなど選考方法の改善を図り、優秀な人材の確保に努めるとともに、経験段階や職能に応じた各種研修や特定の課題に関する研修等を計画的に実施する。 ・教職員の多忙化の解消のため、美田園高校・試行校で導入した教務支援システムを全県に拡大するとともに、小・中・高で活用できる汎用性の高い校務運営システムの構築を進める。 ・被災校舎の復旧については、宮城県農業高校、気仙沼向洋高校の用地確保、校地造成設計及び校舎基本設計を計画的に進める。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | |
|---------------|-------------------|---|
| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 適切 | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | インターンシップや職場見学、外部講師の活用等について、関連する取組も含め、その具体的な活動の状況を分かりやすく記載する必要があると考える。 |

政策番号8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築

生涯を安心して暮らすためには、生活を支えるための安定した経済基盤が必要である。このため就業意欲のある県民が一人でも多く就業できるよう富県宮城の実現により就業機会の確保に取り組む。

特に団塊の世代が高齢期を迎えるこれからは、意欲や能力のある高齢者が仕事や地域活動などに活躍する機会を創出していくことが必要であり、企業・NPO・市町村とも連携しながら、こうした人々の就業機会の確保や社会貢献活動等に参加するための環境づくりを進める。

また、障害者についても、障害による不便さを社会全体で補い、生活の場や自立した生活を送るための就労の場の確保などを進め、生きがいを持てる環境を整備する。

一方、生涯現役でいきいきと暮らしていくためには、若い時から健康に対する意識を高めることが重要であることから、県民の心と体の健康づくりを進める。併せて、介護が必要になっても地域で生活ができるように支援機能の充実を図る。

また、県内の各地域において、生涯を通じて必要な医療を受けることができる体制や、感染症の集団発生等に備えた健康危機管理体制、さらには体系的な救急医療体制を充実する必要がある。このため、医療機能の集約化、拠点化、地域間の役割分担等を進め、医師確保や医師の地域的偏在の解消等を図る。

県民一人ひとりが誇りを持ち、自分らしい生き方を実現するためには、すべての人の人権が尊重されることが基本であることから、権利擁護のための体制整備や県民の意識啓発等を進める。

また、生涯を通じて潤いのある生活を送れるよう、多様な学習機会や芸術文化・スポーツに親しめる環境整備を一層推進する。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | | 達成度 | 施策評価 |
|------|-------------------|---------------------------|---|--------------------------|--|-----|------|
| | | | | (指標測定年度) | | | |
| 18 | 多様な就業機会や就業環境の創出 | 39,675,497 | 基金事業における新規雇用者数(人) | 68,326人 (平成20～25年度累計) | | A | 概ね順調 |
| | | | 高年齢者雇用率(%) | - (平成25年度) | | N | |
| | | | 新規高卒者の就職内定率(%) | 98.9% (平成25年度) | | A | |
| | | | ジョブカフェ利用者(併設の仙台学生職業センターを含む)の就職者数(人) | 14,536人 (平成22～25年度累計) | | A | |
| | | | 障害者雇用率(%) | 1.71% (平成25年度) | | B | |
| | | | 介護職員数(人)[累計] (取組21から再掲) | 23,478人 (平成24年度) | | A | |
| | | | 第一次産業における新規就業者数(人) (取組10から再掲) | - (平成25年度) | | N | |
| 19 | 安心できる地域医療の充実 | 8,584,772 | 県の施策による自治体病院等(県立病院を除く)への医師配置数(人) | 48人 (平成25年度) | | A | 概ね順調 |
| | | | 救急搬送時間(全国順位)(位) | 42位 (平成24年) | | C | |
| | | | 病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の数(人) | 2,031人 (平成24年度) | | B | |
| | | | 新規看護職員充足率(%) | 70.1% (平成25年度) | | B | |
| | | | 認定看護師数(人) | 200人 (平成25年度) | | B | |
| 20 | 生涯を豊かに暮らすための健康づくり | 1,547,638 | 65歳平均自立期間(男性)(年) | 17.51年 (平成24年度) | | B | 概ね順調 |
| | | | 65歳平均自立期間(女性)(年) | 20.68年 (平成24年度) | | B | |
| | | | 3歳児の一人平均むし歯本数(本) | 1.07本 (平成24年度) | | B | |
| | | | 自殺死亡率(人口10万対) | 18.9 (平成24年) | | A | |

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算額 (千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|-------------------------|-----------------------|--|-----------------------------|----|------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 21 | 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり | 7,228,459 | 認知症サポーター数(人)[累計] | 93,641人 (平成25年度) | A | 順調 |
| | | | 主任介護支援専門員数(人)[累計] | 936人 (平成25年度) | A | |
| | | | 介護予防支援指導者数(人)[累計] | 180人 (平成25年度) | A | |
| | | | 特別養護老人ホーム入所定員数(人)[累計] | 10,250人 (平成25年度) | A | |
| | | | 介護職員数(人)[累計] (取組18に再掲) | 23,478人 (平成24年度) | A | |
| 22 | 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現 | 3,084,061 | 就労支援事業所等における工賃の平均月額(円) | 17,173円 (平成24年度) | A | 概ね順調 |
| | | | グループホーム・ケアホーム利用者数(人) | 2,456人 (平成25年度) | A | |
| | | | 入院中の精神障害者の地域生活への移行 1年未満入院者の平均退院率(%) | 69.9% (平成23年度) | B | |
| | | | 入院中の精神障害者の地域生活への移行 高齢長期退院者数:5年以上かつ65歳以上の退院者数(人) | 78人 (平成24年度) | C | |
| | | | 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合(%) | 8.6% (平成25年度) | B | |
| 23 | 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興 | 1,705,073 | 公立図書館等における県民一人当たりの図書資料貸出数(冊) | 3.52冊 (平成24年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 総合型地域スポーツクラブの設置数及び市町村における育成率(クラブ・%) | 43クラブ (平成25年度) | A | |
| | | | 総合型地域スポーツクラブの設置数及び市町村における育成率(クラブ・%) | 60.0% (平成25年度) | C | |
| | | | みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数)(千人) | 858千人 (21千人) (平成25年度) | B | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価（原案）

概ね順調

評価の理由・各施策の成果の状況

・生涯現役で安心して暮らせる社会の構築に向けて、6つの施策で取り組んだ。

・施策18では、沿岸地域を中心に、建設・土木、水産加工などにおいて人手不足となっており、「雇用のミスマッチ」の発生など依然として厳しい状況が続いている中、障害者雇用率について、目標値に達しなかったものの、基金事業における新規雇用者数や新規高卒者の就職内定率、ジョブカフェ利用者の就職者数及び介護職員数は目標を達成しており、多様な就業機会や就業環境の創出は概ね順調に進捗している。

・施策19では、「県の施策による自治体病院等への医師配置」は、医学生修学資金貸付を利用した義務年限にある医師数など政策的に配置できる医師の数は着実に増加しており、被災県の地域医療の実情に対する関心の高まりなどにより、採用には至らなかったものの、ドクターバンク医師の問い合わせ件数が増加するなど概ね順調に推移している。また、「病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職の数は、集団運動指導やリハビリテーション相談会を開催するとともに、市町の承認を受けた法人等に対して、リハビリテーション専門職の人件費や事業費補助の実施などによりその確保が図られている。「新規看護職員充足率」は、看護師確保総合対策事業により質の高い看護職員の養成、県内施設への就職促進、勤務環境改善による定着化・離職防止、潜在している有資格者の復職支援など、各種課題に総合的パッケージとして取り組むことにより、看護職員が一定程度、確保されている。「認定看護師数」は、目標に届かなかったものの、その認知度は確実に高まっており、認定看護師スクールの受講者は確保が図られていることから、安心できる地域医療の充実は概ね順調に進捗している。

・施策20では、「65歳平均自立期間」は、目標値には達していないものの、震災の影響からの回復が見られ、「3歳児の一人平均むし歯本数」についても、目標値の達成までには至っていないが、むし歯予防教室の開催に加え、新たに幼稚園・保育所内でのフッ化物洗口の導入を進めたことから、減少傾向にある。自殺死亡率については、心の健康相談電話や市町村及び民間団体の取り組みを支援したほか、みやぎ心のケアセンターにおける震災での心の問題への対応等により、死亡率が減少している。また、施策目標に掲げている生活習慣の見直しや食育、感染症対策等に関する、ほぼ全ての事業で一定の成果がでていることから、生涯を豊かに暮らすための健康づくりは概ね順調に進捗している。

・施策21では、「特別養護老人ホーム入所定員数」は、入所待機者解消に向けた施策について、重点施策として施設整備を図ったことで目標値を上回った。また、「認知症サポーター数」は、養成講座の開催回数の増加により目標値を上回るとともに、「主任介護支援専門員数」、「介護予防支援指導者数」、「介護職員数」についても目標値を上回っていることから、全ての目標指標を達成している。また、構成するほぼ全ての事業で一定の成果がでていることから、高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくりは順調に進捗している。

・施策22では、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」のうち高齢長期退院者数については、震災の影響で達成度「C」と大きく目標を下回ったものの、平成24年度の就労支援事務所等における工賃の平均月額、グループホーム・ケアホームの利用者数については目標を大きく上回っている。また、構成するほぼ全ての事業で一定の成果がでていることから、障害があっても安心して生活できる地域社会の実現は概ね順調に進捗している。

・施策23では、生涯学習社会の環境づくりに向けた芸術文化・スポーツ振興事業において一定の成果が出ており、概ね順調に推移している。県図書館では、情報ネットワークシステムを更新し、機能の充実を図り、市町村図書館等との連携強化及び県民サービスの向上に努めるとともに、新たな「図書館振興基本計画」を策定し、市町村図書館等の復興支援や震災資料の収集などを積極的に展開した。また、多様な学習機会を提供するためみやぎ県民大学を開催し、受講者が前年度より増加するなど、震災以降徐々に学習意欲が高まってきており、被災した学校の運動部活動を支援するために、活動場所への移動や活動場所の確保について支援を行ったことから、生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興は概ね順調に進捗している。

・以上のことから本政策は県民の期待度が高く、引き続き満足度を高める必要性はあるものの、実績と成果を総合的にみた場合、生涯現役で安心して暮らせる社会の構築は概ね順調であると判断する。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・施策18について、県内の雇用情勢は、復興需要や被災企業の事業再開等により、良好な状況が続いているものの、沿岸部を中心に建設・土木などにおいて人材不足となるなど、雇用のミスマッチが発生している。また、県内の新規学卒者の就職状況についても良好な状況が維持されているものの、これは復興需要等に支えられた一時的なものであると想定されることから、先行きは不透明である。また就職した後の早期離職率が全国と比較して高くなっている。障害者雇用率については全国平均を下回るなど、障害者を取り巻く雇用情勢は依然として厳しい状況にある。</p> | <p>・施策18については、緊急雇用創出事業や産業施策による支援と一体となって雇用・就職機会を創出するとともに、「被災者等求職活動支援事業」により、沿岸地域における雇用のミスマッチの解消を図る。また、新規学卒者については、関係機関と連携し、県内企業・団体へ雇用要請を行うとともに、合同企業説明会・就職面接会の開催等に取り組む。若年求職者については、引き続き「みやぎジョブカフェ」等を中心とした就職支援に取り組むとともに、被災地域では「みやぎ出前ジョブカフェ」を実施する。職場定着対策については、企業への専門家の派遣や合同研修会の開催等により早期離職の防止を図る。障害者の雇用促進については、関係機関と連携して合同就職面接会、セミナー等を開催し、障害者の就職支援に取り組むとともに、企業を訪問し、障害者雇用の普及啓発のほか、障害者の求人ニーズに応じた求人開拓等に取り組む。</p> |
| <p>・施策19について、東日本大震災による津波被害が甚大だった沿岸部ほど、救急医療など充実した地域医療体制が求められているが、医師、看護師などの医療系人材について、地域、診療科等による偏在が大きく、沿岸部の医療機関、介護施設等の再開等に伴う採用予定者数の増加も踏まえた対応が求められている。また、救急搬送時間については、各医療圏域の状況を踏まえた対応が必要である。</p> | <p>・施策19については、医師確保や救急医療対策など地域医療の諸課題を解決するために策定された地域医療再生計画の各事業を着実に実施するとともに、地域医療整備の基本となる医療系人材の確保に向けて引き続き効果的な事業を実施していく。また、救急搬送時間の短縮に向け、各医療圏毎の医療資源等を分析するとともに、救急医療協議会において、各事業の効果や課題の検証を行っていく。</p> |
| <p>・施策20について、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合や肥満、塩分摂取、飲酒、喫煙、運動等の指標が全国下位であるとともに、県内市町村間において健康格差が生じている。また、仮設住宅等での生活が長期化している被災者の方々に関して、様々な健康問題の発生が懸念される。3歳児のむし歯本数は順調に減少を続けているが、全国的に見ると依然高い水準であることから、引き続き乳幼児のむし歯予防を図っていく必要がある。</p> | <p>・施策20については、第2次みやぎ21健康プランに掲げた基本方針や重点的な取り組みに対する理解・認識を深めるとともに、市町村及び関係機関・団体等と連携し、地域間の健康格差の縮小に向けた取り組みや県民が主体的に健康づくりを実践するような働きかけを様々な機会・媒体を活用して積極的に進めていく。また、市町村との共同により仮設住宅等で生活する被災者を対象とした健康調査を実施し、問題を抱えた方の早期発見と関係機関が連携してフォローを行う。3歳児のむし歯については、乳幼児に対するフッ化物の応用に重点的に取り組んでいくとともに、歯みがき方法の指導や乳幼児期の歯科保健指導に従事する職員を対象とした研修等を実施し、むし歯予防の啓発に努めていく。</p> |
| <p>・施策21について、平成24年県民意識調査の結果、重視度と満足度にかい離が生じており、これを是正するため「第5期みやぎ高齢者元気プラン」の着実な推進や、特別養護老人ホームの入所待機者解消など県民ニーズに対応した着実な成果の積み上げが必要である。特に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めていく必要がある。</p> | <p>・施策21については、平成24年3月に策定された「第5期みやぎ高齢者元気プラン」に基づき、各種施策に取り組んでいく。特に、特別養護老人ホームの入所待機者解消については、各市町村とも連携しながら、効率的な整備促進を図るなど重点的に取り組んでいく。また、「地域包括ケア」の全県的な体制構築及び推進に向けて、平成27年4月を目途に「宮城県地域包括ケア推進協議会」を設立し、県内の関係機関、団体等が連携・協力しながら体制の強化に取り組んでいく。</p> |
| <p>・施策22について、障害者の自立支援の観点から、精神科病院からの退院や施設入所者の地域生活移行への移行を推進する必要がある。また、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく「適合証」の交付件数が減少していることから、制度の周知を必要がある。障害者の生活支援については、障害者の範囲に難病等（130疾患）が加わったことで、支援制度の活用により難病患者の生活環境の向上が期待できることから、制度の周知と普及啓発を図る必要がある。障害者の就労支援については、一般就労に向け選択肢を広げるための就職先の開拓が必要である。</p> | <p>・施策22については、障害者本人が、自分の住みたい地域で自立した生活ができるよう、グループホームの整備等を進める。また、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく「適合証」の交付と難病患者の生活支援については、各種媒体を効果的に活用し、制度の周知と普及啓発に努め、障害者の就労支援については、関係機関との連携を強化していく。</p> |

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・施策23について、東日本大震災に関する記憶の風化を防ぎ、震災の教訓を後世や他地域へ継承する必要がある。また、総合型地域スポーツクラブを育成するために、行政や地域諸団体と連携し、地域住民がスポーツの必要性を認識する必要があるとともに、文化芸術の振興等による心の復興をより充実させることが求められる。</p> | <p>・施策23については、東日本大震災の教訓や後世や他地域へ継承するため、県内市町村と連携し、震災関連資料を収集・デジタル化するとともに、蓄積したデータをWeb上で公開する(仮称)宮城県震災アーカイブを構築する。総合型地域スポーツクラブの育成については、みやぎ広域スポーツセンターにおいて、未設置市町村へクラブ設立に向けた巡回訪問や研修会を開催するとともに、地域住民に対しクラブ設立の意義について広報していく。文化芸術の振興等の充実については、これまでの活動に加え、文化芸術による復興支援活動に携わっている様々な団体等との連携・役割分担を図ることで、より多くの県民が身近に文化芸術に触れ合える機会を提供していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|---------------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 適切 | <p>評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>施策18については、キャリア教育のさらなる充実や事業者との情報共有など、総合的かつ横断的な職場定着対策について取り組む必要があると考える。 施策19については、地域医療体制の強化や緊急搬送時間の短縮に向け期待されるドクターヘリの導入についても対応方針に分かりやすく記載する必要があると考える。 施策20については、むし歯対策について、児童・生徒に対する取組を検討する必要があると考える。 施策21については、介護職員の安定的な確保に取り組む必要があると考える。また、認知症高齢者の支援体制の構築については、「SOSネットワークシステム」の運用や「認知症サポーター」の養成などにも総合的に取り組む必要があると考える。 施策23については、生涯学習社会の実現に向けて総合的な観点から方針を検討し、施策の展開を図る必要があると考える。また、図書館については新たな機能も期待されることであり、従来からのあり方の見直しを含めた新たな姿についての検討も必要であると考えます。</p> |

施策番号18 多様な就業機会や就業環境の創出

| | |
|---|--|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針) | ◇ 雇用情勢の急激な悪化等に対応するため、地域の安定的な雇用機会や次の雇用までの一時的な雇用・就業機会を提供する。 ◇ 経済情勢により変化する就業形態に応じた、産学官の各種機関や関係団体による多様な就業能力開発の機会を提供する。 ◇ 働く意欲のある女性や高齢者の個々のキャリアに応じた就業・雇用環境の整備を図るとともに、能力開発の機会を提供する。 ◇ 若年者に対する相談体制の充実や職業選択機会の提供など、総合的な就業環境の整備に取り組む。 ◇ 働く意欲のある障害者等の就職活動を支える能力開発の場の確保や相談・指導体制の充実を図る。 ◇ 障害者雇用率制度など、障害者も含めた様々な就業環境の整備に向け、事業主に対する多様な啓発活動などに取り組む。 ◇ 担い手不足となっている農林水産分野への就労と需要が拡大している介護分野への就労を促進するとともに、将来にわたって意欲と能力を持った担い手として定着できるよう、人材育成等の支援を行う。 |
|---|--|

| | | | | | | |
|--------------|--|---------------------|--------------------------|--------------------------|-------------|--------------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | |
| | ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 基金事業における新規雇用者数(人) | 111人 (平成20年度) | 55,034人 (平成20～25年度累計) | 68,326人 (平成20～25年度累計) | A 124.2% | 55,034人 (平成20～25年度累計) |
| 2 | 高年齢者雇用率(%) | 18.9% (平成21年度) | 22.0% (平成25年度) | - (平成25年度) | N - | 22.0% (平成25年度) |
| 3 | 新規高卒者の就職内定率(%) | 94.3% (平成20年度) | 92.0% (平成25年度) | 98.9% (平成25年度) | A 107.5% | 92.0% (平成25年度) |
| 4 | ジョブカフェ利用者(併設の仙台学生職業センターを含む)の就職者数(人) | 0人 - | 8,000人 (平成22～25年度累計) | 14,536人 (平成22～25年度累計) | A 181.7% | 8,000人 (平成22～25年度累計) |
| 5 | 障害者雇用率(%) | 1.57% (平成21年度) | 2.00% (平成25年度) | 1.71% (平成25年度) | B 85.5% | 2.00% (平成25年度) |
| 6 | 介護職員数(人)[累計] (取組21から再掲) | 20,346人 (平成19年度) | 23,372人 (平成24年度) | 23,478人 (平成24年度) | A 103.5% | 24,042人 (平成25年度) |
| 7 | 第一次産業における新規就業者数(人) (取組10から再掲) | 151人 (平成20年度) | 251人 (平成25年度) | - (平成25年度) | N - | 251人 (平成25年度) |

■ 施策評価 (原案) 概ね順調

| 評価の理由 | |
|---------------|--|
| 目標指標等 | ・指標5については85.5%の達成率となったが、前年度(1.63%)と比較して改善している。指標2, 7については数値の把握ができていない。その他の指標については、目標値を上回っており、概ね順調であると考えられる。 |
| 県民意識 | ・平成25年県民意識調査における「雇用の維持・確保」の結果を参照すると、満足群は34.7%、不満群は31.6%と満足群・不満群の割合による区分は「Ⅲ」と低い評価結果となったが、平成24年調査では不満群が満足群を上回っていたことから、県民意識として改善している傾向にあると考えられる。 |
| 社会経済情勢 | ・東日本大震災から3年が経過し、復興需要や被災企業の事業再開等により、雇用情勢を示す指標の1つである有効求人倍率は平成24年4月から1倍を超えるなど、良好な状況が維持されている。 ・一方で、沿岸地域を中心に、建設・土木、水産加工などにおいて人手不足となっており、雇用のミスマッチが発生している。 |
| 事業の成果等 | ・ほぼ目標のとおり事業を実施した。特に新規高卒者に対する就職支援については、関係機関との連携を密にした実施等により、就職内定率が98.9%(H26.3末現在)となった。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・県内の雇用情勢は、復興需要や被災企業の事業再開等により、良好な状況が続いているものの、沿岸部を中心に建設・土木などにおいて人材不足となるなど、雇用のミスマッチが発生している。</p> <p>・県内の新規学卒者の就職状況についても良好な状況が維持されているものの、これは復興需要等に支えられた一時的なものであると想定されることから、先行きは不透明である。また就職した後の早期離職率が全国と比較して高くなっている。</p> <p>・障害者雇用率は全国平均を下回るなど、障害者を取り巻く雇用情勢は依然として厳しい状況にある。</p> | <p>・「緊急雇用創出事業」により被災求職者等に対して緊急一時的に短期の雇用・就職機会を創出するとともに、産業施策による支援と一体となって安定的な雇用・就職機会を創出する。また沿岸地域における雇用のミスマッチの解消を図るため、「被災者等求職活動支援事業」により求人の掘り起こし、求人・求職のマッチング等を行う。</p> <p>・新規学卒者については、宮城労働局、県教育委員会等の関係機関と連携し、県内企業・団体へ雇用要請を行うとともに、合同企業説明会・就職面接会の開催等の就職支援に取り組む。若年求職者については、引き続き「みやぎジョブカフェ」等を中心とした個別的・継続的な就職支援に取り組むとともに、被災地域に配慮して「みやぎ出前ジョブカフェ」を実施する。職場定着対策については、「職場定着向上支援事業」により、職場定着に課題を抱える企業への専門家の派遣や合同研修会の開催等により早期離職の防止を図る。</p> <p>・障害者の雇用促進に係る要請を実施するほか、関係機関と連携して合同就職面接会、障害者就職支援セミナー等を開催し、障害者の就職支援に取り組む。また「障害者雇用アシスト事業」により、関係機関と連携しながら企業を訪問し、障害者雇用の普及啓発のほか、障害者の求人ニーズに応じた求人開拓等に取り組む。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|---------------|-------------------|----|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>新規高卒者の就職内定率は実績値が目標値を上回っているものの、離職率が高い状況にあることから、キャリア教育のさらなる充実や事業者との情報共有など、総合的かつ横断的な職場定着対策に取り組む必要があると考える。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | 適切 | |

施策番号19 安心できる地域医療の充実

| | |
|---|--|
| <p>施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針)</p> | <p>◇ 全国から県内の自治体病院等への勤務を希望する医師を募集・配置するなど、地域医療体制の整備・充実に向けた着実な医師確保対策を推進する。</p> <p>◇ 初期・二次・三次の各救急医療体制を充実するとともに、救急科専門医をはじめ救急医療を担う医師等の育成・確保に取り組む。</p> <p>◇ 急性期から回復期、維持期まで一貫性のある総合的なリハビリテーション提供体制の構築に向けた取組を支援するとともに、県リハビリテーション支援センターの充実と関係機関との連携の強化に取り組む。</p> <p>◇ より高度で専門的ながん医療提供に向け、がん診療連携拠点病院の機能強化に取り組むとともに、がん患者等の相談支援及び在宅緩和ケア提供体制を整備するなど、総合的ながん対策を推進する。</p> <p>◇ 県内医療機関等に従事する看護職の確保を図るとともに、認定看護師の確実な確保とその資質向上を図るため、必要な支援する。</p> |
|---|--|

| 目標指標等 | ■達成度 | | ■達成率(%) | | 達成度 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
|-------|--|--------------------|--|--------------------|-------------|---------------------|
| | A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 | | C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | |
| | C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | |
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成率 | | |
| 1 | 県の施策による自治体病院等(県立病院を除く)への医師配置数(人) | 23人 (平成20年度) | 46人 (平成25年度) | 48人 (平成25年度) | A 104.3% | 46人 (平成25年度) |
| 2 | 救急搬送時間(全国順位)(位) | 40位 (平成19年) | 32位 (平成24年) | 42位 (平成24年) | C -25.0% | 30位 (平成25年) |
| 3 | 病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の数(人) | 1,100人 (平成18年度) | 2,160人 (平成24年度) | 2,031人 (平成24年度) | B 94.0% | 2,160人 (平成25年度) |
| 4 | 新規看護職員充足率(%) | 67.1% (平成20年度) | 80.0% (平成25年度) | 70.1% (平成25年度) | B 87.6% | 80.0% (平成25年度) |
| 5 | 認定看護師数(人) | 62人 (平成20年度) | 207人 (平成25年度) | 200人 (平成25年度) | B 96.6% | 207人 (平成25年度) |

■ 施策評価 (原案) 概ね順調

| 評価の理由 | |
|--------|--|
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「県の施策による自治体病院等(県立病院を除く)への医師配置数(人)」は、医学生修学資金貸付を利用した義務年限にある医師数の増加等により、目標を達成し、達成度「A」に区分される。 ・二つ目の指標「救急搬送時間(全国順位)(位)」は、救急搬送患者数の増加と医師不足の深刻化等を背景に、順位を二つ下げ、達成率-25.0%、達成度「C」に区分される。 ・三つ目の指標「病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の数(人)」は、従事者数としては増加傾向にあるものの目標値を下回り、達成率94.0%、達成度「B」に区分される。 ・四つ目の指標「新規看護職員充足率(%)」は、病院、訪問看護ステーション、介護保険施設ともに前年度に比べ低下したことにより全体の充足率が低下したことから、目標値を下回り、達成率87.6%、達成度「B」に区分される。 ・五つ目の指標「認定看護師数(人)」は、受講者数が伸び悩んだことにより目標を若干下回る200人となり、達成度「B」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似する取組である震災復興の政策2施策1の調査結果を参照すると、高重視群が81.7%と比較的高い一方で、満足群が47.4%と半数を下回っており、沿岸部と内陸部の割合にはほとんど差が無く、全県的にこの施策「安心できる地域医療の確保」の取組の加速が求められていると言える。 ・満足群・不満群の割合による区分は「Ⅲ」に該当する。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を巡る課題としては少子・高齢化や疾病構造の変化等地域医療を巡る情勢が変化する一方、医師等の医療従事者が不足、偏在するなど厳しい状況にある。 ・平成22年1月には、救急医療や医師確保など地域医療の課題を解決するための地域医療再生計画を策定し、医師確保や救急医療の強化に向けた各種事業を実施してきているところである。 ・東日本大震災により沿岸部を中心に地域医療は甚大な被害を受けたことから、その復旧・復興に向けて第二期地域医療再生計画及び地域医療復興計画を平成24年2月に策定し、関連する諸事業を実施している。 |

| 評価の理由 | |
|--------|--|
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「県の施策による自治体病院等への医師配置」では、医学生修学資金貸付を利用し義務年限にある医師数など政策的に配置できる医師の数は着実に増加しており、被災県の地域医療の実情に対する関心の高まりなどにより、採用には至らなかったが、ドクターバンク医師の問い合わせ件数が増加するなど、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職の数」では、集団運動指導やリハビリテーション相談会を開催するとともに、市町の承認を受けた法人等に対して、リハビリテーション専門職の人件費や事業費の補助を実施するなど、リハビリテーション専門職の確保が図られている。 ・「新規看護職員充足率」では、看護師確保総合対策事業により質の高い看護職員の養成、県内施設への就職促進、勤務環境改善による定着化・離職防止、潜在している有資格者の復職支援など、各種課題に総合的パッケージとして取り組むことにより、看護職員が一定程度、確保されている。 ・「認定看護師数」では、目標に届かなかったものの、その認知度は確実に高まっており、認定看護師スクールの受講者は確保が図られている。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|---|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による津波被害が甚大だった沿岸部ほど、救急医療など充実した地域医療体制が求められている。 ・医師、看護師などの医療系人材について、地域、診療科等による偏在が大きく、沿岸部の医療機関、介護施設等の再開等に伴う採用予定者数の増加も踏まえた対応が求められている。 ・救急搬送時間については、各医療圏域の状況を踏まえた取組が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・医師確保や救急医療対策など地域医療の諸課題を解決するために策定された地域医療再生計画の各事業を着実に実施するとともに、地域医療整備の基本となる医療系人材の確保に向けて引き続き効果的な事業を実施していく。 ・救急搬送時間の短縮に向け、各医療圏毎の医療資源等を分析するとともに、救急医療協議会において、各事業の効果や課題の検証を行っていく。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | | | | |
|-----------------------------|--|---|----|---|------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | <table border="1"> <tr> <th>判定</th> <td>評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</td> </tr> <tr> <td>概ね適切</td> <td>県内における医師の不足や偏在の状況について分析を行い、社会経済情勢等に分かりやすく記載する必要があると考える。</td> </tr> </table> | 判定 | 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | 概ね適切 | 県内における医師の不足や偏在の状況について分析を行い、社会経済情勢等に分かりやすく記載する必要があると考える。 |
| | 判定 | 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | | | | |
| 概ね適切 | 県内における医師の不足や偏在の状況について分析を行い、社会経済情勢等に分かりやすく記載する必要があると考える。 | | | | | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | 地域医療体制の強化や緊急搬送時間の短縮に向けた対応の一環として期待されるドクターヘリの導入についても、対応方針に分かりやすく記載する必要があると考える。 | | | | | |

施策番号20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり

| | |
|--|--|
| <p>施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針)</p> | <p>◇ 「みやぎ21健康プラン」に基づき、栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ対策に重点を置いた県民の健康づくりの取組を推進する。</p> <p>◇ がん予防のための普及啓発を図るとともに、マンモグラフィ検診など効果的で質の高いがん検診の普及を促進する。</p> <p>◇ 地域や学校、家庭、職場等との連携・協力により、宮城の特性を生かした総合的な食育を推進する。</p> <p>◇ 保健所や衛生研究所、医療機関などの関係機関が連携した防疫体制や医療提供体制、情報提供体制の構築に取り組むとともに、感染症集団発生時に備え、隣県等を含めた広域的な連携体制の整備に取り組む。</p> <p>◇ 乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた心の健康づくりを促進するため、相談体制や指導体制を整備するとともに、社会問題となっている自殺対策を推進する。</p> <p>◇ 乳幼児に対するフッ化物の活用を推進するとともに、それぞれの年代や地域の実情に応じた歯科保健体制の整備を促進する。</p> |
|--|--|

| | | | | | | |
|--------------|------------------|--|--------------------|--------------------|-------------|---------------------|
| 目標指標等 | | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | |
| | | ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1-1 | 65歳平均自立期間(男性)(年) | 16.66年 (平成17年度) | 17.88年 (平成24年度) | 17.51年 (平成24年度) | B 97.9% | 17.88年 (平成24年度) |
| 1-2 | 65歳平均自立期間(女性)(年) | 20.11年 (平成17年度) | 21.64年 (平成24年度) | 20.68年 (平成24年度) | B 95.6% | 21.64年 (平成24年度) |
| 2 | 3歳児の一人平均むし歯本数(本) | 1.63本 (平成19年度) | 1本以下 (平成24年度) | 1.07本 (平成24年度) | B 88.9% | 1本以下 (平成25年度) |
| 3 | 自殺死亡率(人口10万対) | 27.8 (平成20年) | 23.8 (平成24年) | 18.9 (平成24年) | A 222.5% | 22.8 (平成25年) |

| | |
|--------------------|---|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「65歳平均自立期間」については、東日本大震災の影響からの回復が見られるが、目標は達成できていない。 ・「3歳児の一人平均むし歯本数」については、減少傾向にあるが、目標は達成できていない。 ・「自殺死亡率」については既に目標を達成している。 |
| 県民意識 | 平成25年県民意識調査における「保健・医療・福祉」について、「高重視群」の割合が概ね8割程度で推移し県民の期待感が窺える一方で、「満足群」の割合は4割程度で推移している。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・本県の平均寿命は、生活水準や食生活、保健予防対策等の普及向上と医学・医療技術の進歩によって延伸し、人生80歳時代を迎える一方、出生率の低下等による少子高齢化の急速な進展や県民の生活様式及びニーズの多様化とともに、生活習慣病の増加やストレスの増大、輸入や国際交流の増加に伴う感染症等をめぐる状況の変化等、県民を取り巻く環境は大きく変化している。 ・東日本大震災から3年以上経過したが、未だ約85,000人の方が応急仮設住宅等に入居している状況である。 ・海外における新たな感染症の拡大に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。さらに「新型インフルエンザ等対応マニュアル」を策定する予定である。 |
| 事業成果 | <ul style="list-style-type: none"> ・「みやぎ21健康プラン」の推進では、平成25年3月に策定した第2次みやぎ21健康プランの普及啓発を行うとともに、「栄養・食生活」「身体活動」「たばこ」分野において重点的な取組を実施し、県民の生活習慣の改善や健康づくりへの意識づけ等が図られたことから、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「がん対策」では、がん検診の受診促進等の各種施策の実施により、年齢調整死亡率が減少する等、一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「食育」では、みやぎまるごとフェスティバルをはじめとするイベントでの啓発活動において健全な食生活の実践に向けた意識づけができたほか、みやぎ食育コーディネーターの養成と活動支援では地域の特色を活かした食育実践の体制整備が進む等の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「感染症対策」では、感染症専門家によるセミナーの開催(8回)やインフルエンザ・感染性胃腸炎に係る普及啓発チラシの作成・配付を行うこと等により、県民の感染症に対する意識の向上と感染症の蔓延防止が図られたことから、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「自殺対策」では、心の健康相談電話や市町村及び民間団体の取組を補助により推進したほか、みやぎ心のケアセンターにおける震災での心の問題への対応等により自死防止が図られ、死亡率も減少している。 ・「乳幼児の歯科保健対策」では、むし歯予防教室の開催に加え、新たに幼稚園・保育所内でのフッ化物洗口の導入を進めたことから、概ね順調に推移していると考えられる。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合や肥満、塩分摂取、飲酒、喫煙、運動等の指標が全国下位であるとともに、県内市町村間において健康格差が生じている。</p> <p>・仮設住宅等での生活が長期化している被災者の方々に関して、様々な健康問題の発生が懸念される。</p> <p>・3歳児のむし歯本数は順調に減少を続けているが、全国的に見ると依然高い水準であることから、引き続き乳幼児のむし歯予防を図っていく必要がある。</p> | <p>・第2次みやぎ21健康プランに掲げた基本方針や重点的な取り組みに対する理解・認識を深めるとともに、市町村及び関係機関・団体等と連携し、地域間の健康格差の縮小に向けた取組や県民が主体的に健康づくりを実践するような働きかけを様々な機会・媒体を活用して積極的に進めていく。</p> <p>・被災者の健康を守るための各種事業を実施するとともに、市町村との共同により仮設住宅等で生活する被災者を対象とした健康調査を実施し、問題を抱えた方の早期発見と関係機関が連携してフォローを行う。</p> <p>・乳幼児に対するフッ化物の応用に重点的に取り組んでいくとともに、歯みがき方法の指導や乳幼児期の歯科保健指導に従事する職員を対象とした研修等を実施し、むし歯予防の啓発に努めていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|---------------|-------------------|------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | <p>評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>目標指標等について、全国との比較や実績値の推移等に関する分析を行い、施策の評価に分かりやすく反映させる必要があると考える。</p> |
| | | 概ね適切 | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>むし歯対策については、乳幼児に対する取組に加え、児童・生徒に対しての取組を検討することも必要であると考える。</p> |

施策番号21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり

| | |
|--|--|
| <p>施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針)</p> | <p>◇ 高齢者の知識や経験を生かした地域活動への参加を促進するとともに、地域で活動する核となる人材の養成や確保に取り組む。</p> <p>◇ 介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心した生活を送るため、特別養護老人ホーム等の入所待機者の解消に向けての基盤整備などに取り組むとともに、一人暮らし高齢者等に対する的確な対応を図る。</p> <p>◇ 介護サービス利用者の立場に立ち、専門的知識に基づいてサービスを提供できる質の高い人材の養成・確保に取り組む。</p> <p>◇ 介護予防サービスの提供や、自立した生活を送るための介護予防ケアマネジメント体制の構築に向けた支援を行う。</p> <p>◇ 高齢者などの権利を擁護するための体制整備や、虐待発生防止に向けた県民意識の啓発に取り組む。</p> <p>◇ 認知症に関する正しい理解の普及を促進するとともに、かかりつけ医等による認知症の早期発見や早期対応が図られる体制を構築する。また、認知症高齢者を地域で総合的に支える体制の構築を推進する。</p> |
|--|--|

| | | | | | | |
|--------------|--|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 目標指標等 | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 15,414人 (平成20年度) | 85,000人 (平成25年度) | 93,641人 (平成25年度) | A 112.4% | 85,000人 (平成25年度) |
| 2 | 241人 (平成20年度) | 884人 (平成25年度) | 936人 (平成25年度) | A 108.1% | 884人 (平成25年度) | |
| 3 | 18人 (平成20年度) | 140人 (平成25年度) | 180人 (平成25年度) | A 132.8% | 140人 (平成25年度) | |
| 4 | 7,061人 (平成20年度) | 10,218人 (平成25年度) | 10,250人 (平成25年度) | A 101.0% | 10,218人 (平成25年度) | |
| 5 | 20,346人 (平成19年度) | 23,372人 (平成24年度) | 23,478人 (平成24年度) | A 103.5% | 24,042人 (平成25年度) | |

| | |
|--------------------|---|
| ■ 施策評価 (原案) | 順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「認知症サポーター数」については、養成講座の開催回数の増により目標値を上回ったことから達成度を「A」とした。 ・「主任介護支援専門員数」については、主任介護支援専門員配置の必要性から計画を超える養成が図られたため、目標値を上回っており達成度を「A」とした。 ・「介護予防支援指導者数」については、受講負担が軽減されたことから、目標値を大きく上回っており達成度を「A」とした。 ・「特別養護老人ホーム入所定員数」については、施設整備費用に対する財政支援を行ったことで、目標値を上回ったことから達成度を「A」とした。 ・「介護職員数」については、目標値を上回ったことから達成度を「A」とした。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年県民意識調査の結果から考察すると、保健・医療・福祉分野の9つの施策中、特に優先すべき施策の上位に「保健・医療・福祉の連携推進」があった。この結果から、地域包括ケアシステムの推進がますます重要視され必要であるといえる。 ・平成24年の県民意識調査の結果をみると、さらに力を入れる必要のある取組として「安心と活力に満ちた地域社会づくり」を進めるための14の取組中、第4位であり、65歳以上の年代別では第3位と高い順位であることから、また、平成23年の県民意識調査では、施策に対する重視度が高い一方で、施策の「満足」「やや満足」の割合が「不満」「やや不満」の合計割合よりやや高い程度であることから、施策の推進が必要と言える。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の機関によると宮城県の65歳以上の高齢者は平成22年の52万4千人から平成27年には59万3千人と推計されているなど、急速な高齢化の進展、認知症高齢者数の増加などが予測されており、引き続き「明るく活力ある長寿社会」の構築が求められている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実績及び成果等は、施策を構成する多くの事業で一定の成果を上げることができたことから、施策の目的である、高齢者の「地域参画や元気な活動の推進」、「介護が必要になっても安心して生活できる環境づくり」、「権利擁護の体制整備」については、順調に推移しているものと判断する。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・施策の進捗状況は順調であるが、平成25年県民意識調査の結果から考察すると、保健・医療・福祉分野の9つの施策中、特に優先すべき施策の上位に「保健・医療・福祉の連携推進」があった。また、平成24年の県民意識調査結果では、さらに力を入れる必要のある取組として「安心と活力に満ちた地域社会づくり」を進めるための14の取組中、上位にあり、平成23年の県民意識調査においても「重要」「やや重要」の割合(84.2%)に比較して「満足」「やや満足」の割合(41.1%)が低い結果となっている。このかい離を是正するためには、「第5期みやぎ高齢者元気プラン」の着実な推進や、特別養護老人ホームの入所待機者解消、介護人材の確保など県民ニーズに対応した着実な成果の積み上げが必要である。</p> <p>・特に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るため、行政機関、医療・介護サービスの事業者や専門職団体、地域において高齢者への生活支援を展開する住民団体やNPOなどの関係機関・団体が連携・協働しながら、それぞれの地域でサービス提供基盤を構築し、高齢者の生活を支え、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めていく必要がある。</p> | <p>・平成24年3月に策定された「第5期みやぎ高齢者元気プラン」に基づき、「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現に向けて、市町村との連携を密にし、高齢者の生きがいづくりや地域活動参画の支援、あるいは、介護予防や権利擁護の推進をはじめ、認知症高齢者やその家族等を支えるための地域づくりを進めるほか、介護支援専門員をはじめとする介護職員の資質向上についても重点的に取り組んでいく。</p> <p>・特に、特別養護老人ホームの入所待機者解消については、各市町村とも連携しながら、効率的な整備促進を図るほか、介護人材の確保についても重点的に取り組んでいく。</p> <p>・『第6期みやぎ高齢者元気プラン(宮城県高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画)』(平成27年度～平成29年度)を平成26年度中に策定する予定である。</p> <p>・「地域包括ケア」の全県的な体制構築及び推進に向けて、県内の関係機関、団体等が連携・協力し、一体となって推進していくため、平成27年4月を目途に「(仮称)宮城県地域包括ケア推進協議会」を設立することとし、その設立準備のための準備委員会を平成26年度に設置し、体制の強化に取り組んでいく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | |
|--------|-------------------|------|---|
| | | 概ね適切 | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>施策の目的の実現に向けては、介護職員の資質向上に加え、安定的な人材の確保に取り組む必要があると考えます。</p> <p>また、認知症高齢者の支援体制の構築については、県警等との連携による「SOSネットワークシステム」の運用や「認知症サポーター」の養成などにも総合的に取り組む必要があると考えます。</p> |

施策番号22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現

| | |
|---|---|
| 施策の方向 （「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針） | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 働く意欲のある障害者等の就職活動を支える能力開発の場の確保や相談支援体制の充実を図る。 ◇ 障害者の地域生活を支える相談支援体制の整備を促進する。 ◇ グループホームなど、様々な障害に応じた身近な地域での住まいの場や日中活動の場などの生活・活動基盤の整備を促進する。 ◇ 障害の有無や年齢にとらわれない利用者ニーズに応じた柔軟な福祉サービスや、地域における支え合いへの支援を行う。 ◇ 難病患者やその家族に対する日常生活における相談支援体制の整備を図るなど、難病患者が在宅で安心して療養生活を送ることができる環境を整備する。 ◇ バリアフリー社会の実現に向けて、公益的施設のバリアフリー化の促進や県民への普及啓発に取り組む。 |
|---|---|

| | | | | | | |
|--------------|--|---|---------------------|---------------------|-------------|---------------------|
| 目標指標等 | | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | |
| | | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 就労支援事業所等における工賃の平均月額(円) | 14,101円 (平成20年度) | 16,000円 (平成24年度) | 17,173円 (平成24年度) | A 107.3% | 17,500円 (平成25年度) |
| 2 | グループホーム・ケアホーム利用者数(人) | 1,385人 (平成20年度) | 1,874人 (平成25年度) | 2,456人 (平成25年度) | A 131.1% | 1,874人 (平成25年度) |
| 3-1 | 入院中の精神障害者の地域生活への移行1年未満入院者の平均退院率(%) | 69.0% (平成20年度) | 71.4% (平成23年度) | 69.9% (平成23年度) | B 97.9% | 73.0% (平成25年度) |
| 3-2 | 入院中の精神障害者の地域生活への移行高齢長期退院者数:5年以上かつ65歳以上の退院者数(人) | 114人 (平成22年度) | 125人 (平成24年度) | 78人 (平成24年度) | C 62.4% | 130人 (平成25年度) |
| 4 | 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合(%) | 8.7% (平成20年度) | 10.7% (平成25年度) | 8.6% (平成25年度) | B 80.4% | 10.7% (平成25年度) |

施策評価 (原案) 概ね順調

| | |
|---------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「就労支援事業所等における工賃の平均月額」については、宮城県工賃向上支援計画(計画期間:平成24年度から26年度まで)における平成24年度の目標額を1,173円上回った。 ・「グループホーム・ケアホーム利用者数」については、平成25年度の目標値を達成し、順調に推移しており、達成率が131.1%、達成度「A」に区分される。 ・「入院中の精神障害者の地域生活への移行」のうち、高齢長期退院者数については、身体合併症の併発や家族の高齢化等家庭復帰の困難さに加え、震災の影響が続いたことにより、達成率が62.4%、達成度「C」に区分される。 ・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付割合」については、目標値を下回っており、引き続き、適合証が「だれもが利用しやすい施設」を示すマークであることを県民等に広く周知することにより、施設設置者からの交付申請を促す必要がある。 |
| 県民意識 | ・類似する取組である震災復興の政策2施策3の平成25年県民意識調査結果を参照すると、高重視群が77.9%と高く、この施策が県民にとって重要であると認識されていることが分かる。一方、満足群のかかなりの割合を「やや満足」が占めているため、施策の推進により満足度を向上させ、県民の高い期待に応えていく必要がある。 |
| 社会経済情勢 | ・地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から障害者総合支援法が施行された。障害者の範囲に難病等(130疾患)が加わったことへの対応が必要となったが、着実に対応し、事業を推進した。 |
| 事業の成果等 | ・「就労支援事業所等における工賃の平均月額」及び「グループホーム・ケアホーム利用者数」について目標を達成したほか、全ての事業で「成果があった」、又は「ある程度成果があった」と分析され、施策の目標達成に向け、概ね順調に推移したと評価できる。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自立支援の観点から、精神科病院からの退院や施設入所者の地域生活移行への移行を推進する必要がある。 ・条例整備基準による「適合証」交付件数が減少しており、「適合証」について広く県民に周知する必要がある。 ・障害者の一般就労に向け選択肢を広げるため、就職先の開拓が必要である。 ・障害者の範囲に難病等(130疾患)が加わったことで、制度の活用により、難病患者の生活環境の向上が期待できることから、普及啓発をさらに行う必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者本人が、自分の住みたい地域で自立した生活ができるよう、グループホームの整備等を進める。 ・啓発パンフレットの配布等により「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の趣旨や「適合証」について周知を図る。 ・障害者の就労支援のため、関係機関との連携を強化する。 ・各種媒体を効果的に活用し、制度の周知と普及啓発に努める。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | |
|---------------|-------------------|--|
| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策の成果 適切 | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | - |

施策番号23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興

| | |
|---|--|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 生涯学習社会の環境づくりに向けた取組を充実させ、学習機関や文化芸術等多様な分野における関係団体とのネットワーク化などにより県民の自主的な学習活動を支援する。 ◇ みやぎ県民大学の実施などにより、社会の要請する学習機会の確保に向けた取組や、地域の多様な生涯学習活動を支援する指導者等の育成を図る。 ◇ 総合型地域スポーツクラブの育成・支援など、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境づくりを推進する。 ◇ 競技スポーツにおいて、指導者育成対策の拡充や、競技力向上に向けた環境の充実を図る。 ◇ 県民が文化芸術に触れる機会を充実するなど、文化芸術活動の振興を図る。 ◇ 地域文化の継承・振興に向けた取組を支援し、文化財の保存・活用を推進する。 ◇ 県民の文化芸術活動を生かした地域づくりや交流を推進する。 ◇ 宮城県図書館・美術館・東北歴史博物館等の拠点の充実と関係機関とのネットワーク構築に取り組む。 |
|---|--|

| | | | | | | |
|--------------|------------------------------------|--|-------------------------------|-----------------------------|-------------|-------------------------------|
| 目標指標等 | | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | |
| | | ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 公立図書館等における県民一人当たりの図書資料貸出数(冊) | 3.89冊 (平成20年度) | 4.10冊 (平成24年度) | 3.52冊 (平成24年度) | B 85.9% | 4.10冊 (平成25年度) |
| 2-1 | 総合型地域スポーツクラブの設置数(クラブ) | 27クラブ (平成20年度) | 35クラブ (平成25年度) | 43クラブ (平成25年度) | A 122.9% | 35クラブ以上 (平成25年度) |
| 2-2 | 総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率(%) | 42.9% (平成20年度) | 100.0% (平成25年度) | 60.0% (平成25年度) | C 29.9% | 100% (平成25年度) |
| 3 | みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数)(千人) | 1,036千人 (23千人) (平成20年度) | 1,047千人 (35千人) (平成25年度) | 858千人 (21千人) (平成25年度) | B 81.9% | 1,047千人 (35千人) (平成25年度) |

| | |
|--------------------|------|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
|--------------------|------|

| 評価の理由 | |
|---------------|--|
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「公立図書館等における県民一人当たりの図書資料貸出数」については、東日本大震災の影響により、未再開や代替運営の図書館等があるものの、震災前の水準まで回復しつつあり、達成率が85.9%となったため、達成度を「B」と評価した。 ・「総合型地域スポーツクラブの設置数」については、2クラブ増加し43クラブで、達成率が122.9%となったため、達成度を「A」と評価した。「育成率」は昨年度と同数で、達成率が60%となったため、達成度を「C」と評価した。 ・「みやぎ県民文化創造の祭典参加者数」については、広報PRの不足、他イベントとの開催日重複、悪天候の影響等で目標値をやや下回り、達成率が81.9%となったため、達成度を「B」と評価した。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似する取組である震災復興の政策6施策3「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」の調査結果を参照すると、高重視群60.2%、満足群が35.0%、満足度の「わからない」は45.7%となっている。また平成24年県民意識調査においても、それぞれ57.8%、34.5%、45.5%と同様な傾向が見られる。 ・施策への関心はある程度あるものの、満足度は低い。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・心のよりどころとして、多様な学習機会の提供や文化芸術・スポーツに親しめる環境整備が求められている。 ・震災後、様々な芸術文化団体等が被災地の支援活動に取り組んでおり、心の復興に果たす芸術文化の役割について認識が深まっている。 ・震災に関する記憶の風化を防ぐとともに、その情報を発信することが必要となっている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習社会の環境づくりについては、芸術文化・スポーツ振興事業において一定の成果が出ており、おおむね順調に推移していると考えられる。 ・県図書館の情報ネットワークシステムを更新し、機能の充実を図り、市町村図書館等との連携強化及び県民サービスの向上に努めた。 ・県図書館では、新たな「図書館振興基本計画」を策定し、市町村図書館等の復興支援や震災資料の収集などを積極的に展開した。 ・多様な学習機会を提供するためみやぎ県民大学を開催し、受講者が前年度より増加するなど、震災以降徐々に学習意欲が高まってきたと考えられる。 ・被災した学校の運動部活動を支援するために、活動場所への移動や活動場所の確保について支援を行った。 ・各事業において一定の成果が出ているものの、目標指標である「地域型スポーツクラブの育成率」については、昨年度と同率となっている。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・図書を通じた被災者の文化生活の向上や心の復興を積極的に行う必要がある。 ・東日本大震災に関する記憶の風化を防ぎ、震災の教訓を後世や他地域へ継承する必要がある。 ・総合型地域スポーツクラブを育成するために、行政や地域諸団体と連携し、地域住民がスポーツの必要性を認識する必要がある。 ・文化芸術の振興等による心の復興をより充実させることが求められる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・図書活動をしている団体等と連携し、本を通じた被災地の支援活動をコーディネートすることにより、被災者支援に役立てる。また、県内図書館等の蔵書の活用がより一層図られるよう、県図書館情報ネットワークシステムによる図書検索機能について、より広く周知していく。 ・県内市町村と連携し、震災関連資料を収集・デジタル化するとともに、蓄積したデータをWeb上で公開する(仮称)宮城県震災アーカイブを構築する。 ・みやぎ広域スポーツセンターにおいて、未設置市町村へクラブ設立に向けた巡回訪問や研修会を開催するとともに、地域住民に対しクラブ設立の意義について広報していく。 ・これまでの活動に加え、文化芸術による復興支援活動に携わっている様々な団体等との連携・役割分担を図ることで、より多くの県民が身近に文化芸術に触れ合える機会を提供していく。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 判定 | |
|-------------------|----|--|
| | 適切 | |
| 施策の成果 | | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 生涯学習社会の確立は他の分野にも関連する裾野の広い取組であり、その実現に向けて総合的な観点から方針を検討し、施策の展開を図る必要があると考える。 また、図書館については地域コミュニティの核としての役割など新たな機能も期待されるところであり、従来からのあり方の見直しを含めた新たな姿についての検討も必要であると考えます。 |

政策番号9

コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実

人口が減少し少子高齢化が進む中で、既存の社会資本を有効活用するほか、交通の利便性を考慮して公共施設を再編・配置するなど、従来の拡大基調からの転換を図り、高齢者をはじめだれもが暮らしやすいコンパクトで機能的なまちづくりを促進する。

さらに、公共的施設や集客施設をはじめ、まちづくり・施設整備にあたっては、民間とも連携し、一層のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの普及に力を入れる。

一方、就業の機会や所得水準をはじめ多くの点で、仙台都市圏と他の地域の格差がみられる。しかし、各地域には、豊かな自然環境や独自の伝統文化など、誇りうる多くの地域資源が存在していることから、グローバル化や情報化が進む中、そうした様々な資源を発掘し、国内外に通用するものとして質的向上を図り、地域を均一化させることなく、その特性を生かした集客交流や産業振興を行うことなどにより地域間格差の是正を図り、活力に満ちた地域社会を実現していく。

また、県内すべての地域で、医療、教育、交通、情報通信基盤など、県民生活に欠かせない基礎的な機能を維持確保していく必要があることから、市町村や企業等とも連携し、地域内での拠点化、集約化、機能分担や連携等を行うことにより、必要なサービスが提供できる体制整備を図る。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|-------------------------|---------------------------|-------------------|-------------------|----|---------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 24 | コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 | 26,981,764 | 商店街の空き店舗率(%) | 11.5% (平成25年度) | A | やや遅れている |
| | | | 集落維持・活性化計画策定数(計画) | 5計画 (平成25年度) | A | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| | |
|-------------|---------|
| ■ 政策評価 (原案) | やや遅れている |
|-------------|---------|

評価の理由・各施策の成果の状況

- ・コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて、1つの施策に取り組んだ。
- ・目標指標のうち「商店街の空き店舗率」は、目標値14.6%に対して実績値11.5%であり、達成率は100%以上であることから達成度は「A」に区分される。しかし、東日本大震災による空き店舗が損壊・滅失したことに加え、店舗を失った被災事業者が事業再開場所を求めて空き店舗へ入居したことによるものと思われ、施策の効果というよりは震災の影響による数値の変動と考えられる。
- ・施策では実施した全ての事業で一定の成果が出ている。
- ・県民意識調査においては、震災により被災した沿岸部を中心に不満群が高い傾向にある。
- ・以上より、指標、施策を構成する各事業の進捗状況および県民意識など施策の効果の状況を総合的に評価し、政策としては「やや遅れている」と判断した。

政策を推進する上での課題と対応方針 (原案)

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・都市計画区域マスタープランの改訂にあたっては、まちづくりの主体である市町村との協力関係を構築する必要がある。また、東日本大震災による人口増減や土地利用フレーム等が流動的な中で、被災市町の復興まちづくり計画と都市計画との整合を図る必要がある。</p> <p>・沿岸部の被災市町による復興まちづくり事業は、早期の事業着手など、速やかな推進を図る必要がある。</p> <p>・独自の交通手段を持たない地域住民にとって、地域生活交通の維持は欠かせないものであり、住民の移動手段の確保が必要であるが、利用者減少等により、事業者の経営環境も悪化している。</p> | <p>・都市計画区域マスタープランの改訂では、まちづくりの主体である関係市町と連携・調整をし、市町の震災復興計画と整合を図っていく。また、震災復興計画との整合を図り、地域の実情等を十分に踏まえつつも、基礎調査の結果を基に、広域的な観点からの調整も図っていく。</p> <p>・早期に被災市町の復興まちづくりを実現するため、事業着手へ向け、許認可等に向けた調整や発注計画支援など、今後も継続して行っていく。</p> <p>・震災により運行見合わせ中のJR各線の早期復旧への支援、第3セクター鉄道や離島航路への支援、広域的幹線路線である事業者路線や市町村の運行する住民バスへの欠損額補助による支援を行うとともに、国や関係市町村と連携して、住民の交通移動手段を維持する。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | |
|-----------------------------|-------------------|------------|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 概ね適切 | <p>評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>設定されている目標指標だけでは施策の成果を十分に把握することができない。目標指標を補完するようなデータを用いて施策の成果を分かりやすく示す工夫が必要であると考ええる。</p> |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>高齢化率や東日本大震災が人口動態等と与える影響等を踏まえながら将来を予測し、関係部局が連携して、きめ細やかな取組を進めていく必要があると考ええる。</p> |

施策番号24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実

| | |
|---|---|
| 施策の方向 （「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針） | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 仙塩広域都市計画基本方針などの都市計画区域マスタープランに基づく良好な市街地形成を促進する。 ◇ 都市計画における適切な土地利用の誘導や公共公益施設の適切な配置を促進する。 ◇ 公共交通軸周辺の市街地整備や既存市街地の再開発を促進する。 ◇ 地域の実情に応じ、まちづくりと連携した商店街活性化を支援する。 ◇ 豊かな自然環境や独自の伝統文化などを生かした集客交流や移住・交流者による地域づくりなど、多様な主体と連携し、地域の実情に応じた集落維持・活性化対策を促進する。 ◇ 生活交通バス路線などの地域の生活を支える公共交通の維持を支援する。 |
|---|---|

| | | | | | | |
|--------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 14.6% (平成21年度) | 14.6% (平成25年度) | 11.5% (平成25年度) | A 100%以上 | 14.6% (平成25年度) |
| 2 | 1計画 (平成21年度) | 5計画 (平成25年度) | 5計画 (平成25年度) | A 100.0% | 5計画 (平成25年度) | |

| | |
|--------------------|---------|
| ■ 施策評価 (原案) | やや遅れている |
|--------------------|---------|

| 評価の理由 | |
|---------------|---|
| 目標指標等 | ・「商店街の空き店舗率」は、目標値14.6%に対して実績値11.5%であり、達成率は100%以上であることから達成度は「A」に区分される。しかし、これは、東日本大震災により空き店舗が損壊・滅失したことに加え、店舗を失った被災事業者が事業再開場所を求めて空き店舗へ入居したことによるものと思われ、施策の効果というよりは震災の影響による数値の変動と考えられる。 ・「集落維持・活性化計画策定数」は、前年度に目標値5計画を達成しており、平成25年度は事業を実施していないが、達成率は100%であることから達成度は「A」に区分される。 |
| 県民意識 | ・平成25年県民意識調査の分野5「公共土木施設」の取組4「沿岸市町をはじめとするまちの再構築」を参照すると、満足度においては、満足群が34.6%、不満群が35.2%となっており、満足群と不満群の割合はほぼ同程度であったが、不満群の割合は24施策中で最も高かった。また、重視度においては、高重視群の割合が78.7%と高い結果であった。 ・平成23年県民意識調査の取組24「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」を参照すると、満足群が28.0%と政策推進の基本方向の一つである「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の14取組中、2番目に低くなっている。 |
| 社会経済情勢 | ・特に沿岸部の市町は、復興に当たって市街地全体の再整備が必要になっている。 ・郊外型大型店の進出による中心市街地の衰退や空き店舗等による空洞化が深刻化している。 ・仮設住宅、防災集団移転、災害公営住宅等に対応するため、バスの系統新設やルート変更等が必要である。 |
| 事業の成果等 | ・全体的には事業の進捗が見られるものの、目標指標である「商店街の空き店舗率」については東日本大震災の影響により施策の効果が十分に現れていないと考えられることや、県民意識調査においても不満群が高い傾向にあることから、施策としては「やや遅れている」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域マスタープランの改訂においては、東日本大震災を受けて、震災に強いまちづくりの観点を踏まえて進める必要がある。また、東日本大震災による人口増減や土地利用フレーム等が流動的な中で、被災市町の復興まちづくり計画と都市計画との整合を図る必要がある。 ・中心市街地活性化基本計画の策定に当たって、市町村や地元事業者、住民等との間で具体的な事業計画策定に係る合意形成に多くの時間を要している。 ・沿岸部の被災市町による復興まちづくり事業は、早期の事業着手など、速やかな推進を図る必要がある。 ・魅力ある商店街づくりのためには、被災した事業者の事業継続を図る必要がある。 ・独自の交通手段を持たない地域住民にとって、地域生活交通の維持は欠かせないものであり、住民の移動手段の確保が必要である。また、利用者減少等により、事業者の経営環境も悪化している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域マスタープランでは、まちづくりの主体である関係市町と連携・調整をし、市町の震災復興計画と整合を図りながら、震災に強いまちづくりの観点を踏まえた改訂を行っていく。また、震災復興計画との整合を図り、地域の実情等を十分に踏まえつつも、基礎調査の結果を基に、広域的な観点からの調整も図っていく。 ・中心市街地や商店街の活性化に向けて、具体的な事業計画策定のための合意形成に対して支援を行うとともに、様々な機会を捉え、関係市町村等に情報提供や必要な助言を積極的に行う。 ・早期に被災市町の復興まちづくりを実現するため、事業着手へ向け、許認可等に向けた調整や発注計画支援など、今後も継続して行っていく。 ・被害を受けた店舗の復旧に要する費用を助成するなど、事業者の事業再開・継続を積極的に支援するとともに、コンパクトで機能的なまちづくりに向けた商店街の活性化を図る。 ・震災により運行見合わせ中のJR各線の早期復旧への支援、第3セクター鉄道や離島航路への支援、広域的幹線路線である事業者路線や市町村の運行する住民バスへの欠損額補助による支援を行うとともに、国や関係市町村と連携して、住民の交通移動手段を維持する。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 判定 | 内容 |
|--------|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・施策の成果 ・施策を推進する上での課題と対応方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・概ね適切 |

政策番号10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり

様々な凶悪犯罪の発生などにより、県民は治安に対し不安感を持っている。警察や関係行政機関と地域社会の連携、さらには住民による自主防犯組織との連携により、治安日本一を目指す。

また、日本人と外国人が互いの文化や習慣の違いを認め合いながら、地域社会の一員として共に安心して生活していけるよう、市町村、関係機関とも連携し、外国人に対する相談体制や情報提供体制等の充実を図る。加えて、留学等で県内に居住する外国人が、卒業後も県内を舞台として活躍できる環境の整備を図る。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|----------------|---------------------------|---------------------------------|--------------------|----|------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 25 | 安全で安心なまちづくり | 1,392,585 | 刑法犯認知件数(件) | 19,367件 (平成25年) | B | 概ね順調 |
| | | | 県内各市町村における「安全・安心まちづくり」に関する条例制定数 | 33 (平成25年度) | A | |
| 26 | 外国人も活躍できる地域づくり | 8,706 | 多言語による生活情報の提供実施市町村数(市町村) | 9市町村 (平成24年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 外国人相談対応の体制を整備している市町村数(市町村) | 5市町村 (平成24年度) | C | |
| | | | 日本語講座開設数(箇所) | 28箇所 (平成24年度) | A | |
| | | | 留学生の県内企業への就職者数(人) | 46人 (平成24年) | C | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| | |
|-------------|------|
| ■ 政策評価 (原案) | 概ね順調 |
|-------------|------|

評価の理由・各施策の成果の状況

・だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくりに向けて、2つの施策に取り組んだ。
 ・施策25では、2つの目標指標のうち、県内各市町村における「安全・安心まちづくり」に関する条例制定数については目標を達成したが、刑法犯認知件数については目標を達成することができなかった。しかしながら、県内の刑法犯認知件数は、平成14年以降年々減少していることから、安全・安心まちづくりに関する県民運動、子どもの見守り活動、女性の安全対策、高齢者の消費者被害防止のための出前講座や地域包括支援センター等へのメルマガの配信など安全・安心に関する各事業が確実に進行されていると推察される。
 ・施策26では、目標指標のうち外国人相談対応の体制を整備している市町村数と留学生の県内企業への就職者数については目標値に達しなかったが、多言語による生活情報の提供実施市町村数、日本語講座開設数については目標を達成した。多文化共生シンポジウムなどの啓発事業の実施や、日本語の理解が十分でない外国人県民が安心して暮らすことができるよう、緊急用携帯マニュアル(ヘルプカード)の作成等を行い、外国人が地域社会の一員として、安心して生活していけるよう体制の整備を行った。
 ・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると判断した。

政策を推進する上での課題と対応方針 (原案)

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・施策25では、県民の治安に対する不安を払拭していくため、安全・安心なまちづくりに関する県民運動を盛り上げていくことが必要となってくる。また、子どもや女性、高齢者などに対する相談体制の更なる充実も必要である。</p> <p>・刑法犯認知件数は減少しているものの、インターネット空間における犯罪や復興事業に便乗した犯罪の増加が懸念される。また、復興事業に伴い交通量が増加したことなどから交通事故が多発している。</p> <p>・施策26では、施策に対する認知度が低いことから、施策の周知を図るとともに、日本人と外国人が共に安心して暮らせる地域づくりを目指し、関係機関と連携して各種施策に取り組む必要がある。</p> | <p>・安全・安心まちづくりに関して県民への周知・啓発や市町村に対する支援を行い、安全・安心まちづくりに取り組む人材の育成を進めていく。</p> <p>・ストーカーやDV、児童虐待、高齢者を狙った消費者被害などが近年増加傾向にあるため、子どもや女性、高齢者など特に配慮が必要な方々への安全対策等を充実していく。</p> <p>・インターネット利用に関する講演を開催し、広報啓発活動に一層努める。</p> <p>・自治体や関係機関と連携しながら、復興に伴う治安情勢等の変化を踏まえた各種対策を推進していく。</p> <p>・市町村などの関係機関や地域と連携し、シンポジウムの開催や民生委員や町内会長などコミュニティリーダーに対する多文化共生の周知を図っていく。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | |
|-----------------------------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | 施策26については、みやぎ外国人相談センターによる様々な取組についても、課題と対応方針に分かりやすく記載する必要があると考える。 |

| | |
|---|--|
| 施策番号25 安全で安心なまちづくり | |
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針) | ◇ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に向け、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」及び「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」を踏まえた行政、地域、事業者等との連携による県民運動を展開するとともに、県民の体感治安向上に向けた取組を進める。 ◇ 子どもや女性など、防犯上あるいは人権侵害上の観点から特に配慮を要する人々に対する安全対策を充実する。 ◇ 消費生活の安全性の確保に向けた消費者被害未然防止のための情報提供や啓発活動を行う。 |

| | | | | | | |
|--------------|--|--------------------|----------------------|--------------------|-------------|----------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | |
| | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 刑法犯認知件数(件) | 28,583件 (平成20年) | 19,200件以下 (平成25年) | 19,367件 (平成25年) | B 98.2% | 19,200件以下 (平成25年) |
| 2 | 県内各市町村における「安全・安心まちづくり」に関する条例制定数 | 22 (平成20年度) | 29 (平成25年度) | 33 (平成25年度) | A 157.1% | 29 (平成25年度) |

| | | |
|--------------------|---|------|
| ■ 施策評価 (原案) | | 概ね順調 |
| 評価の理由 | | |
| 目標指標等 | ・一つ目の指標「刑法犯認知件数」について、達成率98.2%、達成度「B」区分で目標値を達成することはできなかったものの、県内の刑法犯認知件数は、平成14年から12年連続で減少し続けている。 ・二つ目の指標「県内各市町村における『安全・安心まちづくり』に関する条例制定数」については、達成率157.1%、達成度「A」区分となり目標値を達成している。 | |
| 県民意識 | ・類似する取組である震災復興計画政策番号7施策番号4の県民意識調査の結果を参照すると、高重視群は75.3%と高い数値となっている。また、施策に対する満足度を見ると、「不満」、「やや不満」とする回答が19.1%となっている一方で、「満足」、「やや満足」とする回答が不満群の2倍以上にあたる42.6%であることから、施策に対する満足度は、必ずしも低い状況にあるとは言えないものと考えられる。 | |
| 社会経済情勢 | ・刑法犯認知件数は減少しているものの、県民に不安を与えるストーカー・DV事案や女性や子どもに対する声かけ等の事案は増加傾向にある。また、高齢者などを狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺の認知件数については、平成18年以降減少傾向であったが、平成25年は131件となり平成24年の73件に比べ急増していることから、さらなる取組が求められている。 | |
| 事業の成果等 | ・県民の安全・安心まちづくりに関する気運を醸成するため、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりリーダー養成講座や地域安全教室への講師の派遣、防犯ボランティアの交流会や安全・安心まちづくりフォーラム等にて事例発表や意見交換などを行った。また、増加する高齢者の消費者被害を防ぐため、高齢者や高齢者を見守る福祉関係者等を対象とした出前講座の実施や地域包括支援センター等へのメルマガの配信など消費者被害の情報提供することにより、施策の目的である「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る」という防犯意識の向上と犯罪の起きにくい安全・安心な地域社会の形成を図った。 | |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| | |
|---|---|
| 施策を推進する上での課題と対応方針 (原案) | |
| 課題 | 対応方針 |
| ・ストーカー・DV事案は、年々増加傾向にあるとともに、様々な事案が複合的に絡み合い、重大事件に発展するおそれが高いことから、初期段階から関係機関が情報を共有し、被害者の保護対策に取り組んで行く必要がある。 ・犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進していくために県として、まちづくりの現場を担い、住民に最も身近な基礎自治体である市町村に対する支援事業の比重を高め、市町村における安全・安心なまちづくりに対する気運を高めていく必要がある。 ・復興事業に伴う交通量の増加等による交通事故の多発及び復興に伴った犯罪の増加が懸念される。 | ・ストーカー・DV事案は、様々な事案が複合的に絡み合うことから、警察、行政、教育機関などが連携しながら、被害者情報の共有を図り、より組織的な対応を図っていく。 ・安全・安心まちづくり推進事業において、県民運動を推進していくための県民大会、フォーラム、その他啓発事業を実施し、安全・安心なまちづくりに対する理解を広めていく。 ・市町村に対して、安全・安心まちづくり活動を支援するため、講師の派遣を行い、市町村において安全・安心なまちづくりのリーダーとなって活動していく人材の育成を進めていく。また、防犯活動を行っている団体に防犯用品の貸与等を行い、安全・安心まちづくり活動の支援を図っていく。 ・自治体や関係機関と連携しながら、更に効果的な交通安全教育を推進し、交通事故の減少を図るほか、復興に伴う治安情勢の変化を踏まえた対策を推進していく。 |

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット利用者の増加に伴い、インターネット空間における各種犯罪に巻き込まれる県民が増加している。 ・高齢者の消費者被害防止のため、地域での見守り体制の強化と被害の未然防止を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット利用時の注意事項等に関する講演を開催するなどの広報啓発活動を推進していく。 ・高齢者の消費者被害を防ぐため、高齢者や高齢者を見守る福祉関係者等を対象とした出前講座を実施していく。また、地域包括支援センターに対してメルマガの配信など情報提供を行い被害の未然防止を図っていく。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 判定 | |
|-------------------|----|--|
| | 適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

施策番号26 外国人も活躍できる地域づくり

| | |
|---|--|
| 施策の方向 （「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針） | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 多文化共生の基本理念の啓発等を通じ、市町村や関係団体、県民の適切な役割分担と協働を推進し、外国人県民等とともに取り組む地域づくりを促進する。 ◇ 多言語化支援や家族サポート等を通じ、外国人県民等の生活の安全・安心の確保や家庭生活の質の向上等を図り、外国人県民等の自立と社会活動参加を促進する。 ◇ 友好地域をはじめとした海外との交流を深めるとともに、県民・民間団体が主体的に国際交流活動や国際協力活動を行うことができる環境づくりを促進・支援する。 ◇ 県内大学等への留学生をはじめとする高度な専門知識や技術力を持つ外国人の卒業後における県内企業や研究機関への就業を促進する。 |
|---|--|

| | | | | | | |
|--------------|--|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------|----------------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 多言語による生活情報の提供実施市町村数(市町村) | 5市町村 (平成20年度) | 8市町村 (平成24年度) | 9市町村 (平成24年度) | A 133.3% | 10市町村 (平成25年度) |
| 2 | 外国人相談対応の体制を整備している市町村数(市町村) | 4市町村 (平成20年度) | 6市町村 (平成24年度) | 5市町村 (平成24年度) | C 50.0% | 8市町村 (平成25年度) |
| 3 | 日本語講座開設数(箇所) | 25箇所 (平成20年度) | 27箇所 (平成24年度) | 28箇所 (平成24年度) | A 150.0% | 30箇所 (平成25年度) |
| 4 | 留学生の県内企業への就職者数(人) | 85人 (平成20年) | 134人 (平成24年) | 46人 (平成24年) | C 34.3% | 150人 (平成25年) |

■ 施策評価 (原案) 概ね順調

| 評価の理由 | |
|---------------|---|
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・4つの目標指標のうち、「多言語による生活情報の提供実施市町村数」及び「日本語講座開設数」については、実績値が目標値に達しており、達成度「A」に区分される。 ・「外国人相談対応の体制を整備している市町村数」は、5市町村と前年度と同数となり、達成度「C」となった。 ・「留学生の県内企業への就職者数」は前年度から8人減で達成度「C」であった。県内の留学生数は、東日本大震災後、約26%減少(H24年12月/H22年12月)しており、留学生の減少に伴い、就職者数も減少したと考えられる。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年の県民意識調査では、この施策を「あまり知らない」「知らない」を合わせた「低認知群」が83.7%となっている。平成25年の同調査では、この施策に関連する「だれもが住みよい地域社会の構築」について「低認知群」は51.3%となっており、前年(52.6%)から上昇していない。 ・今後も、この施策について周知を図っていく必要がある。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災後、県内の在留外国人数は減少し、震災前のH22年12月末は16,101人だったが、H23年12月には13,973人と約13%の減少となった。その後、H25年12月では15,247人と増加に転じているが、震災前に比べると約5%減少となっている。 ・特に、留学生は震災前に比べ大きく減少し、15%減(H25年12月/H22年12月)となっている。一方、技能実習生は、一時は半数以下になったが、その後回復し、震災前H22年12月の865人に対し、H24年12月で749人となっている。 |
| 事業成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の成果では、多文化共生シンポジウムなどの啓発事業を実施したほか、外国人相談センターの設置運営により5か国語で外国人とその家族のサポートを行い、255件の相談を受けた。 ・また、日本語の理解が十分でない外国人県民等が安心して暮らすことができるよう、災害・急病・怪我等、緊急時に日本人に支援を求める際の会話などを記載した外国人向け緊急用携帯マニュアル(ヘルプカード)を作成した。 ・さらに、今後5年間の本県の多文化共生施策の基本的な方針を示す「第2期宮城県多文化共生社会推進計画」を策定した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・この施策への認知度が低いことや平成24年度に実施した外国人県民アンケート調査の結果では、約6割が外国人であることで嫌な経験をしたことがあると回答しており、施策の周知及び日本人県民への啓発が必要となっている。</p> <p>・外国人県民の就労や地域での活躍の場を広げるためには、日本語の習得が欠かせないが、日本語講座開設数が伸び悩んでおり、市町村等に対する日本語講座開設への働きかけが必要である。</p> | <p>・多文化共生の啓発について、市町村や地域国際化協会と連携し、シンポジウム等において県民への周知を図る。</p> <p>・特に、民生委員や町内会長などコミュニティのリーダーが参集する機会を活用して多文化共生の理念を周知する。</p> <p>・日本語講座の開設や充実に向けて、平成26年度から市町村総合補助金に新たに多文化共生推進事業を加え、日本語講座設置運営等を補助対象とした。今後、補助事業の活用について周知を図っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|---------------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | みやぎ外国人相談センターによる様々な取組についても、課題と対応方針に分かりやすく記載する必要があると考える。 |

政策推進の基本方向3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり

政策番号11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立

地球温暖化や資源・エネルギーの枯渇、希少生物の絶滅進行や生態系の破壊など、環境悪化が地球規模での深刻な問題となっている。健全で豊かな環境は、生活を支える基盤であり、生存の基盤でもあることから、県民やNPO、企業、市町村等と連携を図りながら、経済や社会の発展と両立する環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築しなければならない。

また、こうした社会への転換に向け、県民や事業者が、将来世代の持続性を考えて環境に配慮した行動・活動を促す意識啓発等に取り組む。

さらに、環境に配慮した製品や事業者が、消費者に選ばれる市場を形成するため、県として率先してグリーン購入などに取り組むほか、環境技術の高度化に向けた支援を行う。

加えて、環境保全への配慮とエネルギーの安定供給との調和を図るとともに、温室効果ガス排出の抑制に向け、省エネルギーや自然エネルギー等の導入促進や、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進する。

一方、廃棄物対策は身近で重要な課題であり、3R(発生抑制、再使用、再生利用)を推進するほか、不法投棄の防止など廃棄物の適正処理を一層推進するため、排出事業者及び廃棄物処理業者等への啓発活動や監視指導を強化する。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|--------------------------------|---------------------------|--|-------------------------------------|----|------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 27 | 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献 | 3,631,958 | 県内における自然エネルギー等の導入量(原油換算)(千kl) | 607.0千kl (平成25年度) | C | 概ね順調 |
| | | | みやぎ環境税を活用した県及び市町村事業による二酸化炭素削減量(t-CO ₂) | 49,821t-CO ₂ (平成24年度) | C | |
| | | | 太陽光発電システムの導入出力数(kW) | 226,446kW (平成25年度) | A | |
| | | | クリーンエネルギー自動車の導入台数(台) | 76,261台 (平成25年度) | A | |
| | | | 間伐による二酸化炭素吸収量(民有林)(千トン) | 179千トン (平成24年度) | B | |
| 28 | 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進 | 197,466,051 | 県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量(g/人・日) | 1,027g/人・日 (平成24年度) | C | 概ね順調 |
| | | | 一般廃棄物リサイクル率(%) | 24.7% (平成24年度) | B | |
| | | | 産業廃棄物排出量(千トン) | 10,343千トン (平成24年度) | A | |
| | | | 産業廃棄物リサイクル率(%) | 41.6% (平成24年度) | A | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
 ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| | |
|------------------|------|
| 政策評価 (原案) | 概ね順調 |
|------------------|------|

評価の理由・各施策の成果の状況

- ・経済・社会の持続的発展と環境保全の両立のために、2つの施策を実施した。
- ・施策27では「環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献」のため実施した事業の全てにおいて成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。東日本大震災の影響で一部の指標では目標を達成できなかったものの、太陽光発電システムの導入やクリーンエネルギー自動車の導入などでは目標を大きく上回る結果となった。
- ・なお、目標指標等については、「自然エネルギー等の導入・省エネルギー等の促進に関する基本計画」を根拠としているが、平成26年3月に新たな計画を策定し、今回の震災及び原発事故を踏まえた国の見直し作業も見すえながら、目標数値等について見直しを行った。
- ・施策28では、一般廃棄物に係る指標は、震災の影響により目標を達成していないものの前年度に比べて指標値が改善しているほか、産業廃棄物に係る指標については目標を達成している。
- ・以上のことから本政策の進捗状況は、概ね順調に推移していると判断される。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・施策27では、自然エネルギー等の導入量の推移について、東日本大震災の影響もあり、低調となっている。</p> <p>・現在、住宅用発電やメガソーラーなどでの太陽光発電の導入は進んでいるものの、目標に対して再生可能エネルギーの導入は低調となっており、地域の事情や特色を活かした再生可能エネルギーの導入の促進が必要である。</p> <p>・施策28については、震災の影響により一般廃棄物の発生量が増加しているほか、県民意識調査の結果、廃棄物の3Rに対する一部の取組に対し、県民意識の低下が認められることから、意識啓発や市町村の各種取組の支援を継続する必要がある。</p> | <p>・施策27については、自然エネルギーの導入促進と地球温暖化対策とは密接不可分の関係にあり、国においては、今回の震災及び原発事故を踏まえ、ゼロベースで「エネルギー基本計画」が見直され、これに伴う地球温暖化対策等が検討されている状況であり、本県においても、H26.3月に新たな地球温暖化対策実行計画及び自然エネ・省エネ基本計画を策定した。</p> <p>・H26年度は新たな「地球温暖化対策実行計画」や「自然エネ・省エネ基本計画」に掲げる温室効果ガス削減目標や導入量目標達成に向け、各種施策を展開していく。</p> <p>・住宅用太陽光発電の補助事業を継続して実施するとともに、様々な地域資源を活用した自立分散型電源の確保を目指し、様々な主体（組織）における地域での導入促進に対する支援を行う。</p> <p>・平成27年度以降の導入継続も見据え、現在の先進的取組を県内各地に普及啓発していくほか、取組事例を網羅したパンフレット（（仮称）復興エネルギーパーク）を発行するなど、県外に対してもPRしていく。</p> <p>・市町村との連携強化及び情報共有のため、会議を開催するとともに研修会等を行う。</p> <p>・施策28については、「3R推進ラジオCM」や「3R普及啓発用DVD」の作成・配布などの普及啓発や市町村の3R施策の充実を目的とした「市町村3R連携事業」などを活用し、一般廃棄物の課題解決に向けた事業を進める市町村を支援していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|---------------|-------------------|----|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | <p>評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>設定されている目標指標は、累積して把握するものと単年度ごとに把握するものが混在しており、ストック指標とフロー指標の使い分けに関して、概念を整理する必要がある。また、目標指標の達成に資すると考えられる事業でありながら、施策を構成する事業として掲載されていないものもあるので、その効果を目指して検討する必要があると考える。</p> <p>また、設定されている目標指標は、実績値の把握に時間を要することもあり、評価対象年度の施策の成果を反映したものとなっていない。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。</p> |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>課題と対応方針について、太陽光発電や二酸化炭素削減を主眼としたものが多くを占めているが、その他の環境問題やエネルギー政策全般について、「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」の内容も踏まえつつ、将来を見据えた県民の合意形成を図ることが必要であると考え。</p> |

施策番号27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献

| | |
|---|---|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | ◇ グリーン購入やエコドライブなど、すべての主体による環境配慮行動の日常化に向けた取組を推進する。 ◇ 地域特性を生かした自然エネルギー等の導入促進や、県民や事業者が一体となった省エネルギー活動など、宮城から興す地球温暖化対策を推進する。 ◇ 県事務事業におけるグリーン購入など、県の環境配慮型率先行動を実施するとともに、市町村における環境に関する計画の策定支援などを通じ、行政による積極的な環境保全活動を推進する。 ◇ 農林水産業の多面的機能に注目した取組を支援するとともに、環境に優しい農林業の普及に取り組む。 ◇ クリーンエネルギー関連産業の誘致及び振興を図るとともに、クリーンエネルギー社会の実現に資する先導的なプロジェクトに取り組む。 ◇ 二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化対策を推進するため、森林整備や木材の利用拡大などに取り組むとともに、県民が実施する森林づくり活動に対する支援など、社会全体で支える森林づくりを推進する。 |
|---|---|

| | | | | | | |
|--------------|--|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------|--------------------------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 県内における自然エネルギー等の導入量(原油換算)(千kl) | 630.1千kl (平成20年度) | 786.2千kl (平成25年度) | 607.0千kl (平成25年度) | C 77.2% | 786.2千kl (平成25年度) |
| 2 | みやぎ環境税を活用した県及び市町村事業による二酸化炭素削減量(t-CO ₂) | 0t-CO ₂ (平成23年度) | 78,655t-CO ₂ (平成24年度) | 49,821t-CO ₂ (平成24年度) | C 63.3% | 135,939t-CO ₂ (平成25年度) |
| 3 | 太陽光発電システムの導入出力数(kW) | 26,954kw (平成20年度) | 104,525kw (平成25年度) | 226,446kw (平成25年度) | A 216.6% | 104,525kw (平成25年度) |
| 4 | クリーンエネルギー自動車の導入台数(台) | 10,832台 (平成20年度) | 50,000台 (平成25年度) | 76,261台 (平成25年度) | A 152.5% | 50,000台 (平成25年度) |
| 5 | 間伐による二酸化炭素吸収量(民有林)(千トン) | 47千トン (平成21年度) | 201千トン (平成24年度) | 179千トン (平成24年度) | B 85.7% | 253千トン (平成25年度) |

| | |
|--------------------|--|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・一つ目の指標「県内における自然エネルギー等の導入量」は、太陽光発電は導入加速化が図られているものの、震災の影響が今なお残っているため、達成率が77.2%となっており、達成度「C」に区分される。 ・二つめの指標「みやぎ環境税を活用した県及び市町村事業による二酸化炭素削減量」は、東日本大震災の影響もあって、達成率が63.3%、達成度「C」に区分されるが、前年度から大幅に改善している。 ・三つめの指標「太陽光発電システムの導入出力数」は、達成率が216.6%であり、達成度「A」に区分される。 ・四つめの指標「クリーンエネルギー自動車の導入台数」は、台数が前年度から約37%増加し、達成率が152.5%であり、達成度「A」に区分される。 ・五つめの指標「間伐による二酸化炭素吸収量(民有林)」は、達成率が85.7%であり、達成度「B」に区分される。 |
| 県民意識 | ・類似する取組である震災復興の政策1施策3「持続可能な社会と環境保全の実現」の調査結果を参照すると、高重視群は71.1%と高いが、満足群は40.8%と低くなっており、具体的な事業の周知方法、また、より県民視点に立った事業内容の検討が必要である。 |
| 社会経済情勢 | ・東日本大震災及び福島原発事故に伴い、国においてはゼロベースで、エネルギー基本計画の見直しが行なわれた。 ・本県においても、震災後の状況を踏まえ、H26.3月に「自然エネ・省エネ計画」を全面的に見直し、新たな自然エネルギー等の導入量目標の達成に向け、施策を展開していくこととしている。 |
| 事業の成果等 | ・H23.4月から導入した「みやぎ環境税」を活用しながら、地球温暖化対策や自然エネルギー等の導入促進に取り組んだ結果、一部震災の影響はあるものの、概ね順調な成果を出すことができた。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・自然エネルギー等の導入量の推移については、東日本大震災の影響もあり、低調となっている。</p> <p>・現在、住宅用発電やメガソーラーなどでの太陽光発電の導入は進んでいるものの、目標に対して再生可能エネルギーの導入は低調となっており、地域の事情や特色を活かした再生可能エネルギーの導入の促進が必要である。</p> | <p>・自然エネルギーの導入促進と地球温暖化対策とは密接不可分の関係にあり、国においては、今回の震災及び原発事故を踏まえ、ゼロベースで「エネルギー基本計画」が見直され、これに伴う地球温暖化対策等が検討されている状況であり、本県においても、H26.3月に新たな地球温暖化対策実行計画及び自然エネ・省エネ基本計画を策定した。</p> <p>・H26年度は新たな「地球温暖化対策実行計画」や「自然エネ・省エネ基本計画」に掲げる温室効果ガス削減目標や導入量目標達成に向け、各種施策を展開していく。</p> <p>・住宅用太陽光発電の補助事業を継続して実施するとともに、様々な地域資源を活用した自立分散型電源の確保を目指し、様々な主体(組織)における地域での導入促進に対する支援を行う。</p> <p>・平成27年度以降の導入継続も見据え、現在の先進的取組を県内各地に普及啓発していくほか、取組事例を網羅したパンフレット((仮称)復興エネルギーパーク)を発行するなど、県外に対してもPRしていく。</p> <p>・市町村との連携強化及び情報共有のため、会議を開催するとともに研修会等を行う。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 判定 | 概ね適切 |
|-------------------|-------|---|
| | 施策の成果 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>環境保全の分野など、数値による目標指標の設定や事業と指標との直接的な関連についての説明が容易ではないものについても、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。</p> |

施策番号28 廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進

| | |
|---|--|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 様々な場面における3R活動を推進するための県民・事業者・市町村等に対する啓発活動を充実する。 ◇ 日常生活や事業活動における廃棄物の発生抑制、再資源化等を促進する。 ◇ 製品の製造、流通から廃棄までの各段階やサービスの提供に伴う環境負荷低減を促進する。 ◇ リサイクル施設の整備など3Rを支える社会的基盤を充実するとともに、リサイクル関連新技術の開発・普及を促進する。 ◇ 廃棄物の適正処理の推進のための排出事業者等の意識醸成や県民の理解協力の促進と不法投棄等不適正処理の根絶に向けた監視指導を強化する。 ◇ 産業廃棄物処理に関する情報公開の促進などによる透明性の確保に努める。 |
|---|--|

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|---|-----------------------|------------------------|---------------------|-----------------------|-----|---------------------|---|---------------------------------------|------------------------|----------------------|------------------------|---|----------------------|---|----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---|-------------------|---|---------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---|-----------------------|---|----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---|-------------------|
| | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">初期値 (指標測定年度)</th> <th style="width: 15%;">目標値 (指標測定年度)</th> <th style="width: 15%;">実績値 (指標測定年度)</th> <th style="width: 10%;">達成度</th> <th style="width: 30%;">計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量(g/人・日) (平成19年度)</td> <td>1,066g/人・日 (平成19年度)</td> <td>967g/人・日 (平成24年度)</td> <td>1,027g/人・日 (平成24年度)</td> <td>C</td> <td>955g/人・日 (平成25年度)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>一般廃棄物リサイクル率(%) (平成19年度)</td> <td>24.0% (平成19年度)</td> <td>28.4% (平成24年度)</td> <td>24.7% (平成24年度)</td> <td>B</td> <td>28.9% (平成25年度)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>産業廃棄物排出量(千トン) (平成19年度)</td> <td>11,172千トン (平成19年度)</td> <td>11,369千トン (平成24年度)</td> <td>10,343千トン (平成24年度)</td> <td>A</td> <td>11,396千トン (平成25年度)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>産業廃棄物リサイクル率(%) (平成19年度)</td> <td>29.9% (平成19年度)</td> <td>30.3% (平成24年度)</td> <td>41.6% (平成24年度)</td> <td>A</td> <td>30.5% (平成25年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | 1 | 県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量(g/人・日) (平成19年度) | 1,066g/人・日 (平成19年度) | 967g/人・日 (平成24年度) | 1,027g/人・日 (平成24年度) | C | 955g/人・日 (平成25年度) | 2 | 一般廃棄物リサイクル率(%) (平成19年度) | 24.0% (平成19年度) | 28.4% (平成24年度) | 24.7% (平成24年度) | B | 28.9% (平成25年度) | 3 | 産業廃棄物排出量(千トン) (平成19年度) | 11,172千トン (平成19年度) | 11,369千トン (平成24年度) | 10,343千トン (平成24年度) | A | 11,396千トン (平成25年度) | 4 | 産業廃棄物リサイクル率(%) (平成19年度) | 29.9% (平成19年度) | 30.3% (平成24年度) | 41.6% (平成24年度) | A | 30.5% (平成25年度) |
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量(g/人・日) (平成19年度) | 1,066g/人・日 (平成19年度) | 967g/人・日 (平成24年度) | 1,027g/人・日 (平成24年度) | C | 955g/人・日 (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 一般廃棄物リサイクル率(%) (平成19年度) | 24.0% (平成19年度) | 28.4% (平成24年度) | 24.7% (平成24年度) | B | 28.9% (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 産業廃棄物排出量(千トン) (平成19年度) | 11,172千トン (平成19年度) | 11,369千トン (平成24年度) | 10,343千トン (平成24年度) | A | 11,396千トン (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 産業廃棄物リサイクル率(%) (平成19年度) | 29.9% (平成19年度) | 30.3% (平成24年度) | 41.6% (平成24年度) | A | 30.5% (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------------|--|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・平成24年度の実績値は、4つの目標指標のうち一般廃棄物に係る指標(県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量(g/人・日)及び一般廃棄物リサイクル率(%))は、震災の影響により目標値を達成していないが、産業廃棄物に係る指標については、計画期間の目標値を満足している。 |
| 県民意識 | ・平成23年調査においては「高重視群」の割合が82%、「満足群」の割合が53%であり、平成25年調査での類似する施策である震災復興計画の分野1、取組2、施策5の調査結果を参照しても「高重視群」の割合は82%で変わらず、「満足群」の割合は61%と上昇している。 また、平成25年のテーマ別項目の調査分析結果においては、「買い物の時に不要なレジ袋を断っている」と回答した県民の割合が75%となっており、平成23年の前回調査よりも5%増加しており、3Rの具体的な行動の一部がある程度県民の間に浸透しつつあるものと思われる。一方で、「生ゴミをたい肥化している」と回答した県民の割合が、24%となっており平成23年の前回調査よりも約8%減少していることから、廃棄物の3Rに対する県民意識は、依然として高いものの、その行動は限定的なものに留まっているものと思われる。 |
| 社会経済情勢 | ・平成23年度の震災により、県民の生活環境や産業構造に大きな変化が生じているほか、国の経済政策や震災復興需要などによる産業活動の活発化や県民の消費意欲の向上が見込まれ、廃棄物の種類や排出量が大きく変動することが予想される。 |
| 事業の成果等 | ・平成24年度の一般廃棄物に係る指標は、震災の影響により目標を達成していないものの前年度に比べて指標値が改善しているほか、産業廃棄物に係る指標については目標を達成している。 ・資源循環コーディネーター派遣事業において、623社を訪問し、補助事業の紹介・申請支援を実施したほか、発生する産業廃棄物の利活用について企業間マッチングを実施するなど産業廃棄物の発生抑制・再資源化を促進した。その他、平成25年度に実施した全ての事業の分析結果において一定の成果があったと判断されており、施策の目的である「廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進」は概ね順調に推移していると考えられる。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・国の経済政策や震災復興需要などによる産業活動の活発化による産業廃棄物の排出量の増加が見込まれることから廃棄物処理施設を適正に整備するほか、廃棄物処理過程の透明性向上に向けたシステムを検討するなど、産業廃棄物の適正処理の推進に積極的に取り組む必要がある。</p> <p>・震災の影響により一般廃棄物の発生量が増加しているほか、県民意識調査の結果、廃棄物の3Rに対する一部の取組に対し、県民意識の低下が認められることから、意識啓発や市町村の各種取組の支援を継続する必要がある。</p> | <p>・「みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業」など産業廃棄物の発生抑制及び再資源化等推進に関する事業等の活用を促進するため、環境関連企業に対してさらなる啓発・支援を行うほか、「産業廃棄物処理システム健全化促進事業」などにより、廃棄物処理業者等へ廃棄物適正処理に向けた普及啓発を行うことに加え産業廃棄物の処理実績の公開を通じて、産業廃棄物処理の透明化を図る。</p> <p>・「3R推進ラジオCM」や「3R普及啓発用DVD」の作成・配布などの普及啓発や市町村の3R施策の充実を目的とした「市町村3R連携事業」などを活用し、一般廃棄物の課題解決に向けた事業を進める市町村を支援していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | | 判定 | <p>評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> |
|--------|--------------------------|--------------------------|---|
| | | <p>施策の成果</p> <p>概ね適切</p> | |
| | <p>施策を推進する上での課題と対応方針</p> | | <p>廃棄物のリサイクル率を高めることがトータルコストで考えた場合、必ずしも効率的ではない場合もあることを踏まえた、総合的な政策立案が必要であると考ええる。</p> <p>また、目標指標の実績値について速報値等の把握に努め、現状分析に基づく課題や改善が必要な事項を掲げて今後の対応方針を示すなど、分かりやすく示す必要があると考ええる。</p> |

政策番号12 豊かな自然環境, 生活環境の保全

陸中海岸国立公園や栗駒, 南三陸・金華山, 蔵王の各国立公園及びラムサール条約の登録湿地に指定されている伊豆沼・内沼や蕪栗沼とその周辺水田など, 県内の豊かで多様な自然環境と生態系を守り, 次世代に引き継いでいくことは極めて重要であり, 積極的にその保全に取り組むとともに, 社会資本の整備手法についてもより一層環境と調和したものにする。
また, 安全できれいな空気や水, 土壌など, 県民の健康的な暮らしを支える良好な生活環境を守り, 改善していく。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成度 | 施策評価 |
|------|------------------|---------------------------|--|----------------------------------|-----|---------|
| | | | | (指標測定年度) | | |
| 29 | 豊かな自然環境, 生活環境の保全 | 3,265,729 | 豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合(%) | 26.0610% (平成25年度) | A | やや遅れている |
| | | | 地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数(人)[H19からの累計] | 28,111人 (平成25年度) | A | |
| | | | 松くい虫被害による枯損木量(m ³) | 17,335m ³ (平成25年度) | C | |
| | | | 閉鎖性水域の水質(COD)(伊豆沼)(mg/l) | 11.0mg/l (平成25年度) | C | |
| | | | 閉鎖性水域の水質(COD)(松島湾)(mg/l) | 2.7mg/l (平成25年度) | C | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず, 達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず, 達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で, 判定できない」
■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| | |
|-------------|---------|
| ■ 政策評価 (原案) | やや遅れている |
|-------------|---------|

評価の理由・各施策の成果の状況

- ・豊かな自然環境及び生活環境の保全に向けて, 1つの施策(施策29)で取り組んだ。
- ・目標指標のうち, 「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土全体に占める割合」及び「地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数」については, いずれも目標値を達成している。特に, 前者の指標については, 平成20年度からの学術調査や土地所有者との調整を踏まえ, 商人沼県自然環境保全地域の新規指定を行い指定面積の拡大に取り組んだほか, 年間300件を超える自然公園等内における行為の許可申請等に対し, 関係法令に基づき適正に事務処理することにより, 自然環境の保全を図っているところである。
- ・「松くい虫被害による枯損木量」については, 3年ぶりの薬剤空中散布のほか, 地上散布, 樹幹注入や伐倒駆除を実施したものの, 震災等の影響によりヘリコプターの調達ができず空中散布を2年中止していたことや, 夏期における高温少雨の気候が続いたことから被害が増加し, 目標値に達しなかった。
- ・「閉鎖性水域水質」については, 松島湾でCODの改善が見られたものの, 伊豆沼では大雨に伴うハスの腐敗による沼内負荷が増えたことなどにより, CODの悪化が見られ, 目標値の達成はできなかった。
- ・平成25年県民意識調査結果によると, 震災復興計画の分野1のうち, 特に優先すべきと思う施策について調査したところ, 「自然環境・生活環境の保全」と回答した県民が県全体で3位, 特に65歳以上では2位となっており, 今後高齢化が一層加速する中であって, 県民の関心の高さが窺われる。
- ・施策29を構成する事業の成果としては, 「成果があった」又は「ある程度成果があった」のいずれかであり, 施策の目的の実現に一定程度貢献しているものと判断できる。
- ・以上のことから, 指標及び施策を構成する各事業の進捗状況などを総合的に評価し, 本政策の進捗状況は「やや遅れている」と判断する。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・施策29で実施している自然環境の保全再生の推進や健全な水循環の推進等の事業については、複雑多様な連鎖や因果関係により成立し、いまだ未知の部分も多い広大な自然を対象にしている事業である。このため、事業の実施に当たっては、事業効果や自然環境への影響等について、学術調査等の科学的知見などを踏まえ十分検討するとともに、事業実施後もモニタリング調査等を継続していくことが求められる。</p> <p>・県沿岸部は東日本大震災における津波により被災、地形等自然環境が大きく変容したことから、仙台湾海浜県自然環境保全地域において行っている専門家による植生等のモニタリングの結果等を踏まえ、自然環境の変化を把握した上で、国、県による復旧工事、高台移転等市町の復興整備計画に基づく事業の実施に当たっては、復興関連施策と環境保全施策との調整が求められる。</p> <p>・生物多様性地域戦略の策定については、平成18年度に改定した宮城県自然環境保全基本方針の内容を基に、東日本大震災で被災した自然環境の変化や、震災後に作成したレッドリストの内容等を反映させるとともに、策定プロセスへの有識者や県民参加の確保を図る必要があるほか、生物多様性の総合的推進のための体制整備を図る必要がある。</p> | <p>・自然環境の保全再生の推進や健全な水循環の推進等の事業については、事業の実施後においても、事業効果の科学的な検証と評価を綿密に実施していくとともに、今後新たに計画する事業については、モニタリングで得られたデータを詳細に分析し、それを計画内容に的確に反映しながら、自然環境保全に向けた県民の意識醸成のための参加型ソフト事業を行うなど、効果的な事業の実施に取り組むこととする。</p> <p>・国、県による復旧工事、市町の復興計画に基づく事業については、引き続きモニタリング結果等を参考に、施工方法の提案や高台移転等の復興事業のための許可基準の特例制定を行うなど復興関連施策と環境保全施策との調整を図り、自然環境への影響を最小限に留める。</p> <p>・生物多様性地域戦略については、新たなレッドリストの内容や自然環境のモニタリング結果を踏まえつつ、自然共生社会の在り方に係る有識者の意見等を取り入れるとともに、タウンミーティングの開催により多くの県民の参画を促しながら策定する。また、地域戦略の総合的推進のため、ハード整備、産業・観光、教育等の分野との連携を図るための体制構築に努める。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|---------------|-------------------|------|---|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | | 概ね適切 | 設定されている目標指標だけでは、政策の成果を把握するデータとしては不十分である。また、施策を構成する事業と目標指標との関連も希薄である。あわせて、事業構成はその多くが自然環境の保全に係るものとなっており、生活環境の保全に資する取組が十分とは言えないことから、事業構成を施策目的に照らして検討する必要があると考える。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | |

| | |
|---|---|
| 施策番号29 | 豊かな自然環境, 生活環境の保全 |
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | ◇ 特別名勝松島や国定公園に指定されている金華山島や栗駒山、ラムサール条約湿地である伊豆沼など、宮城を彩る豊かな自然環境の保全・再生を推進する。 ◇ 地域と共生する野生生物の保護管理の推進に向け、特定鳥獣の保護管理や希少動植物の保護・保全などに取り組む。 ◇ 豊かな自然環境を守りながら自然の恵みによるやすらぎや潤いに浸ることができる取組を推進する。 ◇ 身近なみどり空間である里地里山の保全や、自然環境保全意識の醸成に向けた人材育成などに取り組む。 ◇ 流域ごとにその特性を踏まえた水循環計画を策定し、健全な水循環の保全に向けた取組を推進する。 |

| | | | | | |
|--------------|--|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | |
| | ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | |
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合(%) (平成20年度) | 25.9571% (平成20年度) | 26.0607% (平成25年度) | 26.0610% (平成25年度) | A 100.0% (平成25年度) |
| 2 | 地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数(人) [H19からの累計] | 10,000人 (平成20年度) | 27,000人 (平成25年度) | 28,111人 (平成25年度) | A 106.5% (平成25年度) |
| 3 | 松くい虫被害による枯損木量(m ³) | 14,420m ³ (平成20年度) | 14,000m ³ (平成25年度) | 17,335m ³ (平成25年度) | C -694.0% (平成25年度) |
| 4-1 | 閉鎖性水域の水質(COD)(伊豆沼)(mg/l) | 9.8mg/l (平成20年度) | 9.0mg/l (平成25年度) | 11.0mg/l (平成25年度) | C -150.0% (平成25年度) |
| 4-2 | 閉鎖性水域の水質(COD)(松島湾)(mg/l) | 2.7mg/l (平成20年度) | 2.5mg/l (平成25年度) | 2.7mg/l (平成25年度) | C 0.0% (平成25年度) |

| | |
|--------------------|---------|
| ■ 施策評価 (原案) | やや遅れている |
|--------------------|---------|

| | |
|---------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」及び「地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数」については、いずれも目標値を達成している。 ・「松くい虫被害による枯損木量」については、3年ぶりの薬剤空中散布のほか、地上散布、樹幹注入や伐倒駆除を実施したものの、震災等の影響によりヘリコプターの調達ができず、空中散布を2年中止していたことや夏期における高温少雨の気候が続いたことから被害が増加し、目標値に達しなかった。 ・「閉鎖性水域の水質」については、松島湾でCODの改善が見られたものの、伊豆沼では大雨に伴うハスの腐敗による沼内負荷が増えたことなどによりCODの悪化が見られ、目標値の達成はできなかった。 |
| 県民意識 | ・平成25年県民意識調査結果によると、震災復興計画の分野1のうち、特に優先すべきと思う施策について調査したところ、「自然環境・生活環境の保全」と回答した県民が県全体で3位、特に65歳以上では2位となっており、今後高齢化が一層加速する中であって、県民の関心の高さが窺われる。 |
| 社会経済情勢 | ・平成22年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2010を契機に、生物多様性の認知度や関心の高まりが期待されるほか、震災復興関連施策が自然環境に与える負荷についての関心が高まっている。 ・水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の防止等、森林が有する多面的な機能の向上が期待されており、健全な森林を育成する事業への社会的関心や期待が高まっている。 |
| 事業の成果等 | ・事業の成果としては、「成果があった」又は「ある程度成果があった」のいずれかであり、施策の目的の実現に貢献しているものと判断できる。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・自然環境保全の推進については、自然環境が複雑多様な連鎖や因果関係で成立していることから、科学的知見に基づく事業と成果の検討を十分に行った上で、事業実施後は継続的にモニタリング調査を実施し、その結果を科学的に評価し、着実に事業内容にフィードバックしていく必要がある。</p> <p>・野生生物の保護管理の推進については、生息域が拡大しているイノシシ及びニホンジカの捕獲の担い手である狩猟者の減少傾向が続いていることから、狩猟者の確保、後継者育成が急務である。また、ツキノワグマは、生息数が全国的に減少傾向にあるため、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の安定的な維持を図りつつ、農業被害や人的被害を軽減していく必要がある。</p> <p>・自然環境の保全及び活用に関する活動の推進については、農業・農村を活用した環境教育において、推進主体と行政との間に活動趣旨の理解の差異が見られる場合があり、また、活動に当たって、行政への依存度が高い地域がある。</p> <p>・みどり空間の保全については、森林育成事業等において間伐面積を確保するため、より計画的な事業推進が必要である。</p> <p>・松くい虫被害対策においては、震災等の影響によりヘリコプターの調達ができず、空中散布を2年中止していたことや夏期における高温少雨の気候が続く、被害の原因である線虫を運ぶマツノマダラカミキリの活動が活発だったと思われること等から被害が増加した。短期的に被害の終息を図ることは困難だが、中長期的に被害の減少を目指し、継続的に被害防止対策に取り組み、景勝地の景観を維持する必要がある。</p> <p>・みどり空間の創出については、県民や企業と協働した森づくりを県内に広めるため、みやぎの里山林協働再生支援事業について、市町村や森林組合等からの情報収集と所有者へのアプローチにより、活動フィールドとなる里山林を確保していくことや、関係機関の理解と協力が必要となっている。</p> <p>・伊豆沼の水質保全については、水の動きが悪い閉鎖性水域であることから、伊豆沼への流入負荷や沼自体の管理方法が課題である。また、松島湾は東日本大震災直後は水質が悪化したもののCODについて少しずつ改善しており、継続的な流入負荷対策が課題となる。</p> <p>・県沿岸部は東日本大震災における津波により被災し、地形等自然環境が大きく変容したことから、仙台湾海浜県自然環境保全地域において行っているモニタリング調査結果等から自然環境の変化を把握した上で、国、県による復旧工事、高台移転等市町の復興計画に基づく事業の実施に当たっては、復興関連施策と環境保全施策との調整が求められる。</p> <p>・生物多様性地域戦略の策定については、平成18年度に改定した宮城県自然環境保全基本方針の内容を基に、東日本大震災で被災した自然環境の変化や、震災後に作成したレッドリストの内容等を反映させるとともに、策定プロセスへの有識者や県民参加の確保を図る必要があるほか、生物多様性の総合的推進のための体制整備を図る必要がある。</p> | <p>・自然環境保全の推進については、引き続き自然再生事業を実施する。ただし、蒲生干潟については、東日本大震災の影響により自然環境が大きく変容したため自然再生施設整備事業は休止するが、モニタリング調査を継続するとともに、法定の有識者協議会における議論を踏まえ、多様な主体による取組を展開する。</p> <p>・野生生物の保護管理の推進については、イノシシ及びニホンジカの捕獲による個体数調整、被害防除対策及び生息環境整備を推進するとともに、捕獲・防除に関する研修会や後継者の育成を行い、生態系の維持を図る。また、ツキノワグマについては、特定鳥獣保護管理計画に基づき、学習放獣の実施などにより適正な保護管理事業を行う。</p> <p>・自然環境の保全及び活用に関する活動の推進については、地域が主体となって活動を展開している事例を研究しながら地域の合意形成を図るほか、将来的に地域のリーダーになり得る人材を育成するための研修を行い、効果的な事業推進を図る。</p> <p>・みどり空間の保全については、森林育成事業等の実施に向け、間伐が必要となっている森林の所有者に対し、関係機関と連携し理解促進に努める。</p> <p>・松くい虫被害対策については、被害原因である線虫を運ぶマツノマダラカミキリが羽化脱出する6月下旬までに適切な防除を確実に実施するとともに、継続的に現地調査を実施し、被害木の早期発見、早期駆除に努める。</p> <p>・みどり空間の創出については、市町村と連携し、県民や企業等と協働した森づくりの活動フィールドの確保と継続的な事業実施を図るほか、みやぎの里山林協働再生支援事業により、関係機関との連携強化を図り、企業等への広報宣伝を拡充する。</p> <p>・伊豆沼の水質保全については、沼内負荷で多くを占めると考えられるハスの管理等の検討を行う。また、松島湾については引き続き水質モニタリングを継続し、適切な工場事業場規制を行う。</p> <p>・国、県による復旧工事、市町の復興計画に基づく事業については、引き続きモニタリング結果等を参考に施工方法の提案や高台移転等の復興事業のための許可基準の特例制定を行うなど復興関連施策と環境保全施策との調整を図り、自然環境への影響を最小限に留める。</p> <p>・生物多様性地域戦略については、新たなレッドリストの内容や自然環境のモニタリング結果を踏まえつつ、自然共生社会の在り方に係る有識者の意見等を取り入れるとともに、タウンミーティングの開催により多くの県民の参画を促しながら策定する。また、地域戦略の総合的推進のため、ハード整備、産業・観光、教育等の分野との連携を図るための体制構築に努める。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|--------|-------------------|------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | | 概ね適切 | 設定されている目標指標だけでは、施策の成果を把握するデータとしては不十分である。また、施策を構成する事業と目標指標との関連も希薄である。あわせて、事業構成はその多くが自然環境の保全に係るものとなっており、生活環境の保全に資する取組が十分とは言えないことから、事業構成を施策目的に照らして検討する必要があると考える。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

政策番号13

住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

昭和40年代以降、大幅に投資拡大を図り整備してきた社会資本は、今後維持更新の時期を迎える。厳しい財政状況、人口減少が見込まれる中で、これまでの「新規の建設・整備を中心とした方向」から「維持管理を重視し、既存施設の保全と有効活用を図る方向」へと政策の重心を移し、長期的な視点に立った社会資本の整備を推進する。

また、道路や河川堤防など、地域に根ざした身近な社会資本の整備、維持管理にあたっては、住民と行政が連携し、地域と一体で取り組む体制づくりを推進する。

さらに、都市や農山漁村においては、住民と協働のもとで、地域の自然、歴史、文化等や人々の生活、経済活動、さらには農地や森林が持つ水土保全機能など、多様な要素を生かした景観の保全と整備を促進するとともに、美しい景観を生かした地域づくりを推進する。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|-----------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------|----|------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 30 | 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 | 579,878 | アドプトプログラム認定団体数(団体)[累計] | 458団体 (平成25年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 農村の地域資源の保全活動を行った面積 (ha) | 47,269ha (平成25年度) | A | |
| | | | 景観行政団体数(市町村) | 4団体 (平成25年度) | C | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」

C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)

目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| | |
|-------------|------|
| ■ 政策評価 (原案) | 概ね順調 |
|-------------|------|

評価の理由・各施策の成果の状況

- ・住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成に向けて、1つの施策に取り組んだ。
- ・施策については、アドプトプログラム認定団体数は26団体増えて458団体となり、また、農村の地域資源の保全活動を行った面積は新規地区が追加となり面積が増加した。
- ・農地・水保全管理事業等では、集落ぐるみで農村地域資源の保全管理を実施しており、農振農用地面積の約4割の4万7千haを対象に水路L=9km、農道L=5km、ため池N=1千か所を含む農地及び農業用施設が保全され、施策の目的である「住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成」に寄与している。
- ・さらに、実施した全ての事業で一定の成果が出ていることから、「概ね順調」と評価した。
- ・以上のとおり、当該政策は、「概ね順調」と評価する。

政策を推進する上での課題と対応方針 (原案)

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備への県民参画や理解向上のため、より一層の情報発信や住民対話を行っていく必要がある。また、効果的なストックマネジメントの実践に向けて、機能・費用のバランスの取れた維持管理・更新システムを構築する必要がある。 ・農村では、高齢化の進展や後継者不足等により、農業者のみによる生産資源や環境資源の維持、保全が困難になってきているため、これらの活動への非農家や民間企業等の参画促進が課題である。 ・被災市町が、それぞれ可能な範囲で景観への配慮にも取り組んでいけるよう支援していく必要がある。また、内陸部の市町村においては、積極的に景観形成に取り組もうとする気運が高いとは言えず、さらなる普及啓発が必要である。 ・環境、教育等、他の分野との連携も図りながら、当該政策を進める必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な媒体を活用して幅広い年齢層に普及啓発を図り、住民協働(コラボ)事業の促進やアドプトプログラムによる施設管理の参加拡大を促進する。また、ストックマネジメントをシステムチックに行うための業務プロセスの再構築と長期的視点に立った維持管理・更新計画を策定する。 ・地域ぐるみの多様な主体の参画により、農地・農業用水等の生産資源や豊かな自然環境の保全活動に取り組む活動組織及び東日本大震災等により被災を受けた農業施設の補修等に取り組む活動組織を支援し、農業・農村を持続させ地域活性化を図る。 ・景観形成に活用できる制度や手法、参考となる取組事例など、具体的に活用できる情報を積極的に提供していくことにより、市町村の景観形成への取組の活性化を図る。また、アドバイザーの派遣、ワークショップの開催等により、住民、企業、市町村等による景観を意識した取り組みを支援していく。 ・環境や教育等、他の分野との連携については、県の取り組みを広く紹介していくことで相乗的な効果や連携の深化が期待できることから、引き続き、住民参加型の社会資本整備や良好な景観の形成について、効果的な情報発信を行っていく。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|--------|-------------------|------|---|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | | 概ね適切 | 政策目的である「住民参画型の社会資本整備と良好な景観の形成」には、施策30に列挙された事業以外にも多くの可能性がある。施策の効果を評価するための目標指標と、それを達成するための事業構成について更なる工夫が必要であると考ええる。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | 農業関連の事業は予算面で本政策の大半を占めるが、これらの事業については農業を取り巻く社会経済情勢や今後の農業のあり方を踏まえた検討が必要であると考ええる。 |

施策番号30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

| | |
|---|--|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ みやぎ型ストックマネジメントなど長期的な視点に立った社会資本の新設・保全・更新システムを整備する。 ◇ 社会資本の計画段階や管理に関して住民意見を取り入れていく体制を整備する。 ◇ みやぎスマイルロードプログラムなど道路や河川清掃などへの住民や企業参画を促進する。 ◇ 農地や農業用水など農山漁村の豊かな地域資源を将来にわたり保全及び活用するため、地域ぐるみによる農業生産活動や農地保全活動を支援する。 ◇ 全県的な景観形成の方向性を提示した方針に基づき、市町村の景観形成を支援する。 ◇ 景観に配慮した公共施設整備を進めるとともに、制定された景観条例に基づく施策についても検討・実施していく。 ◇ 宮城の良好な景観の選定など景観づくりへの普及啓発に取り組む。 |
|---|--|

| | | | | | | |
|--------------|--|----------------------|----------------------|----------------------|-------------|----------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | アドプトプログラム認定団体数(団体)[累計] | 254団体 (平成20年度) | 460団体 (平成25年度) | 458団体 (平成25年度) | B 99.0% | 460団体 (平成25年度) |
| 2 | 農村の地域資源の保全活動を行った面積(ha) | 46,147ha (平成20年度) | 46,147ha (平成25年度) | 47,269ha (平成25年度) | A 102.4% | 46,147ha (平成25年度) |
| 3 | 景観行政団体数(市町村) | 2団体 (平成21年度) | 6団体 (平成25年度) | 4団体 (平成25年度) | C 50.0% | 6団体 (平成25年度) |

| | |
|--------------------|---|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「アドプトプログラム認定団体数」は、前年度から26団体増え、達成率が99.0%、達成度「B」に区分される。 ・二つ目の指標「農村の地域資源の保全活動を行った面積」は、農地・水保全管理支払において新規地区が追加となり面積が増加し、達成率は102.4%、達成度「A」に区分される。 ・三つ目の指標「景観行政団体数(市町村)」は、前年度と同様の4団体であり、達成率は50.0%、達成度「C」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年県民意識調査の分野5「公共土木施設」を参照すると、取組3「上下水道などのライフラインの復旧」を除く3つの取組において、不満群の割合が、宮城県震災復興計画の体系に基づく24の取組中、10位以内となっており、不満群の割合が高くなっている。 ・また、平成24年県民意識調査の宮城の将来ビジョンにおける3つの政策推進の基本方向に関する調査を参照すると、「住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成」は、「人と自然が調和した美しく安全な県づくりを進めるための7つの取組のうち、さらに力を入れる必要のある取組として選択された回答数が最も少なくなっており、当該施策は、県民にあまり理解されていないと考えられる。 ・平成23年県民意識調査の取組30「住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成」を参照すると、高認知群が24.6%と低くなっている。年齢別に見ると、65歳未満の高認知群は17.8%、65歳以上の高認知群は38.4%と年齢層による差が生じており、特に65歳未満の年齢層には、県が行っている取組の周知が十分に図られていないと考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・高度成長期に大量に整備されてきた社会資本は、老朽化が進み、今後、大規模な維持補修や更新費の投入が必要となる。 ・農村では、高齢化や耕作放棄地の発生が深刻化している。 ・沿岸部では、東日本大震災からの一刻も早い復興を目指し、膨大な量の公共事業が同時並行的に行われており、景観への配慮が必ずしも優先されない現状にある。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・アドプトプログラム認定団体数が着実に増加し、また、スマイルサポーターと意見交換を行い、連携強化を図った。 ・農地・水保全管理事業等では、集落ぐるみで農村地域資源の保全管理を実施しており、農振農用地面積の約4割の4万7千haを対象に水路L=9千km、農道L=5千km、ため池N=1千か所を含む農地及び農業用施設が保全され、施策の目的である「住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成」に寄与している。 ・さらに、実施した全ての事業で一定の成果が出ており、施策の目的である「住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成」は、概ね順調に推移していると考えられる。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備への県民参画や理解向上のため、より一層の情報発信や住民対話を行っていく必要がある。また、効果的なストックマネジメントの実践に向けて、機能・費用のバランスの取れた維持管理・更新システムを構築する必要がある。 ・アドプトプログラムによる認定団体の一層の拡大に向けて、活動のPRや啓発への取組が必要である。また、活動時における安全確保と関係市町村との連携も不可欠となっている。 ・農村は、農業者が営農にいそむことで地域経済の活力を支え、地域の環境保全に貢献する一方で、都市部に対しては食料を安定的に供給している。こうした多面的な機能は、農村景観の形成に寄与している。しかしながら、農村では、高齢化の進展や後継者不足等により、農業者のみによる生産資源や環境資源の維持、保全が困難になってきているため、これらの活動への非農家や民間企業等の参画促進が課題である。 ・東日本大震災からの復興事業では、スピードと防災面での安全性が何よりも重視されるものであるが、将来にわたって魅力的なまちづくりを行うためには、景観への配慮もまた重要である。時間や人員、予算に限られる中でも、被災市町がそれぞれ可能な範囲で景観への配慮にも取り組んでいけるよう支援していく必要がある。 ・内陸部の市町村においては、積極的に景観形成に取り組もうとする気運が高いとは言えず、さらなる普及啓発が必要である。 ・環境、教育等、他の分野との連携も図りながら、当該施策を進める必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・広く県民への周知を図り、住民協働(コラボ)事業の促進やアドプトプログラムによる施設管理の参加拡大を促進する。また、ストックマネジメントをシステムチックに行うための業務プロセスの再構築と長期的視点に立った維持管理・更新計画を策定する。 ・様々な媒体を活用して幅広い年齢層に事業の普及啓発を図り、アドプトプログラム認定団体の拡大に努める。また、活動時の安全確保のため、安全作業講習会を開催するとともに、傷害保険に加入し、万一の事故に備える。 ・地域ぐるみの多様な主体の参画により、農地・農業用水等の生産資源や豊かな自然環境の保全活動に取り組む活動組織及び東日本大震災等により被災を受けた農業施設の補修等に取り組む活動組織を支援し、農業・農村を持続させ地域活性化を図るとともに、一般県民に事業PRを実施する。また、農村振興施策を検討する第三者委員会で意見を伺う。 ・景観形成に活用できる制度や手法、参考となる取組事例など、具体的に活用できる情報を積極的に情報提供していくことにより、市町村の景観形成への取り組みの活性化を図る。 ・アドバイザーの派遣、ワークショップの開催等により、住民、企業、市町村等による景観を意識した取り組みを支援していく。 ・環境や教育等、他の分野との連携については、県の取り組みを広く紹介していくことで相乗的な効果や連携の深化が期待できることから、引き続き、住民参加型の社会資本整備や良好な景観の形成について、効果的な情報発信を行っていく。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | |
|--------|-------------------|------|---|
| | | 概ね適切 | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>施策を構成する事業は環境美化を主眼としたものが多くを占めているが、住民協働(コラボ)事業等における住民参画の手法についても取組を検討する必要があると考える。</p> <p>また、農業関連の事業については、農業を取り巻く社会経済情勢や今後の農業のあり方を踏まえた検討が必要であると考ええる。</p> |

政策番号14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり

近い将来、発生が確実視されている宮城県沖地震をはじめとする大規模災害に備え、市町村や関係機関と連携しながら被害を最小限にする県土づくりに取り組む。

地震、津波などに対しては観測体制を強化し、その情報を県民等に迅速に提供することにより被害の軽減を図る。

また、早急に学校をはじめとする公共施設の耐震化について取り組むとともに、住宅等についても耐震化を促進する。

津波に対しては、水門等の施設整備などを順次進めていく。同時に、住民や観光客等が速やかに避難できるような広報・避難誘導態勢を整備するなど、ソフト対策も進め、総合的な津波対策を推進する。

一方、洪水及び土砂災害に対しては、県民への防災情報をより迅速かつ確に提供するなどソフト対策と合わせ、自力での避難が困難な災害時要援護者の入居施設や二次被害の防止を目的とした避難所、避難経路など、より効果的な施設整備を計画的に進める。

また、災害に対しては県民一人ひとりの防災意識の向上が特に重要であるため、平常時からきめ細かな情報提供を行うとともに、企業に対するBCP(緊急時企業存続事業計画)策定の啓発及び県民への防災教育の普及促進を図る。

災害発生時の対応は、行政だけでは限界があり、地域住民との連携が必要である。このため、住民による自主防災活動と、企業による地域防災活動を促進するほか、これらの活動のリーダーとなる人材育成を行うなど体制整備を推進する。

さらに、地域の中で災害時要援護者の安全が確保されるよう、避難体制や避難所の環境整備などについて、市町村や関係機関との連携を強化するとともに、自主防災組織への情報提供を図る。

加えて、被災後の県民の不安を軽減するため、正確な情報提供体制の整備を図るとともに、適切な被災者救済を行う。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|----------------------------|---------------------------|--|----------------------------------|----|------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 31 | 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実 | 71,194,935 | 県有建築物の耐震化率(%) | 100.0% (平成25年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数(橋) [累計] | 79橋 (平成25年度) | A | |
| | | | 主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数 (橋)[累計] | 19橋 (平成25年度) | B | |
| | | | 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率 (%) | 87% (平成24年度) | B | |
| 32 | 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進 | 69,602,915 | 河川整備等により、洪水による浸水から守られる区域(km ²) | 178.6km ² (平成25年度) | C | 概ね順調 |
| | | | 土砂災害危険箇所におけるハード対策実施箇所数(箇所) | 624箇所 (平成25年度) | A | |
| | | | 土砂災害危険箇所におけるソフト対策実施箇所数(箇所) | 891箇所 (平成25年度) | C | |
| | | | 土砂災害から守られる住宅戸数(戸) | 14,503戸 (平成25年度) | A | |
| 33 | 地域ぐるみの防災体制の充実 | 4,044,730 | 防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数(人)[累計] | 5,103人 (平成25年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 自主防災組織の組織率(%) | 83.8% (平成25年度) | B | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| | |
|-------------|------|
| ■ 政策評価 (原案) | 概ね順調 |
|-------------|------|

評価の理由・各施策の成果の状況

・宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくりに向けて、3つの施策に取り組んだ。

・施策31「宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実」については、県有建築物の耐震化率が100%となるなど、2つの目標指標等の達成率が100%となり、また、津波対策事業や防災情報システムの再構築事業など、全ての事業で成果が出ていることから、「概ね順調」と評価した。

・施策32「洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進」については、土砂災害から守られる住宅戸数が大幅に目標を上回るなど、2つの目標指標等の達成率が100%を超え、また、全ての事業で成果が出ていることから、「概ね順調」と評価した。

・施策33「地域ぐるみの防災体制の充実」については、防災リーダー養成者数が目標を達成し、また、地域における避難体制の整備や防災教育推進事業、更に企業の防災対策支援など、全ての事業で成果が出ていることから、「概ね順調」と評価した。

・以上のことから、本政策の進捗状況は「概ね順調」であると考えられる。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・施策31について、主要幹線道路等の橋梁の耐震化については、入札不調等による事業進捗の遅れが懸念される。また、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅、多数の者が利用する特定建築物等の耐震化を引き続き促進する必要がある。さらに、広域防災拠点の整備に当たっては、既存公共施設の利活用等について、今後関係機関と調整していく必要がある。</p> <p>・施策32について、限られた予算の中、着実に事業を進捗できるような効率的な実施計画を検討する必要がある。また、洪水や土砂災害の危険性を啓発し、災害発生時等にソフト対策が効果的に活用されるよう検討していく必要がある。</p> <p>・施策33について、自主防災組織を運営する担い手の不足や高齢化、さらには自主防災組織の活動に係る地域間格差が見受けられる。また、県民意識調査の結果から、広く防災意識の普及・啓発に努めていく必要がある。</p> | <p>・施策31について、工事発注ロットの大型化や、債務負担行為の活用による早期発注等により、事業を推進し進行管理を徹底していく。また、木造住宅については、木造住宅等震災対策事業により耐震化を促進し、多数の者が利用する特定建築物については、耐震改修促進法に基づく指導助言等を引き続き行っていく。さらに、広域防災拠点と相互に補完・連携して各圏域をカバーする上で有効となる既設の地域防災拠点配置等について検討を行い、防災対策に関する市町村との連携強化を図っていく。</p> <p>・施策32について、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、事業箇所の優先度を考慮し、事業効果の早期発現に努める。また、ソフト対策をより効果的に行うため、土砂災害警戒区域等を利用したハザードマップの整備や警戒避難体制の整備を促進するとともに、土砂災害情報提供体制、洪水情報提供体制の充実を図る。さらに、警戒避難体制の整備促進により住民の防災意識の醸成を図る。</p> <p>・施策33について、自主防災組織の活動主体となる実質的リーダーの育成を継続して支援することにより、構成員の防災意識・活動の拡充を推進していく。また、引き続き出前講座や各種シンポジウムを通じて、広く防災意識の普及・啓発に努めていく。なお、平成26年度は、東日本大震災時における自主防災組織の活動実態調査を行い、防災指導員養成講習や各地域の自主防災組織の活動への活用を図っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|---------------|-------------------|------------|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 概ね適切 | <p>評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>設定されている目標指標だけでは、施策の成果を把握するデータとしては不十分である。施策31については、長期的に整備を要する施設の総数から見た進捗状況等についての記載が必要であるほか、施策を構成する事業と目標指標との関連も希薄であり、施策目的に含まれる「情報ネットワークの充実」は目標指標に反映されないなど、事業構成を施策目的に照らして検討する必要があると考える。また、施策33については、自主防災組織の実働性の確保が重要であるので、引き続き現状の把握に努める必要があると考える。</p> |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>県民の関心が高いと思われる原子力災害に関連する諸事業を包括的に記述する施策が必要であると考える。</p> |

施策番号31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実

| | |
|---|---|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針) | ◇ 緊急輸送道路の橋梁、物資輸送の岸壁、防災拠点施設等の公共建築物の耐震化を促進するとともに、県立都市公園の防災機能の充実を図る。 ◇ 広域水道や流域下水道などのライフラインの耐震化を促進する。 ◇ 住宅等の耐震化を促進する。 ◇ 水門等の施設整備と市町村や地域と連携した維持管理の充実を図る。 ◇ 広報・避難誘導態勢の整備や住民の防災意識の向上を図る津波に備えたまちづくりなどのソフト対策を促進する。 ◇ 地震や津波などの観測体制の充実を図る。 ◇ 宮城県総合防災情報システムなどの情報ネットワークの充実を図る。 ◇ 国、市町村、大学、研究機関との連携により、地震・津波の先端科学技術活用等を促進する。 |
|---|---|

| | | | | | | |
|--------------|---|-------------------|--------------------|--------------------|-------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 県有建築物の耐震化率(%) | 91.9% (平成20年度) | 100.0% (平成25年度) | 100.0% (平成25年度) | A 100.0% | 100% (平成25年度) |
| 2 | 緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数(橋)[累計] | 50橋 (平成20年度) | 79橋 (平成25年度) | 79橋 (平成25年度) | A 100.0% | 79橋 (平成24年度) |
| 3 | 主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数(橋)[累計] | 0橋 (平成22年度) | 22橋 (平成25年度) | 19橋 (平成25年度) | B 86.4% | 22橋 (平成25年度) |
| 4 | 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率(%) | 78% (平成20年度) | 88% (平成24年度) | 87% (平成24年度) | B 90.0% | 90% (平成25年度) |

■ 施策評価 (原案) 概ね順調

| | |
|---------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・一つ目の指標「県有建築物の耐震化率」は、平成24年度から繰り越した4件の耐震化が全て完了した結果、達成率が100.0%、達成度「A」に区分される。 ・二つ目の指標「緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数」は、平成24年度で目標を達成している。 ・三つ目の指標「主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数」は、達成率が86.4%、達成度「B」に区分される。 ・四つ目の指標「多数の者が利用する特定建築物の耐震化率」は、建築物の所有者が直接現地で耐震改修の専門家から技術的な助言が得られるような取り組みなどを行った結果、達成率が90.0%、達成度「B」に区分される。 |
| 県民意識 | ・平成25年県民意識調査から類似する取組である震災復興計画の政策5施策3及び政策7施策1、2を参照すると、政策5施策3は、高重視群82.0%、満足群51.1%、政策7施策1は、高重視群83.9%、満足群43.0%、施策2は、高重視群83.1%、満足群44.4%となっており、高重視群、満足群ともに比較的高い値となっている。 |
| 社会経済情勢 | ・東日本大震災における被害状況について、住宅被害は全壊が82,914棟、半壊が155,085棟、一部損壊が222,858棟、床下浸水が7,796棟となっている(平成26年3月31日現在)。また、被害額は交通関係、ライフライン施設、公共土木施設・交通基盤施設等、合わせて約9兆1,663億円となっている(平成26年3月10日現在)。 ・東日本大震災の復旧・復興事業に係る工事において、技術者、技能者等の人材の不足や生コンクリート等の建設資材の不足などにより、入札不調が高い割合で発生している。 ・従前から毎年5月を津波防災月間として、津波防災シンポジウムを開催するなどの活動をしてきたが、東日本大震災で津波により多くの人命が失われ、津波防災の重要性が再認識されている。平成26年度においても、東日本大震災の教訓をテーマとした津波防災シンポジウムが開催される予定である。 ・地震、津波、風水害等の自然災害時に、県庁と県地方機関・市町村との間で安定した通信の確保を図るため従来から地上系と衛星系の防災行政無線が整備されているが、衛星系については災害情報伝達の高速度等を図るため、デジタル化の更新工事が行われている。(平成25～26年度) |

| 評価の理由 | |
|--------|--|
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・県有建築物の耐震化や緊急輸送道路の橋梁の耐震化で計画期間目標値が100%となったほか、ライフラインや住宅等棟の耐震化事業で成果が出ていることから、耐震化の促進が概ね順調に図られていると考えられる。 ・一時避難場所として指定されている加瀬沼公園C地区の防災対応トイレの整備が完了するなど、県立都市公園の防災機能の充実が順調に図られていると考えられる。 ・平成26年2月に「宮城県広域防災拠点基本構想・計画」を策定し、県が整備する広域防災拠点についてその在り方や導入すべき機能、施設規模や配置計画、平常時の活用方法などの県の基本的な考え方をとりまとめ、平成26年度以降具体化に向けた取り組みが行われる予定であることから、大規模災害に備えた施設整備の充実が順調に図られていると考えられる。 ・津波防災意識の向上を図ることを目的として開催された津波防災シンポジウムでは約200人の参加が得られ、また、災害対応力の向上及び県民への情報提供の迅速化を図ることを目的とした道路管理GISシステム整備事業でも成果が出ており、津波対策の推進が順調に図られていると考えられる。 ・東日本大震災で被災した衛星系防災行政無線の復旧工事及びデジタル化が完了（県庁、気仙沼合同庁舎、女川町、南三陸町）したほか、災害情報配信システム等構築事業により現行の宮城県総合防災情報システムを改修するなどし、地震、津波等の自然災害における各市町村からの防災情報（避難指示・勧告の発令状況、避難所開設状況、被害情報等）をテレビやラジオに配信するシステム「公共情報コモンズ」の運用を平成25年6月から開始するなど、情報ネットワークの充実が順調に図られていると考えられる。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|--|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路等の橋梁の耐震化については、入札不調等による事業進捗の遅れが懸念される。 ・大規模災害による被害の軽減を図るため、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅、地域の防災拠点となる公共施設や多数の者が利用する特定建築物等の耐震化を引き続き促進する必要がある。 ・広域防災拠点の整備に当たっては、市町村との連携、隣県の広域防災拠点との連携（相互応援）、有事の際の運営体制、自衛隊基地との連携、既存公共施設の利活用等について、今後関係機関と調整していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事発注ロットの大型化や、債務負担行為の活用による早期発注等により、事業を推進し進行管理を徹底する。 ・木造住宅については、木造住宅等震災対策事業により耐震化を促進していく。また、多数の者が利用する特定建築物については、耐震改修促進法に基づく指導助言等を引き続き行っていく。 ・広域防災拠点と相互に補完・連携して各圏域をカバーする上で有効となる既設の地域防災拠点の配置等について検討を行い、その結果を大規模災害応急対策マニュアル等に反映するなど、防災対策に関する市町村との連携強化を図っていく。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | |
|-----------------------------|-------------------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | <p>判定 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>概ね適切 設定されている目標指標は、施策の成果を把握するデータとしては不十分であり、長期的に整備を要する施設の総数から見た進捗状況等についての記載が必要である。また、施策を構成する事業と目標指標との関連も希薄であり、施策目的に含まれる「情報ネットワークの充実」は目標指標に反映されないなど、事業構成を施策目的に照らして検討する必要があると考える。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | <p>情報ネットワークの充実を図るため、総合防災情報システムMIDORIと公共情報コモンズの連携の強化について、課題と対応方針を示す必要があると考える。</p> |

施策番号32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進

| | |
|---|---|
| 施策の方向 （「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針） | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 宮城県河川流域情報システム等による洪水情報提供体制の充実を図る。 ◇ 洪水被害を防ぐための効果的な河川等の整備を推進する。 ◇ 洪水対応演習等により洪水時連絡体制の充実を図るとともに、啓発活動により、災害対策の意識高揚を図る。 ◇ 土砂災害を防ぐための効果的な土砂災害防止施設の整備を推進する。 ◇ 土砂災害警戒区域等の指定などによる市町村と連携した警戒避難態勢を整備するとともに、宮城県砂防総合情報システム等による土砂災害情報提供体制の充実を図る。 ◇ 山地災害を防ぎ、水源のかん養、生活環境の保全等を図る治山施設を整備する。 |
|---|---|

| | | | | | | |
|--------------|--|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------|----------------------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 河川整備等により、洪水による浸水から守られる区域(km ²) | 154.2km ² (平成20年度) | 186.0km ² (平成25年度) | 178.6km ² (平成25年度) | C 76.7% | 186.0km ² (平成25年度) |
| 2 | 土砂災害危険箇所におけるハード対策実施箇所数(箇所) | 603箇所 (平成20年度) | 622箇所 (平成25年度) | 624箇所 (平成25年度) | A 110.5% | 622箇所 (平成25年度) |
| 3 | 土砂災害危険箇所におけるソフト対策実施箇所数(箇所) | 350箇所 (平成20年度) | 1,300箇所 (平成25年度) | 891箇所 (平成25年度) | C 56.9% | 1,300箇所 (平成25年度) |
| 4 | 土砂災害から守られる住宅戸数(戸) | 13,008戸 (平成20年度) | 13,488戸 (平成25年度) | 14,503戸 (平成25年度) | A 311.5% | 13,488戸 (平成25年度) |

■ 施策評価（原案） 概ね順調

| 評価の理由 | |
|---------------|--|
| 目標指標等 | 施設整備により洪水による浸水から守られる区域及び保全人家戸数について順調に進捗している。土砂災害危険箇所のソフト対策実施箇所数については、東日本大震災に伴う復旧事業を優先したことから、目標を下回ったが、年間163か所の指定数(平成25年度)については、過去最大の指定数となった。今後も、この指定数を維持、向上できるよう取組む必要がある。 |
| 県民意識 | 県民意識調査結果からは、関連する分野5の取組2を参照すると、施策の重視度が約8割を維持している反面、満足度が4割に満たないことから、今後も県民の生命・財産を守る上から着実な事業の推進を図っていく必要がある。 |
| 社会経済情勢 | 我が国は、地形が急峻で脆弱な地質特性にあり、ひとたび雨が降れば山崩れや地滑り、洪水等の自然災害が発生しやすい条件下にある。平成25年10月の豪雨により東京都伊豆大島において、土砂災害により大きな被害を受けるなど、昨今の異常気象の多発により、全国各地で自然災害が多発しており自然災害対策に対する社会の要請は今後ますます高まっていくと思われ、当該施策の早急な推進が必要である。 |
| 事業成果等 | 河川改修、ダム事業については、東日本大震災と同時に実施しており、事業の進捗は図られているものの緩やかな勾配となっている。その他事業も概ね順調に進捗しており、期待される成果を概ね達成していると判断される。本施策の目的である大規模自然対策は着実に進行しており、県民全体の減災への意識も着実に向上していると考えられる。 |

※ 評価の視点：目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ハード対策(施設整備)には膨大な時間と費用を要するため、限られた予算の中、着実に事業を進捗できるよう効率的な実施計画を検討していく必要がある。 ・洪水や土砂災害の危険性について啓発し、災害発生時等にソフト対策が効果的に活用されるよう検討していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修、土砂災害防止施設の整備等のハード対策は多額の費用を要し、限られた事業箇所しか対策できないことから、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、事業箇所の優先度を考慮し、事業効果の早期発現に努める。 ・ソフト対策をより効果的に行うため、講習会や出前講座等を通し、土砂災害警戒区域等を利用したハザードマップの整備や警戒避難体制の整備を促進するとともに、宮城県砂防総合情報システム等による土砂災害情報提供体制、宮城県河川流域情報システムによる洪水情報提供体制の充実を図る。また、警戒避難体制の整備促進により住民の防災意識の醸成を図る。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | |
|-----------------------------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 気象条件の変化により、過去の降水確率を前提とした対応では不十分となる場合も想定されるので、それを見越した対応が必要であると考え。また、社会経済情勢からハード事業が入札不調などにより遅れが生じることは理解できるため、当面はソフト対策を重点的に推進し、より効果的な取組を行う必要があると考え。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | |

施策番号33 地域ぐるみの防災体制の充実

| | |
|---|--|
| 施策の方向 （「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針） | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害時要援護者をはじめとした住民の円滑な避難体制や避難所運営体制等の整備を支援する。 ◇ 災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の整備を支援するとともに、民間団体との協力体制を整備する。 ◇ 自主防災組織の育成、防災訓練への参加促進、幼年期からの防災教育の充実を図る。 ◇ 大規模震災時における県の業務継続機能の向上を図るとともに、行政や関係機関において、防災に関する深い知識や高い判断能力を持った防災担当職員の育成を図る。 ◇ 企業や地域において防災活動の中心となる防災リーダーの育成を支援する。 ◇ 企業におけるBCP（緊急時企業存続計画）策定など企業の防災対策を支援する。 |
|---|--|

| | | | | | | |
|--------------|--|-------------------|--------------------|--------------------|-------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | |
| | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数(人)[累計] | 770人 (平成20年度) | 5,000人 (平成25年度) | 5,103人 (平成25年度) | A 102.4% | 5,000人 (平成25年度) |
| 2 | 自主防災組織の組織率(%) | 83.8% (平成20年度) | 87.0% (平成25年度) | 83.8% (平成25年度) | B 96.3% | 87.0% (平成25年度) |

■ 施策評価（原案） 概ね順調

| 評価の理由 | |
|---------------|--|
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数」は、平成25年度に防災指導員養成講習を23回開催するなど、759人の防災指導員を養成するとともに、県内の公立学校に配置されている防災主任717人と仙台市で養成している仙台市地域防災リーダー195人を計上したことにより、計画期間目標値を達成している。 ・二つ目の指標「自主防災組織の組織率」は、沿岸部地域自治組織の解散や休止の実態が明らかになったことにより、昨年度から1.5ポイント減少している。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似する取組である政策7施策3を参照すると、高重視群76.7%、満足群40.2%、不満群23.4%となっている。前年と比較すると、高重視群はほぼ同じ値であるが、満足群は3ポイント増加し、不満群は1.4ポイント減少している。 ・また、この施策の主な事業である防災リーダーの養成については、「防災・安全・安心」分野の12施策中「今後優先すべきと思う施策」において、平成24年(5.3%)、平成25年(6.2%)といずれも低い値となっていることから、この施策の有効性等の周知に一層努める必要があると考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の防災基本計画の見直しや各分野における法令・計画・指針等を反映し、昨年度に引き続き「宮城県地域防災計画」の修正を行った。(平成26年2月) ・東日本大震災の教訓や災害対策基本法改正を反映するため、「震災対策推進条例」を一部改正し、津波対策・減災・男女双方の視点・防災拠点の整備等を明記した。(平成26年4月施行) ・東日本大震災におけるBCP取組企業の事業継続・迅速な復旧が評価され、BCPに対する重要性が一層高まっている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年12月に「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」を策定するとともに、市町村担当者説明会を開催し、本ガイドラインの詳細な解説を行ったほか、先進事例の紹介等を行うなど、避難行動要支援者をはじめとした住民の円滑な避難体制や避難所運営体制等整備の支援が進んでいると考えられる。 ・災害ボランティアコーディネーター養成研修、センター運営研修等を3回開催(70人受講)し、また、災害ボランティアシンポジウムを開催(130人参加)するなど、災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の整備支援が進んでいると考えられる。 ・「みやぎ防災教育『未来へのきずな』小学校3・4年生」を作成し、平成26年2月に県内全ての小学校に配布するなど、学童期からの防災教育の充実が図られていると考えられる。 ・防災指導員養成講習を23回開催(759人受講)し、また、既受講者に対してスキルアップを目的としたフォローアップ講習を5回開催(147人受講)するなど、防災活動の中心となる防災リーダーの育成の支援が進んでいると考えられる。 ・学校教育における防災教育等の充実を図るため、県内全ての公立学校(小・中・高校・特別支援学校)に防災主任を配置、あわせて地域の拠点となる学校(県内全ての小中学校60校)に防災担当主幹教諭を配置し、学校間の連携、地域と連携した防災訓練の実施等により、災害対応力の充実が進んでいると考えられる。 ・中小企業BC(事業継続)力向上支援事業ではBCP(事業継続計画)概要に関する出前講座を3回開催(177社受講)するなど、企業の防災対策の支援が進んでいると考えられる。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・自主防災組織の組織率は前年比1.5%減少し83.8%となっている。自主防災組織を運営する担い手の不足や高齢化、さらには自主防災組織の活動に係る地域間格差が見受けられる。また、県民意識調査の結果から、広く防災意識の普及・啓発に努めていく必要がある。</p> | <p>・防災意識を地域に根付かせるため、自主防災組織の活動主体となる実質的リーダーの育成を継続して支援することにより、構成員の防災意識・活動の拡充を推進していく。また、引き続き出前講座や各種シンポジウム等を通じて、広く防災意識の普及・啓発に努めていく。なお、平成26年度は、東日本大震災時における自主防災組織の活動実態調査を行い、防災指導員養成講習や各地域の自主防災組織の活動への活用を図っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | | 判定 | |
|--------|--------------------------|------|--|
| | | 概ね適切 | |
| 委員会の意見 | <p>施策の成果</p> | 概ね適切 | <p>自主防災組織の実働可能な人員の把握やフォローアップに努めるなど、前年度から改善が見られるものの、外形的な目標指標だけでは施策の成果を把握するデータとしては不十分である。目標指標を補完できるようなデータを用いるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。</p> |
| 委員会の意見 | <p>施策を推進する上での課題と対応方針</p> | | <p>自主防災組織について、発災の時間帯に応じて活動の範囲や程度が変化すると考えられることから、様々な想定の下にシミュレーションを行う必要があると考え。</p> |

宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系

宮城県震災復興計画【環境・生活・衛生・廃棄物の分野】

政策番号1 被災者の生活再建と生活環境の確保

被災地においては、多くの被災者が今なお不自由な暮らしを余儀なくされており、被災者の生活の再建に向けた良好な生活環境の確保は最も切実かつ重要な課題である。また、災害廃棄物の処理については、新しいまちづくりを進める上で前提となることから、被災地の1日も早い復興に向けて不可欠な課題となっている。このようなことから、被災者の生活の再建を進め、安心して暮らすことのできる良好な生活環境の確保に一層取り組むとともに、災害廃棄物の適正処理を着実に実施していく。また、持続可能な社会と環境保全の実現のため、省エネルギーの促進や自然エネルギーの導入など、環境負荷の少ない社会の形成を着実に進める。

特に、災害公営住宅などの整備に対する支援や応急仮設住宅等における被災者の生活支援に取り組むとともに地域コミュニティの再生に努める。災害廃棄物については、分別処理の徹底やリサイクルの推進等による県内処理のさらなる拡大に努め、平成26年3月までの処理完了を目指すとともに、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入などの取組を一層推進する。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|-----------------|---------------------------|--------------------------------------|------------------------------|----|---------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 1 | 被災者の生活環境の確保 | 28,445,579 | 災害公営住宅の整備戸数(戸)[累計] | 1,351戸 (9.0%) (平成25年度) | C | やや遅れている |
| | | | 被災地におけるコミュニティ再構築活動を行う団体への助成件数(件)[累計] | 63件 (平成25年度) | C | |
| 2 | 廃棄物の適正処理 | 199,559,701 | 災害廃棄物等処理率(県処理分)(%) | 100% (平成25年度) | A | 順調 |
| 3 | 持続可能な社会と環境保全の実現 | 3,408,466 | 県内における自然エネルギー等の導入量(原油換算)(kkl) | 607.0kkl (平成25年度) | C | 概ね順調 |
| | | | 太陽光発電システムの導入出力数(kW) | 226,446kW (平成25年度) | A | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価(原案)

やや遅れている

評価の理由・各施策の成果の状況

・施策1「被災者の生活環境の確保」のうち、「災害公営住宅の整備戸数」は、平成25年度に事業着手が10,200戸、うち着工4,745戸、工事完了1,351戸だが、造成工事における他事業との調整や住民の意向の変化に伴う計画の変更、資材やマンパワー不足などの理由により、整備戸数は目標値の35.6%となっている。また、「被災地におけるコミュニティ再構築活動を行う団体への助成件数」については、地域における住宅整備等の遅れに伴い、地域コミュニティ活動の主体となる住民の多くが、未だに仮設住宅等で生活しており、コミュニティ再構築に向けた取組が低調なため、目標値の71.6%となっている。そして、県民意識調査の結果では、この施策に対する高重視群は71.3%で高いものの、満足群は昨年度よりも下がっており、災害公営住宅の整備等、進捗の遅れが反映していると考えらる。そのため、施策1は「やや遅れている」とした。

・施策2「廃棄物の適正処理」は、完了目標としていた平成26年3月までに、県が受託した災害廃棄物の処理を終了した。また、県民の目に見える形で処理が進捗したため、満足群の割合は61.3%と調査項目中で最も高く、施策2は「順調」とした。

・施策3「持続可能な社会と環境保全の実現」のうち、「県内における自然エネルギー等の導入量」は、東日本大震災の影響もあり、達成率が77.2%となっているが、「太陽光発電システムの導入出力数」は達成率が216.6%となっているため、施策3は「概ね順調」とした。

・3つある施策のうち、「順調」が1施策、「概ね順調」が1施策、「やや遅れている」が1施策となっているが、県民の関心が高い「災害公営住宅整備戸数」が目標値の35.6%となっているため、本政策は「やや遅れている」とした。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・施策1では、沿岸市町を中心に、復興事業に従事するマンパワー不足が引き続き大きな課題である。また、仮設住宅等での避難生活の長期化が予想され、入居している被災者の孤独死や生活不活発発病の防止を図る必要がある。</p> <p>・施策2では、今回の災害廃棄物処理事業は、これまでに類を見ない膨大な処理量と処理方法によるものであり、この経験を今後の大震災発生時における災害廃棄物処理に活かしていかなければならない。</p> <p>・施策3では、自然エネルギー等の導入量の推移について、東日本大震災の影響もあり、低調となっている。</p> | <p>・マンパワー不足に対しては、引き続き被災市町が取り組む任期付職員採用募集に関する支援を行うとともに、国に対してより一層の人的支援等を求める。また、仮設住宅等に居住している方々が一日も早く恒久住宅に入居できるよう、市町と連携を密にし、災害公営住宅の整備や安全な住環境の整備に取り組む。</p> <p>・災害廃棄物処理業務の総括として、業務の記録とともに成果や課題を踏まえた検証、今後の大規模災害時における災害廃棄物処理のあり方などについて、提言を盛り込んだ報告書を作成する。また、市町村や学識経験者を交えた報告会を開催し、情報発信に努める。</p> <p>・平成25年度に再生可能エネルギー室を設置し、自然エネルギー等の導入加速化に取り組んでいるところであり、平成26年度は新たな「自然エネ・省エネ基本計画」に掲げる導入量目標達成に向け、各種施策を展開していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 判定 | |
|-------------------|------|---|
| | 概ね適切 | |
| 政策の成果 | 概ね適切 | <p>構成される施策で設定されている目標指標だけでは、施策の成果を把握するデータとしては不十分である。また、施策を構成する事業には、政策目的「被災者の生活再建と生活環境の確保」と必ずしも整合的でないものも含まれるので、再生期に向けて施策を構成する事業構成を、目標に照らして検討する必要があると考える。</p> |
| 政策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>施策1については、災害公営住宅の早期整備に向けて、より具体的な課題とその解決に向けた調整方法について対応方針を示す必要があると考える。</p> <p>施策2については、県民の関心の高い原発事故により放出された放射性物質に汚染された廃棄物の処理についても、課題と対応方針を示す必要があると考える。</p> <p>施策3については、「宮城県地球温暖化対策実行計画」及び「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」を踏まえつつ、施策目的である持続可能な社会と環境保全の実現に向けた、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。</p> |

施策番号1 被災者の生活環境の確保

| | |
|--|--|
| <p>施策の方向</p> <p>(「宮城の未来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針)</p> | <p>①被災者の生活支援</p> <p>◇ 避難所や応急仮設住宅などで暮らす被災者の生活を支えるため、必要な物資の確保に努めるとともに、高齢者等が安心して生活できるよう、介護・福祉サービスを提供する拠点(サポートセンター)の設置や、健康に関する相談・訪問指導などを行う。</p> <p>◇ 市町村災害ボランティアセンターなどの運営支援をはじめ、被災者からの相談対応、生活資金の支援及び消費生活情報の提供など、被災者の生活再建に向けた取組を進める。</p> <p>◇ 地域住民の生活交通を確保するため、被害を受けた離島航路、第三セクター鉄道及び路線バスにおける関連施設の復旧支援や運行支援を行う。</p> |
| | <p>②被災者の住宅確保</p> <p>◇ 避難者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅を2万2千戸建設するとともに、民間賃貸住宅や公営住宅等も利用しながら必要な戸数を提供する。</p> <p>◇ 生活再建に向け恒久的な居住環境を確保するため、被災市町のまちづくり計画を踏まえ、災害公営住宅を中心とする公的住宅供給を進める。</p> <p>◇ 災害公営住宅の建設に当たっては、用地確保を含めた民間事業者からの事業提案等の手法も活用するとともに、民間賃貸住宅の借り上げや買取り等により早期の住宅供給に努める。</p> <p>◇ 被災者が住宅を再建する場合には、県産材による住宅等の新築支援のほか、住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資等を活用し、被災者の住宅再建を支援する。</p> |
| | <p>③安全な住環境の確保</p> <p>◇ 被災者の安全な住環境を確保するため、被災した住宅の応急修理や被災した宅地・擁壁の復旧を支援する。</p> <p>◇ 応急仮設住宅の適正な維持管理や木造住宅等既存建物の耐震診断・耐震改修の促進を図る。</p> |
| | <p>④地域コミュニティの再構築</p> <p>◇ 地域におけるコミュニティの再構築を図るため、応急仮設住宅に住民同士の交流の場となるコミュニティスペースを設けるほか、復興支援センターの設置や復興支援員の配置を図り、地域コミュニティの絆を深めるための幅広い支援を継続して行う。</p> <p>◇ 地域の伝統文化行事の再開支援によるコミュニティの再生や地域力を醸成する新たなコミュニティづくりを支援する。</p> |

| <p>目標指標等</p> | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------------------------------|------------------------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|-----------------|---------------------|-----|-----|----------------------|------------------------|-------------------------------|------------------------------|---|-------|-------------------------------|--|----------------|-----------------|-----------------|---|-------|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">初期値 (指標測定年度)</th> <th rowspan="2">目標値 (指標測定年度)</th> <th rowspan="2">実績値 (指標測定年度)</th> <th colspan="2">達成度</th> <th rowspan="2">計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害公営住宅の整備戸数(戸)[累計]</td> <td>0戸 (0%) (平成22年度)</td> <td>3,800戸 (25.3%) (平成25年度)</td> <td>1,351戸 (9.0%) (平成25年度)</td> <td>C</td> <td>35.6%</td> <td>3,800戸 (25.3%) (平成25年度)</td> </tr> <tr> <td>2 被災地におけるコミュニティ再構築活動を行う団体への助成件数(件)[累計]</td> <td>0件 (平成22年度)</td> <td>88件 (平成25年度)</td> <td>63件 (平成25年度)</td> <td>C</td> <td>71.6%</td> <td>88件 (平成25年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | 達成率 | 1 災害公営住宅の整備戸数(戸)[累計] | 0戸 (0%) (平成22年度) | 3,800戸 (25.3%) (平成25年度) | 1,351戸 (9.0%) (平成25年度) | C | 35.6% | 3,800戸 (25.3%) (平成25年度) | 2 被災地におけるコミュニティ再構築活動を行う団体への助成件数(件)[累計] | 0件 (平成22年度) | 88件 (平成25年度) | 63件 (平成25年度) | C | 71.6% |
| | 初期値 (指標測定年度) | | | | | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | | 達成度 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | | | | | | |
| | | | 達成率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 災害公営住宅の整備戸数(戸)[累計] | 0戸 (0%) (平成22年度) | 3,800戸 (25.3%) (平成25年度) | 1,351戸 (9.0%) (平成25年度) | C | 35.6% | 3,800戸 (25.3%) (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 被災地におけるコミュニティ再構築活動を行う団体への助成件数(件)[累計] | 0件 (平成22年度) | 88件 (平成25年度) | 63件 (平成25年度) | C | 71.6% | 88件 (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| <p>平成25年 県民意識調査</p> | <p>満足群の割合 (満足+やや満足)</p> | <p>不満群の割合 (やや不満+不満)</p> | <p>満足群・不満群 の割合による 区分</p> |
| | 37.3% | 30.7% | Ⅲ |

※満足群・不満群の割合による区分
 I: 満足群の割合50%以上
 かつ不満群の割合25%未満
 II: 「I」及び「Ⅲ」以外
 III: 満足群の割合50%未満
 かつ不満群の割合25%以上

| | |
|---------------------------|----------------|
| <p>■ 施策評価 (原案)</p> | <p>やや遅れている</p> |
|---------------------------|----------------|

| | |
|---------------------|---|
| <p>評価の理由</p> | |
| <p>目標指標等</p> | <p>・「災害公営住宅の整備戸数」について、平成25年度末時点で、県内21市町、166地区、10,220戸において事業着手し、うち18市町、78地区、4,745戸について着工、9市町、27地区、1,351戸について工事が完了した一方で、造成工事における他事業との調整や住民の意向の変化に伴う計画の変更、資材やマンパワー不足などの理由により、整備戸数は目標値の35.6%となっている。</p> <p>・「被災地におけるコミュニティ再構築活動を行う団体への助成件数」については、地域における住宅整備等の遅れに伴い、地域コミュニティ活動の主体となる住民の多くが、未だに応急仮設住宅等で生活しており、コミュニティ再構築に向けた取組が低調なため、目標値に達することができなかった。</p> |

| 評価の理由 | |
|--------|---|
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査の結果をみると、この施策に対する高重視群は、昨年度よりも下がったものの71.3%で依然として高い一方で、満足群は昨年度よりも下がっており、災害公営住宅の整備等、進捗の遅れが反映していると考えられ、取組の加速化を図る必要性がある。 ・平成25年9月に実施した県外避難者ニーズ調査によると、宮城県への帰郷を予定している世帯は25.3%、避難先に定住するが35.7%、未定が36.2%、また、帰郷する上で必要な情報は、復興状況が62.2%と多く、次いで各種支援情報、災害公営住宅・集団移転等が多くなっている。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・一部の地区で災害公営住宅等への入居が始まったものの、応急仮設住宅等で避難生活をしている被災者は約9万人いる(平成26年3月31日現在 85,393人)。また、県外へ避難している被災者は、8,124人となっている(平成26年2月11日現在)。 ・被災者の避難生活の長期化に伴い、被災者の生活再建に対する考えの変化も見られ、災害公営住宅等の整備戸数など、当初計画の見直しが必要な市町もでている。 ・復旧・復興事業などの公共土木工事が集中することにより、建設資材の不足や労働者不足による入札不調・工事期間の延期など、事業の進捗に影響が生じている。 ・被災地において支援活動を展開しているNPO等の団体においては、その活動資金を確保できず、支援活動を終了せざるを得ない状況にあるところも多く、補助を求める声が多い。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「①被災者の生活支援」(12事業)「②被災者の住宅確保」(11事業)「③安全な住環境の確保」(6事業)「④地域コミュニティの再構築」(8事業)の全ての事業で成果が出ているが、「災害公営住宅整備事業」など、更なるスピードアップが求められる事業や、「復興活動支援事業」など、地域コミュニティの再生に向けて更なる拡充が必要な事業もあり、施策の目的である「被災者の生活環境の確保」という観点から判断すると、全体として「やや遅れている」と評価できる。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|--|---|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸市町を中心に、市町村における復興事業に従事するマンパワー不足は引き続き大きな課題。 ・応急仮設住宅等での避難生活の長期化が予想され、入居している被災者の孤独死や生活不活発病の防止を図る必要がある。 ・被災者の生活再建のためのきめ細やかな相談体制の確立に向けた検討をする必要がある。 ・県外避難者の所在とニーズを把握し、帰郷に向けた支援を行う必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町が取り組む任期付職員採用募集に関する支援を行うとともに、国に対してより一層の人的支援等を求める。 ・応急仮設住宅等に居住している方々が一日も早く恒久住宅に入居できるよう、市町と連携を密にし、災害公営住宅の整備や安全な住環境の整備に取り組む。 ・恒久住宅への入居を急ぐ一方で、それまでの間の応急仮設住宅等での生活を支援するため、サポートセンターで取り組む見守り活動や生活や健康に関する相談のほか、コミュニティの構築・維持に取り組む。 ・県外避難者については、「県外避難者の帰郷支援に関する方針」に基づき、避難者を受け入れている都道府県や団体等の協力の下、市町村と連携して県外避難者のニーズの把握や情報紙やホームページ等を通しての地元の復興状況等の情報提供を図っていく。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | |
|-----------------------------|-------------------|---|
| 委員会の意見 | 判定 概ね適切 | 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 県民の関心の高い災害公営住宅の整備は遅れが生じているが、その他のソフト的支援対策は進捗しており、総合的に判断すると「やや遅れている」との評価は概ね適切であると考えられる。しかし団体への助成件数のような外形的な目標指標では、施策の成果を把握するデータとしては不十分である。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えられる。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | 災害公営住宅の早期整備に向けての隘路等、より具体的な課題とその解決に向けた調整方法について対応方針を示す必要があると考える。 |

| | |
|---|---|
| 施策番号2 | 廃棄物の適正処理 |
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | <p>①災害廃棄物の適正処理</p> <p>◇ 震災で発生した膨大な量の災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行うため、1年以内に被災地から搬出し、廃棄物の再生利用を図りながらおおむね3年以内に処理を完了させる。</p> |

| | | | | | |
|--------------|---|-----------------|--------------------|--------------------|-------------|
| 目標指標等 | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 |
| | 1 | 0% (平成22年度) | 100.0% (平成25年度) | 100.0% (平成25年度) | A 100.0% |

| | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 61.3% | 18.1% | I |

※満足群・不満群の割合による区分
 I:満足群の割合50%以上
 かつ不満群の割合25%未満
 II:「I」及び「III」以外
 III:満足群の割合50%未満
 かつ不満群の割合25%以上

| | |
|------------------|--|
| 施策評価 (原案) | 順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> 沿岸12市町から受託した災害廃棄物の処理は、沿岸部を4ブロック(8処理区)に分け処理を進めてきたが、完了目標としていた平成26年3月までに、すべての処理区において処理を終了した。 なお、仮設焼却炉など処理施設の解体撤去や用地の原状復旧について、2処理区(石巻ブロック、山元処理区)での作業が未了のため、平成26年度に繰越事業として実施している。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> 満足群の割合は61.3%と調査項目中で最も高く、平成24年調査と比較すると52.7%から61.3%へと8.6ポイント増加している。 これは、各処理区において処理の最盛期を迎え、焼却炉の稼働が遅れていた気仙沼処理区でも本格稼働を始めるなど、県民の目に見える形で処理が進捗し、がれきが減っていったことが要因と考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理に当たっては、資源の有効活用と最終処分の最小化を図るため806万トン再生資材化し、県内の復旧・復興事業を中心に活用した。 災害廃棄物処理事業による雇用者は、8処理区合計で延べ172万人にのぼり、このうち県内雇用者数は延べ123万人であった。 |
| 事業の成果等 | <p>【災害等廃棄物処理事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理量は、災害廃棄物約637万トン、津波堆積物約327万トンの合計約964万トンとなり、リサイクル率は88%となった。 復旧復興の大前提となるがれき処理を目標どおりの3年で達成したことで、これまで処理に投入されていた技術者や作業員などのマンパワーや重機等の資機材について、今後は復興事業に振り向けることが可能となる。 再生土砂などの再生資材を、被災地で不足する復興資材として活用できたほか、様々な再生資材化のノウハウが得られた。 <p>【漁場がれきの撤去】</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波により漁場へと広範囲に流出したがれきについては、起重機船や漁業者による撤去作業により、平成26年3月末までに約27万m³を撤去し、災害廃棄物処理施設等において処分を行った。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>【災害等廃棄物処理事業】 ・災害廃棄物の処理は、平成26年3月に終了したが、一部地区では、施設の解体撤去や原状復旧が平成26年度まで継続される。 ・今回の災害廃棄物処理事業は、膨大な量の災害廃棄物を県が市町から委託を受けて実施するなど、これまでに類を見ない処理量と処理方法によるものであった。この経験を今後の大震災発生時における災害廃棄物処理に活かしていかなければならない。</p> <p>【漁場がれきの撤去】 ・海底のがれきの量や位置の確認は難しく、特に深い場所のがれきの撤去は困難であることから、未だに大量のがれきが残存しているものと思われる。</p> | <p>【災害等廃棄物処理事業】 ・施設の解体撤去や原状復旧について、早期完了を目指し適切な進捗管理を行う。 ・災害廃棄物処理業務の総括として、業務の記録とともに成果や課題を踏まえた検証、今後の大規模災害時における災害廃棄物処理のあり方などについて、提言を盛り込んだ報告書を作成する。また、市町村や学識経験者を交えた報告会を開催し、情報発信に努める。</p> <p>【漁場がれきの撤去】 ・海底のがれきの撤去作業は長期間を要するため当面は現状の撤去作業を継続するとともに、更に長期間にわたり操業中に回収されることが想定されるがれきを含めて、継続的な処理や費用負担等に関する体制を構築する必要がある。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
|--------|-------|-------------------|--|
| | | 施策を推進する上での課題と対応方針 | 適切 |

施策番号3 持続可能な社会と環境保全の実現

| | |
|--------------|--|
| 施策の方向 | <p>①再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>◇ 省エネルギーへの取組や自然エネルギー等の導入を促進するため、省エネ・新エネ設備の普及促進に関する各種支援に取り組むとともに、大規模な再生可能エネルギーの導入を図るなど、環境に配慮したまちづくりを推進する。</p> <p>②自然環境・生活環境の保全</p> <p>◇ 被災した環境教育施設の復旧整備に取り組むとともに、環境に配慮した植林や森林整備を推進するほか、「三陸復興国立公園」再編の動きを踏まえ、国と連携しながら、本県の自然環境の保全に努める。</p> <p>◇ 震災により大きな被害を受けた自然環境や県民の生活環境の保全に必要な調査等を行う。</p> |
|--------------|--|

| 目標指標等 | ■達成度 | | A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) | |
|--------------|---|----------------------|---|-----------------------|---------------------|-----------------------|
| | ■達成率(%) | | C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | |
| | フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | |
| 1 | 県内における自然エネルギー等の導入量(原油換算)(千kl) | 639.1千kl (平成22年度) | 786.2千kl (平成25年度) | 607.0千kl (平成25年度) | C 77.2% | 786.2千kl (平成25年度) |
| 2 | 太陽光発電システムの導入出力数(kW) | 50,178kW (平成22年度) | 104,525kW (平成25年度) | 226,446kW (平成25年度) | A 216.6% | 104,525kW (平成25年度) |

| | | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|--|
| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 | ※満足群・不満群の割合による区分 I: 満足群の割合50%以上 かつ不満群の割合25%未満 II: 「I」及び「III」以外 III: 満足群の割合50%未満 かつ不満群の割合25%以上 |
| | 40.8% | 26.4% | III | |

| | |
|--------------------|---|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・一つ目の指標「県内における自然エネルギー等の導入量」は、太陽光発電は導入加速化が図られているものの、震災の影響が今なお残っているため、達成率が77.2%となっており、達成度「C」に区分される。 ・二つめの指標「太陽光発電システムの導入出力数」は、達成率が216.6%であり、達成度「A」に区分される。 |
| 県民意識 | ・県民意識調査では、高関心群71.4%、高重視群71.1%にもかかわらず、高認知群が49.6%、満足群・不満群が各々40.8%・26.4%(割合区分「III」)となっており、具体の事業の周知方法、また、より県民視点に立った事業内容の検討が必要である。 |
| 社会経済情勢 | ・東日本大震災及び福島原発事故に伴い、国においては、ゼロベースで、エネルギー基本計画の見直しが行なされた。 ・本県においても、震災後の状況を踏まえ、平成26年3月に「自然エネ・省エネ計画」を全面的に見直し、新たな自然エネルギー等の導入量目標の達成に向け、施策を展開していくこととしている。 |
| 事業の成果等 | ①再生可能エネルギーの導入促進では、平成23年4月から導入した「みやぎ環境税」を活用しながら、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んだ。再生可能エネルギーの導入量全体としては、震災の影響もあり、低調であるものの、太陽光発電については、県の補助効果もあり、「概ね順調」に推移している。 ②自然環境・生活環境の保全では、被災した県民の森等の環境教育施設等の復旧整備を図るとともに、市町の復興整備計画に基づく自然公園内への高台移転を可能とするため、許可基準の特例を制定したほか、第1回アジア国立公園会議において、国内外に三陸復興国立公園を活用した本県の復興の姿をアピールした。震災により大きな被害を受けた自然環境については、引き続きモニタリング調査等を行い、現状を確認した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針 (原案) | |
|--|---|
| 課題 | 対応方針 |
| ・自然エネルギー等の導入量の推移については、東日本大震災の影響もあり、低調となっている。 | ・自然エネルギーの導入促進と地球温暖化対策とは表裏一体の関係にあり、現在、国においては、今回の震災及び原発事故を踏まえ、ゼロベースでの「エネルギー基本計画」の見直しを行い、また、これに伴う地球温暖化対策等が検討されている状況であり、本県においても、平成26年3月に新たな地球温暖化対策実行計画及び自然エネ・省エネ基本計画を策定した。 ・平成25年度に再生可能エネルギー室を設置し、自然エネルギー等の導入加速化に取り組んでいるところであり、平成26年度は新たな「自然エネ・省エネ基本計画」に掲げる導入量目標達成に向け、各種施策を展開していく。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|--------|-------------------|-----|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | 評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。 |
| | | 要検討 | 設定されている目標指標1の「県内における自然エネルギー等の導入量」は、目標指標2の「太陽光発電システムの導入出力数」を包括した指標と考えられ、独立したものとはなっていない一方、今一つの目的である環境保全を表現する目標指標が存在しない。施策目的を的確に表現できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考ええる。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 「宮城県地球温暖化対策実行計画」及び「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」を踏まえつつ、施策目的である持続可能な社会と環境保全の実現に向けた、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。 |

宮城県震災復興計画【保健・医療・福祉の分野】

政策番号2 保健・医療・福祉提供体制の回復

被災地においては仮設住宅での生活が長期化するなど、被災者は厳しい環境の下にあり、地域の暮らしを支える保健・医療・福祉提供体制の一日も早い回復が求められている。このため、被災者の健康な生活を確保することを最優先に取り組むとともに、地域特性や再建後の地域社会の姿を想定しながら、地域における保健・医療・福祉提供体制の回復・充実を図り、これまで以上に安心して暮らせる地域社会を構築していく必要がある。そのため、安心できる地域医療の確保、未来を担う子どもたちへの支援及び高齢者や障害者などだれもが住みよい地域社会の構築に向けた取組を進める。

特に、被災地における地域医療の復興を目指して、被災医療機関の再整備や医療機関相互の連携体制の構築等に向けた取組を強化する。また、社会福祉施設等の復旧に引き続き取り組むほか、子どもを含めた被災者の心のケアや保健・医療・福祉分野のサービスに携わる人材の養成確保に努める。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 (指標測定年度) | | 達成 度 | 施策評価 |
|------|-----------------|---------------------------|----------------------------------|------------------------------|---------|---------|------|
| | | | | 実績値 (指標測定年度) | 達成 度 | | |
| 1 | 安心できる地域医療の確保 | 9,048,564 | 被災した病院、有床診療所の復旧箇所数(箇所)[累計] | 107箇所 (97.3%) (平成25年度) | B | 概ね順調 | |
| | | | 災害拠点病院の耐震化完了数(箇所)[累計] | 13箇所 (86.6%) (平成25年度) | C | | |
| | | | 県の施策による地域医療連携システムへの接続施設数(施設)[累計] | 85施設 (平成25年度) | A | | |
| 2 | 未来を担う子どもたちへの支援 | 4,099,593 | 被災した保育所の復旧箇所数(箇所)[累計] | 111箇所 (82.2%) (平成25年度) | B | 概ね順調 | |
| | | | 被災した児童館及び児童センターの復旧箇所数(箇所)[累計] | 16箇所 (76.2%) (平成25年度) | B | | |
| 3 | だれもが住みよい地域社会の構築 | 11,781,820 | 被災した高齢者福祉施設の復旧箇所数(箇所)[累計] | 194箇所 (98.0%) (平成25年度) | B | 概ね順調 | |
| | | | 被災した障害者福祉施設の復旧箇所数(箇所)[累計] | 137箇所 (99.3%) (平成25年度) | A | | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
 ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価（原案）

概ね順調

評価の理由・各施策の成果の状況

・保健・医療・福祉提供体制の回復に向けて、3つの施策で取り組んだ。

・施策1の「被災した病院、有床診療所の復旧箇所数」については、平成25年度中に再開した医療機関は無かったが、沿岸被災市町各地域のまちづくり計画が進み、建設事業に着手を開始した1病院を除く、107医療機関が復旧再開を果たしており、当面の医療機能は確保できている状況にある。また、「災害拠点病院の耐震化完了数」は、県内の災害拠点病院は従前から耐震化を進めていたが、3病院が完了に至らない状況で被災したが、平成24年度に耐震化工事に着手した1病院が平成25年度に完了したものであり、残りの2病院についても予算化を行うなど着実に進捗している。「地域医療連携システムへの接続施設数」についても、平成25年7月に沿岸部の石巻、気仙沼圏域において運用が開始され、目標を上回る85施設が接続し、今後、平成26年度に仙台圏域が運用を開始する予定である。医療人材の確保については、実施したほとんどの事業で成果がでており、必要な人材の確保及び医療人材の流出防止のための雇用創出を図ることができた。このことから安心できる地域医療の確保については、概ね順調とした。

・施策2の目標指標のうち「被災した保育所の復旧箇所数」については、整備年次の変更や事業完了が翌年度繰越になったことから目標値を下回っているが、概ね計画どおりに復旧している。「被災した児童館及び児童センターの復旧箇所数」については、実績値が前年度と同数値になっているが、年内に着工はしており保育所同様、概ね計画どおり着実に進んでいる。また、被災した児童福祉関連施設の復旧とあわせて被災した子どもたちや親への人的支援が求められており、児童相談所等において児童精神科医等により構成する「子どもの心のケアチーム」を組織し、巡回相談や医療的ケアに対応するとともに、公立小・中学校及び県立高校にスクールカウンセラーを配置し継続した心のケア対策を図っている。さらに、子どもの遊び場の確保や一時預かりの補完事業を行うNPO等の団体を支援するため補助事業を実施するなど、被災した子どもたちへの支援を着実に推進していることから、未来を担う子どもたちへの支援については、概ね順調とした。

・施策3の目標指標のうち「被災した高齢者福祉施設の復旧箇所数」については、被災市町における従前地での再建や移転新築用地の確保が困難な施設があるため目標値を下回っているものの、「被災した障害者福祉施設の復旧箇所数」は目標値を達成しており順調に進んでいる。また、県全域で甚大な被害を受けたことから、「みやぎ心のケアセンター」を運営し被災者の心のケアを実施するとともに、被災した聴覚障害者の生活再建を支援する「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター」の運営、仮設住宅等の高齢者等を支援するサポートセンターの運営などを着実に推進していることから、だれもが住みよい地域社会の構築については、概ね順調とした。

・このことから本政策は、実績と成果を総合的にみた場合、保健・医療・福祉提供体制の回復は、概ね順調であると判断する。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・施策1について、公的医療機関と地域医療の両輪となる民間の病院や診療所の再開・継続には、地域全体の復興が不可欠であるが、各地域の本格的な復興にはまだ時間を要するものと考えられ、この間の医療・福祉の提供体制の在り方の検討が必要である。例えば在宅医療の推進など復興途上の地域の実情にあった地域医療の提供・確保を考える必要がある、こうした地域の不利な面を補完していく上でも、ICTによる医療福祉情報ネットワークの全圏域での運用の実現が急がれるところである。</p> <p>・施策2の被災した子どもたちへの心のケアについては、長期的かつきめ細やかに取り組む必要がある、就学の有無にかかわらず、子どもの成長に応じて適切な支援が途切れることのないよう、教育・福祉関係機関の一層の連携強化を図る必要がある。また、被災した保育所、児童館等については、新しいまちづくりに合わせて早期の復旧を行う必要があるとともに、震災により子育てを取り巻く環境が変化しており、今後のまちづくりに伴い、子育てに関するニーズが多様化することが考えられることから、関係機関等と協力しながらニーズを十分に把握しサービスが提供できるような体制が求められている。あわせて、被災地では地域コミュニティの再構築に合わせて、地域社会全体で子どもたちや子育て世帯を支援する機運を醸成していく必要がある。</p> <p>・施策3について、震災により心のケアを必要とする被災者へのサポートを充実させる必要がある。また、被災した特別養護老人ホームや障害者支援施設等の社会福祉施設の復旧を支援し、利用者に対するサービスの回復を図るとともに、被災した聴覚障害者の生活再建も支援していく必要がある。 だれもが住みよい地域社会の構築に向け、環境の整備を図る必要がある。</p> | <p>・施策1については、各地域の拠点となる病院の復旧・復興に向けた調整を着実に推進し、安心して医療の受けられる体制を各地域において整備する。また、民間賃貸住宅に居住する被災者の健康調査結果をはじめ被災者の健康状況や支援ニーズの把握にため、市町の保健活動を県として支援していく。さらに、仙台圏域及び大崎・栗原圏域などにおいて医療情報ネットワークシステムの整備を進め、県内全域において、医療資源の不足を医療機関の相互協力、東北大学との連携等によりカバーできる状況を整備する。</p> <p>・施策2については、児童精神科医及び臨床心理士を派遣し、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保健師等を対象とした研修を実施するなど、心のケアに関する質の向上を図る。また、よりきめ細やかな支援ニーズに対応するため、児童精神科医等不足する専門職の派遣や、心のケアに関する普及啓発活動等の事業を委託して実施する。 児童福祉関連施設については、市町村等と連携を行いながら早期かつ計画的な復旧を図るとともにニーズを把握し、適切なサービスの提供、子育て関連施設の整備や子育てを支援するためのサービス等の充実にも努めるとともに、子育てに関する不安感や孤独感を解消し、子育てへの親近感を育み、地域全体に子育ての輪を広げる「子育て支援を進める県民運動」を積極的に展開していく。</p> <p>・施策3については、「心のケアセンター」などによる相談支援体制等の強化とともに、支援に当たる人材の育成・確保、子どもから大人までの切れ目のない心のケアに向けた取組を支援していくとともに、引き続き、社会福祉施設の復旧を支援していく。また、これまで「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター」が行ってきた生活関連情報の提供や相談支援等被災聴覚障害者支援のノウハウを継承した「宮城県聴覚障害者情報センター」を平成26年度中に設置し、県内の聴覚障害者を幅広く支援していく。 だれもが住みよい地域社会の構築に向け、医療と福祉の連携などによる、地域の実情に応じた地域包括ケア体制の構築に向けた取組を推進していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|---------------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | 施策1については、ICTを活用した医療連携構築事業の成果を高めるには、ネットワークの構築だけでなく有効な運営方法の確立が重要であり、その実現に向け必要となる方策について具体的に記載する必要があると考える。 |

施策番号1 安心できる地域医療の確保

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向 〔宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画〕の行動方針)</p> | <p>①被災者の健康支援 ◇ 避難所、応急仮設住宅、在宅の被災住民の健康の保持増進や病気の早期発見等のため、看護職員による健康相談、歯科医師等による歯科保健相談、栄養士による食生活支援、リハビリテーション専門職による運動指導等の支援を行う。</p> |
| | <p>②ハード・ソフト両面の医療提供体制の整備 ◇ 仮設診療所や仮設薬局を整備し、診療機能を確保する。また、地域の医療機能の回復を図るため、沿岸被災市町のまちづくりの方向性と整合させながら、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションの整備等を推進する。 ◇ 医療従事者の流出防止、養成・確保に努める。</p> |
| | <p>③保健・医療・福祉連携の推進 ◇ ライフサイクルに応じた切れ目のない医療提供体制を推進するため、ICT(情報通信技術)を活用した地域医療連携システムを構築し、病院、診療所、福祉施設、在宅サービス事業者等の連携強化や情報共有等に努める。 ◇ 周産期医療については、県内で運用しているセミオープンシステムを充実するとともに、被災地を含む県全域での情報共有が可能なICT基盤を確立し、災害時でも安心な周産期医療体制の確保を目指す。</p> |

| | | | | | | |
|---------------------|---|---------------------------|-----------------------------|------------------------------|-------------|-----------------------------|
| <p>目標指標等</p> | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> | | | | | |
| | <p>■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 被災した病院、有床診療所の復旧箇所数(箇所)[累計] | 0箇所 (0%) (平成22年度) | 110箇所 (100%) (平成25年度) | 107箇所 (97.3%) (平成25年度) | B 97.3% | 110箇所 (100%) (平成25年度) |
| 2 | 災害拠点病院の耐震化完了数(箇所)[累計] | 12箇所 (80%) (平成22年度) | 15箇所 (100%) (平成25年度) | 13箇所 (86.6%) (平成25年度) | C 33.3% | 15箇所 (100%) (平成25年度) |
| 3 | 県の施策による地域医療連携システムへの接続施設数(施設)[累計] | 0施設 (平成22年度) | 77施設 (平成25年度) | 85施設 (平成25年度) | A 110.4% | 77施設 (平成25年度) |

| | | | |
|--------------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| <p>平成25年 県民意識調査</p> | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 47.4% | 25.2% | Ⅲ |

※満足群・不満群の割合による区分
Ⅰ: 満足群の割合50%以上
かつ不満群の割合25%未満
Ⅱ: 「Ⅰ」及び「Ⅲ」以外
Ⅲ: 満足群の割合50%未満
かつ不満群の割合25%以上

■ 施策評価 (原案) 概ね順調

| 評価の理由 | |
|--------------------------------|---|
| <p>目標指標等</p> | <p>・一つ目の指標「被災した病院、有床診療所の復旧箇所数」については、全壊あるいは一部損壊として災害復旧補助金の活用 の申し出があった施設(病院・有床診療所)を母数としているが、申し出のあった施設が再開を断念したことにより、対象施設数 は108施設となった。なお、平成25年度中に再開した医療機関は無かったが、沿岸被災市町各地域のまちづくり計画が進み、 建設事業に着手を開始した1病院を除く、107医療機関が復旧再開を果たしており、当面の医療機能は確保できている状況に ある。 ・二つ目の指標「災害拠点病院の耐震化完了数」では、県内の災害拠点病院は従前から耐震化を進めていたが、3病院が完了 に至らない状況で被災したが、平成24年度に耐震化工事に着手した1病院が平成25年度に完了したものであり、残りの2病院に ついては予算化を行うなど着実に進捗している。 ・三つ目の指標「県の施策による地域医療連携システムへの接続施設数」は、ネットワークシステムの整備に時間を要したもの の、平成25年7月に沿岸部の石巻、気仙沼圏域において運用が開始され、目標を上回る85施設が接続している。今後、平成26 年度に仙台圏域が運用を開始する予定である。</p> |
| <p>県民意識</p> | <p>・この施策について平成25年県民意識調査結果では、高重視群が81.7%と比較的高い一方で、満足群が47.4%と半数を下回っ ており、沿岸部と内陸部の割合にはほとんど差が無く、全県的にこの施策「安心できる地域医療の確保」の取組の加速が求めら れていると言える。 ・満足群・不満群の割合による区分は「Ⅲ」に該当する。</p> |
| <p>社会 経済 情勢</p> | <p>・平成26年3月1日現在における被災地域の医療機関の再開状況は石巻地域で89.4%、気仙沼地域で73.2%であるが、今後再 開を目指す医療機関の施設・設備の復旧に向けた支援が必要であることから、第2期地域医療再生計画、地域医療復興計画 及び第2期地域医療復興計画を策定し、関連する諸事業を実施している。 ・一方仮設住宅や民間賃貸に入居している被災住民は、平成26年3月現在で約8.6万人となっており、長期に渡り居住地を離れた 避難生活の中でさまざまな課題に直面しており、被災者が県内どこに住んでいても必要な保健福祉サービスの提供が求めら れている。</p> |

| 評価の理由 | |
|------------------------|--|
| 事業 の 成 果 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「①被災者の健康支援」では、健康支援事業では、健康相談等に要する経費を10市町に補助したほか、食生活支援事業及び被災者特別検診等事業など全ての事業で成果が出ており、順調に推移していると考えられる。 ・「②ハード・ソフト両面の医療提供体制の整備」では、医療施設災害復旧事業が着実に進んでおり、被災地における当面の医療機能は確保されている。また、他県からの支援受入に係る経費等を助成する医師等医療系人材確保・養成事業など、実施したほとんどの事業で成果があり、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「③保健・医療・福祉連携の推進」では、ICT(情報通信技術)を活用した医療連携構築事業において、平成25年7月に、石巻圏域、気仙沼圏域で運用が開始され、接続施設数が目標を上回るなど順調に推移していると考えられる。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|--|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療機関と地域医療の両輪となる民間の病院や診療所の再開・継続には、地域全体の復興が不可欠であるが、各地域の本格的な復興にはまだ時間を要するものと考えられ、この間の医療・福祉の提供体制の在り方の検討が必要である。例えば在宅医療の推進など復興途上の地域の実情にあった地域医療の提供・確保を考える必要がある。 ・こうした地域の不利な面を補完していく上でも、ICTによる医療福祉情報ネットワークの全圏域での運用の実現が急がれるところである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の拠点となる病院の復旧・復興に向けた調整を着実に推進し、安心して医療の受けられる体制を各地域において整備する。 ・民間賃貸住宅に居住する被災者の健康調査結果をはじめ被災者の健康状況や支援ニーズの把握につとめ、市町の保健活動を県として支援していく。 ・仙台圏域及び大崎・栗原圏域などにおいて医療情報ネットワークシステムの整備を進め、県内全域において、医療資源の不足を医療機関の相互協力、東北大学との連携等によりカバーできる状況を整備する。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | |
|-----------------------------|-------------------|--|
| 委員 会 の 意 見 | 施策の成果 | 判定 適切 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | |
| | | <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>ICTを活用した医療連携構築事業の成果を高めるには、ネットワークの構築だけでなく有効な運営方法の確立が重要であり、その実現に向け必要となる方策について具体的に記載する必要があると考える。</p> |

施策番号2 未来を担う子どもたちへの支援

施策の方向
 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針)

①被災した子どもと親への支援
 ◇ 震災で親を亡くした子どもなど、保護が必要となった子どもたちを養育するため、里親や児童養護施設等での生活の場を確保するなど、被災した子どもたちを支援する。
 ◇ 巡回相談などを行う「子どもの心のケアチーム」の活動を拡充するなど、子どもたちの心のケアを進める。
 ◇ 母子世帯等からの生活・就労相談に応じるとともに、母子寡婦世帯に対して修学・住宅・生活等の各種の資金を貸し付けるなど、ひとり親家庭等に対する経済的な支援等を行う。

②児童福祉施設等の整備
 ◇ 被災した保育所、児童館等の応急的な復旧を支援するとともに、県立児童福祉施設等の早期復旧を図る。また、被災市町村の新たなまちづくりに合わせて保育所、児童館等の移転、建替えなども含め、子育て支援施設の整備を支援する。

③地域全体での子ども・子育て支援
 ◇ 多様なニーズに対応した保育サービスの促進など子育て環境の向上を図りながら、子どもや母親等の健康の確保に努めるとともに、「子育て支援を進める県民運動」等の展開により、宮城の未来を担う子どもたちや子育て世帯等を地域社会全体で支援していく取組を進める。

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
|---------------------------------|---|--|------------------------------|------------------------------|------------------------|
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | |
| 1 被災した保育所の復旧箇所数(箇所)[累計] | | 0箇所 (0%) (平成22年度) | 114箇所 (84.4%) (平成25年度) | 111箇所 (82.2%) (平成25年度) | B 97.4% (平成25年度) |
| 2 被災した児童館及び児童センターの復旧箇所数(箇所)[累計] | | 0箇所 (0%) (平成22年度) | 18箇所 (81.8%) (平成25年度) | 16箇所 (76.2%) (平成25年度) | B 88.9% (平成25年度) |

| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
|-----------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| | 48.7% | 20.8% | Ⅱ |

※満足群・不満群の割合による区分
 I:満足群の割合50%以上
 かつ不満群の割合25%未満
 II:「I」及び「Ⅲ」以外
 III:満足群の割合50%未満
 かつ不満群の割合25%以上

| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> 「被災した保育所の復旧箇所数」については、整備年次の変更や事業完了が翌年度繰越になったことから、達成率が97.4%で「B」評価となったが、概ね計画どおりに復旧している。 「被災した児童館及び児童センターの復旧箇所数」については、実績値が前年度と同数値になっているが、年内に着工はしており保育所同様、概ね計画どおり着実に進んでいる。達成率88.9%で「B」評価とした。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> 平成25年県民意識調査の結果から県全体では、高重視群が83.7%(24施策中2番目)、満足群が48.7%(24施策中3番目)と比較的高い数値であり、満足度で「分からない」との回答が30.4%あるものの、この施策は県民に概ね理解されているものと考えられる。 満足群・不満群の割合による区分は、「Ⅱ」に該当する。沿岸部と内陸部の割合の差はほとんどない。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> 被災した児童福祉関連施設の復旧とあわせて被災した子どもたちや親への人的支援が求められており、児童相談所等において児童精神科医等により構成する「子どもの心のケアチーム」を組織し、巡回相談や医療的ケアに対応するとともに、公立小・中学校及び県立高校にスクールカウンセラーを配置し継続した心のケア対策を図っている。また、仮設住宅において子育て世帯が安心して生活できるよう子育て支援団体を育成・促進するための助成や、子どもの遊び場の確保や一時預かりの補完事業を行うNPO等の団体を支援するなど、被災した子どもたちへの支援を継続して行っている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> 「①被災した子どもと親への支援」、「②児童福祉施設等の整備」及び「③地域全体での子ども・子育て支援」とも、全ての事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 以上により、施策の目的である「未来を担う子どもたちへの支援」は概ね順調と判断する。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・被災した子どもたちへの心のケアについては、長期的かつきめ細やかに取り組む必要があり、就学の有無にかかわらず、子どもの成長に応じて適切な支援が途切れることのないよう、教育・福祉関係機関の一層の連携強化を図る必要がある。</p> <p>・被災した保育所、児童館等については、新しいまちづくりに合わせて早期の復旧を行う必要がある。</p> <p>・震災により子育てを取り巻く環境が変化しており、今後のまちづくりに伴い、子育てに関するニーズが多様化することが考えられることから、関係機関等と協力しながら、ニーズを十分に把握しサービスが提供できるような体制が求められている。あわせて、被災地では地域コミュニティの再構築に合わせて、地域社会全体で子どもたちや子育て世帯を支援する機運を醸成していく必要がある。</p> | <p>・児童精神科医及び臨床心理士を派遣し、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保健師等を対象とした研修を実施するなど、心のケアに関する資質の向上を図る。また、よりきめ細やかな支援ニーズに対応するため、児童精神科医等不足する専門職の派遣や、心のケアに関する普及啓発活動等の事業を委託して実施する。</p> <p>・被災保育所等災害復旧事業等の活用により、市町村等と連携を図りながら児童福祉関連施設の早期かつ計画的な復旧を図る。</p> <p>・ニーズを把握し、適切なサービスを提供しながら、子育て関連施設の整備や子育てを支援するためのサービス等の充実に努めるとともに、子育てに関する不安感や孤独感を解消し、子育てへの親近感を育み、地域全体に子育ての輪を広げる「子育て支援を進める県民運動」を積極的に展開していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| | | | |
|--------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

施策番号3 **だれもが住みよい地域社会の構築**

| | |
|--|--|
| <p>施策の方向</p> <p>(「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針)</p> | <p>① 県民の心のケア</p> <p>◇ 震災に伴うPTSD等の心の問題に長期的に対応するとともに、被災精神障害者の医療と地域生活を支援する。また、県民への自殺予防のための広報啓発など自殺予防対策を推進する。</p> <p>② 社会福祉施設等の整備</p> <p>◇ 被災した特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の社会福祉施設やグループホーム・ケアホーム等の応急的復旧を図る。</p> <p>◇ 被災市町村のまちづくりと歩調を合わせながら、必要な施設、事業所等の適正配置を進め、いつでも必要な支援やサービスが利用でき、だれもが安心して生活できる地域環境づくりを推進する。</p> <p>③ 支え合い地域社会の構築</p> <p>◇ 地域の支え合い活動の立ち上げ支援や地域活動の拠点整備等を実施するとともに、地域における相談体制の整備等の支援を行い、高齢者や障害者等が安心して生活できる地域コミュニティの構築等を進める。</p> |
|--|--|

| | | | | | | |
|--------------|---|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 目標指標等 | <p>■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■ 達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 0箇所 (0%) (平成22年度) | 198箇所 (100%) (平成25年度) | 194箇所 (98.0%) (平成25年度) | B 98.0% | 198箇所 (100%) (平成25年度) |
| 2 | 0箇所 (0%) (平成22年度) | 129箇所 (93.5%) (平成25年度) | 137箇所 (99.3%) (平成25年度) | A 106.2% | 129箇所 (93.5%) (平成25年度) | |

| | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 43.6% | 21.4% | II |

※満足群・不満群の割合による区分
I:満足群の割合50%以上
かつ不満群の割合25%未満
II:「I」及び「III」以外
III:満足群の割合50%未満
かつ不満群の割合25%以上

| | |
|--------------------|---|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <p>・目標指標等については、ほぼ目標を達成している。「被災した高齢者福祉施設の復旧箇所数」については、被災市町における従前地での再建や移転新築用地の確保が困難であり、被災者の財政的負担が大きい状況を考慮すると評価できる。「被災した障害者福祉施設の復旧箇所数」については、補助制度の活用等により早期の復旧を目指しており、平成25年度末までに目標を上回る137か所で災害復旧工事及び設備・備品等の整備が完了し、事業が再開できている。</p> |
| 県民意識 | <p>・平成25年県民意識調査結果では、高重視群が77.9%と高く、この施策が県民にとって重要であると認識されていることが分かる。一方、満足群のかかなりの割合を「やや満足」が占めているため、施策の推進により満足度を向上させ、県民の高い期待に応えていく必要がある。</p> |
| 社会経済情勢 | <p>・東日本大震災の被災者支援とともに、被災した社会福祉施設等の復旧を図るために財政支援が必要となっているが、国等からの支援もあり、着実に事業を推進している。</p> |
| 事業の成果等 | <p>・東日本大震災で被害を受けた被災者の心のケアを行う「みやぎ心のケアセンター」の運営、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の社会福祉施設の早期復旧、被災した聴覚障害者の生活再建を支援する「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター」の運営、応急仮設住宅や在宅の被災した高齢者等を支援するサポートセンターの運営などを着実に推進している。全ての事業で「成果があった」、又は「ある程度成果があった」と分析され、震災からの復興の推進に寄与していると評価できる。</p> |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・震災により心のケアを必要とする被災者へのサポートを充実させる必要がある。 ・被災した特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の社会福祉施設の復旧を支援し、利用者に対するサービスの回復を図る必要がある。 ・被災した聴覚障害者の生活再建を支援していく必要がある。 ・だれもが住みよい地域社会の構築に向け、環境の整備を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「みやぎ心のケアセンター」などによる相談支援体制等の強化とともに、支援に当たる人材の育成・確保、子どもから大人までの切れ目のない心のケアに向けた取組を支援していく。 ・被災した社会福祉施設への補助等により、復旧支援を図っていく。 ・これまで「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター」が行ってきた生活関連情報の提供や相談支援等被災聴覚障害者支援のノウハウを継承した「宮城県聴覚障害者情報センター」を平成26年度中に設置し、県内の聴覚障害者を幅広く支援していく。 ・医療と福祉の連携などによる、地域の実情に応じた地域包括ケア体制の構築に向けた取組を推進していく。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
|-------------------|----|--|
| | 適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

宮城県震災復興計画 【経済・商工・観光・雇用の分野】

政策番号3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築

被災者の生活再建に向けては、地域における雇用の確保が必要であり、そのためには産業の再生を着実に進めなければならない。沿岸部では、地盤の嵩上げなどインフラ整備に時間を要していることから中小企業等の事業再開が遅れており、また、雇用のミスマッチ等も大きな課題となっている。このようなことから、ものづくり産業の復興、商業・観光の再生、雇用の維持・確保を柱とする取組を進め、産業政策と雇用対策を一体的に展開するとともに、「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築を図っていく。

特に、沿岸部における一刻も早い事業再開のための支援、再生期に向けて自動車関連産業や高度電子機械産業などの企業誘致や地元企業等への販路開拓・技術支援に注力する。また、震災により減少した観光客の回復のため大型観光キャンペーン等を活用した誘客や安定的な雇用に向けた多様な雇用機会の創出に取り組む。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 (指標測定年度) | | 達成 度 | 施策評価 |
|------|------------|---------------------------|--------------------------------|------------------------------|---------|-------------|------|
| | | | | 実績値 (指標測定年度) | 達成 度 | | |
| 1 | ものづくり産業の復興 | 327,731,681 | 製造業等復旧・復興支援制度の活用事業所数(件) | 4,332件 (平成23～ 25年度累計) | A | やや 遅れている | |
| | | | 復興に向けた相談助言や取引拡大・販路開拓等の支援企業数(件) | 1,101件 (平成23～ 25年度累計) | B | | |
| 2 | 商業・観光の再生 | 228,384,046 | 商業再開支援制度の活用店舗数(件) | 3,835件 (平成23～ 25年度累計) | B | やや 遅れている | |
| | | | 観光産業再開支援制度の活用事業所数(件) | 816件 (平成23～ 25年度累計) | A | | |
| 3 | 雇用の維持・確保 | 191,906,216 | 基金事業における新規雇用者数(震災後)(人) | 57,123人 (平成23～ 25年度累計) | A | やや 遅れている | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| | |
|-------------|---------|
| ■ 政策評価 (原案) | やや遅れている |
|-------------|---------|

評価の理由・各施策の成果の状況

・ものづくり産業の早期復興、商業や観光の再生による本県経済の活性化に積極的に取り組み、雇用創出につなげることを目標として3つの施策に取り組んだ。

・施策1のものづくり産業の復興については、「製造業等復旧・復興支援制度の活用事業所数」が目標値を越えるなど、施設・設備の復旧整備、早期の生産活動再開に対して、大きな効果をもたらしているが、沿岸部のインフラ整備の遅れなどにより、被災事業者の事業再開が思うように進んでいない状況も見られる。

・施策2の商業・観光の再生については、指標1「商業再開支援制度の活用店舗数」については、インフラ整備に時間を要していることから、制度を活用できない事業者もあり達成度はBとなった。しかし、指標2「観光産業再開支援制度の活用事業所数」については、目標値を大きく上回った。

・施策3の雇用の維持・確保については、指標である「基金事業における新規雇用者数」は目標値を大きく上回った。また、求人企業と被災求職者とのマッチング支援等により、有効求人倍率が1倍を大きく上回るなど、成果があった。

・以上のことから、一定の成果は得られているが、被災事業者の事業再開が思うように進んでいない状況も見られることから、やや遅れていると評価する。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・施策1について、内陸部と沿岸部の復旧・復興の状況格差を踏まえ、地域の状況に応じたきめ細やかな対策を講じる必要がある。更に今後の地域経済の再生や発展をけん引する新たな事業者の育成や起業支援の強化なども求められている。</p> <p>・施策2について、いずれの取組も継続するとともに、復旧した施設を経済基盤の再構築につなげることが重要である。 商業分野では、仮設店舗等からの本復旧、観光分野では、受入体制を整備し国内外からの観光客呼び戻しにつなげる取組が必要である。</p> <p>・施策3について、県内の雇用情勢、新規学卒者の就職状況は、復旧・復興事業の進捗に伴い、改善傾向が見られるものの、雇用のミスマッチの発生など依然厳しい状況であり、安定的な雇用機会創出、被災企業の事業再開に向けた雇用維持への支援が必要である。</p> | <p>・施策1について、内陸部では、復旧の次の段階として企業ニーズに応じた相談助言、取引拡大、販路開拓支援等を強化し、本格復興がこれからである地域もある沿岸部では、引き続き施設・設備の復旧・復興にかかる支援を重点的に進めるとともに、起業・創業からそれぞれの企業の成長段階に応じた支援を実施していく。</p> <p>・施策2について、商業分野では、引き続き被災した商店・商店街の復旧、整備支援に取り組み、復興まちづくりの進展に呼応した商業機能の集積を目指す。観光分野では、DESTINATIONキャンペーンを起爆剤とした継続的な観光宣伝を実施し、東北各県や関係諸団体と連携しながら、国内外の交流人口の増加を図る。</p> <p>・施策3について、引き続き産業政策と一体となった「事業復興型雇用創出助成金制度」等の実施により安定的な雇用創出を推進するとともに、新規学卒者の就職促進と県内企業の人材確保支援に取り組む。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
|--------|-------------------|----|---|
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | |

施策番号1 ものづくり産業の復興

施策の方向
 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針)

① 早期の事業再開に向けた工場・設備等の復旧・整備支援
 ◇ 沿岸部を中心に被災した中小企業等の一刻も早い事業再開に向け、関係機関と連携した相談体制の整備や仮事務所・工場の斡旋、損壊した工場・設備等の復旧・整備を支援する。
 ◇ 立地企業が早期に事業を再開できるよう仮事務所・工場の斡旋や工場・設備の復旧・整備支援、被災工場の県内移転の促進等の事業環境を整備する。

② 経営安定等に向けた融資制度の充実
 ◇ 震災により生産活動に支障を来している中小企業者の経営を安定させるため、信用保証料を引き下げて事業資金の融資を促進するほか、事業復旧・復興のための借入資金の利子補給、国や関係機関との連携による二重債務問題への対応等を行い、経済的負担の軽減を図る。

③ 生産活動の再開・向上に向けた支援
 ◇ 生産活動の再開等に向け、被災企業等が直面する震災による生産能力や研究開発力の喪失・低下等の技術的課題等に対応するため、産学官連携等による支援や宮城県産業技術総合センターの技術力を活用した支援を行います。また、災害時の事業継続力の強化に向けた取組を支援する。

④ 販路開拓・取引拡大等に向けた支援
 ◇ 本県ものづくり産業の復興のPRや地元企業の取引拡大を図るため、国内外での展示商談会の開催等による販路開拓や取引斡旋等の支援とともに、国際競争力の向上に資する総合的な支援を行う。
 ◇ 特に、自動車関連産業や高度電子機械産業では、地元企業に対し、産業の特性に応じた技術支援など様々な支援を強化する。また、産学官連携によるものづくり人材の育成・確保を図る。

⑤ 更なる企業誘致の展開と新たな産業集積の促進
 ◇ 更なる産業の集積を図るため、道路、港湾、空港、鉄道などの物流インフラの早期復旧による産業基盤の健全性をアピールし、自動車関連産業や高度電子機械産業における企業誘致活動を強化する。
 ◇ 本県の経済・産業の発展に資する新たな産業分野(クリーンエネルギー、医療等)の産業集積に向け、企業誘致活動等を展開するほか、国際競争力を高めるための技術開発支援や東北大学等の学術研究機関及び独自の技術を有する立地企業との連携による外資系企業の研究開発部門等の誘致を進めることにより、世界レベルの知的資源を有する研究機関や企業と連携したグローバルな産業エリアを創出する。

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | 初期値 | 目標値 | 実績値 | 達成度 | 計画期間目標値 |
|----------------------------------|---|---|----------------|-------------------------|-------------------------|-------------|-------------------------|
| | | | (指標測定年度) | (指標測定年度) | (指標測定年度) | 達成率 | (指標測定年度) |
| 1 製造業等復旧・復興支援制度の活用事業所数(件) | | | 0件 (平成22年度) | 3,859件 (平成23~25年度累計) | 4,332件 (平成23~25年度累計) | A 112.3% | 3,859件 (平成23~25年度累計) |
| 2 復興に向けた相談助言や取引拡大・販路開拓等の支援企業数(件) | | | 0件 (平成22年度) | 1,200件 (平成23~25年度累計) | 1,101件 (平成23~25年度累計) | B 91.8% | 1,200件 (平成23~25年度累計) |

| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
|-----------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| | 33.8% | 27.2% | Ⅲ |

※満足群・不満群の割合による区分
 Ⅰ:満足群の割合50%以上
 かつ不満群の割合25%未満
 Ⅱ:「Ⅰ」及び「Ⅲ」以外
 Ⅲ:満足群の割合50%未満
 かつ不満群の割合25%以上

| | |
|-------------|---------|
| ■ 施策評価 (原案) | やや遅れている |
|-------------|---------|

評価の理由

目標指標等

- ・一つ目の指標「製造業等復旧・復興支援制度の活用事業所数」は、累計4,332件で、達成率112.3%となり、達成度「A」に区分される。県内経済や雇用に重要な役割を果たす製造業者等の施設・設備の復旧整備、早期の生産活動再開に対して、大きな効果をもたらしたと思われる。
- ・二つ目の指標「復興に向けた相談助言や取引拡大・販路開拓等の支援企業数」は、商談会参加延べ企業数が見込みを上回ったものの、相談助言延べ企業数が見込みを下回ったため、全体の事業実績としては、累計1,101件で、達成率91.8%となり、達成度は「B」に区分される。ただし、相談助言延べ企業数は、見込みを下回ったものの、前年度より倍近い件数となっており、被災企業に対しニーズに応じた相談助言が行われた。

| 評価の理由 | |
|--------|--|
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> 平成25年県民意識調査では、この施策に対する高重視群は、昨年より6.3ポイント低下しているものの69.8%と、まだこの施策に対する県民の期待の高さが窺える。 一方、満足群及び不満足群は、昨年とほぼ同程度で、それぞれ33.8%、27.2%であり、満足群・不満足群の割合による区分はⅢに該当する。 沿岸部と内陸部の間では、特に目立った違いは見られないが、沿岸部では、内陸部より満足群が若干低い傾向がある。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> 企業の復旧状況は業種や地域によって異なり、内陸部においては、操業を再開し、震災前の受注水準を目指す動きが見られる一方で、津波の被害が甚大だった沿岸部の水産加工業などの業種では復旧途上にある。 既往債務の存在により新たな借入ができない二重債務問題が事業再生を妨げる懸案となっている。 震災により大幅に落ち込んだ生産活動は、復旧の動きに伴い、緩やかに回復し、平成24年5月には鉱工業生産指数(季節調整済)は、一時、震災前の水準となったが、その後、復興需要は一服し、やや停滞が見られる。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> 「①早期の事業再開に向けた工場・設備等の復旧・整備支援」では、中小企業施設設備復旧支援事業や中小企業等復旧・復興支援事業費補助金の活用事業所件数では目標数値を上回るなど、7割の事業で「成果があった」と判断されている。しかし、支援策の中核的位置づけである中小企業等グループ補助金の事業進捗率(H26.3月現在:事業者ベース)は、平成23年度決定分で90%、平成24年度決定分で62%となっている一方、平成25年度決定分では4%にとどまっている。(ものづくり・商業・観光含む。) 「②経営安定等に向けた融資制度の充実」では、中小企業等グループ設備等復旧整備資金貸付事業など、「成果があった」と判断された事業もあるが、他の多くの事業では「ある程度成果があった」と判断されており、おおむね順調に推移していると思われる。 「③生産活動の再開・向上に向けた支援」では、産業技術総合センター技術支援事業など多くの事業で「成果があった」と判断されており、順調に推移していると思われる。 「④販路開拓・取引拡大等に向けた支援」では、相談助言や取引拡大・販路開拓支援企業数が目標値に至っていないが、自動車関連産業特別支援事業や高度電子機械産業集積促進事業など、多くの事業で「ある程度成果があった」と判断されており、おおむね順調に推移していると思われる。 「⑤更なる企業誘致の展開と新たな産業集積の促進」では、みやぎ企業立地奨励金事業など、多くの事業で「成果があった」と判断されており、順調に推移していると思われる。 <p>・施策を構成する各事業は、すべての事業担当課室において、「成果があった」又は「ある程度成果があった」と判断されているが、沿岸部の嵩上げ等のインフラ整備の遅れなどにより、本施策の中核的位置づけである中小企業等グループ補助金の事業進捗率が67%(H26.3月現在:事業者ベース)であることなど、被災事業者の事業再開が思うように進んでいない状況も見られることから、施策全体の評価としては「やや遅れている」と判断する。</p> |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針 (原案) | |
|---|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> グループ補助金等の支援により相当数の事業者が事業再開を果たしたものの、沿岸地域では地盤の嵩上げなどインフラ整備に時間を要し、再開に至っていない事業者が多く、まちづくりの進捗を見据えたきめ細かな支援が求められている。 生産機能を回復した事業者の中には販路喪失や売上減少等に直面しているケースもあり、販路回復や新製品開発に向けた技術力や経営力の向上への支援も求められている。 ものづくり産業の復興に関しては、引き続き、自動車関連産業や高度電子機械産業の振興を推進するとともに、医療・健康機器分野やクリーンエネルギー分野などの新たな産業分野での振興も必要である。 今後の地域経済の再生や発展にけん引する新たな事業者の育成や起業支援の強化なども求められている。 県民意識調査の結果については、本施策が重要視されているものの、満足群33.8%に対し、分からないが39.1%と高い回答となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> グループ補助金等の制度の継続や要件緩和などについて国に要望を行うとともに、他の支援制度とあわせて、引き続き、沿岸部を中心に、まちづくりの進捗に応じて、施設や設備の復旧・復興に係るきめ細かな支援を継続する。 販路回復や新製品開発に向け、企業ニーズ等を的確に把握し、助言指導や販路開拓・取引拡大の支援を強化する。 自動車関連産業や高度電子機械産業等については、地元企業のレベルアップ支援を加速し、進出企業との取引拡大を後押しするとともに、新たな産業分野の振興に向けて企業誘致と連動し、課題解決や技術力向上に向けた支援を行う。 起業・創業からそれぞれの企業の成長段階に応じた支援を行うなど地域経済の再生に向けた取り組みを強化する。 様々な媒体を通じて、事業の内容や成果について広報・周知を強化し、事業内容の理解と満足度の向上を目指す。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | |
|-----------------------------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分にあり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

施策番号2 商業・観光の再生

| | |
|--|--|
| <p>施策の方向</p> <p>(「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針)</p> | <p>① 早期の事業再開に向けた商店・商店街の復旧・整備支援</p> <p>◇ 被災した事業者の一刻も早い事業再開や事業継続を支援するため、商店・商店街の施設・設備の整備や仮設店舗設置等に対する助成等を行うほか、商店街の賑わいを取り戻すための復興イベント開催等を支援する。</p> <p>◇ 仮店舗営業から本店舗営業への移行や商店街の集客力を回復させるための支援を行う。</p> <p>◇ 被災した事業者が、震災前の売上等を回復し、順調に事業拡大が図られるよう継続的に相談事業等を行う。</p> |
| | <p>② 経営安定等に向けた融資制度の充実</p> <p>◇ 震災により事業活動に支障を来している事業者の経営を安定させるため、信用保証料を引き下げて事業資金の融資を促進するほか、事業復旧・復興のための借入資金の利子補給、国や関係機関との連携による二重債務問題への対応等を行い、事業者の経済的負担の軽減を図るとともに、早期事業再開のため、必要な設備導入費用の助成を行う。</p> <p>◇ 早期の事業再開やコミュニティの核となる商店街の形成に向け、商店街振興組合等に対し、新しいまちづくりと調和した施設等整備のための融資を行う。</p> <p>③ 商工会、商工会議所等の回復・強化支援</p> <p>◇ 被災した事業者の早期事業再開、事業継続を促進させる商工会、商工会議所の相談・指導機能を回復させるため、被災した商工会、商工会議所の仮設事務所設置費用や商工会館等の修繕費用等の助成等を行うほか、相談業務への支援を強化する。</p> <p>④ 先進的な商業の確立に向けた支援</p> <p>◇ 地域コミュニティの核となる商店街が復興を果たし、更なる発展を遂げ、少子高齢化などの時代の動きに対応した先進的な商業を確立するため、新しいまちづくりと調和した新たな商業ビジョン作成や経営革新の支援などを行うほか、事業継続力の向上に向けた取組を行う。</p> <p>⑤ IT企業等の支援・活用</p> <p>◇ 被災した中小企業の業務復興の迅速化等を図るため、県内IT関連企業を活用したIT技術導入の支援を行うとともに、県内IT企業等の売上高の回復を図るため、首都圏等からの市場獲得等に向けた支援を行う。</p> <p>⑥ 国内外からの観光客の誘致</p> <p>◇ 観光自粛、風評被害の影響を払拭し、国内外からの観光客誘致を早急に進めるため、新聞・旅行情報誌等を活用した観光地の復興や交通インフラの復旧の情報を発信するとともに、首都圏等でのキャラバンによる誘客活動を実施する。</p> <p>◇ 一層の観光客誘致のため、仙台空港等の交通インフラの機能拡充を図るとともに、平成25年春の「仙台・宮城destinationキャンペーン」をはじめとする観光復興キャンペーンを展開する。</p> <p>◇ 震災以降、大幅に減少している外国人観光客数の回復を図るため、インバウンド(外国人旅行者の誘致)の促進や海外自治体との交流基盤の再構築を行う。</p> <p>⑦ 観光資源・観光ルートの整備、域内流動の促進</p> <p>◇ 沿岸部を中心に甚大な被害を受けた観光施設等の復旧を図るため、観光事業者等の施設再建を支援するとともに、県が管理する自然公園施設等の復旧に取り組む。</p> <p>◇ 観光客の宮城・東北での域内流動を促進するため、着地型観光資源の発掘や域内を周遊する旅行商品の造成を支援する。</p> <p>⑧ 「観光王国みやぎ」実現のための態勢整備</p> <p>◇ 災害時を含めた観光客への適切な対応や速やかな情報伝達など観光の「安全・安心」を確保するため、対応方針を作成し、周知を図る。</p> <p>◇ 観光に関する人材の育成や観光客の受入体制の充実など「観光王国みやぎ」の実現に向けた態勢の整備を図る。</p> |

| | | | | | | |
|---------------------|---|-----------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
| <p>目標指標等</p> | <p>■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」</p> <p>C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)</p> <p>目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 0件 (平成22年度) | 4,517件 (平成23～25年度累計) | 3,835件 (平成23～25年度累計) | B 84.9% | 4,517件 (平成23～25年度累計) |
| 2 | 0件 (平成22年度) | 644件 (平成23～25年度累計) | 816件 (平成23～25年度累計) | A 126.7% | 644件 (平成23～25年度累計) | |

| | | | |
|--------------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| <p>平成25年 県民意識調査</p> | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 41.2% | 23.4% | II |

※満足群・不満群の割合による区分
 I: 満足群の割合50%以上
 かつ不満群の割合25%未満
 II: 「I」及び「III」以外
 III: 満足群の割合50%未満
 かつ不満群の割合25%以上

| | |
|-------------------|---------|
| ■ 施策評価（原案） | やや遅れている |
|-------------------|---------|

| 評価の理由 | |
|--------|--|
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> 「商業再開支援制度の活用店舗数」については、復興まちづくり事業(防災集団移転, 土地区画整理等)に時間を要していることから、まだ制度を活用できない事業者もあり、目標値の84.9%となっている。 「観光産業再開支援制度の活用事業所数」については、目標値を上回っている。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> 平成25年県民意識調査では、「施策に対する重視度」について、高重視群の割合(68.9%)が低重視群(13.6%)に対して非常に高く、本施策について県民が重要視していることが窺える。 「施策に対する満足度」については、満足群の割合が41.2%と多い反面で不満群も23.4%と少なくはなく、実績が目に見えにくいものと思われる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> 平成25年3月31日現在の調査では、商工会・商工会議所会員のうち29.5%(11,443会員)に建物被災が発生しており、うち内陸地域の営業継続が96.7%であるのに対し、沿岸地域では80.8%に止まるなど、商工業者の復旧に格差が生じている。 壊滅的な被害を受けた沿岸部の事業者は、内陸の貸店舗や仮設店舗で暫定的に営業を再開しているが、防災集団移転, 土地区画整理等の復興まちづくり事業の完了にまだ相当の時間がかかることが予想されるため、本格的な産業復興にはまだ時間がかかる。 |
| 事業成果等 | <ul style="list-style-type: none"> 商業の再生に関しては、被災中小企業者の事業再開・継続を図るため、事業再建に当たっての資金繰りや経営上の課題解決のための助言を行うとともに、施設等復旧費用の助成や運転資金の融資など、積極的な支援を実施した。 観光に関しては、平成25年4月から6月にかけて官民が一体となって仙台・宮城デスティネーションキャンペーンを開催し、期間中のサンプル調査では観光客の入込数がほぼ震災前の水準まで回復した。また、回復傾向にある国内旅行者を東北地方へ誘致するため首都圏でのキャラバン事業等の誘客事業を実施するとともに、震災後大きく落ち込んだ外国人観光客誘致に向けて海外旅行博への出店やプロモーションなどによる情報発信に努めた。 施策を構成する各事業は、一定程度の成果が出ているものの、沿岸部を中心とする嵩上げ等のインフラ整備が進んでいないことなどから、事業再開が思うように進まないなどの状況も見られることから、施策全体の評価としては「やや遅れている」と判断した。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|--|---|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> 津波により甚大な被害を受けた沿岸部については、市街地再整備などインフラ復旧の進展に合わせて仮設店舗等からの本復旧を行う事業者に対する支援及び商店街再形成を図るための支援が必要となる。 国内外から観光客を呼び戻すため、地震や原発事故の風評を払拭し、安全安心な観光客の受入体制を整備する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 沿岸地域の復興まちづくりの進展に呼応した商業機能の集積が図れるよう、支援メニューを能動的に変えていく。 デスティネーションキャンペーンを起爆剤とした継続的な観光宣伝を実施するとともに、東北各県や関係諸団体と連携しながら、正確な観光情報の発信等を行い、国内外からの交流人口の増加を図る。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|----|--|------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">判定</td> <td>評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">概ね適切</td> <td>目標指標等の達成状況等は概ね良好であり、「やや遅れている」との評価を行うにあたっては、事業再開の状況への所見をはじめ、その理由を具体的に記載する必要があると考える。</td> </tr> </table> | 判定 | 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | 概ね適切 | 目標指標等の達成状況等は概ね良好であり、「やや遅れている」との評価を行うにあたっては、事業再開の状況への所見をはじめ、その理由を具体的に記載する必要があると考える。 |
| | 判定 | 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | | | | |
| 概ね適切 | 目標指標等の達成状況等は概ね良好であり、「やや遅れている」との評価を行うにあたっては、事業再開の状況への所見をはじめ、その理由を具体的に記載する必要があると考える。 | | | | | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | | | | | |

施策番号3 雇用の維持・確保

施策の方向
(「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針)

①緊急的な雇用の維持・確保と生活支援
 ◇ 被災者の緊急的な雇用の維持・確保のため、震災により事業の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持のために要した経費等の一部を助成し、失業を予防するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金等を活用して雇用機会を創出する。
 ◇ 一日も早い勤労者の生活安定を図るため、低利の生活資金の融資制度を創設するほか、雇用の安定化に向け被災した勤務先の早期の事業再開を支援する。
 ◇ 震災の影響により離職された方々等の一刻も早い就労のため、建設重機の操作免許取得の訓練など、緊急的な公共訓練を実施する。

②被災者等や新規学卒者の就職支援
 ◇ 被災者、若年者及び新規学卒者等の就職促進を図るため、被災者等や新規学卒者を雇い入れた事業主に対する就職促進奨励金制度及び被災者等や新規学卒者を対象とした合同就職面接会などを実施する。

③新たな雇用の場の創出
 ◇ ものづくり産業において新たな雇用の場を創出するため、県全域で自動車関連産業や高度電子機械産業などの企業誘致を進める。
 ◇ 被災前の職業を継続できなくなった方々の地元での雇用を確保するため、環境や福祉など新たな分野での地元雇用の創出に取り組む。
 ◇ 次代を担う新たな産業(クリーンエネルギー、医療などの分野)を育成し、雇用の場を創出する。

④復興に向けた産業人材育成
 ◇ 多様な雇用機会の創出を図るため、産学官連携により、自動車関連産業や高度電子機械産業などに加え、次代を担う新たな産業で活躍できる人材を育成する。

| | | | | | | |
|--------------|------------------------|---|--------------------------|--------------------------|-------------|--------------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 | A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 | | | | |
| | | C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | |
| | ■達成率(%) | フロー型:実績値/目標値 ストック型:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 基金事業における新規雇用者数(震災後)(人) | 0人 (平成22年度) | 46,099人 (平成23～25年度累計) | 57,123人 (平成23～25年度累計) | A 123.9% | 46,099人 (平成23～25年度累計) |

| | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 34.7% | 31.6% | Ⅲ |

※満足群・不満群の割合による区分
 I:満足群の割合50%以上
 かつ不満群の割合25%未満
 II:「I」及び「Ⅲ」以外
 III:満足群の割合50%未満
 かつ不満群の割合25%以上

| | |
|--------------------|---------|
| ■ 施策評価 (原案) | やや遅れている |
|--------------------|---------|

| 評価の理由 | |
|--------|--|
| 目標指標等 | 目標指標である「基金事業における新規雇用者数」は57,123人となり、達成率は123.9%と目標を大きく上回った。 |
| 県民意識 | 平成25年県民意識調査における「雇用の維持・確保」の結果を参照すると、満足群は34.7%、不満群は31.6%と満足群・不満群の割合による区分は「Ⅲ」と低い評価結果となったが、満足群が不満群の割合を上回り、平成24年調査では不満群が満足群を上回っていたことから、県民の意識は改善している傾向にあると考えられる。 |
| 社会経済情勢 | 東日本大震災から3年が経過し、復興需要や被災企業の事業再開等により、雇用情勢を示す指標の1つである有効求人倍率は平成24年4月から1倍を超えるなど、良好な状況が維持されている。 ・一方で、沿岸地域を中心に、建設・土木、水産加工などにおいて人手不足となっており、雇用のミスマッチが発生している。 |

| 評価の理由 | |
|-------|--|
| 事業の成果 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内の雇用情勢は、基金事業による緊急的な雇用確保のほか、被災企業の事業再開や復興需要による求人の回復と、被災地域に配慮した合同就職面接会の開催や職業訓練の実施など、求人企業と被災求職者とのマッチング支援等により、有効求人倍率が1倍を大きく上回るなど、成果があったものと判断している。 ・同様にピーク時に6万5千人の休業状態にあった者についても、国の雇用調整助成金等と県が国の助成金に上乗せして支給する「沿岸地域雇用維持特別奨励金」等により雇用維持を支援したことにより、被災者の失業予防に一定の成果があったものと思われる。 ・新規学卒者の就職状況は、復興需要による求人の増加のほか、学校現場において早い時期からの進路指導の実施や県教育委員会、宮城労働局等の関係機関と連携して関係団体への雇用要請を行うとともに、合同企業説明会や合同就職面接会を開催したことなどにより、新規高卒者の就職内定率は98.9%(平成26年3月末現在)となった。【最終はH26.4末現在になります。】 ・上記のように、有効求人倍率や新規高卒者就職内定率の上昇など県内の雇用情勢は震災前よりも改善され、目標指標達成率も100%を上回っているものの、県民意識調査の結果は「Ⅲ」と低い評価となっていることから、「やや遅れている」と評価した。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|--|---|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・県内の雇用情勢は、復興需要や被災企業の事業再開等により、良好な状況が続いているものの、沿岸部を中心に建設・土木などにおいて人材不足となるなど、雇用のミスマッチが発生している。 ・県内の新規学卒者の就職状況は回復しているものの、これは東日本大震災による一時的な要因であることから、先行きは不透明である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸地域を中心に、引き続き基金事業を活用した、緊急的・短期的な雇用の場を確保するとともに、「中小企業等グループ施設等整備補助」など復旧・復興に向けた産業政策と一体となって雇用面で支援を行う「事業復興型雇用創出助成金」制度の実施により、安定的な雇用の創出を図る。また「被災者等求職活動支援事業」により求職者の掘り起こし、企業とのマッチング支援を行うことにより、ミスマッチの解消を図る。 ・県、県教育委員会、宮城労働局等の関係機関が連携して県内外の企業・団体への雇用要請や被災生徒等に配慮した合同就職面接会を開催するほか、県外へ移転を余儀なくされた方々や首都圏に居住する学生等のUターン就職支援を行うなど新規学卒者の就職促進と復興に向けた県内企業の人材確保を図り、現在の就職状況を維持する。 |

| 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | |
|---------------------------|-------------------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | <p>判定 適切</p> <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | - |

宮城県震災復興計画 【農業・林業・水産業の分野】

政策番号4 農林水産業の早期復興

農林水産業の復興のためには、壊滅的な被害を受けた水産業関連施設、農地及び農業用施設等の迅速な復旧とともに、先進的で競争力のある農林水産業の構築に取り組む必要がある。農林水産業が地域経済を牽引する新たな成長産業としてステップアップできるように、魅力ある農業・農村の再興、活力ある林業の再生、新たな水産業の創造及び一次産業を牽引する食産業の振興に向けた取組を進める。

特に、生産力の回復を目指し、生産基盤の一層の復旧に努めるとともに、担い手の確保・育成対策や新しい経営形態の導入等に積極的に取り組む。また、施設園芸への転換、畜産の生産拡大及び水産業の集積等を引き続き推進する。さらに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による影響への対応として、安全・安心な農林水産物を供給する体制を整備するとともに、風評の払拭に努める。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|---------------------|---------------------------|--|----------------------|----|-------------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 1 | 魅力ある農業・農村の再興 | 61,836,170 | 農地復旧・除塩対策の施工面積(ha)[累計] | 11,692ha (平成25年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 園芸用ガラス室・ハウス設置面積(ha)[累計] | 930ha (平成25年度) | A | |
| | | | 津波被災市町における家畜飼養頭羽数(頭) | 181,883頭 (平成25年度) | A | |
| | | | 土地利用型農業を行っている農業生産法人 1法人当たりの水田経営面積(ha) | 24.5ha (平成25年) | B | |
| 2 | 活力ある林業の再生 | 8,376,560 | 被災した木材加工施設における製品出荷額 (億円) | 411億円 (平成25年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 海岸防災林(民有林)復旧面積(ha)[累計] | 3ha (平成25年度) | C | |
| | | | 被災地域における木質バイオマス活用量(万 トン) | 30万トン (平成25年度) | B | |
| 3 | 新たな水産業の創造 | 259,682,525 | 主要5漁港(気仙沼・志津川・女川・石巻・塩 釜)における水揚金額(億円) | 481億円 (平成25年) | A | やや 遅れている |
| | | | 水産加工品出荷額(億円) | 1,227億円 (平成23年) | A | |
| | | | 沿岸漁業新規就業者数(人) | - (平成25年度) | N | |
| 4 | 一次産業を牽引する食産 業の振興 | 150,239,769 | 製造品出荷額等(食料品製造業)(億円) | 4,430億円 (平成24年) | A | やや 遅れている |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価 (原案) やや遅れている

評価の理由・各施策の成果の状況

・農林水産業の早期復興に向け、4つの施策で取り組んだ。
 ・施策1では、生産基盤の復旧、早期営農再開、生産体制の整備が順調に進捗していることから「概ね順調」と評価した。
 ・施策2では、海岸防災林の復旧で進捗率が低かったものの、木材生産の基盤である林道災害復旧工事や、被災住宅の再建、被災施設再建支援事業、また木質バイオマスの活用促進などが順調に進捗していることから「概ね順調」と評価した。
 ・施策3では、目標指標の目標値等は達成しているものの、未整備の養殖施設があることや、未だ多くの水産加工施設が復旧途上であることから、「やや遅れている」と評価した。
 ・施策4では、目標指標の目標値等は達成しているものの、沿岸地域等未だ事業を再開できない事業者も見受けられることから、評価としては「やや遅れている」と評価した。
 ・以上のとおり、施策1と2で「概ね順調」、施策3と4で「やや遅れている」と評価したが、政策全体としては、施策3と4で評価した「やや遅れている」を尊重し、総合的に判断した結果、「やや遅れている」と評価する。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・施策1では、甚大な津波被害地域においては、農地を復旧するに当たり、競争力強化に向けたほ場の大区画化など、農地などの再編整備が必要となっている。 ・施策2では、海岸防災林の復旧については、隣接工事との事業区域等の調整などにより進捗が遅れているため、早期の復旧が必要である。 ・施策3では、水産加工施設に対する復旧整備の継続と、失った販路の回復が必要である。 ・施策4では、被災した事業者からは、「設備復旧が困難」「資金調達が困難」「場所の選定」などが課題であるとの意見がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・津波などの被害が著しい農地のうち、ほ場整備などが未整備の農地を中心に、単なる復旧にとどまらない大区画ほ場整備を実施し、広域的で大規模な土地利用を図る。 ・海岸防災林の復旧については、関係機関との調整を進めながら盛土等の基盤造成を概ね5年間で完成させ、概ね10年(平成32年度)で植栽の完了を目指す。 ・加工流通施設に対して引き続き再建支援を行うとともに、生産者と実需者とのマッチングなど、販路確保・拡大に向けた取組を実施する。 ・設備復旧に向けた補助事業の実施など事業再開に向けた支援を進める。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | 要検討 |
|--------|-------------------|--|--|
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | |
| | | 評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。 | <p>施策3については、施策を構成する事業に一定の成果が出ている中で、「やや遅れている」とした評価について妥当性を認めることは困難である。目標指標の「沿岸漁業新規就業者数」について判明した実績値も踏まえた施策の評価をもとに、政策の評価を検討する必要があると考える。</p> |
| | | - | |

施策番号1 魅力ある農業・農村の再興

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向</p> <p>(「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針)</p> | <p>①生産基盤の早期復旧</p> <p>◇ 営農の再開に向け、がれきの撤去や用排水施設の復旧、除塩など生産基盤の早期復旧に取り組む。あわせて、用排水施設の円滑な運転を支援する。</p> <p>◇ 加工施設や農業用倉庫などの共同利用施設の復旧に取り組むとともに、被災地からの家畜の避難を支援するほか、園芸施設や畜舎の復旧・整備を推進する。</p> <p>◇ 衛生上の観点などから、浸水した米・大豆等を迅速に処理するとともに、死亡家畜の処理を支援するほか、様々な影響が生じている原子力災害に対して迅速な対応を図る。</p> |
| | <p>②早期営農再開に向けた支援</p> <p>◇ 営農の再開に向けた各種相談に応ずる総合的な窓口を設置するとともに、経営指導等を行う。また、浸水等により農地の利用が困難となった農業者に対し、活用可能な農地等の紹介や貸付け等を促進するほか、農業法人等での雇用など就農機会の確保に取り組む。</p> <p>◇ 被災した農業者の経済的負担軽減を図るため、災害対策資金の創設など、資金融通の円滑化を図る。</p> <p>◇ 被災した土地改良区などの農業関係団体を支援するため、借入金償還の軽減などを行う。</p> |
| | <p>③農業・農村復興プランの策定及び生産体制の整備に係る支援</p> <p>◇ ゾーニングによる土地利用や効率的な営農方式の導入を推進するため、各市町や地域の農業・農村に関する復興計画の策定を支援するとともに、その具現化に向けて、生産基盤の整備や農業経営の効率化に向けた取組を支援する。</p> |
| | <p>④収益性の高い農業経営の実現</p> <p>◇ 収益性の高い農業経営を実現するため、多様な担い手の参入や共同化・法人化に向けた支援を行う。</p> <p>◇ 大規模な土地利用型農業を実現するため、地域水田農業を支える認定農業者や農業法人等への農地集積を図るとともに、農業用施設や機械などの導入を支援する。</p> <p>◇ 稲作から施設園芸への転換や畜産の生産拡大を図るため、園芸施設や畜舎の整備、農業用機械や家畜の導入を支援する。</p> <p>◇ 他産業のノウハウを積極的に取り込むなど、付加価値の高いアグリビジネスの振興を図る。</p> |
| | <p>⑤活力ある農業・農村の復興</p> <p>◇ 農業・農村の活性化を図るため、都市との交流促進や6次産業化など、農業の高付加価値化や農村ビジネスの振興に向けた取組を支援する。</p> <p>◇ 農村の持つ多面的機能の維持を図るため、防災対策や自然環境、景観を意識した農村の形成を図る。</p> |

| <p>目標指標等</p> | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------------------------------|---------------------------------|-----------------|---------------------------------|------------|---------------------|--------------------------|-------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------|---------------------------------|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|-------------------|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------|----------------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|------------|-------------------|
| | <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>初期値 (指標測定年度)</th> <th>目標値 (指標測定年度)</th> <th>実績値 (指標測定年度)</th> <th>達成度 達成率</th> <th>計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農地復旧・除塩対策の施工面積(ha)[累計]</td> <td>0ha (0%) (平成22年度)</td> <td>11,850ha (91.2%) (平成25年度)</td> <td>11,692ha (89.9%) (平成25年度)</td> <td>B 98.7%</td> <td>11,850ha (91.2%) (平成25年度)</td> </tr> <tr> <td>2 園芸用ガラス室・ハウス設置面積(ha)[累計]</td> <td>746ha (平成22年度)</td> <td>840ha (平成25年度)</td> <td>930ha (平成25年度)</td> <td>A 195.7%</td> <td>840ha (平成25年度)</td> </tr> <tr> <td>3 津波被災市町における家畜飼養頭羽数(頭)</td> <td>157,835頭 (平成22年度)</td> <td>180,000頭 (平成25年度)</td> <td>181,883頭 (平成25年度)</td> <td>A 101.0%</td> <td>180,000頭 (平成25年度)</td> </tr> <tr> <td>4 土地利用型農業を行っている農業生産法人1法人当たりの水田経営面積(ha)</td> <td>21.9ha (平成22年)</td> <td>30.0ha (平成25年)</td> <td>24.5ha (平成25年)</td> <td>B 81.7%</td> <td>30.0ha (平成25年)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | 1 農地復旧・除塩対策の施工面積(ha)[累計] | 0ha (0%) (平成22年度) | 11,850ha (91.2%) (平成25年度) | 11,692ha (89.9%) (平成25年度) | B 98.7% | 11,850ha (91.2%) (平成25年度) | 2 園芸用ガラス室・ハウス設置面積(ha)[累計] | 746ha (平成22年度) | 840ha (平成25年度) | 930ha (平成25年度) | A 195.7% | 840ha (平成25年度) | 3 津波被災市町における家畜飼養頭羽数(頭) | 157,835頭 (平成22年度) | 180,000頭 (平成25年度) | 181,883頭 (平成25年度) | A 101.0% | 180,000頭 (平成25年度) | 4 土地利用型農業を行っている農業生産法人1法人当たりの水田経営面積(ha) | 21.9ha (平成22年) | 30.0ha (平成25年) | 24.5ha (平成25年) | B 81.7% | 30.0ha (平成25年) |
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 農地復旧・除塩対策の施工面積(ha)[累計] | 0ha (0%) (平成22年度) | 11,850ha (91.2%) (平成25年度) | 11,692ha (89.9%) (平成25年度) | B 98.7% | 11,850ha (91.2%) (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 園芸用ガラス室・ハウス設置面積(ha)[累計] | 746ha (平成22年度) | 840ha (平成25年度) | 930ha (平成25年度) | A 195.7% | 840ha (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 津波被災市町における家畜飼養頭羽数(頭) | 157,835頭 (平成22年度) | 180,000頭 (平成25年度) | 181,883頭 (平成25年度) | A 101.0% | 180,000頭 (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 土地利用型農業を行っている農業生産法人1法人当たりの水田経営面積(ha) | 21.9ha (平成22年) | 30.0ha (平成25年) | 24.5ha (平成25年) | B 81.7% | 30.0ha (平成25年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| <p>平成25年 県民意識調査</p> | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 31.6% | 25.8% | III |

※満足群・不満群の割合による区分
I:満足群の割合50%以上
かつ不満群の割合25%未満
II:「I」及び「III」以外
III:満足群の割合50%未満
かつ不満群の割合25%以上

| | |
|---------------------------|---|
| <p>■ 施策評価 (原案)</p> | <p>概ね順調</p> |
| <p>評価の理由</p> | |
| <p>目標指標等</p> | <p>・一つ目の指標「農地復旧・除塩対策の施工面積」は、前年から5.3%減少したが、達成率は98.7%、達成度「B」に区分される。</p> <p>・二つ目の指標「園芸用ガラス室・ハウス設置面積」は、東日本大震災農業生産対策事業等の補助事業等の活用により、園芸用施設の復旧が進み、達成率は195.7%、達成度「A」に区分される。</p> <p>・三つ目の指標「津波被災市町における家畜飼養頭羽数」は、各種家畜導入助成等の支援により、畜舎等の復旧が進み、前年度と比較すると13.3%減少しているものの、達成率は101.0%、達成度「A」に区分される。</p> <p>・四つ目の指標「土地利用型農業を行っている農業生産法人1法人当たりの水田経営面積」は、24.5haであり、達成率は81.7%、達成度「B」に区分される。</p> |

| 評価の理由 | |
|--------|--|
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> 平成25年県民意識調査において、高重視群が68.0%と高く、満足群が31.6%、満足度の「分からない」が42.5%である。 満足群・不満群の割合による区分は「Ⅲ」に該当する。沿岸部と内陸部の割合の差はほとんどなく、不満群の割合25.8%は24施策中9番目に高い数値であることから、施策「魅力ある農業・農村の再興」については全県的に不満の度合いが小さくないと考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災による津波被害を受けた沿岸部の農地及び損壊した農業用施設の復旧、そして、浸水被害を受けた地域においては、市町の作成した復興計画の実現に向け、農地等の再編整備や生産体制の支援等を図っているが、行政や施工業者のマンパワー不足や農業者の居住地が分散していること等により、膨大な事務や地域の合意形成など各種調整の遅れが懸念されており、継続した人的支援が必要な状況にある。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> 「①生産基盤の早期復旧」では、復旧が必要な農地13,000haのうちおよそ9割にあたる11,692ha(累計)の復旧が進んでおり、概ね順調に推移していると考えられる。 「②早期営農再開に向けた支援」では、経営改善計画策定支援事業など多くの事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 「③農業・農村復興プランの策定及び生産体制の整備に係る支援」では、東日本大震災復興交付金事業など全ての事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 「④収益性の高い農業経営の実現」では、東日本大震災農業生産対策事業など全ての事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 「⑤活力ある農業・農村の復興」では、全ての事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 以上により、施策の目的である「魅力ある農業・農村の再興」は概ね順調に推移していると判断する。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|---|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> 農地復旧・除塩対策が必要な農地13,000haのうち、平成25年度までに着手した11,692haを除く、残る約1,300haの復旧が必要となっている。また、復旧が必要な排水機場47施設のうち、本復旧に着手した44施設を除く、残る3施設の本復旧工事が必要となっている。 甚大な津波被害地域においては、農地を復旧するに当たり、競争力強化に向けたほ場の大区画化など、農地などの再編整備が必要となっている。 震災により崩壊した地域農業の復興を図るには、被災した農業生産施設や農業機械等の整備とともに、担い手の育成が必要となっている。 被災した園芸産地を復活させ、地域農業の牽引役として園芸振興を図っていくためには、大規模な園芸団地化等の取り組みが必要となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に係る農地・農業用施設等の復旧復興のロードマップに基づき、農地の復旧や除塩対策を計画的に進めるとともに、排水機場等の農業用施設等の復旧工事を実施し、生産基盤の早期復旧を図る。 津波などの被害が著しい農地のうち、ほ場整備などが未整備の農地を中心に、単なる復旧にとどまらない大区画ほ場整備を実施し、広域的で大規模な土地利用を図る。 被災した農業生産施設や農業機械の一体的な整備を支援するとともに、担い手への農地集積や地域農業の将来像を描いた計画の作成とその実現に向けた取り組みを支援する。 亘理山元地域のいちご生産団地や石巻地域のトマトやきゅうりの生産団地を整備する取り組みなど地域のニーズに対応した園芸産地の復興支援を行う。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | | | |
|-----------------------------|-------|---|----|----|----|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | <table border="1"> <tr> <td>判定</td> <td rowspan="2">適切</td> </tr> <tr> <td>適切</td> </tr> </table> | 判定 | 適切 | 適切 |
| | 判定 | 適切 | | | |
| 適切 | | | | | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | | | | |

施策番号2 活力ある林業の再生

| | |
|---|---|
| <p>施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針)</p> | <p>①復興に向けた木材供給の確保・産業の維持 ◇ 森林・林業・木材産業のサプライチェーンの回復を図るため、施設復旧への補助や利子助成などの支援を行う。 ◇ 復興に必要な木材の安定供給を図るため、林道の早期復旧や木材生産基盤の整備を支援する。 ◇ 受入先を失い停滞している木材生産を回復するため、需要確保の取組を支援するとともに、間伐などの森林整備事業を推進する。</p> <p>②被災住宅・拠点施設復旧に向けた支援 ◇ 被災地域の復興のまちづくりを加速させるため、県産材を使用した住宅の建築及び公共施設等の復旧、店舗・工場社屋等の建築を支援する。</p> <p>③海岸防災林等の早期復旧及び木質バイオマスの有効活用促進 ◇ 県土の保全や県民生活の安全を確保するため、治山施設や海岸防災林等の早期復旧を図る。また、海岸防災林等の早期復旧に必要な林業種苗を確保するため、種苗生産施設・機械等の整備及び支援を行う。 ◇ 下流域における災害の未然防止を図るため、被災森林等の再造林を進める。 ◇ 木質系がれきの再利用や木質バイオマスの有効活用に向け、木材チップ製造施設や処理加工施設、木質燃料利用施設等の導入を支援する。</p> |
|---|---|

| | | | | | | |
|--------------|--|-------------------------|----------------------------|---------------------------|-------------|----------------------------|
| 目標指標等 | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 被災した木材加工施設における製品出荷額(億円) | 0億円 (平成22年度) | 205億円 (平成25年度) | 411億円 (平成25年度) | A 200.5% | 205億円 (平成25年度) |
| 2 | 海岸防災林(民有林)復旧面積(ha)[累計] | 0ha (0%) (平成22年度) | 40ha (6.2%) (平成25年度) | 3ha (0.5%) (平成25年度) | C 7.5% | 40ha (6.2%) (平成25年度) |
| 3 | 被災地域における木質バイオマス活用量(万トン) | 0万トン (平成22年度) | 32万トン (平成25年度) | 30万トン (平成25年度) | B 93.8% | 32万トン (平成25年度) |

| | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 33.7% | 20.3% | II |

※満足群・不満群の割合による区分
 I:満足群の割合50%以上
 かつ不満群の割合25%未満
 II:「I」及び「III」以外
 III:満足群の割合50%未満
 かつ不満群の割合25%以上

| | |
|--------------------|---|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つめの指標「被災した木材加工施設における製品出荷額」は、加工施設の復旧が概ね完了し、製品出荷額も震災前の水準を超えるまで回復したことから達成率は200.5%、達成度「A」に区分される。 ・二つめの指標「海岸防災林(民有林)復旧面積」は、事業調整などの影響により計画よりも進捗が遅れていることから、達成率が7.5%、達成度「C」に区分される。 ・三つめの指標「被災地域における木質バイオマス活用量」は、被災工場が復旧し既存ボイラー等で使用する木質バイオマス燃料の需要が増加したこと等により、達成率が93.8%、達成度「B」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策に対する重視度は、高重視群が61.3%と高い一方、施策に対する満足度は「分からない」が46.0%と最も高く、全体的には県民生活との関わり等が十分伝わっていない状況が伺える。 ・一方、個別の施策では、被災住宅・拠点施設の復旧に向けた支援については、県民生活に直接関わるものとして関心も高く、15施策中2番目に高い数値となっている。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・復興住宅等の建設や被災地域の拠点施設の整備促進など復興需要に伴い、木材需要の高まりが見込まれる。 ・海岸防災林は津波により約800haの被害が発生しており、背後地の農地や宅地等の保全を図る上で早期復旧が求められている。 ・木質バイオマスについては、新たに熱電併給施設の稼働開始が予定されており、未利用間伐材等の木質バイオマスの利用拡大が見込まれる。 |

| 評価の理由 | |
|--------|--|
| 事業の成果等 | <p>・「①復興に向けた木材供給の確保・産業の維持」と「②被災住宅・拠点施設復旧に向けた支援」は、木材生産の基盤である林道災害復旧工事が概ね完了したことや、被災住宅の再建や地域の拠点施設への木材需要に応えるための被災施設再建支援事業の実施など全ての事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。</p> <p>・「③海岸防災林等の早期復旧及び木質バイオマスの有効活用促進」のうち、海岸防災林の復旧については、各種計画や関係機関との調整などに時間を要したことから達成率は低かったが、植栽に必要な基盤造成は進んでいる。また、木質バイオマスの活用促進は、被災工場のボイラーの復旧が概ね完了したことや、製材工場端材等の供給増により木質バイオマス活用量が増加するなど成果が出ている。</p> |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|--|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <p>・本格化する被災住宅の再建や、地域の拠点施設等の復旧・再整備を行う際に必要な木材需要に的確に対応するための体制整備が必要である。</p> <p>・海岸防災林の復旧については、隣接工事との調整や用地取得の体制整備などを迅速に進め、早期の復旧を図る必要がある。</p> <p>・未利用間伐材等の木質バイオマスの利活用を推進するためには、収集・運搬等の供給体制の整備や利用施設の整備が重要である。</p> | <p>・木材加工流通施設整備への支援を行い、県産材の供給力強化を推進するとともに、県産材を使用した被災住宅や地域の拠点となる公共建築物等の整備に対する支援を継続する。</p> <p>・海岸防災林の復旧については、関係機関との調整を進めながら盛土等の基盤造成を概ね5年間で完成させ、概ね10年（平成32年度）で650haの植栽完了を目指す。</p> <p>・未利用間伐材等の木質バイオマスの利用促進を図るため、収集・運搬やチップ化施設の整備と熱利用施設の整備を支援する。</p> |

| 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | | | | |
|---------------------------|---|---|---|------|---|---|
| 委員会の意見 | <table border="1"> <tr> <th>判定</th> <td>評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</td> </tr> <tr> <th>概ね適切</th> <td>設定されている目標指標の「海岸防災林（民有林）復旧面積」が目標値を大きく下回っていることと、施策に対して「概ね順調」と評価していることとの関係を明確にするため、目標指標を補完できるようなデータや取組を記載するなど、評価の理由を分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。</td> </tr> </table> | 判定 | 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | 概ね適切 | 設定されている目標指標の「海岸防災林（民有林）復旧面積」が目標値を大きく下回っていることと、施策に対して「概ね順調」と評価していることとの関係を明確にするため、目標指標を補完できるようなデータや取組を記載するなど、評価の理由を分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。 | <p>海岸防災林の復旧については、完了に向けた年次計画や進捗の見通しなどを分かりやすく記載する必要があると考える。</p> |
| | 判定 | 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | | | | |
| 概ね適切 | 設定されている目標指標の「海岸防災林（民有林）復旧面積」が目標値を大きく下回っていることと、施策に対して「概ね順調」と評価していることとの関係を明確にするため、目標指標を補完できるようなデータや取組を記載するなど、評価の理由を分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。 | | | | | |
| 施策の成果 | | | | | | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | | | | |

施策番号3 新たな水産業の創造

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向</p> <p>(「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針)</p> | <p>①水産業の早期再開に向けた取組</p> <p>◇ 震災からの本県水産業の復興のために展開すべき施策を示す、「宮城県水産業復興プラン」を策定し、水産業の復興に努める。</p> <p>◇ 水産業の早期再開を図るため、主要な県営漁港、漁船漁業や養殖業の再開に必要な漁港・漁場においてがれき撤去を行い、船舶の航行・係留機能などを回復するとともに、地元漁業者が円滑に漁業を再開できるよう支援する。</p> <p>◇ 漁港背後地では、被災した水産加工場の冷凍水産物を処分し、周辺の衛生環境の改善を図るとともに、魚市場や共同利用施設の機能回復に向けた応急整備を進め、流通・加工機能の回復を図る。また、養殖業の再開に不可欠な種苗の確保や、水産物の安全性を確保する生物調査、海洋環境調査を実施する。</p> <p>◇ 水産業復興支援策の一層の充実を図るために、公益財団法人宮城県水産振興協会との連携のもと、国等の支援の円滑な推進や水産業再開のための外部資本の活用等を促進する。</p> |
| | <p>②漁業経営基盤・生産基盤の再建支援</p> <p>◇ 震災により経営基盤や生産基盤を失った漁業者・事業者が事業を再開できるまでの間、借入金の償還などに係る負担軽減や有利な資金調達などが可能となるよう支援する。</p> <p>◇ 水産業関係団体等の経営安定等を図るため、組織の再構築などを含めた抜本的な体制見直し等に係る取組を支援する。</p> <p>③水産業集積拠点の再構築及び沿岸漁業拠点の集約再編</p> <p>◇ 気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜の主要な5つの漁港を水産業集積拠点として位置付け、「宮城県水産業復興プラン」に基づいて漁港施設や魚市場、漁港背後地を一体的に整備し、水産加工業に欠かせない加工施設や冷凍冷蔵庫などはじめとする関連施設の整備や事業者の再建支援に取り組む。また、新たに放射性物質検査機器を導入し、水産業集積拠点における検査体制の充実を図る。</p> <p>◇ 水産業集積拠点となる漁港を除く県内漁港は、沿岸漁船漁業及び養殖業を行う上で重要な漁港を沿岸漁業拠点として整備するとともに、沿岸市町のまちづくり計画に合わせて集落の復興計画の策定支援や漁業権の変更・更新などに取り組む。</p> <p>◇ 養殖業再開に向けて、早急に種苗生産施設の整備を進め、養殖・出荷サイクルを回復させるとともに、津波により被災したさけ養殖施設などの栽培漁業施設の復旧を図り、沿岸漁業、養殖業の生産力の再生・向上に取り組む。</p> <p>④新たな経営方式の導入による経営体質強化、後継者確保、漁業の総合産業化等</p> <p>◇ 沿岸漁業・養殖業等の第一次産業の経営体質強化を図るため、漁業生産組合や漁業会社など漁業経営の共同化、協業化、法人化を促すとともに、地元漁業者と技術・ノウハウや資本を有する民間企業との連携を積極的に進め、自立した産業としての礎となる新たな経営形態の導入支援に取り組む。あわせて、後継者育成、新規就業者等確保の取組を進め、減少傾向にあった漁業就業者数の増加を図る。</p> <p>◇ 水産加工業等の第二次産業、流通・販売等の第三次産業においても経営の共同化等により経営体質の強化を図る取組を支援する。</p> <p>◇ 漁業が地域の総合産業に飛躍するため、産学官の連携強化、漁業・加工・流通・観光の相乗効果を促すとともに、6次産業化などの取組を支援する。</p> |

| 目標指標等 | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|------------------|--------------------|-----------------|---------------------|------------|---------------------|---------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------|------------------|----------------|--------------------|------------------|--------------------|-------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|--------|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>初期値 (指標測定年度)</th> <th>目標値 (指標測定年度)</th> <th>実績値 (指標測定年度)</th> <th>達成度 達成率</th> <th>計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 主要5漁港(気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜)における水揚金額(億円)</td> <td>255億円 (平成23年)</td> <td>361億円 (平成25年)</td> <td>481億円 (平成25年)</td> <td>A 133.2%</td> <td>361億円 (平成25年)</td> </tr> <tr> <td>2 水産加工品出荷額(億円)</td> <td>2,817億円 (平成19年)</td> <td>420億円 (平成23年)</td> <td>1,227億円 (平成23年)</td> <td>A 292.1%</td> <td>1,402億円 (平成25年)</td> </tr> <tr> <td>3 沿岸漁業新規就業者数(人)</td> <td>25人 (平成22年度)</td> <td>25人 (平成25年度)</td> <td>- (平成25年度)</td> <td>N -</td> <td>25人 (平成25年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | 1 主要5漁港(気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜)における水揚金額(億円) | 255億円 (平成23年) | 361億円 (平成25年) | 481億円 (平成25年) | A 133.2% | 361億円 (平成25年) | 2 水産加工品出荷額(億円) | 2,817億円 (平成19年) | 420億円 (平成23年) | 1,227億円 (平成23年) | A 292.1% | 1,402億円 (平成25年) | 3 沿岸漁業新規就業者数(人) | 25人 (平成22年度) | 25人 (平成25年度) | - (平成25年度) | N - |
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 主要5漁港(気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜)における水揚金額(億円) | 255億円 (平成23年) | 361億円 (平成25年) | 481億円 (平成25年) | A 133.2% | 361億円 (平成25年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 水産加工品出荷額(億円) | 2,817億円 (平成19年) | 420億円 (平成23年) | 1,227億円 (平成23年) | A 292.1% | 1,402億円 (平成25年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 沿岸漁業新規就業者数(人) | 25人 (平成22年度) | 25人 (平成25年度) | - (平成25年度) | N - | 25人 (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 40.1% | 23.5% | |

※満足群・不満群の割合による区分
 I: 満足群の割合50%以上
 かつ不満群の割合25%未満
 II: 「I」及び「III」以外
 III: 満足群の割合50%未満
 かつ不満群の割合25%以上

| | |
|-------------------|---------|
| ■ 施策評価（原案） | やや遅れている |
|-------------------|---------|

| 評価の理由 | |
|--------|--|
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・主要5漁港における水揚げ金額は、水揚げ拠点となる魚市場や被災した産地魚市場の製氷機能が回復していることから、震災前の80%まで回復している。達成度については目標値を超えているため「A」とした。 ・直近の実績値であるH23年の水産加工品出荷額は1,227億円となり、目標値を超えているため「A」とした。 ・沿岸漁業新規就業者数は、調査中であり、実績値が確定していないことから、「N」とした。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査結果は、満足群の割合が40.1%、不満群の割合は23.5%となっている。平成24年度に比べ、不満群の割合が3.4%改善する一方、満足群は0.9%の低下にとどまり、復旧の進捗状況に対する県民意識は改善傾向にある。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・福島第1原子力発電所事故による放射能の影響により、安全・安心な生産・供給体制の整備が求められている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・魚市場の応急復旧や共同利用施設の応急整備、漁船や漁具の取得支援、養殖業の再開に不可欠な施設の復旧、種苗の確保や資材の取得支援により、主要魚市場の水揚げ金額、漁船、養殖施設は震災前の約80%まで復旧が進んでいる。 ・本施策の事業により、目標指標等の目標値は達成しているものの、震災による休業の間に失った販路の回復・拡大が必要であること、養殖施設について、未整備施設の整備が必要であること、また、未だ多くの水産加工施設が復旧途上であることなどから、評価としてはやや遅れているものと判断される。 |

※ 評価の視点：目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|---|---|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・震災による休業の間に失った販路の回復・拡大支援が必要となっている。 ・養殖施設について、未整備施設の整備が必要となっている。 ・未だ多くの水産加工施設が復旧途上であり、継続した復旧整備支援が必要となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・産地水産物・加工情報を県内外へ発信強化し、生産者と原料を仕入れる実需者とのマッチングを図るなど流通を促進し、販路確保・拡大に向けた取組を行う。 ・本施策の事業を継続し、未整備の養殖施設や共同利用施設などの早期復旧を図る。 ・整備が進まなかった水産加工企業や、冷凍冷蔵などの共同利用施設の早期復旧を図る。また、魚市場整備を進め、県全体の水産物管理体制や受入機能の強化を図る。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | |
|-----------------------------|-------------------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | <p>判定 評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うにあたり、評価内容を検討する必要があると判断される。</p> <p>要検討 施策を構成する事業に一定の成果が出ている中で、「やや遅れている」とした評価について妥当性を認めることは困難である。目標指標の「沿岸漁業新規就業者数」について判明した実績値も踏まえ、施策の評価を検討する必要があると考える。 また、水産業を取り巻く情勢として、放射能の影響に加え、販路の回復や拡大に向けた取組が必要な状態にあることも評価の理由に具体的に記載する必要があると考える。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | <p>課題と対応方針については、放射能の影響や風評に対する取組や対応策についても具体的に記載する必要があると考える。</p> |

施策番号4 一次産業を牽引する食産業の振興

| | |
|--|--|
| <p>施策の方向 〔宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画〕の行動方針)</p> | <p>①食品製造関連施設の早期復旧及び事業再開支援 ◇ 県産農林水産物の受け入れや食料品の安定供給等を図るため、卸売市場施設の早期復旧に取り組む。 ◇ 食品製造業者の事業再建に向けた各種相談に取り組むとともに、施設整備に係る金融支援や仮設施設の整備により早期の事業再開を支援する。また、食品製造業者の事業再開に向け、原材料の安定確保などに係る取組を支援する。 ◇ 需要先である小売業の被災や消費低迷に対処するため、県産農林水産物の販売促進に係る取組を支援する。 ◇ 被災や原子力災害による風評被害に対処するため、県産農林水産物のイメージアップや安全性の確保に関する取組を支援する。</p> <p>②情報発信の強化による販路の拡大 ◇ 県産農林水産物等の販路拡大を図るため、ウェブサイトの活用やイベント、セミナー等の開催による県内外への情報発信の強化、商談会等の開催による実需者とのマッチングの強化などに取り組む。 ◇ 県外向けの広報宣伝の強化や首都圏での販売促進のほか、有望な市場である海外への輸出拡大に取り組む。</p> <p>③食材王国みやぎの再構築 ◇ 「食材王国みやぎ」の復興、再構築を図るため、県産農林水産物等の高付加価値化、ブランド化や市場ニーズにマッチした商品開発などに取り組むとともに、農商工連携の手法を活用し、県産農林水産物等の需要拡大に取り組む。</p> |
|--|--|

| 目標指標等 | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|--------------------|--------------------|-----------------|-----------------|--------------------|-----------------|---------------------|-----|--|-----------------------|---|--------------------|--------------------|---|--------|
| | <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">初期値 (指標測定年度)</th> <th rowspan="2">目標値 (指標測定年度)</th> <th rowspan="2">実績値 (指標測定年度)</th> <th colspan="2">達成度</th> <th rowspan="2">計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> <tr> <th>達成率</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 製造品出荷額等(食料品製造業)(億円)</td> <td>-</td> <td>3,912億円 (平成24年)</td> <td>4,430億円 (平成24年)</td> <td>A</td> <td>113.2%</td> <td>4,499億円 (平成25年)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) | 達成率 | | 1 製造品出荷額等(食料品製造業)(億円) | - | 3,912億円 (平成24年) | 4,430億円 (平成24年) | A | 113.2% |
| | 初期値 (指標測定年度) | | | | | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | | 達成度 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | |
| | | 達成率 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 製造品出荷額等(食料品製造業)(億円) | - | 3,912億円 (平成24年) | 4,430億円 (平成24年) | A | 113.2% | 4,499億円 (平成25年) | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 37.2% | 20.8% | |

※満足群・不満群の割合による区分
 I:満足群の割合50%以上
 かつ不満群の割合25%未満
 II:「I」及び「III」以外
 III:満足群の割合50%未満
 かつ不満群の割合25%以上

| | |
|--------------------|---------|
| ■ 施策評価 (原案) | やや遅れている |
|--------------------|---------|

| 評価の理由 | |
|---------------|---|
| 目標指標等 | <p>・製造品出荷額については、平成24年宮城県の工業(速報)によると、前回よりも11.3ポイント減少したが、達成率は113.2%、達成度は「A」に区分される。</p> |
| 県民意識 | <p>・農林水産業の分野の取組のうち「一次産業を牽引する食産業の振興」については、重要又はやや重要が全体の66.0%と高重視群が高いものの、満足群は37.2%にとどまっている。 ・また、特に優先すべきと思う施策として、食品製造関連施設の早期復旧及び事業再開支援が県全体で8.3%であり、本分野の中でも全体で4位となっていることから、沿岸部、内陸部を問わず県民意識の中において本施策への期待は大きい。</p> |
| 社会経済情勢 | <p>・平成24年度宮城県の工業(速報)において、本県食品製造事業所数は、平成22年より214事業所減っており、製造出荷額も平成22年より約1,301億円減少している。 ・また、これまで食品製造業の製造品出荷額は県内で最も多かったが、震災後、多くの食品製造事業者が被災したことから、製造品出荷額においては、他業種にその座を明け渡すなど、食品製造業を取り巻く情勢は大変厳しい状況となっている。 ・さらに、震災により沿岸地域を中心として、生産者、加工及び流通事業者が甚大な被害を受け、多くの事業者において既存の販路が失われていることから、販路の回復・開拓が急務となっている。 ・販路開拓においては、福島第一原子力発電所事故の影響は、徐々に縮小しているものの未だに解消されておらず、県産品の販売は厳しい状況が続いており、引き続き広報PR等により県産品のイメージアップを図る必要がある。 ・輸出については、円高や平成23年3月の原発事故の影響などにより、落ち込みが生じていたが、平成25年は、5,506億円と過去最高となった。(H24年 4,597億円)国においては、平成32年までに輸出額を1兆円規模にする目標を立てており、今後はオールジャパンでの取組が促進されていくこととなる。</p> |

| 評価の理由 | |
|------------------------|---|
| 事業 の 成 果 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・県経済の復旧に向け、3,721事業者の復興事業計画を認定し、1,440億円の補助金を交付した。 ・企業の課題把握やニーズ対応等に向け、約1千件の企業訪問を実施した。 ・大手スーパーとのタイアップにより水産加工品販売会を開催し、被災事業者の取引拡大を支援するとともに、地元企業連携体と共同で産学官連携事業や成長が期待される産業への参入に向けた勉強会等を実施し、地域のものづくり産業の振興を図った。 ・首都圏の百貨店を中心に5か所(横浜・広島・名古屋・千葉・高槻)で物産展を開催したり、東京アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」での販売を通じ、県産品の認知度向上等に努めるとともに、展示商談会の開催補助や県外への展示商談会への出展補助を実施した。 ・仙台での県単独や山形県との合同による商談会を開催するとともに、首都圏及び大阪で開催された商談会等へ出展した。また、台湾のスーパーにおいてフェアを開催するとともに、海外バイヤー訪問を行うなど、販路開拓支援を行った。 ・さらに、農林漁業者と商工業者とのマッチング機会の提供や実需者を専門家とするマッチング強化員を派遣するなどにより、新商品開発等の支援を行った。 ・施策全体としては、目標指標の目標値は達成しているものの、沿岸地域等未だ事業を再開できない事業者も見受けられることから、評価としては「やや遅れている」と判断される。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|---|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・製造環境の被災に加え販路喪失など、本県農林水産資源や食品製造業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、企業や地域の実情に応じた、よりきめ細やかな施策を展開する必要がある。 ・事業者の声としては、「設備復旧が困難」「資金調達が困難」「場所の選定」などが課題となっている。 ・食料品製造業の製造品出荷額については、未だ震災前の状況までには回復していないことから、再開後の経営安定に向けた販路回復・拡大につながる総合的な支援を継続することが必要である。 ・本県の豊かな農林水産資源や食品製造業の振興のために、さらなる「食材王国みやぎ」としての全国的な定着に努める必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者や地域の実情を把握するため、企業訪問等を通じたニーズ把握や情報提供等に取り組む。 ・設備復旧に向けた補助事業の実施など事業再開に向けた支援を進める。 ・商品開発に向けた専門家の派遣や、商品提案力向上等を目指す人材育成のほか、新商品づくりや販売活動に対する支援、商談機会の創出・提供など、商品づくりから販売まで一貫した総合的な支援に取り組む。 ・「宮城ふるさとプラザ」や首都圏等での物産展などを通じた、本県復興状況の周知や県産品のイメージアップに努めるとともに、県農林水産物の国内外での需要拡大に向けたマッチングや農商工連携による新たな商品づくりにも取り組む。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | | | |
|-----------------------------|-------------------|--|----|---|----|
| 委員 会 の 意 見 | 施策の成果 | <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">判定</td> <td rowspan="2">評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">適切</td> </tr> </table> | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | 適切 |
| | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | | | |
| 適切 | | | | | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | | | |

宮城県震災復興計画【公共土木施設の分野】

政策番号5 公共土木施設の早期復旧

被災した公共土木施設については、復興を支える重要な基盤であることから、各事業主体が一丸となって、着実かつスピーディーな復旧に取り組んでいく。また、県民の命と生活を守り、震災を乗り越え、更なる発展につなげる県土づくりを図るため、道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進、海岸・河川などの県土保全についても取組を進める。

特に、東日本大震災により大きな被害を受けた沿岸地域の復興まちづくりに重点的に取り組むとともに、大津波対策や防災道路ネットワークの構築などにより、内陸部も含めた県土全域で、災害に強いまちづくり宮城モデルの構築を推進する。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 (指標測定年度) | | 達成 度 | 施策評価 | |
|------|-------------------------|---------------------------|------------------------------------|-----------------|----------|----------|---------|---|
| | | | | 実績値 | 達成度 | | | |
| 1 | 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進 | 156,043,209 | 公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)の執行状況(%) | 68% | (平成25年度) | B | 概ね順調 | |
| | | | 主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数(橋)[累計] | 19橋 | (25.3%) | (平成25年度) | | B |
| | | | 仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量(TEU) | 145,991TEU | (平成25年) | B | | |
| 2 | 海岸、河川などの県土保全 | 87,482,830 | 比較的頻度の高い津波に対し、施設の防護機能が不足する海岸数(海岸) | 55海岸 | (平成25年度) | C | やや遅れている | |
| | | | 比較的頻度の高い津波に対し、施設の防護機能が不足する河川数(河川) | 58河川 | (平成25年度) | C | | |
| | | | 地震により土砂災害が発生した箇所における土砂災害防止施設整備率(%) | 82% | (平成25年度) | B | | |
| 3 | 上下水道などのライフラインの復旧 | 8,269,713 | 被災した流域下水道施設の復旧率(%) | 100% | (平成25年度) | A | 順調 | |
| 4 | 沿岸市町をはじめとするまちの再構築 | 27,920,443 | 県立都市公園5公園の施設復旧完了数(箇所)[累計] | 4箇所 | (平成25年度) | B | やや遅れている | |
| | | | 被災市街地復興土地区画整理事業の工事着手地区数(地区)[累計] | 27地区 | (平成25年度) | B | | |
| | | | 防災集団移転促進事業に着手する市町数(市町)[累計] | 12市町 | (平成25年度) | A | | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
 ■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| | |
|------------------|---------|
| 政策評価 (原案) | やや遅れている |
|------------------|---------|

評価の理由・各施策の成果の状況

- ・公共土木施設の早期復旧に向けて、4つの施策に取り組んだ。
- ・施策1については、3つの目標指標等の達成度はいずれもBに区分され、目標値をやや下回ったが、仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量が東日本大震災の影響による大幅な落ち込みから順調に回復しており、また、実施した全ての事業で一定の成果が出ていることから、「概ね順調」と評価した。
- ・施策2については、被災した海岸保全施設等の40か所、河川施設等の26か所において本格的な工事に着手しているものの、沿岸市町の復興まちづくり計画との調整や地域の合意形成に時間を要しているものがあることから、「やや遅れている」と評価した。
- ・施策3については、被災した下水道処理施設において、平成25年度までに災害復旧が完了し、さらに、実施した全ての事業で一定の成果が出ていることから、「順調」と評価した。
- ・施策4については、3つの目標指標等の達成度はA又はBに区分されるが、平成25年県民意識調査の満足群・不満群の割合による区分ではⅢに分類され、満足群34.6%、不満群35.2%と不満群が満足群を上回っており、本格的な工事着工状況等で県民が求める満足を得られなかったと判断されることから、「やや遅れている」と評価した。
- ・以上のとおり、施策3は「順調」と、また、施策1は「概ね順調」と評価したが、施策2及び施策4を「やや遅れている」と評価しており、あわせて、県民意識調査結果を最大限考慮し、政策全体としては「やや遅れている」と評価する。

| 政策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|--|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <p>・政策全体では、合意形成に時間を要している事業において、特に進捗の遅れが見られる。</p> <p>・施策1では、災害復旧事業について、平成29年度の完成に向けた適切な進行管理が必要である。また、橋梁の耐震化については、入札不調等による事業進捗の遅れが懸念される。</p> <p>・施策2では、災害復旧事業について、平成29年度の完成に向けた適切な進行管理や早期完成に向けた被災市町のまちづくり計画との連携、地域の合意形成を図る必要がある。</p> <p>・施策3では、市町村所管の水道施設について、今後も復旧支援の継続的な取り組みが必要である。</p> <p>・施策4では、特に沿岸部においては、被災市街地復興土地区画整理事業などの事業化は、相当な調整期間を要する。</p> <p>・被災市町においては、復興事業を進めるに当たり、職員の人員不足が顕在化している。</p> | <p>・市町や権利者の合意形成を待つだけではなく、県自ら積極的に関与し、リーダーシップを発揮して取り組んでいく。</p> <p>・施策1について、復興まちづくり計画や河川・漁港施設の復旧計画との調整を進めるとともに、用地交渉や詳細設計も並行して進める。また、工事発注ロットの大型化や債務負担行為の活用による早期発注等により事業を推進し、進行管理を徹底する。</p> <p>・施策2について、定期的に事業の進捗状況を確認するとともに、入札不調対策として関連工区を合併するなど、スケールメリットを反映させるよう工夫し、さらに、用地買収の難航が想定される箇所については、事業認定申請の手続きを進め、収用手続の準備を行う。また、地域の合意形成を図るための地元説明会などを実施するとともに、進捗状況を可視化するために各施設管理者と連携を図りながらロードマップを作成し、住民合意形成を図る。</p> <p>・施策3について、引き続き、市町村所管の水道施設の復旧支援事業の継続を図る。</p> <p>・施策4について、早期に被災市町の復興まちづくりを実現するため、被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業の事業着手に向け、事業認可に向けた調整や発注計画支援など、今後も継続して行っていく。</p> <p>・職員の人員不足については、全国の自治体から多くの人的支援を得ているものの、必要人員を確保できていない状況であり、被災市町で取り組む任期付職員採用募集に関する支援などを行うとともに、国に対してより一層の人的支援の推進を求める。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | |
|-----------------------------|-------------------|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | <p>判定 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>概ね適切 政策を構成する施策は概ね妥当だが、個々の施策を評価するための目標指標には議論の余地がある。特に入札不調や関係各機関の調整に起因する遅れがあるため、目標指標を補完できるようなデータや施策を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえた成果の把握に努めるなど、政策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。</p> |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | 復興まちづくり事業カルテの内容も踏まえた課題の把握や復興交付金制度と復興計画期間との関係等の問題について、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考え。 |

施策番号1 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向</p> <p>(「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針)</p> | <p>①高規格幹線道路等の整備</p> <p>◇ 沿岸防災ネットワークを強化する観点から、常磐自動車道や三陸縦貫自動車道などの整備を促進し、高規格幹線道路網の充実強化を図る。</p> <p>◇ 東西の連携軸を形成し県土の復興を支えるみやぎ県北高速幹線道路などの地域高規格道路の整備を推進し、地域連携を強化する。</p> |
| | <p>②国道、県道の整備及び市町村道整備の支援</p> <p>◇ 被災した道路の早期復旧を図る。</p> <p>◇ 災害に強い幹線道路ネットワークを整備するため、国道108号、国道113号、国道347号、国道398号等の主要幹線道路の整備を推進する。また、安全な道路利用が図られるよう交通安全施設等の整備や災害防除対策を着実に進める。</p> <p>◇ 沿岸部においては、離島振興のため大島架橋事業を進めるほか、海岸保全施設の整備と併せて、多重防御による防災・減災機能を有する高土構造の防災道路について検討し、まちづくりと一体的に整備を進める。</p> <p>③橋梁等の耐震化・長寿命化対策</p> <p>◇ 橋梁などの道路関連施設における耐震化計画及び長寿命化計画に基づき、順次新たな対策を推進し、耐震化・長寿命化を着実に実施する。</p> <p>④仙台塩釜港、石巻港及び地方港湾の整備</p> <p>◇ 背後のまちづくりとの調整を図りながら復旧を進める。</p> <p>◇ 仙台塩釜港においては、東北地方の発展をけん引する国際海上物流拠点として、港湾機能の回復や物流機能の確保に向けて、港湾施設の早期復旧を推進する。</p> <p>⑤仙台空港の復興</p> <p>◇ 東北の発展を支える重要な広域交通拠点である仙台空港の早期復旧を促進するとともに、災害に強い空港として再生を目指し、国と連携して空港防災対策を進める。</p> <p>◇ 仙台空港ビルや旅客ターミナルビルの復旧支援、さらには防災拠点としての機能強化を図りながら、官民一体となって国内外の航空ネットワークの再構築に取り組み、空港の機能充実を図る。</p> <p>◇ 空港利用を促進するための重要な交通インフラである仙台空港アクセス鉄道の早期復旧や経営安定化へ向けた支援を行う。</p> |

| <p>目標指標等</p> | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|----------------------------|----------------------------|-----------------|-----------------|----------------------------|-----------------|---------------------|-----|-----|-------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|---|-------|-----------------|----------------------------|------------------------|----------------------------|----------------------------|---|-------|----------------------------|------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---|-------|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">初期値 (指標測定年度)</th> <th rowspan="2">目標値 (指標測定年度)</th> <th rowspan="2">実績値 (指標測定年度)</th> <th colspan="2">達成度</th> <th rowspan="2">計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)の執行状況(%)</td> <td>- (平成22年度)</td> <td>71% (平成25年度)</td> <td>68% (平成25年度)</td> <td>B</td> <td>95.8%</td> <td>71% (平成25年度)</td> </tr> <tr> <td>2 主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数(橋)[累計]</td> <td>0橋 (0%) (平成22年度)</td> <td>22橋 (29.3%) (平成25年度)</td> <td>19橋 (25.3%) (平成25年度)</td> <td>B</td> <td>86.4%</td> <td>22橋 (29.3%) (平成25年度)</td> </tr> <tr> <td>3 仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量(TEU)</td> <td>155,454TEU (平成22年)</td> <td>156,000TEU (平成25年)</td> <td>145,991TEU (平成25年)</td> <td>B</td> <td>93.6%</td> <td>156,000TEU (平成25年)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | 達成率 | 1 公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)の執行状況(%) | - (平成22年度) | 71% (平成25年度) | 68% (平成25年度) | B | 95.8% | 71% (平成25年度) | 2 主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数(橋)[累計] | 0橋 (0%) (平成22年度) | 22橋 (29.3%) (平成25年度) | 19橋 (25.3%) (平成25年度) | B | 86.4% | 22橋 (29.3%) (平成25年度) | 3 仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量(TEU) | 155,454TEU (平成22年) | 156,000TEU (平成25年) | 145,991TEU (平成25年) | B | 93.6% |
| | 初期値 (指標測定年度) | | | | | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | | 達成度 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 達成率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)の執行状況(%) | - (平成22年度) | 71% (平成25年度) | 68% (平成25年度) | B | 95.8% | 71% (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数(橋)[累計] | 0橋 (0%) (平成22年度) | 22橋 (29.3%) (平成25年度) | 19橋 (25.3%) (平成25年度) | B | 86.4% | 22橋 (29.3%) (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量(TEU) | 155,454TEU (平成22年) | 156,000TEU (平成25年) | 145,991TEU (平成25年) | B | 93.6% | 156,000TEU (平成25年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| <p>平成25年 県民意識調査</p> | <p>満足群の割合 (満足+やや満足)</p> | <p>不満群の割合 (やや不満+不満)</p> | <p>満足群・不満群 の割合による 区分</p> |
| | <p>41.1%</p> | <p>27.0%</p> | |

※満足群・不満群の割合による区分
 I:満足群の割合50%以上
 かつ不満群の割合25%未満
 II:「I」及び「III」以外
 III:満足群の割合50%未満
 かつ不満群の割合25%以上

■ 施策評価 (原案) 概ね順調

| 評価の理由 | |
|--------------|---|
| <p>目標指標等</p> | <p>・県では、東日本大震災による甚大な被害に対し、「宮城県社会資本再生・復興計画」に基づき、復旧・復興の推進と、進行管理を実施している。このうち、公共土木施設の早期復旧における、道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進の実現に向け取り組んだ。</p> <p>・一つ目の指標「公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)の執行状況」は、達成率が95.8%、達成度「B」に区分される。</p> <p>・二つ目の指標「主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数(橋)」は、達成率が86.4%、達成度「B」に区分される。</p> <p>・三つ目の指標「仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量(TEU)」については、達成率が93.6%、達成度「B」に区分される。</p> |

| 評価の理由 | |
|--------|---|
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> 平成25年県民意識調査結果では、「重要」又は「やや重要」とする「高重視群」の割合が77.7%と高い期待が寄せられている一方で、施策に対する満足群が41.1%と過半数に達していない。また、内陸部と沿岸部の地域別で比較した場合では、沿岸部で重視度が高いものの、内陸部に比べて満足度は低かった。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災からの一日も早い復旧・復興を目指し、単なる原形復旧ではなく、地震や津波による被災事象を踏まえ、施設の構造や断面等の技術的な検討を通じて、施設の再構築に取り組んできたところである。 しかしながら、今回の被災は、甚大かつ広範囲であり、これまでに経験したことのない大規模なものであることから、復旧・復興事業の推進にあたっては、マンパワー不足による発注者体制の再構築、建設資材や請負業者・建設技術者の確保、入札不調への対応などの問題が顕在化しているほか、市町のまちづくり計画をはじめとする他事業との調整等に時間を要しており、事業進捗への影響もでている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)については、「社会経済情勢」の影響により、目標値を若干下回ったが、沿岸部を除き概ね完了(1,362か所、平成26年3月末現在)しており、概ね順調に推移していると考ええる。なお、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画(再生期)」では、完了年度を平成29年度まで延伸している。 橋梁耐震化事業については、目標値を若干下回ったものの、概ね順調に推移していると考ええる。 企業活動の再開や復興需要の高まりを受けて、平成25年の仙台塩釜港コンテナ貨物取扱量(実入り、内貨除く)は速報値で145,991TEUを記録し、目標値の93.6%を達成し、震災前の平成22年と比較して93.9%まで回復する見込みとなり、平成22年に次いで過去2番目の取扱量となっており、概ね順調に推移していると考ええる。 仙台空港の災害復旧については、平成25年度で概ね完了した。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|---|---|
| 課題 | 対応方針 |
| <p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)については、平成29年度の完成に向け、適正な事業進行管理が必要である。 橋梁の耐震化については、入札不調等による事業進捗の遅れが懸念される。 <p><港湾></p> <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業(港湾)については、まちづくりや港湾関係者、地域住民との調整から復旧完了が平成27年以降にずれ込む箇所が生じている。 <p><空港></p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災前に比べ、仙台空港国際線の利用者数の回復が遅れている。 | <p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> 復興まちづくり計画や河川・漁港施設の復旧計画との調整を進めるとともに、用地交渉や詳細設計も並行して進める。 工事発注ロットの大型化や、債務負担行為の活用による早期発注等により、事業を推進し進行管理を徹底する。 <p><港湾></p> <ul style="list-style-type: none"> 丁寧かつ迅速な調整を図るとともに、完了目標に向けた進捗管理を行っていく。 <p><空港></p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就航路線の周知を図るとともに、航空会社に対し、増便や機材の大型化、新規路線の開設等を働きかける。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | |
|-----------------------------|-------------------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | <p>判定</p> <p>評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>概ね適切</p> <p>設定されている目標指標のうち「公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)の執行状況」については、算定に用いる事業費が事業の進捗に応じて変動するものであるため、目標値及び実績値を明示した説明が必要であると考ええる。</p> <p>また、平成25年県民意識調査において、施策に対する満足群の割合が前回調査より低下した理由について分析の上、評価の理由に記載するなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考ええる。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | <p>入札不調に対する工事発注ロットの大型化や債務負担行為等による対応について、具体的な事例を掲げて、分かりやすく記載する必要があると考ええる。</p> |

施策番号2 海岸、河川などの県土保全

| | |
|---|---|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針) | ①海岸の整備 ◇ 高潮や波浪から防御するため、海岸保全施設等の緊急復旧対策を早急に実施するとともに、背後地で行われるまちづくりと連携し、海岸防災林との組み合わせなどにより堤防幅を大幅に拡張するなど、防災・減災機能の強化を検討しながら本格復旧を実施する。 |
| | ②河川の整備 ◇ 洪水等による二次災害を防止するため、決壊した河川堤防等の応急復旧を早急に完了させ、本格復旧を実施する。また、地盤沈下等の影響により、洪水被害のリスクが高まった低平地の治水安全度を早期に向上させるため、河道改修やダムなどの整備による総合的な洪水防御対策を実施する。 |
| | ◇ まちづくりと連携しながら、防災機能を強化した総合的な浸水対策を実施する。 |
| | ③土砂災害対策の推進 ◇ 被災した砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止施設の応急復旧や被災箇所への二次災害防止の対策を早急に完了させ、本格復旧を実施する。 ◇ 土砂災害危険箇所における基礎調査の実施や土砂災害警戒区域等の指定を推進し、県土全体の土砂災害防止対策を実施するとともに、住民へ防災意識の醸成を図る。 |

| | | | | | | |
|--------------|---|------------------|------------------|------------------|------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | |
| | ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 比較的頻度の高い津波に対し、施設の防護機能が不足する海岸数(海岸) | 59海岸 (平成22年度) | 28海岸 (平成25年度) | 55海岸 (平成25年度) | C 12.9% | 28海岸 (平成25年度) |
| 2 | 比較的頻度の高い津波に対し、施設の防護機能が不足する河川数(河川) | 58河川 (平成22年度) | 45河川 (平成25年度) | 58河川 (平成25年度) | C 0.0% | 45河川 (平成25年度) |
| 3 | 地震により土砂災害が発生した箇所における土砂災害防止施設整備率(%) | - (平成22年度) | 100% (平成25年度) | 82% (平成25年度) | B 82.0% | 100% (平成25年度) |

| | | | |
|--|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 36.4% | 31.4% | Ⅲ |

※満足群・不満群の割合による区分
 I: 満足群の割合50%以上
 かつ不満群の割合25%未満
 II: 「I」及び「Ⅲ」以外
 III: 満足群の割合50%未満
 かつ不満群の割合25%以上

| | |
|--------------------|---------|
| ■ 施策評価 (原案) | やや遅れている |
|--------------------|---------|

| | |
|---------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・「比較的頻度の高い津波に対し、施設の防護機能が不足する海岸数」は、目標値28海岸に対して、実績値が55海岸である。なお、本格復旧が進み、平成25年度末現在で40海岸で工事着手し、4海岸で災害復旧工事を完了した。 ・「比較的頻度の高い津波に対し、施設の防護機能が不足する河川数」は、目標値45河川に対して、実績値が58河川である。なお、本格復旧が進み、平成25年度末現在で26河川で工事着手しているところである。 ・「地震により土砂災害が発生した箇所における土砂災害防止施設整備率」は、目標値100%に対して、実績値が82.0%である。 |
| 県民意識 | ・平成25年県民意識調査では、満足群が36.4%となっており、不満群が31.4%となっている。圏域別では、沿岸部の満足群が32.8%となっており、内陸部の満足群が38.8%となっており、沿岸部で満足群のポイントが低い。 |
| 社会経済情勢 | ・東日本大震災による影響により、河川・海岸保全施設も甚大な被害(平成24年1月30日現在の査定額ベースで河川は約2,481億円、海岸は約803億円の復旧額(市町村含む))が生じており、頻度の高い津波に対応した施設整備が求められている。また、地盤沈下の影響により、洪水被害ポテンシャルが高まった低平地において、ダムを含めた総合的防御対策が求められている。 ・昨今の異常気象により、全国各地で土砂災害が多発している。土砂災害対策に対する社会の要請は今後ますます高まってくつと思われる。 |

| 評価の理由 | |
|--------|---|
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「海岸の整備」については、公共土木施設災害復旧事業(海岸)が、沿岸市町の復興まちづくり事業との調整や防潮堤の復旧に係る地元調整に不測の時間を要しており、やや遅れていると考える。 ・「河川の整備」については、公共土木施設災害復旧事業(河川)が、平成25年3月末現在で、内陸部では160か所のうち159か所が完成しておりほぼ概成していることから、概ね順調に推移していると考え。 ・「土砂災害対策の推進」については、ハード整備を進めるとともに土砂災害警戒区域等の指定が890か所(昨年度累計728か所)となっており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・また、「海岸の整備」、「河川の整備」については、比較的発生頻度の高い津波に対応した堤防を整備するため新たな知見による調査検討が必要になったこと、地元調整に不測の時間を要したこと及び入札不調が多発していることから、宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画(再生期:平成26年度～29年度)において完了年度を平成29年度としており、やや遅れていると考える。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針 (原案) | |
|--|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「公共土木施設災害復旧事業(海岸)」及び「公共土木施設災害復旧事業(河川)」については、平成29年度の完成に向けた適切な進行管理が今後の課題としてあげられる。 ・海岸保全施設、河川管理施設の災害復旧を早期に完成させるためには、被災市町のまちづくり計画との連携や地域の合意形成を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に事業の進捗状況を確認するなど、適切な進行管理を実施する。入札不調対策として関連工区を合併するなど、スケールメリットを反映させるよう工夫する。 また、用地買収の難航が想定される箇所については、事業認定申請の手続きを進め、収用手続の準備を行う。 ・災害復旧事業を早期に完成させるために、被災市町や庁内関係各課室などと連携を図り、情報共有を密にしながら、地域の合意形成を図るための地元説明会や工事着工式などを実施するとともに、進捗状況を可視化するために各施設管理者と連携を図りながらロードマップを作成し、住民合意形成を図る。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見 (評価原案に対する意見) | | |
|------------------------------|---------------------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 判定 概ね適切 | 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 設定されている目標指標は、津波に傾注しており施策の総合性を十分に反映するものとなっていない。防災・減災機能の強化には複合的な災害対策が必要であることから、復興まちづくり事業カルテの内容も踏まえつつ、目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | 復興まちづくり事業カルテの内容も踏まえつつ、特に県民の合意形成へ向けた具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。 |

施策番号3 上下水道などのライフラインの復旧

| | |
|---|--|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | ① 下水道の整備 ◇ 機能が停止した流域下水道の3処理場(仙塩, 県南, 石巻東部)における処理機能を早急に復旧する。 ◇ 被災時においても汚水排除の基本機能を確保し, 代替処理機能を備えるなど, 迅速に復旧できる施設とするともに, 下水汚泥をエネルギーとして再利用するなど, エネルギー循環型の下水道システムを構築する。 |
| | ② 上水道, 工業用水道の整備 ◇ 応急仮復旧箇所の本復旧を行うとともに, 震災被害の検証や危機管理体制の再構築の検討を行い, 施設の耐震化や緊急時のバックアップ体制の整備を推進する。 |

| 目標指標等 | ■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず, 達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず, 達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で, 判定できない」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|----------|----------|--------|----------|---------|---------|----------|----------|----------|-----|----------|----------------------|----|------|------|---|------|--|----------|----------|----------|--------|
| | ■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>初期値</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成度</th> <th rowspan="2">計画期間目標値</th> </tr> <tr> <th>(指標測定年度)</th> <th>(指標測定年度)</th> <th>(指標測定年度)</th> <th>達成率</th> <th>(指標測定年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 被災した流域下水道施設の復旧率(%)</td> <td>0%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>A</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成25年度)</td> <td>(平成25年度)</td> <td>100.0%</td> <td>(平成25年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 | 目標値 | 実績値 | 達成度 | 計画期間目標値 | (指標測定年度) | (指標測定年度) | (指標測定年度) | 達成率 | (指標測定年度) | 1 被災した流域下水道施設の復旧率(%) | 0% | 100% | 100% | A | 100% | | (平成22年度) | (平成25年度) | (平成25年度) | 100.0% |
| | 初期値 | | 目標値 | 実績値 | 達成度 | 計画期間目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (指標測定年度) | (指標測定年度) | (指標測定年度) | 達成率 | (指標測定年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 被災した流域下水道施設の復旧率(%) | 0% | 100% | 100% | A | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (平成22年度) | (平成25年度) | (平成25年度) | 100.0% | (平成25年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---------------------|------------------|------------------|-----------------|--|
| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群の割合による区分 | ※満足群・不満群の割合による区分 I: 満足群の割合50%以上 かつ不満群の割合25%未満 II: 「I」及び「III」以外 III: 満足群の割合50%未満 かつ不満群の割合25%以上 |
| | 51.1% | 18.8% | I | |

| | |
|--------------------|--|
| ■ 施策評価 (原案) | 順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・被災した下水道施設等について, 公共土木施設災害復旧事業により施設復旧を行うにあたり, 被災した流域下水道施設の復旧率を目標値として設定し, 平成25年度までの3年間で完了する計画とした。 |
| 県民意識 | ・被災した上下水道などのライフラインの復旧は, 身近な問題であり重要な施策として県民の約82%に重要であると認識されている。その復旧に対する満足度については51.1%が満足群の回答をしており, 不満群については18.8%となっていることから, 復旧が順調であると判断する。 |
| 社会経済情勢 | ・東日本大震災で県内の上下水道施設は甚大な被害を受けており, 早期の復旧が強く望まれている。 |
| 事業の成果等 | ・被災した流域下水道施設について, 平成25年度末において全ての流域下水道施設において災害復旧を完了していることから, 順調に推移していると判断する。 ・下水道だけではなく, 上水道, 工業用水道及び廃棄物処理においても, 全ての事業で成果が出ている。施策の目的である, 東日本大震災により被災した下水道の整備並びに上水道, 工業用水道の整備は, 順調に推移していると判断する。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

| | |
|--|-------------------------------------|
| 施策を推進する上での課題と対応方針 (原案) | |
| 課題 | 対応方針 |
| ・流域下水道, 広域水道, 工業用水道の復旧は完了したが, 市町村所管の水道施設については, 今後も復旧支援の継続的な取り組みが必要である。 | ・市町村所管の水道施設については, 引き続き復旧支援事業の継続を図る。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | |
|-----------------------------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 現に設定している目標指標を達成していることと、次年度の方向性を「拡充」としている事業があることとの関係について、新たに用いる目標指標の設定の考え方も含め、分かりやすく記載する必要があると考える。 |

施策番号4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築

| | |
|-----------------------------|---|
| 施策の方向 | <p>①まちづくりと多様な施策との連携</p> <p>◇ 津波被害を受けた沿岸市町において、住民が震災前よりも確実に安全に暮らすことができるよう防災機能が強化された都市構造への転換を図るとともに、地域産業や地域経済の一層の活性化につなげる新たなまちづくりに取り組むための計画策定支援や津波防災緑地整備など公共土木施設の事業を推進する。</p> |
| (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | |

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | |
|--------------|--|--|-----------------------------|-----------------------------|-------------|-----------------------------|
| | | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 県立都市公園5公園の施設復旧完了数(箇所) [累計] | 0箇所 (0%) (平成22年度) | 5箇所 (100%) (平成25年度) | 4箇所 (80.0%) (平成25年度) | B 80.0% | 5箇所 (100%) (平成25年度) |
| 2 | 被災市街地復興土地区画整理事業の工事着手地区数(事業認可地区数)[累計] | 0地区 (0%) (平成22年度) | 30地区 (88.2%) (平成25年度) | 27地区 (79.4%) (平成25年度) | B 90.0% | 30地区 (88.2%) (平成25年度) |
| 3 | 防災集団移転促進事業に着手する市町数(市町)[累計] | 0市町 (平成22年度) | 12市町 (平成25年度) | 12市町 (平成25年度) | A 100.0% | 12市町 (平成25年度) |

| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
|-----------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| | 34.6% | 35.2% | Ⅲ |

※満足群・不満群の割合による区分

- I: 満足群の割合50%以上
かつ不満群の割合25%未満
- II: 「I」及び「Ⅲ」以外
- III: 満足群の割合50%未満
かつ不満群の割合25%以上

| | |
|--------------------|---------|
| ■ 施策評価 (原案) | やや遅れている |
|--------------------|---------|

| 評価の理由 | |
|---------------|--|
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「県立都市公園5公園の施設復旧完了数」については、他事業で再整備を計画している矢本海浜緑地以外の4公園の災害復旧事業が完了しており(供用は3公園)、達成率80%であることから達成度は「B」に区分される。 ・「被災市街地復興土地区画整理事業の工事着手地区数(事業認可地区数)」は、目標とする30地区のうち、27地区で事業認可しており、達成率は90%であることから達成度は「B」に区分される。 ・「防災集団移転促進事業に着手する市町数(市町)」については、目標とする12市町すべてで事業に着手しており、達成率が100%であることから達成度は「A」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年県民意識調査から、重視度においては、高重視群の割合が県全体で78.7%、特に沿岸部では82.1%と県民の関心度が高い傾向となっている。 ・満足度においては、県全体では満足群の割合が34.6%、不満群の割合が35.2%となっており、満足群と不満群の割合はほぼ同程度であった。また、内陸部においては、満足群の割合が36.9%、不満群の割合が30.6%となっており、満足群の割合が不満群の割合を上回っている。前年調査との差異においても、県全体、内陸部、沿岸部ともに満足群の割合は上昇し、不満群の割合は減少する傾向がみられる。しかし、沿岸部においては満足群の割合が31.4%であるのに対して、不満群の割合が42.1%と、不満群が満足群よりも高くなっており、前年同様、不満群の割合は24施策中で最も高かった。 ・津波被害を受けた沿岸部では、内陸部に比べて、高重視群、不満群の割合が高い傾向となっている。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月31日現在の住家被害は、全壊82,914棟、半壊155,085棟にのぼり、安全な場所での住宅の供給が必要となっている。 ・東日本大震災復興特別区域法に基づき、復興交付金が創設され、県及び市町村は復興に向けた事業の推進を鋭意行っている。 ・東日本大震災からの復興へ向け、「宮城県震災復興計画」を平成23年10月に策定し、併せて土木・建築行政分野における部門別計画である「宮城県社会資本再生・復興計画」を同年10月に策定し、土木部が所管する全ての事業について目標を示し、早期の復旧・復興に向け、その着実な推進と進行管理を図ることとしている。 |

| 評価の理由 | |
|-------|---|
| 事業成果等 | <p>・県立都市公園については、目標値5公園に対して事業完了が4公園のため達成率は80%であった。しかし、残り1公園(矢本海浜緑地)については、公園利用者の安全確保の観点から原位置復旧ではなく、より安全な隣接地に新たに整備することとしたことから、その整備には、なお、時間を要することとなった。また、防災公園として整備を計画している県立2都市公園について、計画が認められ復興交付金の内示を受け、そのうち岩沼海浜緑地防災公園は詳細設計に着手した。今後は、矢本海浜緑地公園についても詳細設計に着手するとともに、設計を進め、防災機能向上を図る整備を進めていく予定である。</p> <p>・被災市街地復興土地区画整理事業は、①新市街地整備型、②既成市街地整備型、③移転元地整序型のタイプに分類することができる。①については、防災集団移転促進事業対象者の移転先地として整備されるため、早期の事業着手が必要となる。②、③については現地再建を行う住民との合意形成や意向把握等の調整、跡地利用の検討などに時間が必要であり、スピードだけではなく、より丁寧な事業執行が求められる。このような状況から、各市町における区画整理事業スケジュールについては、段階的に進めていく必要があり、平成25年度までの目標値を事業認可予定地区数34地区のうち30地区と設定してきたところである。実績値の事業認可済み27地区の内訳は、①新市街地整備型が7地区、②既成市街地整備型が17地区、③移転元地整序型が3地区となっており、前年度と比べて、19地区、55.9%の進捗で、特に居住系地区についてはすべての地区が事業認可されており、工事に着手することが可能となった。</p> <p>・実施予定の全市町で防災集団移転促進事業が着手され、成果が出ていると考えられる。</p> <p>・以上より、事業は前年度よりも大きく進捗しており、目標指標等の達成度もAまたはBに区分されるものの、県民意識はⅢに分類され、沿岸部では不満群の割合が満足群の割合を上回っている。これは、本格的な工事や住宅建築への着手など、県民が求める満足を得られなかったためと考えられる。よって、施策としては「やや遅れている」と評価した。</p> |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|--|---|
| 課題 | 対応方針 |
| <p>・復興交付金は平成26年3月31日現在、第8回配分まで行われているが、事業によっては被災市町が望むものであっても採択が難しい状況である。</p> <p>・県立2都市公園については、防災機能の向上を図るために、用地の確保が必要な部分もある。</p> <p>・特に沿岸部においては、被災市街地復興土地区画整理事業などの事業化は、住民の合意形成や意向確認など相当な調整期間を要する。また、被災市町においては復興事業を進めるに当たり、職員の人員不足や膨大な発注量など、様々な課題が見受けられる。</p> | <p>・復興交付金については、関係機関等と調整が進められ、一部、制度の改善など行われてきたが、早期復興へ向け、今後も引き続き関係機関と協議・調整を行っていく。</p> <p>・県立2都市公園については、詳細設計に早急に着手し、必要な土地を確定するとともに、関連事業及び関係機関との調整を行っていく。</p> <p>・早期に被災市町の復興まちづくりを実現するため、被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業の事業着手へ向け、事業認可に向けた調整や発注計画支援など、今後も継続して行っていく。</p> |

| 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | |
|---------------------------|--------------------------|---|
| 委員会の意見 | <p>施策の成果</p> | <p>判定</p> <p>概ね適切</p> <p>評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>設定されている目標指標「被災市街地復興土地区画整理事業の工事着手地区数」及び「防災集団移転促進事業に着手する市町数」は、いずれも着手段階で実績に計上されるため、まちの再構築の進捗を的確に反映する指標となっていない。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。</p> |
| | <p>施策を推進する上での課題と対応方針</p> | <p>課題と対応方針について、復興まちづくり推進室の取組や復興交付金制度と復興計画期間との関係等の問題点を整理し、具体的な調整の方法や対応をより分かりやすく記載する必要があると考えます。</p> |

宮城県震災復興計画【教育の分野】

政策番号6 安心して学べる教育環境の確保

震災経験やその後の生活環境の変化に伴い、子どもたちの心は様々なダメージを受けており、また、学校施設等も甚大な被害を受けているなど、教育を取り巻く環境は未だ厳しい状況にある。このようなことから、宮城の復興を実現するためには未来を担う人材の育成が何よりも必要であることを踏まえ、家庭・地域・学校の協働のもと、すべての子どもたちが、夢と志を持って、安心して学べる教育環境を確保するため、安全・安心な学校教育の確保及び家庭・地域の教育力の再構築を図るとともに、生涯学習・文化・スポーツ活動の充実に向けた取組を進める。

特に、児童生徒等の心のケアの充実、いじめ等の問題行動の未然防止と迅速な対応、学力及び体力・運動能力の向上、学校施設等の復旧に重点的に取り組む。また、学校等における防災教育の更なる充実と防災機能の強化に努める。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|-------------------|---------------------------|--|-----------------------------|----|------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 1 | 安全・安心な学校教育の確保 | 15,082,378 | 災害復旧工事が完了した県立学校数(校) [累計] | 86校 (94.5%) (平成25年度) | B | 概ね順調 |
| | | | スクールカウンセラーの配置率(市町村教育委員会・公立中学校・県立高等学校)(%) | 100% (平成25年度) | A | |
| | | | 防災に関する校内職員研修の実施率(%) | 86.9% (平成25年度) | B | |
| 2 | 家庭・地域の教育力の再構築 | 698,566 | 家庭教育に関する講座への参加延べ人数(人) [累計] | 44,596人 (平成25年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 地域と連携して学校安全計画を策定した学校の割合(%) | 94.1% (平成25年度) | B | |
| 3 | 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実 | 1,680,688 | 災害復旧工事が完了した県立社会教育施設・社会体育施設数(施設) [累計] | 13施設 (86.7%) (平成25年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 被災文化財(国・県指定)の修理・修復事業補助件数(件) [累計] | 78件 (96.3%) (平成25年度) | B | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価 (原案) 概ね順調

評価の理由・各施策の成果の状況

- ・「安心して学べる教育環境の確保」に向けて、3つの施策に取り組んだ。
- ・施策1については、3つの目標指標とも着実に推移しており、被災した児童生徒等への心のケアや就学支援をはじめ、「志教育」を通じた復興を支える人材の育成、防災教育の普及・啓発など、各事業において一定の成果が見られた。また、県立学校施設の94.5%、公立小中学校施設の77.2%で復旧工事が完了したほか、防災に関する校内職員研修が8割を超える学校で実施されたことなどから、「概ね順調」と評価した。
- ・施策2については、家庭教育に関する講座への参加延べ人数が目標値を上回る結果となり、子育てをサポートする人材等の育成が図られたほか、学校・家庭・地域が連携する協働教育や、防災や交通安全などの学校安全に関する事業においても、それぞれ一定の成果が見られた。また、地域と連携した学校安全計画策定の進捗においても「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、防災主任総合研修会や計画作成の演習を盛り込んだ学校安全指導者研修会等を開催したことにより、実績値が前年度から大幅に改善されたことなどから、「概ね順調」と評価した。
- ・施策3については、県民への多様な学習機会の提供や震災の記録を後世に伝えるための取組などをはじめ、被災校における運動部活動の充実に向けた支援、被災した博物館等のミュージアムの再興に向けた資料の修復等、それぞれの事業において一定の成果が見られた。また、被災した県立社会教育施設・社会体育施設の復旧工事が津波被害を受けた2施設を除く全ての施設で完了したほか、被災文化財の修理・修復についても事業が着実に進んでいることなどから、「概ね順調」と評価した。
- ・以上のことから、3つの施策とも「概ね順調」と評価しており、政策全体としては「概ね順調」と評価する。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・施策1では、震災により被害を受けた県立高校の早期復旧・再建をはじめ、公立小中学校の早期復旧に向けた業務支援や被災した児童生徒に対する長期的・継続的な心のケア・就学支援が必要である。また、震災の教訓を生かし、児童生徒の災害対応能力を向上させる教育を推進するとともに、復興を支える人材を育成していく必要がある。</p> | <p>・施策1については、震災による津波で甚大な被害を受けた2校（農業高校・気仙沼向洋高校）の再建を計画どおり遅滞なく進めていくとともに、公立小中学校の災害復旧に係る補助申請業務をサポートするなど、市町村と連携しながら継続した業務支援を行う。また、被災した児童生徒の心のケア・就学支援を持続的に行うための体制強化に取り組むほか、復興を支える人材の育成も視野に入れ、防災教育や志教育に係る取組を引き続き推進していく。</p> |
| <p>・施策2では、家庭教育に関する研修等を受講した子育てサポーター等と市町村担当者の連携が十分に図られていない市町村があるほか、防災教育についても、学校と地域の連携が十分に図られていない地域がある。</p> | <p>・施策2については、家庭・地域の教育力を一層向上させるため、研修会等を通じて子育てサポーター等と人材を必要とする市町村のマッチングを継続して支援するとともに、学校と地域の連携による防災教育をより一層推進するため、「みやぎ防災教育推進ネットワーク会議」を通じて関係機関相互の連携強化を図る。また、県内すべての児童生徒の災害対応能力を高め、防災意識の内面化を図れるよう「防災教育副読本」を作成し、活用する。</p> |
| <p>・施策3では、県民への生涯学習機会の提供と地域文化の振興を図るため、津波で被災した松島自然の家を早期に復旧、再開するとともに、被災文化財の修理・修復事業を計画的に執行していく必要がある。</p> | <p>・施策3については、松島自然の家の早期復旧・再開に向けて、国・市町村・関係者等と調整を図りながら復旧工事を計画的に執行していく。また、被災文化財の修理・修復には多額の費用が掛かるため、震災復興基金等を活用するとともに、所蔵する市町村や法人・個人等に対して適切な指導を行っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
|--------|-------------------|----|--|
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | 適切 | <p>施策1については、スクールカウンセラー等の安定的な要員確保や地域との連携、後方支援等について、対策を示す必要があると考える。 施策2については、学校防災マニュアルの作成のポイント等を補足するとともに、防災副読本の活用が図られるよう、防災教育推進協力校等の取組についても分かりやすく記載する必要があると考える。</p> |

施策番号1 安全・安心な学校教育の確保

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向</p> <p>(「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針)</p> | <p>①学校施設の復旧・再建</p> <p>◇ 安全・安心な学校教育を確保するため、震災で被害を受けた学校施設の復旧を急ぐとともに、特に甚大な被害を受けた学校施設については仮設校舎等を整備する。また、私立学校に対しても、児童生徒等が安心して教育を受けられるよう同様の環境整備に向けて支援する。</p> <p>◇ 県や市町村の復興の方向性を踏まえながら、計画的に校舎の改築等を進める。</p> <p>②被災児童生徒等の就学支援</p> <p>◇ 被災した児童生徒等が安心して就学できる環境を整えるため、児童生徒等に対する学用品等の支給や給食費の援助、奨学資金の貸付け等の就学支援を行うほか、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保を図る。</p> <p>③児童生徒等の心のケア</p> <p>◇ 震災による様々な環境の変化に伴う児童生徒等の心のケアにきめ細かく対応するため、スクールカウンセラーなど専門職員の派遣を行うほか、被災地区の学校を中心に教職員などの人的体制を強化し、生徒指導・進路指導や教育相談・支援体制の充実に努める。</p> <p>④防災教育の充実</p> <p>◇ 児童生徒が、今回の震災の経験を生かし、将来の地震や風水害、火災などの災害に的確かつ主体的に対応できるよう、災害対応能力を高める教育を推進する。</p> <p>⑤「志教育」の推進</p> <p>◇ 復興を支える人材の育成も視野に入れ、「志教育」に係る取組を強力に推進する。あわせて、市町村教育委員会や他の関係機関と一層連携を図りながら、児童生徒の学習習慣の定着や学力向上を図る取組を重点的に実施し、自ら考え、行動することができる人づくりを推進する。</p> |
|--|---|

| | | | | | | |
|--------------|--|------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|
| 目標指標等 | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」</p> <p>C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)</p> <p>目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 0校 (0%) (平成22年度) | 87校 (95.6%) (平成25年度) | 86校 (94.5%) (平成25年度) | B 98.9% | 87校 (95.6%) (平成25年度) |
| 2 | - | 100% (平成25年度) | 100% (平成25年度) | A 100.0% | 100% (平成25年度) | |
| 3 | - | 100% (平成25年度) | 86.9% (平成25年度) | B 86.9% | 100% (平成25年度) | |

| | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 45.3% | 22.2% | II |

※満足群・不満群の割合による区分

I: 満足群の割合50%以上
かつ不満群の割合25%未満

II: 「I」及び「III」以外

III: 満足群の割合50%未満
かつ不満群の割合25%以上

| | | |
|------------------|--|--|
| 施策評価 (原案) | 概ね順調 | |
| 評価の理由 | | |
| 目標指標等 | <p>・一つ目の指標「災害復旧工事が完了した県立学校数」は、達成率98.9%、達成度「B」に区分されたものの、全体の進捗は94.5%に達している。</p> <p>・二つ目の指標「スクールカウンセラーの配置率」は、前年度の数値を維持し達成度100%、達成度「A」に区分される。</p> <p>・三つ目の指標「防災に関する校内職員研修の実施率」は、達成率86.9%、達成度「B」に区分されている。</p> <p>・以上のとおり、本施策の目標指標等の状況は、達成度「A」が1つ、達成度「B」が2つとなっている。</p> | |
| 県民意識 | <p>・本施策に関する県民の高重視群の割合は82.0%、満足群の割合は45.3%である(H24:それぞれ84.3%、44.2%)。</p> <p>・県民は、本施策に対して重視している状況が維持されているが、満足度は昨年度より微増はしているものの、十分とはいえない状況である。</p> | |
| 社会経済情勢 | <p>・東日本大震災により、津波被害のあった沿岸部を中心に、本県は人的にも物的にも戦後最大規模の甚大な被害を受けた。</p> <p>・震災からの復旧・復興を果たし、富県宮城の実現を図るためには、復興の担い手となる次世代の育成が不可欠であり、そのための教育環境の復旧・整備や就学支援、震災後の心のケア、教育内容の充実等が急務である。</p> | |

| 評価の理由 | |
|--------|---|
| 事業の成果等 | <p>・「①学校施設の復旧・再建」では、県立学校の校舎については、被災校91校中86校復旧工事完了済み(94.5%)であるほか、津波で甚大な被害を受けた農業高校、水産高校、気仙沼向洋高校の仮設校舎等において使用する備品等の整備が全て完了している。また、気仙沼向洋高校において仮設実習棟等で必要となる破損・流失等した備品を整備した。なお、市町村立学校の復旧については、平成25年度末時点で77.2%の復旧率となっている。</p> <p>・「②被災児童生徒等の就学支援」では、被災し、経済的理由から修学が困難となった幼児・児童・生徒に対する就学支援及び資金援助を継続して行っている。</p> <p>・「③児童生徒等の心のケア」では、他県の臨床心理士会等の協力を得て、スクールカウンセラーを継続して配置し、通常配置に加え、被災地域の学校への緊急派遣を強化した。また、文部科学省から、小中県立合わせて242人の定数加配措置を受け、児童生徒の指導や心のケアを充実することができた。さらに、生徒指導アドバイザー2人を高校教育課に、生徒指導サポーターを11校に配置し、生徒指導問題の未然予防と早期解決支援のための体制強化を図った。</p> <p>・「④防災教育の充実」では、多賀城高校に開設する防災系専門学科の設置準備を進めるとともに、県内の全公立学校に防災主任を配置し、県内35市町村の小中学校60校に防災担当主幹教諭を配置した。また、「みやぎ防災教育『未来へのきずな』小学校3・4年生」を作成し、平成26年2月中旬に県内すべての小学校に配布した。</p> <p>・「⑤「志教育」の推進」では、指導参考資料として「志シート」及び「授業と活動のヒント集2」を作成・配布、「志教育フォーラム2013」、「志が未来をひらく講演会」、「みやぎ高校生フォーラム」の開催などにより、志教育の推進が図られた。</p> <p>・以上のことから、それぞれの事業で一定の成果がでており、目標指標の状況も目標の達成に向けて着実に推移していることから、本施策の評価は「概ね順調」と判断する。</p> |

※ 評価の視点：目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|--|---|
| 課題 | 対応方針 |
| <p>・校舎が被災した学校については、他校への間借りが継続していたり、仮設校舎対応となっている学校があるなど、施設設備の復旧や再建に向けた取組が引き続き必要である。</p> <p>・市町村が実施主体である公立小中学校の災害復旧工事は、特に津波被害など大きな被害のあった市町村のマンパワー不足が課題である。</p> <p>・被災により家計が急変し、その後の生活再建の見通しが立たない家庭もまだ多数ある状況であることから、引き続き就学支援が必要である。</p> <p>・被災4年目となり、震災後の人間関係や生活環境の変化が定着した中で、学校不応適や問題行動の増加も懸念され、心のケアが課題である。</p> <p>・児童生徒の災害対応能力を高める教育を推進するとともに、学校の防災機能・防災拠点機能を高める必要がある。</p> <p>・震災復興を後押しするためにも、地域産業を支える人材の育成が急務である。</p> | <p>・移転や再建が必要な学校施設については、学校施設設備の復旧・再建を計画的に進め、児童生徒が安心して学べる教育環境を整える。</p> <p>・市町村と情報共有を図りながら、県職員が当該市町村へ出向き、災害復旧に係る補助申請業務を継続的にサポートするなど、業務支援を引き続き行っていく。</p> <p>・被災した児童生徒が安心して学べるよう、幼児・児童・生徒・学生のそれぞれを対象として必要な就学支援の事業を継続して実施する。</p> <p>・児童生徒の心のケアを長期的・持続的に行うため、国や他県、関係団体からの支援を受けながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の生徒指導体制の強化に必要な要員を継続して配置する。</p> <p>・学校教育における防災教育等の充実を図るため、全学校において防災主任を中心とした防災教育の体制づくりを進めるとともに、関係機関とのネットワークを整備し、学校・家庭・地域の連携による防災教育・防災体制の充実を図る。</p> <p>・震災からの復興を支える人材の育成のため、小・中・高等学校を通して「志教育」や学力向上関係の諸事業を推進するほか、特に高等学校においては、進路達成・就職支援・産業人材育成等の取り組みを強化する。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | |
|-----------------------------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分にあり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>児童生徒の心のケアは息の長い取組が必要であり、緊急スクールカウンセラー等派遣事業をはじめとする国の支援が終了した場合においても、スクールカウンセラー等の安定的な要員確保に努める必要があると考える。</p> <p>また、地域コミュニティにおける民生委員、児童委員との連携やスクールカウンセラー同士の課題共有を図るための後方支援等についても、対策を示す必要があると考える。</p> |

施策番号2 家庭・地域の教育力の再構築

| | |
|---|--|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針) | <p>①地域全体で子どもを育てる体制の整備</p> <p>◇ 保護者が安心して復興活動に取り組むことができるよう、地域全体で子どもを育てる体制を強化するとともに、地域住民・企業・NPO等の参画やジュニア・リーダーの協力を得ながら、地域のボランティア活動や様々な世代との交流、自然・社会体験活動の充実に取り組む。</p> <p>◇ 家庭教育や子育て、学習機会に関する情報を積極的に提供し、地域での子育てを支援する子育てサポーターなどの人材の育成と企業等の子育て環境づくりの支援などを通じて、家庭の教育力の向上を図る。</p> <p>②地域と連携した学校安全の確保</p> <p>◇ 各地域の学校の実態に即した実効性のある災害対応マニュアルの整備に資するため、災害対応ガイドラインを作成する。</p> <p>◇ 各学校の学校安全等担当教員の人的体制の強化に努めるとともに、震災で家族を失った児童生徒のいる学校にソーシャルワーカーを派遣し、地域と連携して見守る体制を構築するなど、児童生徒が安全で安心して生活できる環境を整備する。</p> <p>◇ 子どもの危険回避能力の向上のため、安全・防犯教室等を開催するとともに、学校安全ボランティア(スクールガード)を拡充するなど、地域ぐるみで学校安全の確保に努める。</p> |
|---|--|

| | | | | | | |
|--------------|--|-------------------------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 目標指標等 | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 家庭教育に関する講座への参加延べ人数(人) [累計] | 0人 (平成22年度) | 36,500人 (平成25年度) | 44,596人 (平成25年度) | A 122.2% |
| 2 | 地域と連携して学校安全計画を策定した学校の割合(%) | - (平成22年度) | 100% (平成25年度) | 94.1% (平成25年度) | B 94.1% | 100% (平成25年度) |

| | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 42.4% | 20.2% | II |

※満足群・不満群の割合による区分
I:満足群の割合50%以上
かつ不満群の割合25%未満
II:「I」及び「III」以外
III:満足群の割合50%未満
かつ不満群の割合25%以上

| | |
|--------------------|--|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <p>・「家庭教育に関する講座への参加延べ人数」については、家庭教育支援チームを積極的に活用し、家庭教育講座等を開催したことにより、達成率が122.2%となったため、達成度を「A」と評価した。</p> <p>・「地域と連携して学校安全計画を策定した学校の割合」については、「防災主任研修会」や「学校安全指導者研修会」等を実施し、これまでに576校(612校中)で地域と連携した取組が学校安全計画で位置づけられたことにより、達成率が94.1%となったため、達成度を「B」と評価した。</p> |
| 県民意識 | <p>・平成25年県民意識調査結果から、高重視群が77.3%、満足群が42.4%、満足度の「わからない」が37.4%となっており、ある程度県民の関心が高いものの、満足度はやや低い。</p> <p>・満足群・不満群の割合による区分は「II」に該当する。沿岸部と内陸部の満足群の割合の差が5.8ポイントあり、沿岸部でのより一層の取組が必要である。</p> |
| 社会経済情勢 | <p>・子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進して、家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備が進められている。</p> <p>・学校における防災教育の充実のほか、地域の防災拠点としての学校の防災機能の整備とともに、地域との連携の強化が求められている。</p> |
| 事業の成果等 | <p>・「①地域全体で子どもを育てる体制の整備」では、協働教育推進総合事業などで一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。</p> <p>・「②地域と連携した学校安全の確保」では、防災教育を図る事業などで一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。</p> <p>・以上により、施策の目的である「家庭・地域の教育力の再構築」は「概ね順調」と判断する。</p> |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市町村によって、研修会を受講した子育てサポーター、サポーターリーダーを積極的に活用できず、家庭教育支援関係者同士の連携が図られていないところがある。 ・学校防災マニュアルの点検や地域講師による防災教室及び校内研修並びに地域防災訓練など、地域と連携した取組が多くなってきているが、学校と地域関係機関・団体が防災教育及び防災体制について協議する体制（地域学校安全委員会等）づくりを進めていく必要がある。 ・県内全ての児童生徒等が災害に対する力と心を身に付け、防災意識の内面化を図るため、防災副読本の指導時数の確保が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者とサポーターリーダーの意識の共有化を図るために合同研修会を実施し、家庭教育支援関係者同士の連携を十分に図りながら積極的に取り組む体制をつくる。 ・各学校における地域連携の体制が促進されるよう、学識経験者、県防災担当部局、教育庁各課室、各教育事務所・地域事務所、各校長会等のメンバーで検討・協議し、各段階（各圏域、各市町村（支所）、各学校）におけるネットワーク会議の立ち上げを進める。 ・各市町村教育委員会に防災副読本の活用について、活用例一覧及び年間計画（例）を示し、働きかける。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
|--------|-------------------|----|---|
| | | 適切 | |
| 委員会の意見 | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 学校防災マニュアルの点検については、みやぎ学校安全基本指針の趣旨が県民や学校現場に十分伝わるよう、マニュアル作成のポイントについて補足する必要があると考える。 |
| | | | また、防災副読本については、学校現場での活用が図られるよう、防災教育推進協力校等の取組についても分かりやすく記載する必要があると考える。 |

施策番号3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実

施策の方向
 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針)

①社会教育・社会体育施設の復旧と生涯学習活動の推進
 ◇ 震災で被害を受けた社会教育施設の復旧を急ぐとともに、社会教育施設を核として、防災教育や地域づくり活動等のリーダー養成、被災時を想定した研修を実施するなど、地域コミュニティづくりに向けた生涯学習活動を促進する。
 ◇ 社会体育施設の早期復旧を図り、健康で明るく活力に満ちた生活を送ることができるよう、県民が身近にスポーツに触れる機会を創出する。
 ◇ 今回の震災を後世に伝える環境を整備するため、震災に関する図書・雑誌・映像などを収集する。

②被災文化財の修理・修復と地域文化の振興
 ◇ 文化財の保全・保護に向け、速やかに保存管理のあり方の検討や被災した文化財調査を行い、震災で被害を受けた貴重な文化財の修理・復元や歴史・民俗資料の保全に努める。
 ◇ 郷土の伝統的な文化財を県民の財産として、保存、継承し、地域文化の振興を図る。
 ◇ 文化施設の早期復旧を図るとともに、将来の地域発展を担う子どもたちの創造性を育み、コミュニティ意識の醸成や個性豊かな地域づくりを支援するため、学校や児童館、公民館など身近な場所における少人数・体験型の文化芸術事業に取り組む。

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | 達成度 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
|-------|---|---|-----------------------------|-----------------------------|------------|-----------------------------|
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | | |
| 1 | 災害復旧工事が完了した県立社会教育施設・社会体育施設数(施設)[累計] | 0施設 (0%) (平成22年度) | 14施設 (93.3%) (平成25年度) | 13施設 (86.7%) (平成25年度) | B 92.9% | 14施設 (93.3%) (平成25年度) |
| 2 | 被災文化財(国・県指定)の修理・修復事業補助件数(件)[累計] | 0件 (0%) (平成22年度) | 80件 (98.8%) (平成25年度) | 78件 (96.3%) (平成25年度) | B 97.5% | 80件 (98.8%) (平成25年度) |

| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
|-----------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| | 35.0% | 19.3% | Ⅱ |

※満足群・不満群の割合による区分
 Ⅰ:満足群の割合50%以上
 かつ不満群の割合25%未満
 Ⅱ:「Ⅰ」及び「Ⅲ」以外
 Ⅲ:満足群の割合50%未満
 かつ不満群の割合25%以上

| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
|--------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> 「災害復旧工事が完了した県立社会教育施設・社会体育施設数」については、津波被害を受けた2施設を除く13施設について復旧が完了していることから、達成率が92.9%となったため、達成度は「B」と評価した。 「被災文化財(国・県指定)の修理・修復事業補助件数」については、着実に事業が進んでいることから、達成率が97.5%となったため、達成度は「B」と評価した。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> 調査結果から、高重視群が60.2%、満足群が35.0%と低く、満足度の「わからない」は45.7%と比較的高い値である。 満足群・不満群の割合による区分は「Ⅱ」に該当する。沿岸部と内陸部の割合の差はほとんどない。 高重視群及び不満群の割合は24施策中最も低い。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の復興や防災の拠点として、社会教育施設の役割が重要視されている。 震災後、防災教育に関する意識がより一層高まってきている。 東日本大震災を後世に伝えるため、震災に関する資料収集などの取組が求められている。 震災後の精神的な支えとして、また、地域コミュニティ再生の核として郷土の伝統的な文化財の果たす役割が期待されている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> 「①社会教育・社会体育施設の復旧と生涯学習活動の推進」では、各施設の復旧とともに生涯学習活動も一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 「②被災文化財の修理・修復と地域文化の振興」では、被災文化財の修理・修復補助事業は着実に進んでおり、また地域の文化振興事業も一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・津波で被災した松島自然の家については、全面再開までに相当な期間（平成31年度まで）を要することから、限られた資源等を活用しながら事業を実施するとともに、再建に向けた取組を着実に進める。</p> <p>・被災文化財は、有形文化財、無形文化財、名勝、記念物に及び、種類や件数が多く、被災状況が多様なため、修理・修復費用が多額になる。そのため未着手・継続中の文化財が存在する。</p> | <p>・鷹来の森運動公園内にある仮事務所において、関係団体の協力を得ながら主催事業や出前事業を実施するとともに、文部科学省や地元市町村等の関係者と連携・協力しながら、施設の再建に向け計画的に整備していく。</p> <p>・平成25年度は自治体負担分について特別交付税措置がされており、修理・修復の大きな支えとなった。本年度も特別交付税の交付を継続して要望していく。また個人所有の文化財について、所有者負担が多額であるため修理・修復が進んでいないものには、震災復興基金の活用を進める。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 判定 | |
|-------------------|----|--|
| | 適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

宮城県震災復興計画【防災・安全・安心の分野】

政策番号7 防災機能・治安体制の回復

東日本大震災の教訓を踏まえ、県民生活の安全・安心を守る社会基盤である防災機能や治安体制の回復、充実・強化を進めるとともに、災害時の連絡通信手段の確保や大規模な津波への備えを重視した広域防災体制を構築するため、防災機能の再構築、大津波等への備え、自助・共助による市民レベルの防災体制の強化及び安全・安心な地域社会の構築に取り組む。あわせて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による被害対策の推進に引き続き取り組む。

特に、地域防災計画の見直しや情報伝達システムの再構築等、防災体制の再整備を重点的に進めるとともに、震災記録を作成する。また、警察施設の復旧及び機能強化を図るとともに、防災機能を強化した交通安全施設の整備を推進するほか、被災地を中心としたパトロール活動の強化を図る。さらに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による県民生活や事業活動への様々な影響については、引き続き不安や風評の払拭のほか、事業者等への損害賠償への支援を行う。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 平成25年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|-----------------------|---------------------------|------------------------------|-----------------------------|----|------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 1 | 防災機能の再構築 | 7,521,778 | デジタル化する衛星系無線設備数(局)[累計] | 4局 (6.7%) (平成25年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 年間放射線量1ミリシーベルト※未満の学校等の数(校) | 306校 (100%) (平成25年度) | A | |
| | | | 災害拠点病院の耐震化完了数(箇所)[累計] | 13箇所 (86.7%) (平成25年度) | C | |
| 2 | 大津波等への備え | 210,987 | 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率(%) | 87% (平成24年度) | B | 概ね順調 |
| 3 | 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化 | 93,526 | 防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数(人)[累計] | 5,103人 (平成25年度) | A | 概ね順調 |
| 4 | 安全・安心な地域社会の構築 | 1,751,793 | 刑法犯認知件数(件) | 19,367件 (平成25年) | B | 概ね順調 |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価 (原案) 概ね順調

評価の理由・各施策の成果の状況

- ・防災機能・治安体制の回復に向けて、4つの施策に取り組んだ。
- ・施策1「防災機能の再構築」については、デジタル化する衛星系無線設備数や年間放射線量1ミリシーベルト未満の学校等の数が目標を達成し、また、被災市町村への宮城県職員の出遣、DMAT参集訓練への参加、県内全ての公立学校への防災主任の配置など、全ての事業で成果が出ていることから、「概ね順調」と評価した。
- ・施策2「大津波等への備え」については、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は目標を達成することはできなかったが、着実に耐震化が進んでおり、また、宮城県津波対策ガイドラインの見直しや東日本大震災の検証記録誌の作成など、全ての事業で成果が出ていることから、「概ね順調」と評価した。
- ・施策3「自助・共助による市民レベルの防災体制の強化」については、防災リーダー養成者数が目標を達成し、また、木造住宅等の震災対策事業など、全ての事業で成果が出ていることから、「概ね順調」と評価した。
- ・施策4「安全・安心な地域社会の構築」については、刑法犯認知件数は目標を達成することができなかったが、被災した警察施設の復旧、防犯ボランティア地域交流会の開催、信号柱の鋼管柱化改良など、全ての事業で成果が出ていることから、「概ね順調」と評価した。
- ・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・施策1について、県民意識調査の結果、「④災害時の医療体制の確保」の優先度が最も高いが、災害拠点病院の耐震化は2病院を残す状況となっている。</p> <p>・施策2について、本県は過去においても度重なる津波災害に見舞われていることから、引き続き地震・津波に対する注意が必要であり、地震津波災害対策を講じていく必要がある。また、東日本大震災の記憶を風化させないために、県や関係機関の対応を検証・記録し、その教訓を後世へ伝えていく必要がある。</p> <p>・施策3について、自主防災組織を運営する担い手の不足や高齢化、さらには自主防災組織の活動に係る地域間格差が見受けられる。また、県民意識調査の結果から、広く防災意識の普及・啓発に努めていく必要がある。</p> <p>・施策4について、被災地域における街区の復興、集団移転促進の進捗に合わせ、警察施設を復旧する必要があるとともに、総合的な交通規制が必要である。また、仮設住宅での不自由な生活が長引く中、ストレスに起因した暴行・傷害事件等各種犯罪の質的・量的悪化が懸念されるほか、振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺の増加も懸念される。さらに、復興事業に伴う交通量の増加等による交通事故の多発及び復興に便乗した犯罪の増加も懸念される。</p> | <p>・施策1について、災害拠点病院の耐震化等を促進するとともに、国、県、市町村、その他関係機関と連携を図りながら、災害時医療体制の確保、原子力防災体制や市町村等防災体制等の再構築に引き続き取り組んでいく。</p> <p>・施策2について、平成26年1月に見直した「津波対策ガイドライン」により、沿岸市町の津波避難計画や地域毎の津波避難計画の策定普及を図るとともに、県民に対しては、地震・津波に対する普及啓発を継続して行っていく。また、「東日本大震災検証記録誌（仮称）」の最終版を発行するとともに、これまで作成した記録誌の配布、記録映像の貸し出し、またはシンポジウムの開催等を通じて、県民の防災意識の醸成を図っていく。</p> <p>・施策3について、自主防災組織の活動主体となる実質的リーダーの育成を継続して支援することにより、構成員の防災意識・活動の拡充を推進していく。また、引き続き出前講座や各種シンポジウムを通じて、広く防災意識の普及・啓発に努めていく。なお、平成26年度は、東日本大震災時における自主防災組織の活動実態調査を行い、防災指導員養成講習や各地域の自主防災組織の活動への活用を図っていく。</p> <p>・施策4について、市町の復興状況を注視しながら、被災して使用不能となった警察施設の本復旧を推進するとともに、事件事故等の多発地域におけるパトロール活動及び駐留警戒を強化し、街区の整備に伴う総合的な交通規制を具現化するため、被災市町と連携して交通安全施設の整備を推進する。また、仮設住宅の立ち寄りや巡回連絡等により、住民のニーズを把握し、被災地における安全・安心の更なる醸成とタイムリーな情報発信を図る。さらに、自治体や関係機関と連携しながら、効果的な交通安全教育を推進し、交通事故の減少を図るほか、暴力団等の反社会的勢力の復興事業からの排除と取締り強化を図るなど、県民の生活基盤やサービス等が犯罪に悪用されにくい環境づくりを推進していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 概ね適切 | 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 施策2については、設定されている目標指標だけでは、施策の成果を把握するデータとしては不十分である。また、施策を構成する事業と目標指標との関連も希薄であり、施策目的である「大津波等への備え」と必ずしも整合的であるとは言えないため、事業構成を施策目的に照らして検討する必要があると考える。 県民の関心が高いと思われる放射線に関連する諸事業を包括的に記述する施策が必要であると考える。 |
|--------|-------------------|------------|---|
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | 政策を構成する施策毎のみの記載となっており、政策全体を統合するような視点からの課題と対応方針を示す必要があると考える。 |
| | | | |

施策番号1 防災機能の再構築

| | |
|--|--|
| <p>施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 実施計画」の 行動方針)</p> | <p>①被災市町村における行政機能の回復 ◇ 震災により被災した市町村の行政機能の回復を図るため、マンパワー確保や事務の受託による支援等を行う。また、臨時に多額の資金需要が発生し、一時的な資金繰りに支障を来している市町村及び一部事務組合に対し、災害復旧資金の貸付を行う。</p> <p>②防災体制の再整備等 ◇ 震災により、流出した消防・防災施設等の復旧強化を行うほか、情報伝達・情報通信基盤の再構築を行う。また、大規模災害に備えた資機材等の備蓄を進める。</p> <p>③原子力防災体制等の再構築 ◇ 東北電力株式会社女川原子力発電所周辺地域について、応急的な監視・防災体制を早急に構築するとともに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故への対応を踏まえ、全県的な放射能等監視施設及び原子力防災対策拠点施設の整備を行う。</p> <p>◇ 学校等も含めた全市町村での放射線測定など、県民の不安解消に向けた取組を行うとともに、食の安全・安心確保の観点から、農林水産物の放射能検査体制の整備等を行うなど、全庁的な原子力災害対応体制の再構築を図る。</p> <p>④災害時の医療体制の確保 ◇ 災害時の医療提供体制を維持・確保するため、医療施設の耐震化を行うとともに、どのような災害にも適切な対応が取れるよう、大規模災害時医療救護活動マニュアルの見直しや実践的な防災訓練等を行う。</p> <p>⑤教育施設における地域防災拠点機能の強化 ◇ 今回の震災において、多くの公立学校が避難所や防災拠点として活用されたことを踏まえ、市町村や地域コミュニティ、関係機関と連携して公立学校の防災機能及び地域防災拠点機能を高めていく。</p> |
|--|--|

| 目標指標等 | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | |
|--------------|--|----------------------------|-----------------------------|-------------|----------------------------|
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | デジタル化する衛星系無線設備数(局)[累計] 0局 (0%) (平成22年度) | 4局 (6.7%) (平成25年度) | 4局 (6.7%) (平成25年度) | A 100.0% | 4局 (6.7%) (平成25年度) |
| 2 | 年間放射線量1ミリシーベルト未満の学校等の数(校) 0校 (0%) (平成22年度) | 306校 (100%) (平成25年度) | 306校 (100%) (平成25年度) | A 100.0% | 319校 (100%) (平成25年度) |
| 3 | 災害拠点病院の耐震化完了数(箇所)[累計] 12箇所 (80.0%) (平成22年度) | 15箇所 (100%) (平成25年度) | 13箇所 (86.7%) (平成25年度) | C 33.3% | 15箇所 (100%) (平成25年度) |

| | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 43.0% | 29.6% | |

※満足群・不満群の割合による区分
Ⅰ:満足群の割合50%以上
かつ不満群の割合25%未満
Ⅱ:「Ⅰ」及び「Ⅲ」以外
Ⅲ:満足群の割合50%未満
かつ不満群の割合25%以上

| | |
|--------------------|---|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <p>・一つ目の指標「デジタル化する衛星系無線設備数」は、衛星系防災行政無線設備4局のデジタル化が完了し、達成率100%、達成度「A」に区分される。</p> <p>・二つ目の指標「年間放射線量1ミリシーベルト未満の学校等の数」は、引き続き除染対策を進めた結果、達成率100%、達成度「A」に区分される。</p> <p>・三つ目の指標「災害拠点病院の耐震化完了数」は、1病院の耐震化が完了し、達成率33.3%、達成度「C」に区分される。</p> |
| 県民意識 | <p>・平成25年県民意識調査の結果から満足群・不満群の割合による区分は「Ⅲ」に該当する。沿岸部と内陸部の割合の差はほとんどない。なお、高重視群の割合83.9%は24施策中最も高い値で、満足群43.0%は昨年より2.9ポイント増加し、不満群29.6%は2.8ポイント減少している。</p> |

| 評価の理由 | |
|-------------------|--|
| 社会 経済 情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により大きく損なわれた防災機能は施策を構成する事業の進捗により回復・改善傾向にある。 ・国の防災基本計画の見直しや各分野における法令・計画・指針等を反映し、昨年度に引き続き「宮城県地域防災計画」の修正を行った。(平成26年2月) ・東日本大震災の教訓や災害対策基本法改正を反映するため、「震災対策推進条例」を一部改正し、津波対策・減災・男女双方の視点・防災拠点の整備等を明記した。(平成26年4月施行) |
| 事業 の 成 果 | <ul style="list-style-type: none"> ・「①被災市町村における行政機能の回復」では、被災市町村へ宮城県職員等を派遣するなど、全ての事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「②防災体制の再整備等」では、防災ヘリコプターの無償貸与による防災航空業務の再開、衛星系防災行政無線設備の復旧工事とあわせたデジタル化、「公共情報コモンズ」の運用開始、宮城県広域防災拠点基本構想・計画の策定など全ての事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「③原子力防災体制等の再構築」では、宮城県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正や原子力防災訓練を行い、また、汚染状況重点調査地域指定市町への除染支援チームを派遣するなど、全ての事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「④災害時の医療体制の確保」では、災害拠点病院の耐震化について目標値を達成することができなかったが、DMAT参集訓練に参加しDMATとの連携や大規模災害時医療救護活動マニュアルの実効性を検証するなど、全ての事業で成果が出ている。 ・「⑤教育施設における地域防災拠点機能の強化」では、県内全ての公立学校に防災主任を配置し、また、県内全ての市町村の小中学校60校に防災担当主幹教諭を配置するなど、全ての事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|---|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <p>・平成25年県民意識調査の結果、当施策に関する高重視群の割合は24施策中1位、満足群の割合では8位、不満群の割合では5位であった。当施策中「④災害時の医療体制の確保」の優先度が最も高いが、災害拠点病院の耐震化は2病院を残す状況となっている。</p> | <p>・災害拠点病院の耐震化等を促進するとともに、東日本大震災の教訓等を踏まえ、国、県、市町村、その他関係機関と連携を図りながら、災害時医療体制の確保、原子力防災体制や市町村等防災体制等の再構築に引き続き取り組んでいく。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | |
|-----------------------------|-------------------|---|
| 委員 会 の 意 見 | 施策の成果 | <p>判定 適切</p> <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | <p>目標指標1の「デジタル化する衛星系無線設備数」について、計画の全体像や年度ごとの整備見通しに関する説明が必要であると考ええる。</p> <p>目標指標2の「年間放射線量1ミリシーベルト未満の学校等の数」について、除染後のモニタリング調査について、課題と対応方針を示す必要があると考ええる。</p> <p>施策方向「災害時の医療体制の確保」について、災害拠点病院の耐震化に加え、医師の確保等の側面についても、他の政策・施策と連携した対応を進める必要があると考ええる。</p> |

| 施策番号2 大津波等への備え | |
|--------------------------------------|--|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | ①津波避難施設の整備等 ◇ 震災を踏まえ、今後、沿岸市町において策定する津波避難計画に資するため、「津波対策ガイドライン」の再構築を図る。また、避難施設等の特定建築物の耐震化を促進する。 ②震災記録の作成と防災意識の醸成 ◇ 大震災の記憶を風化させないよう、震災の記録を作成し後世へ語り継いでいくほか、防災に対する県民の意識の醸成を図るために、防災教育や意識啓発活動を推進する。 |

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | | | | | | | |
|-------|--|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|------------|---------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|------------|
| | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>初期値 (指標測定年度)</th> <th>目標値 (指標測定年度)</th> <th>実績値 (指標測定年度)</th> <th>達成度 達成率</th> <th>計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>78% (平成20年度)</td> <td>88% (平成24年度)</td> <td>87% (平成24年度)</td> <td>B 90.0%</td> <td>90% (平成25年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | 1 | 78% (平成20年度) | 88% (平成24年度) | 87% (平成24年度) | B 90.0% |
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | |
| 1 | 78% (平成20年度) | 88% (平成24年度) | 87% (平成24年度) | B 90.0% | 90% (平成25年度) | | | | | | | |

| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
|-----------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| | 44.4% | 23.6% | Ⅱ |

※満足群・不満群の割合による区分
 Ⅰ:満足群の割合50%以上
 かつ不満群の割合25%未満
 Ⅱ:「Ⅰ」及び「Ⅲ」以外
 Ⅲ:満足群の割合50%未満
 かつ不満群の割合25%以上

| | |
|-------------|------|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
|-------------|------|

| 評価の理由 | |
|--------|--|
| 目標指標等 | ・「多数の者が利用する特定建築物の耐震化率」は、建築物の所有者が直接現地で耐震改修の専門家から技術的な助言が得られるような取り組みなどを行った結果、達成率が90.0%、達成度「B」に区分される。 |
| 県民意識 | ・平成25年県民意識調査の結果から満足群・不満群の割合による区分は「Ⅱ」に該当する。沿岸部と内陸部の割合の差はほとんどない。高重視群の割合は83.1%で24施策中3番目に高い数値となっており、満足群44.4%は昨年より3.2ポイント増加し、不満群23.6%は3.7ポイント減少している。 |
| 社会経済情勢 | ・平成25年2月に、国の防災基本計画の見直し内容や東日本大震災から得られた教訓や課題のほか、県災害対策本部の6か月の災害対応とその検証結果を反映し「宮城県地域防災計画」の修正を行った。 ・平成26年2月に、災害対策基本法の改正や各分野における防災に関する法令・計画・指針等を反映し「宮城県地域防災計画」の修正を行った。 ・震災を踏まえ、今後、沿岸市町において策定する津波避難計画に資するため、津波襲来時に住民等が円滑な避難を可能とするためのソフト対策について整理した「宮城県津波対策ガイドライン」の見直しを行った。 ・東日本大震災から3年が経過し、震災の記憶の風化が懸念されている。 ・東日本大震災発生から概ね半年間における宮城県の災害対応を検証、記録した「東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－」を平成24年3月に発行し、その続編として、その後の6か月間を対象に、引き続き宮城県の応急・復旧期の災害対応を検証、記録した「東日本大震災(続編)－宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証－」を平成25年3月に発行した。また、東日本大震災の記録映像(DVD)を作成した。(宮城県のホームページで閲覧等が可能) ・東日本大震災の概要、関係機関の応急・復旧対応や教訓を後世に残すとともに、防災意識の風化を防ぐため、関係機関の対応を検証、記録した「宮城県東日本大震災検証記録誌(仮称)」の中間報告を取りまとめ、平成26年2月に県ホームページで公開した。 |
| 事業の成果等 | ・「①津波避難施設の整備等」では、宮城県津波対策ガイドラインの見直しを行い、また、特定建築物の耐震化を促進するなど、全ての事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「②震災記録の作成と防災意識の醸成」では、津波対策強化推進事業で宮城県東日本大震災検証記録誌(仮称)の中間報告を取りまとめるとともに、3.11伝承・減災プロジェクト推進プロジェクト事業で津波浸水表示板等の設置を行うなど、全ての事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・本県は過去においても度重なる津波災害に見舞われていることから、引き続き地震・津波に対する防災意識の啓発が必要であり対策を講じていく必要がある。なお、県民意識調査の結果、当施策中「①津波避難施設の整備等」の優先度が高くなっている。</p> <p>・東日本大震災の記憶を風化させないために、県や関係機関の対応を検証、記録し、その教訓を後世へ伝えていく必要がある。</p> | <p>・平成26年1月に見直した「津波対策ガイドライン」により、沿岸市町の津波避難計画や地域毎の津波避難計画の策定普及を図るとともに、県民に対しては、地震・津波に対する普及啓発を継続して行っていく。</p> <p>・「東日本大震災検証記録誌(仮称)」の最終版を発行するとともに、これまで作成した記録誌の配布、記録映像の貸し出し、またはシンポジウムの開催等を通じて、県民の防災意識の醸成を図っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 判定 | 要検討 | 評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。 |
|-------------------|----|-----|---|
| | | | 設定されている目標指標だけでは、施策の成果を把握するデータとしては不十分である。また、施策を構成する事業と目標指標との関連も希薄であり、施策目的である「大津波等への備え」と必ずしも整合的であるとは言えないため、事業構成を施策目的に照らして検討する必要があると考える。 |
| 施策の成果 | | | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | | 大津波等への備えとして、ハード面では防潮堤等のみが考慮されているが、津波避難ビル等も含めた総合的な減災対策とすべきである。また次世代への伝承及び社会教育上、震災遺構は重要な役割を果たすと思われることから、これに関しても将来を見据えた対応方針を示す必要があると考える。 |

| | |
|---|--|
| 施策番号3 | 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化 |
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | ①地域防災リーダーの養成等 ◇ 大規模災害発生時には、公的機関の対応に加え、地域コミュニティの中で組織される自主防災組織による対応が不可欠であるため、この組織において中心的役割を果たす地域防災リーダーの養成等を行う。 ②木造住宅等の震災対策 ◇ 大規模地震に備え、県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、倒壊の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた木造住宅等の耐震化を促進する。 |

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|--------------------|--------------------|-----------------|---------------------|------------|---------------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|--------------------|
| | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>初期値 (指標測定年度)</th> <th>目標値 (指標測定年度)</th> <th>実績値 (指標測定年度)</th> <th>達成度 達成率</th> <th>計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2,673人 (平成22年度)</td> <td>5,000人 (平成25年度)</td> <td>5,103人 (平成25年度)</td> <td>A 104.4%</td> <td>5,000人 (平成25年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | 1 | 2,673人 (平成22年度) | 5,000人 (平成25年度) | 5,103人 (平成25年度) | A 104.4% | 5,000人 (平成25年度) |
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | | |
| 1 | 2,673人 (平成22年度) | 5,000人 (平成25年度) | 5,103人 (平成25年度) | A 104.4% | 5,000人 (平成25年度) | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|
| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区 分 |
| | 40.2% | 23.4% | Ⅱ |

※満足群・不満群の割合による区分
 I:満足群の割合50%以上
 かつ不満群の割合25%未満
 II:「I」及び「Ⅲ」以外
 III:満足群の割合50%未満
 かつ不満群の割合25%以上

| | |
|--------------------|---|
| ■ 施策評価 (原案) | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・「防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数」は、平成25年度に防災指導員養成講習を23回開催するなどし、759人の防災指導員を養成するとともに、県内の公立学校に配置されている防災主任717人及び仙台市で養成している仙台市地域防災リーダー195人を計上したことにより、達成率104.4%、達成度「A」に区分される。 |
| 県民意識 | ・平成25年県民意識調査の結果から満足群・不満群の割合による区分は「Ⅱ」に該当する。沿岸部と内陸部の割合の差はほとんどない。高重視群の割合は76.7%で昨年とほぼ同じ値で、満足群40.2%は昨年より3.0ポイント増加し、不満群23.4%は1.4ポイント減少している。 |
| 社会経済情勢 | ・東日本大震災をきっかけに、国や地方公共団体のみならず、地域や企業等が一体となって防災・減災対策、災害活動に取り組むことの重要性が再認識されている。 ・平成25年2月に国の防災基本計画の見直し内容や東日本大震災から得られた教訓や課題のほか、県災害対策本部の6か月間の災害対応とその検証結果を反映し、「宮城県地域防災計画」の修正を行った。 ・平成26年2月に災害対策基本法の改正や各分野における防災に関する法令・計画・指針等を反映し「宮城県地域防災計画」の修正を行った。 ・平成24年度から防災指導員養成講習のカリキュラムに、東日本大震災を教訓に「津波に関する基礎知識」や「避難所運営(演習)」を追加している。また、平成24年度から防災指導員を対象にスキルアップのための講習を開催しており、平成25年度は5回で147人が受講している。 ・平成25年度消防防災・震災対策現況調査によると、宮城県の自主防災組織の組織率は83.8%で全国平均値77.9%を上回っている。 |
| 事業の成果等 | ・「①地域防災リーダーの養成等」では、防災指導員養成講習を開催し防災指導員を養成するとともに、フォローアップ講習を開催し防災指導員のスキルアップを図るなど、全ての事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「②木造住宅等の震災対策」では、木造住宅耐震診断に620件、木造住宅耐震改修に240件の助成を行うなど、木造住宅等震災対策事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・自主防災組織の組織率は前年比1.5%減少し83.8%となっている。自主防災組織を運営する担い手の不足や高齢化、さらには自主防災組織の活動に係る地域間格差が見受けられる。また、県民意識調査の結果から、引き続き出前講座や各種シンポジウム等を通じて、広く防災意識の普及・啓発に努めていく必要がある。</p> | <p>・防災意識を地域に根付かせるため、自主防災組織の活動主体となる実質的リーダーの育成を継続して支援することにより、構成員の防災意識・活動の拡充を推進していく。また、引き続き出前講座や各種シンポジウム等を通じて、広く防災意識の普及・啓発に努めていく。なお、平成26年度は、東日本大震災時における自主防災組織の活動実態調査を行い、防災指導員養成講習や各地域の自主防災組織の活動への活用を図っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 判定 | |
|-------------------|----|--|
| | 適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>防災リーダーの養成については、フォローアップ講習等による実働性の維持に加え、訓練等を通じた実践力の向上が重要であり、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。また、地域の防災機能の維持には学校の役割が大きいことから、学校と地域との連携の強化が必要であると考えます。</p> |

施策番号4 安全・安心な地域社会の構築

| | |
|---|--|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の行動方針) | <p>①警察施設等の早期機能回復及び機能強化 ◇ 震災により壊滅的な被害を受けた警察施設の復旧・強化を図るとともに、津波により流出した各種装備品を整備し、治安・防災体制の回復・充実に努める。</p> <p>②交通安全施設等の早期機能回復及び機能強化 ◇ 震災により甚大な被害を受けた交通安全施設について、道路の復旧に合わせて、震災に強い交通安全施設を早急に整備し、安全かつ円滑な交通環境を確保する。</p> <p>③防犯・防災に配慮した安全・安心な地域社会の構築 ◇ 安全・安心な地域社会の構築を図るため、各種広報手段による積極的な生活安全情報の提供に取り組むとともに、被災地を中心としたパトロール活動を強化するほか、防犯ボランティア活動の促進・活性化を図る。</p> |
|---|--|

| 目標指標等 | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | |
|--------------|--|----------------------|--------------------|------------|----------------------|
| | | | | | |
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 刑法犯認知件数(件) 24,614件 (平成22年) | 19,200件以下 (平成25年) | 19,367件 (平成25年) | B 96.9% | 19,200件以下 (平成25年) |

| | | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|---|
| 平成25年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 | <p>※満足群・不満群の割合による区分 I:満足群の割合50%以上 かつ不満群の割合25%未満 II:「I」及び「III」以外 III:満足群の割合50%未満 かつ不満群の割合25%以上</p> |
| | 42.6% | 19.1% | II | |

■ 施策評価 (原案) 概ね順調

| 評価の理由 | |
|---------------|---|
| 目標指標等 | ・県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が平成14年から12年連続で減少したが、年代別平均で最も少ない昭和50年代に比べいまだ高い水準にある。 |
| 県民意識 | ・当該施策に係る平成25年県民意識調査結果は、高重視群が75.3%と高いが、満足度の「わからない」も38.3%と高い値であり、県民にあまり理解されていないと思われる。 ・沿岸部における不満群の割合18.1%は24施策中22番目であり不満度は低いものの、県全体の満足群の割合42.6%は24施策中9番目であることから、県民が施策に対し十分満足しているとは言えない。 |
| 社会経済情勢 | ・刑法犯認知件数は減少しているものの、県民に不安を与える窃盗犯が増加傾向にあるほか、女性・子どもに対する声がけ等の脅威事案や高齢者などを狙った振り込め詐欺が急増するなど、県民が肌で感じる体感治安は改善しているとはいえない。 |
| 事業の成果等 | <p>・被災した警察施設(使用不能施設を除く137か所のうち、H24年度までに135か所、H25年度に2か所復旧)の増改築(復旧工事・修繕等)が完了したことにより、安全・安心な地域社会を構築できる警察活動を推進した。</p> <p>・防犯ボランティア活動促進事業については、平成26年1月、防犯ボランティア73団体参加による「平成25年度防犯ボランティア地域交流会」を開催、自治体を含めた各団体の事例発表、意見交換が行われたほか、NPO法人代表による地域コミュニティ再生の基調講演を実施した結果、団体間の更なる連携が図られ、概ね順調に活動促進が図られた。</p> <p>・情報発信事業について、仮設住宅における犯罪被害やトラブル防止を目的として、全住戸に対して防犯チラシを配布するとともに、仮設住宅の若年世帯を対象に防犯ブック「ストーリー・DV被害に遭わないために」を配布するなど、防犯情報や安全・安心情報の提供を通じて被災住民の安全・安心の確保を推進した。</p> <p>・コンクリート製信号柱の折損による二次被害を防止するため、信号柱の鋼管柱化改良(113本)、信号灯の節電、軽量化を図るため、灯器LED化改良(344灯)、交通信号機用電源付加装置の設置(69基)をするなどして、被災地等の交通安全対策を推進した。</p> |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域における街区の復興, 集団移転促進の進捗に合わせ, 警察施設を復旧する必要がある。 ・仮設住宅での不自由な生活が長引く中, ストレスに起因した暴行・傷害事件等各種犯罪の質的・量的悪化が懸念されるほか, 振り込め詐欺を始めとした特殊詐欺の増加も懸念される。 ・被災地域における街区の復興に伴い, 総合的な交通規制が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・復興事業に伴う交通量の増加等による交通事故の多発及び復興に便乗した犯罪の増加が懸念される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町の復興状況を注視しながら, 被災して使用不能となった警察施設の本復旧を推進する。 ・仮設住宅の立ち寄りや巡回連絡等により, 住民のニーズを把握し, 被災地における安全・安心の更なる醸成とタイムリーな情報発信を図る。 ・被災地をはじめ, 事件事故等の多発地域におけるパトロール活動及び駐留警戒を強化する。 ・集団移転促進事業などによる街区の整備に伴う総合的な交通規制を具現化するため, 被災市町と連携して交通安全施設の整備を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や関係機関と連携しながら, 更に効果的な交通安全教育を推進し, 交通事故の減少を図るほか, 暴力団等の反社会的勢力の復興事業からの排除と取締り強化を図るなど, 県民の生活基盤やサービス等が犯罪に悪用されにくい環境づくりを推進していく。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 判定 | |
|-------------------|------|---|
| | 概ね適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>犯罪抑止に関する取組は警察活動だけではなく, 社会政策として総合的な視点での連携, 対応が必要であると考えます。</p> |